

平成 3 0 年 8 月 1 日

会 員 各 位

東京土地家屋調査士会
業 務 部

「土地家屋調査士 会員必携」（土地家屋調査士基本書）の補訂について（お知らせ）

このたび日本土地家屋調査士会連合会より、標記資料を補訂した旨の通知がありました。

なお、この資料は、同連合会が、土地家屋調査士の業務及び制度に関する内容を包括的に取りまとめた研修教材用の資料であり、会員各位の業務執行にも活用できる資料であると考えますので、是非ご一読いただけますよう、お知らせ致します。

【補訂箇所】

資料編

第 1 章 第 5 【 6 8 】土地家屋調査士倫理規程（P 6 0 ～ 6 9）を、現行の土地家屋調査士倫理規程（平成 3 0 年 6 月 2 0 日施行）に差し替え

会員必携



会員必携（資料編）



【平成 27 年 2 月版】

【補訂版】

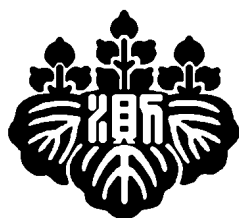
平成 29 年 12 月

第 3 版

土地家屋調査士

会 員 必 携

(土地家屋調査士基本書)



日本土地家屋調査士会連合会

土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命

不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2. 公 正

品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。

3. 研 鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

改訂に当たって

徴税という国の行政事務を補完する目的から誕生した調査員制度は、不動産登記の基礎である土地・家屋の表示の正確さを保持することを目的とした、土地家屋調査士法の制定という実を結びました。以来 60 有余年国民の権利意識の高まりとあいまって、不動産登記法制度に対する社会の要請に合わせて改正され、変遷を重ねてきました。

また、業務処理方法についても測量機器の発達とともに変化し、昭和 50 年以降はかなり急激な変革を経てきましたが、むしろ土地家屋調査士を取り巻く環境変化こそが、私たちを鍛え、育ててきたのだと思います。

現在の土地家屋調査士制度を取り巻く諸情勢の中で、昨今の行政改革や規制改革等の流れは、新たな業務の創出が期待される反面、一步間違えば制度そのものの存在も問われかねない危機をはらみつつ進行しているといえ、私たちの資格制度にとっては、極めて厳しい状況にあることを十分認識する必要があります。

制度や業務の改善を有効に行うためには、会員一人ひとりが、常に広い視野に立って研鑽し、高度な専門知識と技能を体得し、将来に亘って維持・継続でき得る力強い組織を構築する必要があります。

私たちは、変革なくしては今後の制度の発展も期待できないことを、覚悟して行動しなければなりません。

さて、土地家屋調査士倫理綱領に示された「使命」「公正」「研鑽」は、それぞれの土地家屋調査士が常日頃に心掛けなければならない業務に対する基本姿勢を表わしているものです。この姿勢を将来に亘って堅持する限り、今後の土地家屋調査士制度や業務に対して生ずる新たな課題にも対処・克服できるものと信じます。

このような背景を理解し、会員研修の必要性を十分認識するとともに、積極的に参加することは、土地家屋調査士の義務であります。その上で、制度の中で会員としてどう行動するか、如何なるテーマを持つかを常に模索していただきたいと思います。

日常業務の処理に汲々としていると、いつの間にか土地家屋調査士会の構成員であるという認識が希薄になっていくおそれがあります。そのようなときは初心に戻り真摯な気持ちで、より高い視野から土地家屋調査士制度を熟考されることを願うものです。

会員の皆様にはこの会員必携をよく咀嚼された上で、より高く飛翔し、広く様々な新しい視野で土地家屋調査士の業務及び制度を包括的に見て、より高度な倫理観を持った、洗練された土地家屋調査士として活躍していただきたいと念願する次第です。

本書は業務を行ううえでのインデックス的な編成としておりますので、内容について詳細な解説が必要になった際には、専門書を繙いて見られることをお勧めします。

平成 27 年 2 月

日本土地家屋調査士会連合会研修部

目 次

改訂に当たって	3
第1章 会員心得	11
第1 土地家屋調査士制度の歴史	11
1 土地家屋調査士法制定までの経緯	11
2 土地家屋調査士制度における各種制定等	15
3 全国土地家屋調査士松本大会	18
4 土地家屋調査士法及び関係法改正の経過	20
第2 土地家屋調査士の業務範囲	24
1 土地家屋調査士業務	24
2 附帯業務	32
3 関連業務	33
4 隣接業務（他士業との業務区分）	34
5 制度の動向と職域拡大	36
第3 連合会、ブロック協議会及び単位会の関係	38
第4 各会則の目的と必要性	39
1 土地家屋調査士の研修制度	39
2 土地家屋調査士の義務	44
3 土地家屋調査士の懲戒処分事例	47
4 事務所の設置と独立性	49
5 帳簿類の備付け	51
6 事務処理	52
7 補助者の使用	53
第5 土地家屋調査士の職責と倫理	56
1 土地家屋調査士倫理綱領	56
2 土地家屋調査士倫理規程	57
3 土地家屋調査士の職責と倫理	57
4 個人情報の取扱い	61
第2章 不動産登記法及び関係法令	62
第1 はじめに	62
第2 主な土地制度の沿革及び登記制度の沿革	63
第3 我が国の土地制度	64
1 原始的・共同体的土地所有制度（4世紀頃以前）	64

2	古代的・貴族的土地所有制度（7世紀の大化の改新まで）	64
3	律令的・国家的土地所有制度（7世紀から10世紀頃まで）	64
4	近世幕藩大名的土地所有制度（16世紀頃から明治5年地租改正まで）	67
5	地主的土地所有制度（地租改正から昭和22年農地改革まで）	68
6	近代的・自作農的土地所有制度（第二次世界大戦後・農地改革後）	75
第4	我が国の公証・登記制度	76
1	名主加判制度時代	76
2	地券・公証制度時代	77
3	旧登記法時代	77
4	不動産登記法時代	78
第5	登記簿の法務局移管と台帳の一元化	79
1	法務局への移管からバインダー化作業まで	79
2	台帳制度の廃止と登記簿への一元化	81
3	一元化作業の内容	83
4	メートル法の実施	84
第6	地積測量図の存否	85
1	土地台帳当時	85
2	一元化後の地積測量図	85
3	市町村役場保存の地積測量図	86
第7	国土調査法	86
1	法制定時の目的とその後の経緯	86
2	法第14条地図の問題点	86
3	現行法の目的及び調査の内容	87
4	民間成果の活用について	88
第8	平成の地籍整備事業	89
	法制定の目的とその後の経緯	89
第9	農地法	89
1	農地法	89
2	農地又は採草放牧地（農地等）の取引規制	90
第10	耕地整理法	91
	耕地整理法	91
第11	土地改良法	91
1	土地改良法	91
2	土地改良事業の定義	91
第12	土地区画整理法	91

1	土地区画整理法	91
2	土地区画整理事業とは	92
3	土地区画整理事業の内容	92
4	換地、仮換地と土地区画整理事業	92
第13	借地借家法	92
1	借地借家法	92
2	借地権の対抗要件	92
3	建物の滅失と借地権	94
4	旧法における取扱い	94
第3章	筆界確認の実務	95
第1	はじめに	95
第2	境界とは	95
第3	所有権界と筆界	96
1	二つの境界	96
2	実務における所有権界と筆界との関係	98
3	境界の発生事由	99
第4	訴訟形態にみる所有権界と筆界	99
1	訴訟形態にみる所有権界と筆界との相違	99
2	筆界確定訴訟の特徴	102
第5	判例にみる境界確定の基準と方法	103
1	判例にみる境界確定の基準	103
2	判例にみる境界確定の方法	103
3	調査・測量実施要領との関連	107
第6	紛争予防	108
1	境界鑑定	108
2	筆界特定制度	109
3	土地家屋調査士会ADRセンター	109
4	専門委員制度の創設	110
5	今後の課題	110
第4章	不動産の表示の登記に関する主要先例等	113
第1	表示に関する登記（総括）	113
第2	土地の表示に関する登記	114
第3	建物の表示に関する登記	115
第4	筆界特定手続	116
第5	その他	117
第5章	調査・測量実施要領	118

第1	はじめに	118
第2	「調査・測量実施要領」制定の変遷	118
第6章	報酬	120
第1	報酬の基準について	120
第2	報酬額基準の明示	120
第3	報酬の決定	121
第4	正当な報酬とは	123
1	報酬額について	123
2	原価計算の基本	123
3	利益とは	123
4	損益分岐点	124
5	土地家屋調査士の原価	124
第5	土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査	124

※ 本資料は、平成23年発行の本資料を全面改訂したものである。

(平成27年2月17日、18日開催の平成26年度第6回理事会において報告、承認)

●引用文献・参考図書

第1章 会員心得

新井克美『公図と境界』テイハン・2005

小林昭彦・河合芳光編『一問一答新司法書士法・土地家屋調査士法―平成14年改正法の要点―』テイハン・2002

藤原政弥『日本を測る人びと』・1991

御園生進『注解土地家屋調査士法』東京法経学院出版部・1975

境界・私道等実務研究会編『問答式 境界・私道等の法律実務』新日本法規出版・1989

社団法人金融財政事情研究会編『登記先例解説集 NO. 286(25 巻 9 号)』・1985

登記研究編集室編『平成17年不動産登記法等の改正と筆界特定の実務』テイハン・2005

登記制度研究会不動産部会編『不動産表示登記の実務』新日本法規出版・1983

日本土地家屋調査士会連合会編『土地家屋調査士実務関係通達集』興生社・1971

日本土地家屋調査士会連合会発行『連合会会史』・1995

日本土地家屋調査士会連合会研究所編『土地家屋調査士の業務と制度 第2版』三省堂・2010

日本土地家屋調査士会連合会発行『表示に関する登記・土地家屋調査士関係 先例・判例・質疑応答要旨集』・2010

日本土地家屋調査士会連合会発行『土地家屋調査士制度制定60周年記念誌』・2011

日本土地家屋調査士会連合会編『土地家屋調査士白書2014』日本加除出版・2014

日本土地家屋調査士会連合会発行『土地家屋調査士 調査・測量実施要領』・1977

日本土地家屋調査士会連合会会報『土地家屋調査士』第233号・1976

日本土地家屋調査士会連合会会報『土地家屋調査士』第256号・1978

法務省民事局『民事月報』

臨時行政調査会第3専門部会第1分科会『許認可事務調査報告』・1963

臨時行政調査会『行政改革に関する第5次答申（最終答申）』・1983

日本土地家屋調査士会連合会ホームページ

<http://www.chosashi.or.jp/index.html>（参照2014.5.27）

国立国会図書館ホームページ

<http://www.ndl.go.jp/index.html>（参照2014.5.28）

国立国会図書館ホームページ国会会議録検索システム

<http://kokkai.ndl.go.jp/>（参照2014.5.28）

国立国会図書館ホームページデジタルコレクション

<http://dl.ndl.go.jp/>（参照2014.7.11）

国立国会図書館ホームページ日本法令索引

<http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/>（参照2014.5.29）

国立公文書館ホームページ

<http://www.archives.go.jp/>（参照2014.6.7）

衆議院ホームページ立法情報

<http://www.shugiin.go.jp/Internet/index.nsf/html/index.htm> (参照 2014. 5. 29)

首相官邸ホームページ

<http://www.kantei.go.jp/> (参照 2014. 7. 11)

総務省ホームページ法令データ提供システム

<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi> (参照 2014. 6. 3)

法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/> (参照 2014. 6. 3)

法務局ホームページ

<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/index.html> (参照 2014. 6. 3)

第2章 不動産登記法及び関係法令

(社) 日本不動産鑑定協会実務研究会編『継続賃料』住宅新報社・1983

渡辺久雄『条里制の研究』創元社・1968

新井克己『公図と境界』テイハン・2005

小野武夫『地租改正史論』大八洲出版・1948

日本土地家屋調査士会連合会編『土地台帳の読み方』

毛塚五郎『近代土地所有権』日本加除出版・1984

登記研究編集室編『戦後の不動産登記制度の回顧』テイハン・1989(昭和58年までの記述)

地球社発行『地籍調査必携 2015 年版』・2014

地籍調査研究会編『地籍調査必携』・2014

(社) 全国土地区画整理組合連合会『土地区画整理のあゆみ』

国土交通省ホームページ (参照 2014. 7. 4)

<http://www.chiseki.go.jp/info/plan6.html>

<http://www.chiseki.go.jp/about/cityblock.html>

<http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/information/budget/budget/images/H20kg1.pdf>

<http://www.ur-lr.or.jp/images/outline/gaiyou3.pdf>

第3章 筆界確認の実務

石川和雄『官民境界確定訴訟における実務上の諸問題』法務総合研究所・1991

新井克美『公図の沿革と境界』テイハン・1984

村松利夫『境界確定の訴 (増補版)』有隣閣ブックス・1977

最高裁事務局『境界確定訴訟に関する執務資料』法曹会・1980

篠塚昭次・宮代洋一・佐伯剛『境界の法律紛争 (第2版)』有隣閣選書・1997

藤原勇喜『公図の研究 [改訂版]』大蔵省印刷局・1993

實金敏明『境界確定の法理と登記実務』登記情報誌 427～431 号 (1997. 6～10)

實金敏明『里道・水路・海浜』ぎょうせい・1998

日本土地家屋調査士会連合会会報『土地家屋調査士』483、484（1997.4～5）、495、496号（1998.4～5）

有馬厚彦『事例にみる表示に関する登記（1）』テイハン・1996

毛塚五郎『近代土地所有権』日本加除出版・1984

建設省財産管理研究会編『公共用財産管理の手引〔第2次改訂版〕』ぎょうせい・1998

塚田利和『土地境界総論』京都土地家屋調査士会・1996

友次英樹『土地台帳の沿革と読み方』日本加除出版・1995

佐藤甚次郎『公図・読図の基礎』古今書院・1996

パネルディスカッション『土地の境界と市民生活を考える』登研566号（1995.3）テイハン

日本土地家屋調査士会連合会編『土地家屋調査士白書2014』日本加除出版・2014

日本土地家屋調査士会連合会発行『土地家屋調査士 調査・測量実施要領』・1977ほか

法務省ホームページ（参照2014.7.4）

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001118891>

第4章 不動産の表示の登記に関する主要先例等

日本土地家屋調査士会連合会発行『表示に関する登記・土地家屋調査士関係 先例・判例・質疑応答要旨集』・2010

第5章 調査・測量実施要領

日本土地家屋調査士会連合会発行『土地家屋調査士 調査・測量実施要領』・1977

第6章 報酬

鈴木修ほか共著『ガイドンス土地家屋調査士報酬』日本加除出版・2011

●文中の表記

「土地家屋調査士」は適宜「調査士」と略して表記した。

「日本土地家屋調査士会連合会」は適宜「連合会」と略して表記した。

「土地家屋調査士会」は適宜「調査士会」と略して表記した。

「土地家屋調査士会ADRセンター」は適宜「センター」と略して表記した。

「土地家屋調査士法」は適宜「調査士法」と略して表記した。

●引用文中の表記

引用文原典の漢数字表記は、適宜アラビア数字に改めた。

第1章 会 員 心 得

第1 土地家屋調査士制度の歴史

土地家屋調査士の制度は戦後日本の復興期に当たり、さまざまな制度の変革が試みられた昭和 25 年、土地・家屋台帳の所管が税務官署から法務局に移管されると時を同じくして誕生いたしました。

土地・建物の台帳登録事項の異動に伴い土地所有者等が行うこととされていた台帳申告の手続は、現地の調査や測量、図面の作成等技術的な側面と、法律事務的な側面の双方を持つことからその担い手には、極めて専門性が高い知見を備えていることが求められていました。そこでその適切な運用を図るために民間の活力・知識経験を活用しよう、不動産の正確な調査と測量をすることによって土地台帳制度の円滑さの確保を通じて日本の国土利用の発展と、登記制度の前提となる現況の把握をより正確にしよう、土地家屋調査士制度が創設されたものです。

そのルーツは土地建物に係る税の基礎資料の正確さを期するため各地の税務官署に所属して業務していた土地調査員の制度であり、戦前からの数度に及ぶ国家資格制度化への国会への請願を経て議員立法により土地家屋調査士制度として誕生したものです。

1 土地家屋調査士法制定までの経緯

(1) 胎動期の概要

徳川幕府の大政奉還によって成立した明治政府は、わが国において初めて国民に土地の所有権を認め、地租、家屋税は国政運営の重要な財源となりました。後に、政府は全国各地の税務署に土地調査員を配置しましたが、徴税の公正を期するために必要な全国の土地を一律正確に調査、測量するまでには至りませんでした。

昭和の初頭、一説には大正時代といわれていますが、名古屋税務監督局管内の各税務署においては、特に地租、家屋税に関して申告制度ではあっても、無申告による脱税に厳重な対策を講じており、市町村を通じて土地建物の所有者に申告を促す必要がありました。また、申告がなされても専門家の手を経ないものは不備が多く、未処理事件が山積することとなる事情から、名古屋局管内の 6 県には市町村長の推薦により、各税務署長から嘱託を受けた土地調査員という職が置かれて、土地建物の調査、測量、申告手続等を行っていました。

そのような中、昭和 2 年、信州松本税務署において法制定運動の烽火が揚げられました。

時の署長の植木庚子郎氏（後の法務大臣）は、当時管内に散在していた土地調査員に結集を呼びかけ、土地調査員に国家資格を与えることによる業界の刷新を提唱しました。それに共鳴した中島實、赤羽多知雄両氏は同運動の基盤とするため、官

民協力して同署管内に松本土土地調査員会を結成し、また拡張して県内の調査員会をまとめ、昭和 13 年に聯合会的な長野県土地調査員会を創設して、他府県に協力連携を呼びかけました。

しかし、他府県には調査員の組織が不完全であったため、了解を得て爾後、国会請願の全国運動は長野県が主体となって行うこととなり、同運動の正副会長に中島實、赤羽多知雄両氏を選任し、昭和 16 年、従来の嘱託員制度を免許制度に改正することの請願書を初めて国会に提出し、その後、数度に亘る請願運動を展開しました。

昭和 20 年に至り、戦後の日本はアメリカ軍による軍政によって支配され、激変した国会情勢に対処して運動方針も大転換し、昭和 24 年、従来の政府提案方式を改めて、アメリカ流の議員立法方式に切り替え、八方努力した結果、法案は昭和 25 年 7 月臨時国会及びGHQを無事通過しました。

松本土土地調査員会設立総会 植木庚子郎氏祝辞（抜粋） 藤原政弥『日本を測る人びと』から

この時期に当り調査員会が発足されたことは、まことに意義深いものがあります。諸君の身分が法によって認められ、在野の徴税協力機関として、また不動産の個人にかかわる権利確認の基本資料作成のための唯一の権威団体として大成されますことを祈念します。

なお、この機会に是非、諸君の心に留めておいてほしいことがあります。元来、土地は新しく生産することができないということは今更言うまでもありません。

しかし、わが国の人口が一億を超える日はそう遠くないと思います。この狭い国土に一億の住む場所があるか。一つの方法として海外に土地を求めて新しい国土としてそこに生活の基盤を築く。例えば、アメリカ合衆国のように。日本もいま満州に出ていこうとしています。そこはアメリカ大陸とは異なって既に多くの人々が住んでいます。従っていつの日にか必ず困難な問題を生みます。その時は一億の人々はこの狭い国土の中に、嫌も応もなしに住むことになります。世の中の動きと共に、土地の所有関係が今よりも細分化されゆくことでしょう。絶対量の少ないものは、殆どの場合貴重になります。ダイヤモンドがそうですし、金も同様です。土地も同じ運命を辿ることと思います。貴重なものは大切にしなければなりません。それは形も大きさも明確に他者に「私のものはこれです」と示すことができなければならないし、国家もこれを保証することが必要になります。その保証する土地の形と大きさを客観的に示すことは誰の仕事でしょうか。それは諸君以外の誰の仕事でもありません。昔に遡れば伊能忠敬がそうでありましたし、高名な和算家・関孝和もそうでありました。この重要な仕事をする人に、国は保証を与えなければなりませんし、輝かしい資格を与える必要があります。諸君は研鑽を積まれて、この負託に応える準備を始めてほしいと思います。

洋々たる諸君の前途に輝きあれと祈念してお祝辞と致します。

(2) 土地整理士法制定運動

第1回請願	昭和16年2月17日 同 2月22日 同 2月25日	衆議院に請願提出（赤羽多知雄 外313名） 請願文書表第382号で受理 採択可決決定 法文作成に至らず。
第2回請願	昭和17年1月30日 同 2月6日 同 2月25日 同 3月12日	衆議院に請願提出（赤羽多知雄 外371名） 請願文書表第45号で受理 衆議院採択可決決定（3月3日、貴族院に送付） 貴族院採択可決決定 法文作成に至らず。
第3回請願	昭和18年3月23日	第81議会の衆議院建議委員会に小野秀一議員から建議。建議文書（第25号）要旨「去る第78議会及び第79議会でも通過しているにもかかわらず未だに法文化されないのは不当であるから速やかに本法の制定を要望する。」満場一致可決されるも、太平洋戦争苛烈化に伴い終戦まで運動も一時中止となる。

(3) 戦後の土地家屋調査士法制定運動

昭和21年	松本土地調査員会の中島實会長から、東京に近い諏訪の会長の林義成氏に運動の先達が引き継がれる。（長野県から全国的運動への転換）
昭和22年	「土地家屋整理士法制定に関する請願」 長野県土地家屋調査員 林義成 外419名 ※ 家屋税の関係から、ここで初めて「家屋」という言葉が現れてくる。また、調査員では役所的であることから、「土地家屋整理士」の名称にする予定のところ、当時使用していた「土地家屋調査員」の員が士となって、後に日の目を見ることとなる。 戦前同様に法案化されず、以後、請願運動は昭和24年に至る。
昭和24年	降旗徳弥先生（逓信大臣、後の連合会初代会長）を通じ議員提案に動く。 家令昌紀先生（日本測量士会長、後の連合会2代会長）らの協力を得る。 ※ 測量士の登録資格規定を織り込んだ測量法（昭和24年6月3日法律第188号）は厳重で、一般の測量実務家の既得権は認められず、試験を受けなければ資格が得られないことから、その救済のための測量法一部改正と土地家屋調査士法成立を互いに協力して運動することとなった。
昭和25年5月	シャウブ勧告の税制改革による台帳制度改正の流れの後押しもあり、法案成立が期待されたが、国税を地方税へ移譲する法案が審議未了となったため、土地家屋調査士法も審議未了となる。（同時に提案されていた司法書士法は、地方税と関係がないため、5月22日法律第197号として制定、即日施行された。）
昭和25年7月31日	第8回臨時国会に税法改正案と共に再提出され、「土地家屋調査士法」制定公布となる。

※ 提出者の趣意説明 （昭和 25 年 7 月 22 日第 8 回衆議院本会議会議録第 7 号）

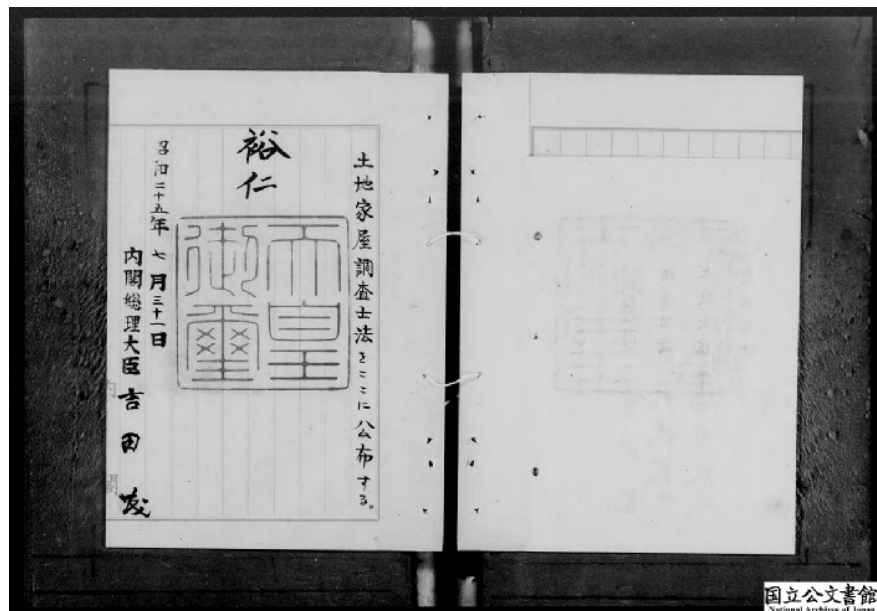
提出者 法務委員長 安部俊吾

土地家屋調査士法案につき御説明いたします。

御承知のように、今回税制改革の一環として地方税法の改正が行われるようになっておりますが、それに伴いまして土地台帳法等の一部を改正する法律案が政府より提出され、目下当法務委員会において審議いたしておる次第であります。それによりますと、従来税務署で取扱っておりました土地、家屋の台帳事務を登記所に移管し、台帳事務と登記事務との間に手続上の簡素化をはかろうとしておるのであります。従って、土地台帳及び家屋台帳の記載は、不動産登記の目的たる諸権利の基礎となる事実関係を示すものとして、その正確性が特に要請されることとなりました。よって土地台帳及び家屋台帳の登録につき必要な土地または家屋に対する調査、測量並びに申告手続が的確に行われるかいかは、国民の權益並びに国家経済にもきわめて重大な関係を有するのであります。従いまして、これらの調査、測量及び申告手続を業務とする土地家屋調査士に関しまして、新たにその業務範囲、資格、試験、業務執行の方法、懲戒、罰則等を定める必要があるのであります。以上が本法案の要旨並びに提案理由の概要であります。

【1】 制定公布時の土地家屋調査士法（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **資料編 P10**

土地家屋調査士法公布 御署名原本



昭和 25 年 7 月 31 日

2 土地家屋調査士制度における各種制定等

(1) 土地家屋調査士会員徽章



昭和 26 年（1951 年）に現在使用している桐の徽章ができました。法務省関係であるというところから五三の桐を採用し、その中に測の文字では調停委員と間違えられるからという理由で「測」の文字を入れることに決定しました。

(2) 調査士の歌

土地家屋調査士制度の啓発・業務の P R、調査士の士気の高揚を図るため、昭和 45 年（1970 年）に土地家屋調査士会創立 20 周年記念事業の一つとして、全国の会員に「調査士の歌」の募集を行い、誕生しました。

その後、昭和 51 年（1976 年）に、より土地家屋調査士制度と業務 P R の効果を向上することを期待し、会員に新作曲の募集を行い、曲の作り直しを行いました。このとき録音したものを調査士会の総会などで長年使用してきましたが、平成 23 年（2011 年）3 月に再録音を行いました。

調査士の歌

一 かぎりなき
国の栄えを担いたつ
意識は胸の桐の華
あしたを望み あしたを拓く
意気高らかに ゆくわれら
我等調査士 結びはかたし

(3) シンボルマーク



土地に関わり、人の信頼に応える仕事がモチーフ。土地家屋調査士制度制定 50 周年を機に、人と土地のよりよい将来をつくり、ひびきあい、ハーモニーを生み出す、調査士の役割と発信・発展を表現しています。

キーワード「ひと・とち・みらい・はーもにー」の「ハーモニー」の H をベースにして、大地に根を張り、ハツラツと天地に伸びようとする人の姿、さらに信頼の共鳴、未来への発信・発展を意味し、平成 12 年（2000 年）に作成されました。

(4) 表示登記の日

4月1日は表示登記の日です。

表示登記の日は、昭和51年(1976年)第29回連合会定時総会で制定されました。

昭和35年(1960年)のこの日、不動産登記法一部改正が施行され、台帳・登記簿の一元化及び表示に関する登記制度が創設されたことに由来しています。

(5) 土地家屋調査士の日

7月31日は土地家屋調査士の日です。

土地家屋調査士の日は、平成23年(2011年)第68回連合会定時総会で制定されました。

昭和25年(1950年)のこの日、土地家屋調査士法が第8回臨時国会において可決成立し、同日付けで施行されたことに由来しています。

広報キャラクター「^{ちしき}地識くん」紹介



キャラクターの由来

ヘーゲルの『法哲学』に「ミネルヴァのフクロウは、黄昏れと共に飛び立つ」という一節があります。人々が活動した後の夕方に飛び立つフクロウは、「知」が集まる象徴であり、新しい時代、新しい知恵の使いであるとされています。

この激動の時代において、土地家屋調査士は安心して安全な社会の実現に向けて新たな役割を担う専門資格者としてなり得るよう、フクロウモチーフとしたキャラクターとしました。また、土地家屋調査士は、土地を識(し)る人「^{ちしきじん}地識人」としてPRしてきたことから「^{ちしき}地識くん」と命名しました。

- 【2】土地家屋調査士会の育成強化
昭和31年8月13日 民事甲第1911号民事局長通達・・・・・・・・・・資料編 P10
- 【3】参議院法務委員会会議録第7号（昭和35年3月17日）抜粋
（強制加入制度等）・・・・・・・・・・資料編 P11
- 【4】参議院建設委員会会議録第25号（昭和36年5月2日）抜粋
（強制加入制度等）・・・・・・・・・・資料編 P11
- 【5】衆議院法務委員会会議録第11号（昭和54年5月8日）抜粋
（土地家屋調査士制度の充実強化等）・・・・・・・・・・資料編 P12
- 【6】衆議院法務委員会会議録第8号（昭和60年3月27日）抜粋
（土地家屋調査士制度の意義等）・・・・・・・・・・資料編 P13
- 【7】衆議院法務委員会会議録第11号（昭和63年4月22日）抜粋
（調査士業務に対する理解等）・・・・・・・・・・資料編 P14
- 【8】衆議院法務委員会会議録第4号（平成5年4月6日）抜粋
（土地家屋調査士制度の充実強化等）・・・・・・・・・・資料編 P16
- 【9】衆議院法務委員会会議録第5号（平成17年3月15日）抜粋
（不動産登記法等の一部を改正する法律案に対する意見等）・・・・資料編 P16
- 【10】参議院法務委員会会議録第9号（平成17年4月5日）抜粋
（不動産登記法等の一部を改正する法律案に対する意見等）・・・・資料編 P18
- 【11】参議院法務委員会会議録第4号（平成26年3月17日）抜粋
（土地家屋調査士制度が果たす役割等）・・・・・・・・・・資料編 P20

土地家屋調査士会館



所在地
〒101-0061
東京都千代田区三崎町 1-2-10



3 全国土地家屋調査士松本大会

土地家屋調査士制度制定 45 周年を目前に、長野県松本市民会館前のライラック公園に「土地家屋調査士制度発祥の地」碑（以下、記念碑）が建立されました。

（記念碑は、平成 13 年のライラック公園移転に伴い、松本市総合体育館北隣に移設され、さらに平成 26 年 12 月 8 日に 松本市総合体育館正面に移設されました。）

平成 6 年 10 月 3 日、日本中から約 2,000 人ももの調査士が、本州中央の松本市に集結し、初の全国大会が、出会いと感動のなかで盛大に開催されました。

開会に先立ち、記念碑の除幕式が音楽隊（自衛隊）のファンファーレが高らかに響きわたり、一際大きい拍手と歓声のなか行われました。

松本大会は、激変する社会に対応して、土地家屋調査士の使命を喚起し、未来に向かって制度の健全な発展に弾みをつけるために挙行了たものであります。

このようにかつてない大規模なイベントは、草創期からの様々な事柄のいわば集大成であり、ひとつの時代を画するエピローグとして非常に意義のあるものでした。

そしてここに集約された結束とエネルギーは、次代へのプロローグとも思われる宣言及び決議となって高らかに松本の地から発せられ、土地家屋調査士制度の更なる活性化を促すとともに、その意義及び使命を改めて強く認識させるものでした。

土地家屋調査士制度発祥の地碑



全国土地家屋調査士松本大会 三浦福好連合会会長 式辞（抜粋）

土地家屋調査士制度創設の運動に献身努力された諸先輩の歴史的精華をここに讃え、その精神を後世に引継ぎ更なる発展を期するため、全国 1 万 8 千 4 百余名の総意によりここ松本市に「制度発祥の地碑」を建立しました。この碑が目映るイメージは、土地家屋調査士制度が過去・現在・未来の三つの時代が重なり合って永遠に引き継がれ、将来に向かって明るく、勢いよく発展していく様子が心の中に迫ってまいります。また、一方では、支部と調査士会そして連合会の三つの組織体が共に支えあって、力を合わせて天高く未来に向かって力強く伸びていく様子がうかがえ、本日の全国大会そのものを象徴しておりまして、感動的であります。

この記念碑の建立に当たりまして、会員はもとより、有賀松本市長さんを始め市民の皆様、地元長野会及び支部の関係者の皆様の心からなるご理解とご協力に感謝と謝意を表す次第であります。

.....

宣 言

土地家屋調査士制度は、不動産の権利を明確にする不可欠な制度として広く社会に定着している。

この重要な制度の創設に献身努力した長野県下の諸先輩の歴史的精華を讃え、その精神を後世に引き継ぐため、全国1万8千4百余名の総意により、ここ長野県松本市に制度発祥の地碑を建立した。

これを契機に土地家屋調査士はこの制度が未来に向け、国民のためになる制度として更なる発展を期することに全力を尽くすものである。

1. 土地家屋調査士は、社会に対応して自己改革と研鑽に努め、国民の立場に立って業務を行う。
1. 土地家屋調査士は、現地の安定に資する不動の境界標の設置及び境界標の重要性並びに所有者管理の原則を広く国民に周知徹底する。
1. 土地家屋調査士は、現地特定機能を持ち、国民の利便に資する地図整備の早期実現に全力を挙げて取り組む。

以上宣言する。

平成6年10月3日

全国土地家屋調査士松本大会

.....

決 議

不動産登記制度は、一筆地を確定するに足る地図の整備をもって、本来的な目的が達成される。しかるに、昭和35年不動産登記法第17条に地図整備の理想を掲げながら、今日なお国土の大部分が明治初期の公図に依存し、特に市街地においては憂慮すべき現状にある。

我々土地家屋調査士は、公示されている国民の土地の権利を永続的に守り、現地を安定させるため、登記された各土地の位置と区画を現地において特定する機能を備え、国民の利便に資する地図の早期整備を関係機関に強く要望する。

以上決議する。

平成6年10月3日

全国土地家屋調査士松本大会

.....

4 土地家屋調査士法及び関係法改正の経過

(1) 改正の経過

土地家屋調査士法及び関係法は、次のように数次に亘る改正を経て今日に至っています。

昭和 26 年 6 月 4 日法律第 195 号

〔建築士法の一部を改正する法律附則第 3 項による改正〕

昭和 27 年 7 月 31 日法律第 268 号

〔法務府設置法等の一部を改正する法律第 37 条による改正〕

昭和 31 年 3 月 22 日法律第 19 号

〔第一次改正〕

昭和 35 年 3 月 31 日法律第 14 号

〔不動産登記法の一部を改正する等の法律附則第 17 条による改正〕

昭和 41 年 6 月 30 日法律第 98 号

〔審議会等の整理に関する法律第 6 条による改正〕

昭和 42 年 6 月 12 日法律第 36 号

〔登録免許税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第 10 条による改正〕

昭和 42 年 7 月 18 日法律第 66 号

〔司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律第 2 条による改正〕

昭和 53 年 6 月 23 日法律第 82 号

〔司法書士法の一部を改正する法律附則第 7 項による改正〕

昭和 54 年 12 月 18 日法律第 66 号

〔第二次改正〕

昭和 58 年 5 月 20 日法律第 44 号

〔建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律附則第 6 項による改正〕

昭和 60 年 6 月 28 日法律第 86 号

〔司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律第 2 条による改正〕

平成 5 年 11 月 12 日法律第 89 号

〔行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 37 条による改正〕

平成 11 年 12 月 8 日法律第 151 号

〔民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 8 条による改正〕

平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

〔中央省庁等改革関係法施行法第 318 条による改正〕

平成 13 年 6 月 8 日法律第 41 号

〔弁護士法の一部を改正する法律附則第 4 条による改正〕

平成 14 年 5 月 7 日法律第 33 号

〔司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律第 2・3 条・附則第 13 条による改正〕

平成 16 年 6 月 2 日法律第 76 号

〔破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 45 条による改正〕

平成 16 年 6 月 9 日法律第 87 号

〔電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律第 11 条による改正〕

平成 16 年 6 月 18 日法律第 124 号

〔不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 20 条による改正〕

平成 17 年 4 月 13 日法律第 29 号

〔不動産登記法等の一部を改正する法律第 3 条による改正〕

平成 17 年 7 月 26 日法律第 87 号

〔会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 129 条による改正〕

平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号

〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 232 条による改正〕

平成 23 年 5 月 25 日法律第 53 号

〔非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 52 条による改正〕

平成 23 年 6 月 24 日法律第 74 号

〔情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第 35 条による改正〕

平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号

〔行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 74 条による改正〕

平成 26 年 6 月 27 日法律第 91 号

〔会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 4 条による改正〕

(2) 主要な改正内容等

ア 非調査士等の取締り

※土地家屋調査士法の一部を改正する法律（抄）

（昭和 31 年 3 月 22 日法律第 19 号）

第 19 条の見出しを「（非調査士等の取締り）」に改め、同条第 1 項中「調査士でない者」を「調査士会に入会している調査士でない者」に改める。

調査士法第 19 条（非調査士等の取締り）において、調査士業務の重要性に鑑み、会員指導を徹底するために調査士会に入会している会員以外の者の調査士業務の取扱いを禁止したものです。

注：調査士法第 19 条（現行第 68 条）

イ 法令会則等の遵守

※調査士の法令会則等の遵守

（昭和 31 年 8 月 13 日付民事甲 1911 号民事局長通達）

土地家屋調査士には、土地家屋調査士法及び同法施行規則はもちろん会則特に報酬に

関する規定を遵守せしめるように配意し、その違反については、嚴重に、適宜の処分をする。

注 平成 14 年 5 月 7 日の法改正により報酬に関する規定は会則の記載事項から削除されました。平成 15 年 8 月 1 日の改正法施行より後は、個々の会員が独自に報酬の基準を定めて、あらかじめ依頼をしようとする者に対し、報酬額の算定の方法その他の報酬の基準を示さなければならないこととなりました。

ウ 登記簿と台帳の一元化

※不動産登記法の一部を改正する等の法律

(昭和 35 年 3 月 31 日法律第 14 号)

登記制度にとって画期的な、いわゆる登記簿と台帳の一元化がなされました。同時に調査士の業務は台帳申告から、不動産の表示に関する登記の申請に変わりました。登記所は、登記簿と台帳の一元化を実施するためには、改正前の不動産登記法の規定による土地等の登記用紙の表題部を改正後の不動産登記法の規定による登記用紙の表題部に改製し、未登記の土地等で土地台帳等に登録されているものについては、表題部を新設しなければならないとされました。しかし、この作業の実施には多くの費用と歳月を要するため、登記簿・台帳一元化作業を完了すべき期日は、各登記所につき法務大臣が指定することとされ、不動産の表示に関する登記手続に関する規定は、各登記所ごとに、指定期日の翌日から適用されることとされました。この作業は、昭和 35 年から実施され、昭和 45 年に完了しました（ただし、土地台帳法の適用のなかった東京法務局の新島、三宅島及び八丈島出張所については昭和 52 年に完了）。

エ 法人格の付与

※司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律

(昭和 42 年 7 月 18 日法律第 66 号)

調査士会及び連合会に法人格が付与されました。

なお、昭和 42 年に「全国土地家屋調査士会連合会」を「日本土地家屋調査士会連合会」に名称変更しました。（昭和 42 年 8 月第 20 回臨時総会決議。法人設立の年月日は昭和 42 年 12 月 15 日）

【12】参議院法務委員会会議録第 9 号（昭和 42 年 6 月 20 日）抜粋

（法人格の付与等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **資料編 P22**

オ 第二次改正

※土地家屋調査士法の一部を改正する法律

(昭和 54 年 12 月 18 日法律第 66 号)

職責の明確化、業務内容の付加、試験制度の整備、登録入会手続の一本化、調査士会に対する注意勧告権の付与、連合会に対する建議権の付与のほか、登記官に対して土地家屋調査士資格を付与するいわゆる特認制度が導入され、衆議院法務委員会において附帯決議がなされました。

【13】衆議院法務委員会会議録第15号（昭和54年5月25日）抜粋

（土地家屋調査士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議）・・・・・・資料編 P26

カ 公共嘱託登記土地家屋調査士協会の制度化等

※司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律

（昭和60年6月28日法律第86号）

連合会への登録事務の移譲、公共嘱託登記土地家屋調査士協会の制度化、調査士会会則の変更に対する法務大臣の認可範囲の縮小、罰則規定の整備、強化が図られました。特に本改正で導入された、違反行為者を罰するほか、その法人又は使用者に対しても罰則が適用されるいわゆる両罰規定は、調査士業務の範囲を確立していく上で極めて意義のある規定でした。

【14】衆議院法務委員会会議録第15号（昭和60年4月16日）抜粋

（司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案に対する意見等）

・・・・・・資料編 P27

【15】衆議院法務委員会会議録第17号（昭和60年4月19日）抜粋

（司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議）

・・・・・・資料編 P29

【16】参議院法務委員会会議録第14号（昭和60年5月30日）抜粋

（非調査士の取締り等）・・・・・・資料編 P30

【17】司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律の解説

（昭和60年 登記先例解説集 NO.286(25巻9号)から抜粋）・・・・・・資料編 P30

キ 事務所の法人化、会則記載事項見直し等

※司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律

（平成14年5月7日法律第33号）

土地家屋調査士法人の制度の新設、資格試験制度の整備、懲戒手続の整備、資格者団体の会則記載事項の見直し（報酬に関する規定の削除、研修・資格者情報の公開等に関する規定の追加）などについて改正が行われました。

【18】衆議院法務委員会会議録第7号（平成14年4月9日）抜粋

（司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議）

・・・・・・資料編 P31

【19】参議院法務委員会会議録第12号（平成14年4月23日）抜粋

（司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議）

・・・・・・資料編 P32

ク 電子申請の導入等

※不動産登記法の全部を改正する法律

（平成16年6月18日法律第123号）

不動産登記事務のコンピュータ化などに対応するために不動産登記法が全面的に改正され、登記申請の方法として書面による申請以外にオンラインによる申

請が認められることになりました。

主な改正点

- ① 書面による申請に加えて、電子申請を導入
- ② 権利に関する登記に関し、出頭主義を廃止
- ③ 登記済証に代わる本人確認手段として、登記識別情報の制度導入
- ④ 保証書制度の廃止。新たな事前通知制度を設け、資格者代理人による本人確認を制度化
- ⑤ 紙の登記簿に関する規定を見直し、登記簿を磁気ディスクをもって調製するものと位置づけ
- ⑥ 地図等を電磁的記録に記録できる制度とする
- ⑦ 法文の全てを現代語化

【20】衆議院法務委員会会議録第2号（平成3年12月4日）抜粋

（不動産登記法の改正に関する検討等）・・・・・・・・・・資料編 P32

ケ 筆界特定手続代理関係業務、民間紛争解決手続代理関係業務の新設

※不動産登記法等の一部を改正する法律

（平成17年4月13日法律第29号）

筆界特定登記官が土地家屋調査士・弁護士・司法書士などの専門家の意見を踏まえ筆界を特定する筆界特定制度が導入されたことに伴い、調査士法の一部も改正され、全ての調査士は筆界特定の手続について代理業務を行うことができることとなりました。また、一定の能力担保措置（土地家屋調査士特別研修）を受けた調査士は、土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争にかかる民間紛争解決手続についての代理業務を弁護士と共同で行うことができることとなりました。

【21】衆議院法務委員会会議録第7号（平成14年4月9日）抜粋

（土地家屋調査士制度の改革等）・・・・・・・・・・資料編 P33

第2 土地家屋調査士の業務範囲

1 土地家屋調査士業務

土地家屋調査士法（抄）

（業務）

第3条 調査士は、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量
- 二 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続についての代理
- 三 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続について法

務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五号において同じ。）

の作成

四 筆界特定の手続（不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 6 章第 2 節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいう。次号において同じ。）についての代理

五 筆界特定の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録の作成

六 前各号に掲げる事務についての相談

七 土地の筆界（不動産登記法第 123 条第 1 号に規定する筆界をいう。第 25 条第 2 項において同じ。）が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続（民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。）をいう。）であつて当該紛争の解決の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として法務大臣が指定するものが行うものについての代理

八 前号に掲げる事務についての相談

(1) 調査、測量、申請手続、審査請求

調査、測量の例として、土地については、委託者が指示した現地と既存資料等の対照による位置関係、土地の筆界の確認、対象地及び隣接地の権利関係や境界に対する異議・紛争の有無など広範に調査の上、基準点測量、復元測量、分筆測量、引照点測量など必要な測量を行います。

また、建物については、所在地番、敷地の形状、隣接地番、種類、構造、登記原因などのほか、建物としての認定可否、既登記建物との重複の有無などを調査の上、床面積の算定を行います。

このほか、区分建物にあつては、専有部分と共用部分の区別、規約敷地の有無、敷地利用権の有無の調査などを行います。

以上の調査、測量の結果により得られた成果に基づいて地積測量図等の図面を作成し、申請手続を行います。また、登記官の行った処分に不服があるときは、処分庁である登記所を経由して法務局又は地方法務局の長の裁決を求める審査請求の手続についての代理を行うことができます。

調査士は、単に一筆の土地を測量し、建物の面積を測量してそれを不動産登記記録に反映するだけでなく、その土地や建物が権利の客体として適確かどうかを判断

することができる資格であり、その能力を持っていることが必要であることを理解しておかなければなりません。

【22】土地家屋調査士の業務範囲について

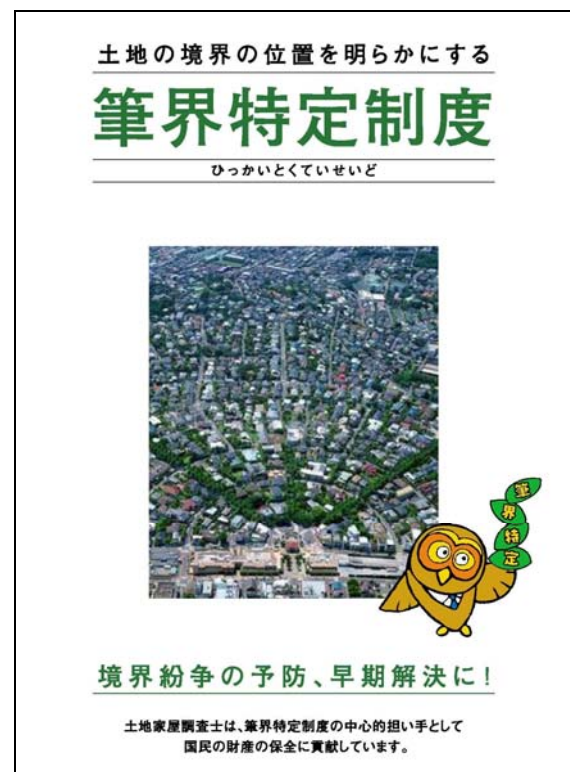
昭和 53 年 3 月 20 日 民三第 1677 号民事局第三課長依命回答・・・・・・・・・・ **資料編 P34**

(2) 筆界特定手続代理関係業務

平成 15 年 6 月 26 日、内閣に設置された都市再生本部（本部長 小泉純一郎元首相）から「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針が示されました（内容省略）。この方針によると、「法務局が境界の確定等に関与して地籍調査素図を迅速に正式な地図とするための法整備を行う」こととされました。

その後、境界確定制度に関する研究会が開催され、平成 16 年 6 月に同研究会から「新たな土地境界確定制度」の創設に関する要綱案が公表されました。要綱案は国民の意見を聞くため、法務省のホームページにおいて意見照会手続に付されました。そして、平成 17 年 4 月 6 日第 162 回国会において、「不動産登記法等の一部を改正する法律」が成立し、平成 17 年 4 月 13 日に平成 17 年法律第 29 号として公布されました。この法律により不動産登記法中に新たに筆界特定制度に関する規定が設けられ、司法書士法及び土地家屋調査士法について、筆界特定の代理関係業務等に関して所要の改正が行われました。なお、法律可決に当たっては、衆参両院において附帯決議がされました。

この筆界特定制度（平成 18 年 1 月 20 日施行）は、土地の所有権登記名義人等の申請により、各地の法務局又は地方法務局に配置された筆界特定登記官が、筆界に関する外部の専門家である「筆界調査委員（土地家屋調査士・弁護士・司法書士など）」の知識経験を活用し、中立・公正な立場で、迅速かつ適正に現地における土地の筆界の位置又は範囲を特定する制度です。なお、筆界特定手続代理関係業務は全ての調査士が業務を行うことができます。私たち、調査士は筆界特定制度を担う第一人者として地図行政を通じた社会貢献を行うためにも、なお一層の自覚と研鑽を重ねていく必要があります。



筆界特定制度パンフレット

ア 筆界特定制度の注意事項

- ① 筆界特定は、新たに筆界を定めるものではなく、あくまでも、登記された際の土地の筆界の現地における位置又は範囲を特定するものです。
- ② 筆界特定は、土地の所有権界がどこにあるのかを特定することを目的とするものではありません。
- ③ 特定された筆界に不服があるときは、筆界（境界）確定訴訟を提起することができます（筆界特定に不服申立てや取消を求める抗告訴訟を提起することはできません。）。

【23】衆議院法務委員会会議録第6号（平成17年3月22日）抜粋

（不動産登記法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議）・・・・・・ **資料編 P34**

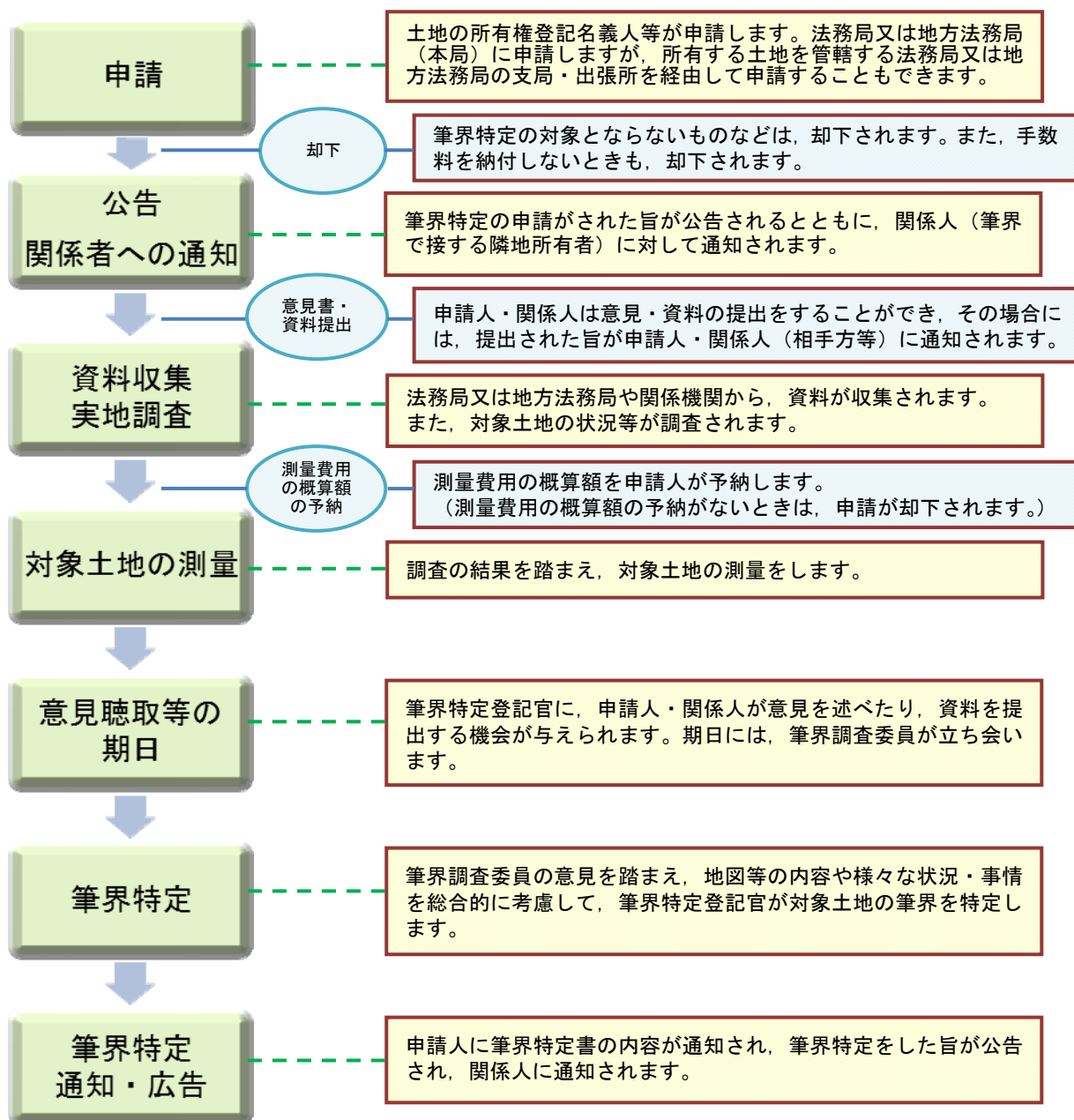
【24】参議院法務委員会会議録第9号（平成17年4月5日）抜粋

（不動産登記法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議）・・・・・・ **資料編 P35**

イ 筆界特定手続の流れ

法務局又は地方法務局の長から任命され、事件ごとに指定された「筆界調査委員」が、筆界特定のために必要な事実の調査を行い、その意見を踏まえて「筆界特定登記官」が筆界を特定します。

※ 筆界調査委員は、土地家屋調査士、弁護士、司法書士等の筆界特定のために必要な事実の調査を行うのに必要な専門的知識及び経験を有する者の中から、法務局又は地方法務局の長が任命します。



(3) 民間紛争解決手続代理関係業務

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律が平成16年12月1日に公布され、裁判外紛争解決手続についての基本理念等が定められるとともに、認証制度を設け、認証を受けた機関においては、時効の中断効などが認められました。

一方、平成17年に調査士法が改正され、一定の能力担保措置を講じた土地家屋調査士（ADR認定土地家屋調査士）は、法務大臣の指定する民間紛争解決手続機関において、土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続について、弁護士との共同受任に係る事件について代理を業とすることができることとなりました。

調査士会では、平成14年10月1日に愛知県土地家屋調査士会内に「あいち境界問題相談センター」が全国で初めて設立されたのを皮切りに、全国各地の土地家屋調査士会内に順次調査士会が運営するADRセンターが設立され、平成25年6月28日に三重県土地家屋調査士会内に「境界問題相談センターみえ」が設立されたことにより、全国50の調査士会すべてに設立されました。

ADR手続の担い手として社会の期待に応えることができれば、専門資格者として一定の評価が得られたといえるのではないのでしょうか。調査士は、調停等に関する能力の養成、ADR手続に関与するための倫理観の体得、代理人としての法律的素養の会得等、質の高い能力担保が必要となります。

※ ADRとは、Alternative Dispute Resolutionの略称で、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」では「裁判外紛争解決手続」と規定されています。



ADRセンター50会設立記念ポスター

【25】裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（抄）・・・・・・・・・・資料編 P35

ア ADR法の概要

(ア) 基本理念

法による紛争解決手続として以下のことが実現できること。

- ① 当事者の自主的な努力の尊重
- ② 公正かつ適正な実施
- ③ 専門的知見を反映、紛争の実情に即した迅速な解決

(イ) 認証の基準

法務大臣は、認証の申請をした者が行う当該申請に係る民間紛争解決手続の業務が法令の定める一定の基準に適合し、かつ、申請者が当該業務を行うのに必要な知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであると認めるときは、当該業務について認証をするものとする。

(ロ) 認証の効果

- ① 弁護士でない者によるADR手続の実施が可能（ただし、手続実施者が弁護士でない場合は、法令の解釈が必要となる場合に弁護士の助言を受けることができるようにするための措置が必要）
- ② 認証紛争解決事業者（ADRセンター、手続実施者を含む。）は報酬の受領が可能
- ③ 認証紛争解決手続について、時効の中断等の法的効果を付与

(ハ) 認証の要件

- ① 業務が法定の基準に適合していること
- ② 業務を行うのに必要な知識・能力・経理的基礎を有すること
- ③ 欠格事由の不存在

(ニ) 認証の手続

事業者の申請⇒審査⇒認証（官報公告）

(ホ) 認証後の法定義務

掲示、説明、手続実施記録の整備、事業報告書の提出

イ 土地家屋調査士会が主宰するADRの意義

- ① 調査士の専門的知見（登記・地図・境界の専門家）の最大限活用
- ② 利用者の安心の確保と利便性の向上
- ③ 筆界・所有権界の双方の問題解決
- ④ 相談業務の重視・紛争解決の迅速性の確保
- ⑤ 解決の結果を（所要の手続を経て）不動産登記記録に反映
- ⑥ 予防司法的機能（二次紛争を防止）の重視

ウ 土地家屋調査士会ADRセンターの特色

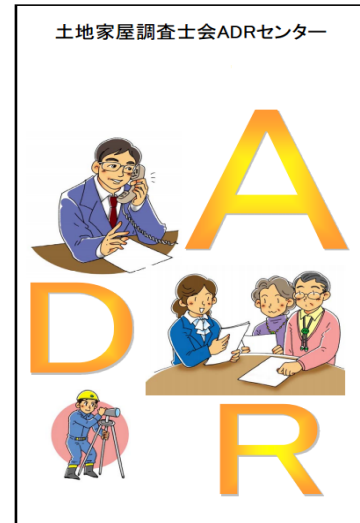
(ア) 弁護士会の協力・弁護士との協働体制

土地家屋調査士会ADRセンターの最も特徴的なことは調査士と弁護士の協働体制を敷いていることであります。連合会でのADRの検討においては、

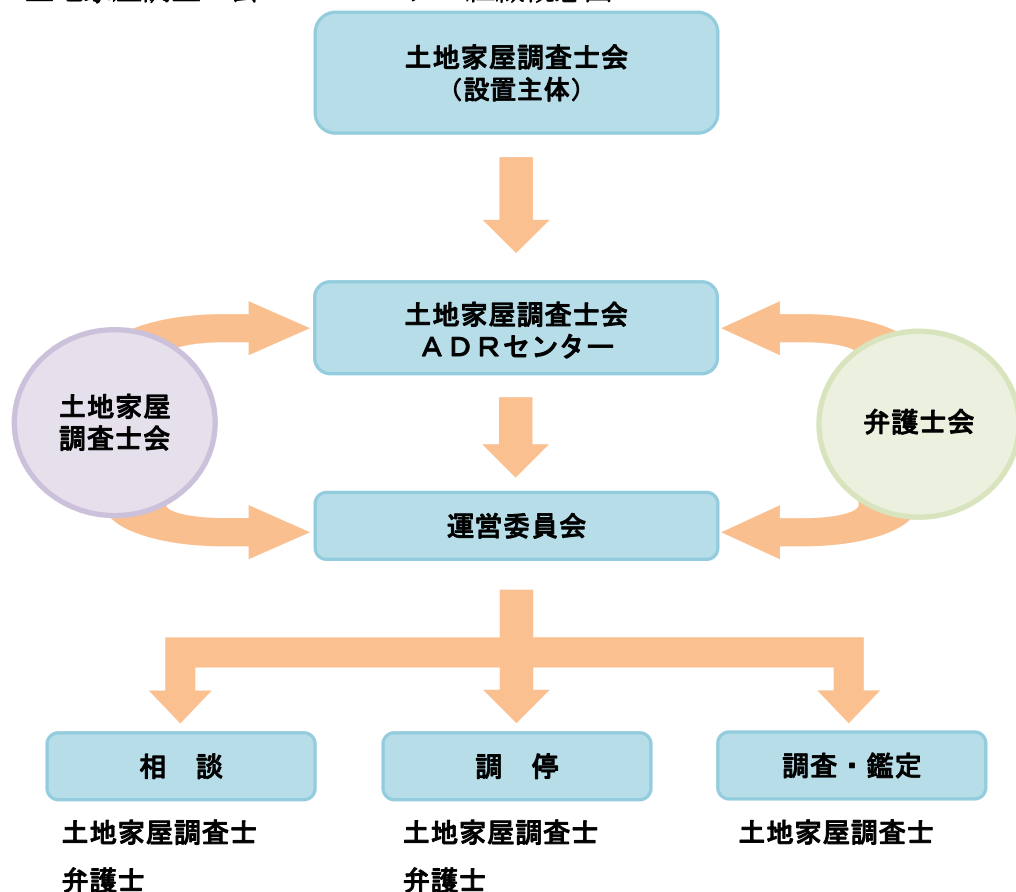
研究段階の当初から境界に関する専門性では自他共に認める「土地家屋調査士」と法律の専門家であると同時に紛争解決の分野での専門家として知識経験の豊富な「弁護士」が協働するシステムを作ることにより、迅速かつ適切な解決が図られることを経験則上承知していたことから両専門資格者の協働とすること、及び個人的な取組みではなく地域の調査士会と弁護士会の組織としての取組みとすることを目指しました。

(イ) 相談業務の重視

各センターは相談部門を充実させています。境界に関する紛争の端緒は意図的に他人地を奪取する等のことではなく、単に現地において境界杭などが無いために真実の境界の位置が分からなかったことや当事者の思い違いが原因であることが大多数であり、両当事者又は一方当事者からセンターへの相談段階で専門家が専門的な知見に基づいて丁寧に説明する（参考資料として提示された図書の解析をする場合もある。）ことにより調停に持ち込むまでもなく、解決に至る場合があります。



エ 土地家屋調査士会ADRセンター組織概念図



2 附帯業務

調査士が行っている附帯業務とは、調査士が法令等に基づいてその専門的な知見を活用して行っている業務ですが、その内容は多種多様です。

(1) 土地の筆界確認業務

官民境界の立会いや民有地境界の立会いを行って依頼を受けた土地の筆界を確認する業務

(2) 土地の筆界の資料及び境界標の管理業務

土地所有者との契約の下に筆界の資料や土地の境界標の管理を行うものであって、境界標の紛失・毀損を防止し、また、万一事故があった場合には復元を図る等、境界標の保全を行い、もって紛争の未然防止を図る業務

(3) 土地の境界鑑定業務

裁判所からの依頼によって行う資料収集及び測量から鑑定書の作成提出までの公的鑑定並びに企業、個人からの依頼による私的鑑定業務

調査士法人についても、調査士が行っているこれらの附帯業務を行うことができるようにする必要があると同時に、調査士法人に対する将来のニーズの変化等に迅速かつ柔軟に対処する必要があるため、これらの附帯業務を法律に列挙するのは相当ではないことから法務省令で定められています。

土地家屋調査士法（抄）

（業務の範囲）

第 29 条 調査士法人は、第 3 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 法令等に基づきすべての調査士が行うことができるものとして法務省令で定める業務の全部又は一部

土地家屋調査士法施行規則（抄）

（調査士法人の業務の範囲）

第 29 条 法第 29 条第 1 項第 1 号の法務省令で定める業務は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、鑑定人その他これらに類する地位に就き、土地の筆界に関する鑑定を行う業務又はこれらの業務を行う者を補助する業務
- 二 土地の筆界の資料及び境界標を管理する業務

三 調査士又は調査士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務

四 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 33 条の 2 第 1 項に規定する特定業務

五 法第 3 条第 1 項各号及び前各号に掲げる業務に附帯し、又は密接に関連する業務

3 関連業務

関連業務は、調査士業務に密接に関連する業務を指し、例えば、登記申請書に添付する疎明書面の作成や、各種証明書の交付申請を行うこと等です。

【26】土地家屋調査士の業務範囲について

昭和 51 年 4 月 7 日 民三第 2492 号民事局長回答・・・・・・・・・・資料編 P36

調査・測量と申請手続との関連性

調査・測量と申請手続は、一連のものとして行うべきものであってこれを切り離すべきではないとされていましたが、昭和 35 年法律第 14 号によって登記簿の一元化が行われる際、司法書士との業務区分の関係から、切り離すような動きがあり、また、昭和 53 年法律第 82 号の司法書士法の一部改正の際、調査・測量と申請手続は別個に切り離しても差し支えないのではないかという意見もありました。

しかし、現在では、調査・測量と申請手続は一連のものとして行うべきである。との考え方が定着しています。

【27】土地家屋調査士の業務内容

昭和 50 年『注解土地家屋調査士法』御園生進著より抜粋・・・・・・・・・・資料編 P36



『境界紛争ゼロ宣言!!』啓発ポスター



4 隣接業務（他士業との業務区分）

資格業務においては、他の資格法に規定されている業務との間の業務領域の区分について、相互に良識ある自覚が必要となります。他の資格業務に立ち入ることは厳に慎むとともに、調査士の業務及び附帯・関連業務において、自らの職域は積極的にしっかりと守らなければなりません。

(1) 司法書士

登記申請を主要な業務とする司法書士は、調査士と最も深い関係にあるだけに、業務区分の問題その他課題もかつて少なくありませんでした。

【28】司法書士法（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料編 P37

【29】司法書士と土地家屋調査士の業務範囲

昭和 44 年 5 月 12 日 民事甲第 1093 号民事局長通達・・・・・・・・・・・・・資料編 P38

【30】司法書士と土地家屋調査士の業務範囲

平成 5 年 9 月 29 日 民三第 6361 号民事局長通達・・・・・・・・・・・・・資料編 P38

【31】参議院法務委員会会議録第 36 号（昭和 25 年 5 月 1 日）抜粋

（調査士の業務範囲等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料編 P39

(2) 測量士（測量業）

測量士や測量士補とは、請負業務として行われる測量業の中で、技術者として基本測量又は公共測量等に従事する資格者です。

測量士あるいは測量士補の測量技術がたとえ高度であろうとも、不動産の表示に関する登記のための測量や図面の作成は測量士や測量士補の資格においてはすることができません。

言うまでもなく、測量士や測量士補が調査士法第 3 条の業務を行うことは許されないため、これらの者が作成した測量図を調査士がそのまま利用して、申請手続を行うことは適正ではありません。公共嘱託登記事件においても同様です。

【32】測量法（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料編 P40

【33】参議院建設委員会会議録第 11 号（昭和 45 年 4 月 14 日）抜粋

（調査士と測量士の職分等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料編 P40

【34】参議院法務委員会会議録第 11 号（昭和 54 年 6 月 5 日）抜粋

（調査士と測量士の業務内容等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料編 P41

【35】土地家屋調査士法 19 条該当事項

昭和 57 年 9 月 27 日 民三第 6010 号民事局長回答・・・・・・・・・・・・・資料編 P42

【36】地積測量図の作製者について

昭和 61 年 9 月 29 日 民三第 7272 号民事局第三課長依命通知・・・・・・・・・・・・・資料編 P42

(3) 弁 護 士

調査士が、例えば土地境界の紛争等で調査・測量を依頼された場合、紛争の仲裁、調整等に立入り、示談のまとめ役になるようなことは、弁護士法に触れるおそれがあるので注意を要します。

ただし、平成 17 年の調査士法一部改正により、一定の能力担保措置を講じた土地家屋調査士（ADR 認定土地家屋調査士）は、土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続についての代理関係業務を弁護士との共同受任で行うことができます。

弁護士法（抄）

（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）

第 72 条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

【37】 弁護士法（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **資料編 P45**

【38】 弁護士が土地家屋調査士の業務に属する申告手続をすることの可否について

昭和 34 年 12 月 1 日 福井弁護士会会長照会

昭和 34 年 12 月 26 日 民事甲第 2986 号民事局長回答

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **資料編 P46**

(4) 行 政 書 士

行政書士は、他の資格法で制限しているものを除いた、ほとんどの手続書類等の作成を行うことを業としており、その範囲が極めて広いことから、調査士の行う関連業務の分野では、特に注意を要します。

【39】 行政書士法（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **資料編 P47**

(5) 建 築 士

家屋に関する調査の内、建築設計又は構造的分野については、鑑定を含め建築士の業務とされていますが、建築計画のための土地の測量については、特に資格制限の定めがないことから、その者の責任において、誰でも行うことができると解されます。

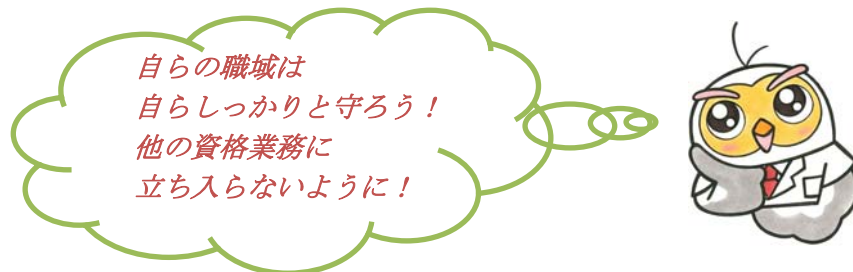
【40】 建築士法（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **資料編 P47**

(6) 土地家屋調査士の兼業

調査士の兼業については、公務員の場合任命権者の許可を、弁護士の場合所属弁護士会の許可を要しますが、これら特殊なものを除いては制限されていません。

兼業には色々な態様が想定されますが、常に調査士業務を公正・誠実・迅速に責任をもって遂行し得る状態が確保されていなければなりません。

兼業（会社勤務等も含む。）のために、調査士事務所がほとんど不在がちになったり、兼業職種との混同による責任の不明確な事件処理がなされてはなりません。



5 制度の動向と職域拡大

制度の改善と行政改革及び規制改革

ア 第一次臨時行政調査会

第一次臨時行政調査会（昭和 36 年 11 月～昭和 39 年 9 月）では、その第 3 専門部会第 1 分科会で延約 300 種の免許資格のうち土地家屋調査士を含む 22 資格が検討の対象として取り上げられ、土地家屋調査士も一時整理対象との方向も示されました。

イ 第二次臨時行政調査会

第二次臨時行政調査会（昭和 56 年 3 月～昭和 58 年 3 月）では、資格制度の整理合理化方針の中で、行政事務の簡素化等の見地から、民間団体において処理を行っても制度の意義・目的を損なうおそれのない事務については、極力、民間団体へ移譲するべき旨の提言がなされました。

ウ 平成の規制改革

政府は平成 11 年 3 月 30 日規制緩和推進 3 か年計画の改定案を閣議決定し、業務独占資格において業務独占範囲の見直しと相互参入について検討することを決定しました。その中で、土地家屋調査士も測量士も、測量という点で両資格には共通点があり、一定の範囲において相互乗り入れについて検討する余地があるのではないかという検討がされました。

続いて、平成 11 年 7 月 30 日発表の規制改革に関する論点公開においては、「公的業務独占資格について資格要件及び業務範囲のあり方を含めた見直し」が主テーマとされました。平成 11 年 12 月 14 日発表の、第 2 次見解においては、土地家屋調査士を含む事務系 10 資格（不動産鑑定士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公証人、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、行政書士）について、16 項目の見直しの基準・視点及びその考え方が提示されました。土地家屋調査士と測量士の相互乗り入れの件について、この時点では一応沈静化してい

ますが、見直し項目としては「業務独占範囲の見直し、相互乗り入れ」「資格試験のあり方」「報酬規定の在り方見直し」「広告規制の在り方見直し」「法人制度の検討」等が示されました。

その後、平成 13 年 12 月 18 日の閣議において「規制改革の推進に関する第 1 次答申」を最大限に尊重し、所要の施策に速やかに取り組むとともに、平成 13 年度末までに「規制改革推進 3 か年計画」を改定することが決定され、平成 14 年 3 月 29 日に計画の改定が閣議決定されました。

このような規制改革の流れの中で、平成 14 年 3 月 8 日に司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正するための法律案が衆議院に提出されました。この法律案は平成 14 年 4 月 24 日に成立し、同年 5 月 7 日に法律第 33 号として公布され、平成 15 年 8 月 1 日に施行されました。改正のキーワードは自由競争の推進と自己責任の強化ですが、私たちは常に研鑽に励んで知識を深め、技術を磨いて社会貢献の度を高めて行かなければなりません。そのためには、調査士業務を充実し、さらに制度を発展させる必要がありますが、同時に新たな業務の創出にも積極的に対応していかななくてはなりません。また、土地家屋調査士制度の将来についても危機意識を持ち、その社会的使命と必要性について、自他ともに認識を高めるよう努力が必要です。

新不動産登記法、筆界特定制度の創設、土地家屋調査士法的大幅改正で、土地家屋調査士は新しいステージに立ちました。これを記念して「境界・地図・地籍」をテーマに韓国、台湾を交えた「国際地籍シンポジウム」を核に土地家屋調査士全国大会が国立京都国際会館において、2006 年 11 月 13 日(月)、14 日(火)の 2 日間に亘り開催されました。

第 5 回国際地籍シンポジウム／土地家屋調査士全国大会 in Kyoto

【京都地籍宣言】

1. 地籍・地図・境界の重要性を広く各層に啓発し、その整備の充実に寄与します。
2. 高度情報化社会・電子化社会に対応し、国家と自治体による行財政施策の基盤整備に資し、国民の更なる利便に供することのできる地籍制度の構築に向けて技術的・学術的研鑽を更に深めます。
3. 安心して心豊かな暮らしを護るため、土地の境界をめぐる紛争を未然に防止するとともに、万一紛争となったときの迅速・適切な解決を図る仕組みを提供します。
4. 地籍についての学術的・学際的研究のための組織の構築と、地籍に携わる者の体系的教育システムの構築について提言し、実現に向けて努力します。
5. 地籍の明確化に取り組む全ての関係機関と研究者・実務家・利用者が連携し、情報の交換を密にするとともに課題の共同研究、その成果の活用・実現への努力を重ねます。



土地家屋調査士制度の充実
発展のためにみんなで努力
しよう！

第3 連合会、ブロック協議会及び単位会の関係

調査士が適正に業務を遂行できるよう相互に連携・協調し合って、指導及び連絡に関する事務等を行っています。

日本土地家屋調査士会連合会

土地家屋調査士会の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、土地家屋調査士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行い、並びに土地家屋調査士の登録及び土地家屋調査士法人の登録に関する事務を行うことを目的としています。

ブロック協議会

各土地家屋調査士会相互の緊密なる連絡協調と、共通の問題を調査研究し、もって業務の改善進歩と親睦を図るとともに、連合会の推進力として寄与することを目的としています。

注：ブロック協議会によって会則の内容が異なります。

土地家屋調査士会

土地家屋調査士の使命及び職責にかんがみ、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的としています。

- | | |
|-------------------------|---------|
| 【41】日本土地家屋調査士会連合会会則（抜粋） | 資料編 P47 |
| 【42】ブロック協議会会則（例）（抜粋） | 資料編 P49 |
| 【43】土地家屋調査士会会則モデル（抜粋） | 資料編 P49 |

第4 各会則の目的と必要性

1 土地家屋調査士の研修制度

調査士の研修については、調査士の義務として、調査士法第25条第1項により「調査士は、その所属する調査士会及び連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。」と明文化されています。さらに、同法同条第2項では、業務を行う地域における慣習等の知識を深める努力義務が定められています。

専門資格者たる土地家屋調査士は、プロフェッショナルとして社会の要請に応えていかなければなりません。そのためには、業務遂行に供する専門知識と技術の維持向上を図ることが不可欠であります。

土地家屋調査士法（抄）

第4章 土地家屋調査士の義務

（研修）

第25条 調査士は、その所属する調査士会及び調査士会連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

2 調査士は、その業務を行う地域における土地の筆界を明らかにするための方法に関する慣習その他の調査士の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。

土地家屋調査士会会則モデル（抄）

（研修の受講）

第86条 調査士会員は、本会及び支部並びに連合会及び連合会会則第27条で定めるブロック協議会が実施する研修を受け、その資質の向上に努めなければならない。

2 調査士会員は、業務を行う地域における土地の境界に関する慣習及びその他の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。

3 調査士法人は、社員である調査士が第1項の研修会に出席できるよう配慮しなければならない。

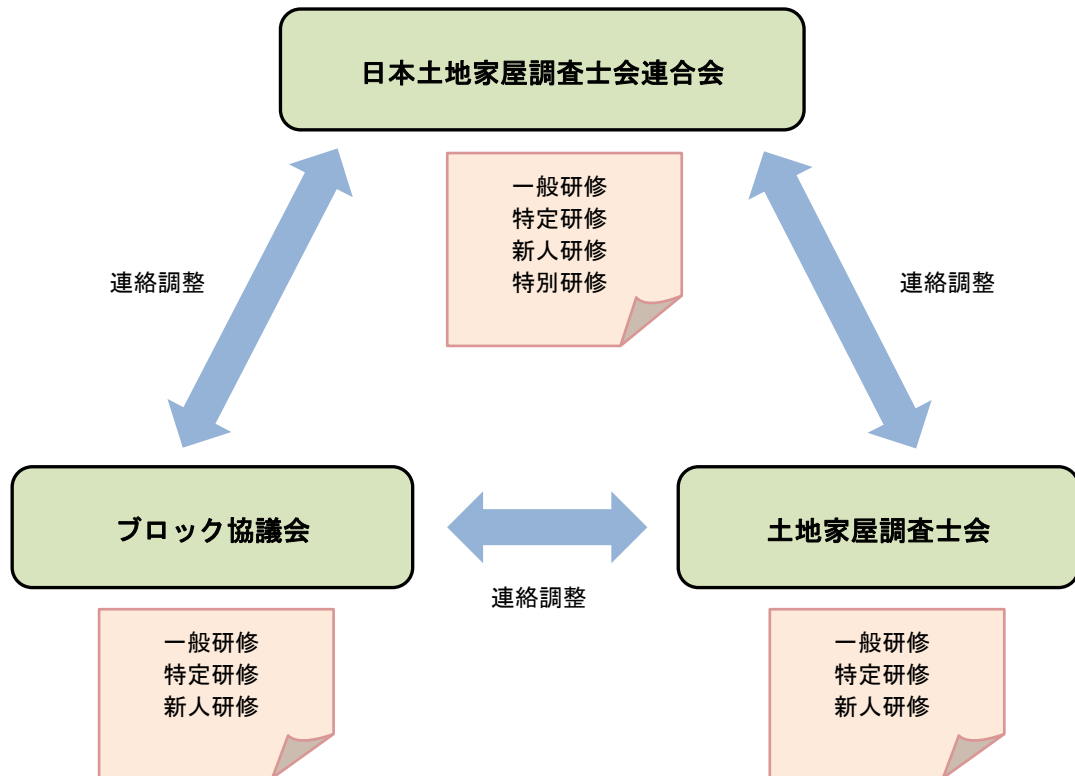
土地家屋調査士法第25条第2項「地域の慣習」の規定の趣旨

調査士が取り扱う表示に関する登記の対象である土地については、境界標識の設置等において地方の慣習等による影響が極めて強く、これらの慣習に習熟していないことによる事故が生じるおそれがあるため、会員に対して地域性に留意した研修の努力義務を明言するものであります。

調査士は、調査士法第25条第1項のとおり、研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならないませんが、土地の専門家として、その土地の形成経過等を明らかにする方法及び基礎的情報として歴史的に形成されてきた「地域の慣習と取扱い」等の情報を考慮に入れた上で、職務を行っていかなければなりません。

そのためには、それぞれの地域に存する「土地筆界（境界）情報の形成に関する歴史的経緯及び特有の取扱い等」に関する情報・資料類の収集と整理をしておくことが肝要であり、各地方・地域ごとに「歴史的資料類及び地域の慣習」の情報収集と、調査士会においては、継続した研修が必要であります。

(1) 研修の計画・実施概念図



(2) 研修の種類

土地家屋調査士研修制度基本要綱では研修の種類として次の4種類に区分され定められています。

ア 一般研修

一般研修は、全会員を対象とし、調査士としての資質の向上と業務の改善を図ることとする。

イ 特定研修

特定研修は、特定の会員を対象とし、調査士としての資質の更なる向上を図ることとする。

ウ 新人研修

新人研修は、不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する調査士のあるべき職能像を講義の全内容を通じて提示し、その理解と実践を促すこととする。

エ 特別研修

特別研修は、調査士法施行規則第9条に規定する民間紛争解決手続代理関係業務についての研修とする。

(3) 研修の形態

ア 集合形式

実施機関が定める受講地に集合し受講する研修

イ 配属形式

講師の調査士会員事務所で一定期間、実務のトレーニングを行う研修

ウ eラーニング

事務所や自宅などでインターネット回線を利用し、音声や映像データにより受講する研修

※ eラーニングは連合会ホームページ「会員の広場」からアクセスし、視聴できます。eラーニングのCPDポイントは、コンテンツを最後まで視聴した場合にのみポイント付与の対象となります。連合会が定期的にeラーニングシステムからコンテンツの視聴履歴を取り出し、ポイントを付与します。このポイントは、連合会が各調査士会の要請を受けて送付するCPDポイントデータに含めて通知します。

(4) 土地家屋調査士専門職能継続学習（土地家屋調査士CPD）制度

ア 「土地家屋調査士CPD」の概要

CPDとは、(Continuing Professional Development)の頭文字をとった略称です。

専門資格者たる土地家屋調査士は、業務に関連する法律の改正、測量技術の急速な進展に伴い、常に業務遂行に必要な最新の知識・技術の習得、さらに能力の維持・向上を図っていかなくてはなりません。そのために、研修会・講習会への参加、専門書の購読等の履歴を共通の基準で評価し、単位（ポイント）を付与し、それをインターネット等で公開することで、専門資格者たる土地家屋調査士の社会的認知度の向上を図るものです。

イ 「土地家屋調査士CPD」の実施

共通の基準による研修プログラムを設定し、その実施を評価し、単位（ポイント）化しています。単位（ポイント）は、CPD管理システムに登録・管理し、履歴証明は累積加算したポイント数・内訳を証明します。

- ① 証明する期間は、当年度分及び過去5年度分となります。
- ② 5年間における目標取得単位数は80単位です。
- ③ CPDの形態間、研修内容の分野間の単位取得については、それぞれバランスよく取得することに心掛けてください。

ウ 「土地家屋調査士CPD」の形態及び研修内容

CPDの形態及び研修内容は、次のとおり分類されています。詳しくは土地家屋調査士専門職能継続学習 認定基準表を参照してください。

(7) 形態

- ① 参加学習型：提供されたプログラムを受講参加するもの

② 情報提供型：研究成果等、自らの知識・技能を他の者に提供・講義するもの

③ 自己学習型：個人的に学習するもの

(4) 研修内容

① 倫理・法令関連：倫理、憲法、民法、民事訴訟法、不動産登記法、土地家屋調査士法、民事調停法、仲裁法、ADR法等

② 業務関連：調査・測量実施要領、オンライン申請、技術研修（基準点、水準点等）、法第14条地図作成、地籍調査等

③ 境界関連：境界理論、歴史的資料の分析・活用、鑑定業務、筆界特定、紛争解決学、調停技法等

④ その他：書籍出版・論文発表、新人研修等

(5) 土地家屋調査士法第25条違反の効果

本条の違反は直ちに懲戒の対象とはなりません。しかし、長期間に亘り研修を受けることを懈怠した場合、又はその他の方法で資質の向上を図ることを怠った場合、本条違反として懲戒処分の対象となり得ると解されています。

(6) 土地家屋調査士特別研修について

「土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争」において、調査士が民間紛争解決手続（ADR）の代理関係業務を行うためには、高度な倫理観、専門知識、素養が求められ、「信頼性の高い能力担保」を講じることが代理権付与の条件となっています。その能力担保のための措置が、「土地家屋調査士特別研修」です。

土地家屋調査士の業務は調査士法第3条に定められています。同条第1項第7号には、土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続のことが、第8号には、その相談のことが記載されていますが、同条第2項では、民間紛争解決手続代理関係業務については法務大臣が指定する研修の過程を修了し、必要な能力を有すると認定された会員以外は業務ができないとされています。つまり、調査士であっても認定を受けなければ調査士の業務の一部ができません。

認定を受けた調査士は、よりスキルの高い、専門的な知見の豊富な紛争解決手続の担い手としての資格を持つエキスパートとして評価されることとなります。複雑化、高度化する社会のニーズに対応できる調査士であるために、まだ認定を受けていない会員においては、積極的に特別研修を受講し、ADR認定土地家屋調査士として活躍されることを期待しております。

特別研修カリキュラム

土地家屋調査士法施行規則第9条第1号から第3号までに定める基準（民間紛争解決手続における「①主張立証活動」「②代理人としての倫理」「③同代理関係業務を行うのに必要な事項」）に基づき、基礎研修から総合講義まで合計45時間の研修を行い、最後に考査（テスト）があります。

1 基礎研修（17 時間）：基礎的な視聴研修（DVD 視聴）

これまでの土地家屋調査士特別研修での主な講義は下記のとおり。

- ①憲法：（2 時間）
- ②ADR代理と専門家責任：（2 時間）
- ③民法：（3 時間）
- ④所有権紛争と民事訴訟：（4 時間）
- ⑤民事訴訟法：（4 時間）
- ⑥境界確定訴訟の実務：（2 時間）

2 グループ研修（15 時間）：少数人数のグループで討論した上で課題を作成

3 集合研修（10 時間）：グループ研修で作成した課題に対する弁護士の解説等の講義

4 総合講義（3 時間）：弁護士による倫理を主体とした講義

5 考査：代理人として必要な法律知識の習得を確認（テスト）

ADR 認定 土地家屋調査士になろう！

広報キャラクター「地蔵くん」

「土地の境界が現地に於いて明らかでないことを原因とする民事に関する紛争」において、土地家屋調査士が「民間紛争解決手続（以下「ADR」という。）」の代理関係業務を行うためには、高度な倫理観、専門知識、素養が求められ、「信頼性の高い能力担保」を講じることが代理権付与の条件となっています。その能力担保のための措置が、「土地家屋調査士特別研修」です。

日本土地家屋調査士会連合会では、土地家屋調査士法第3条第2項第1号に定める研修として、これまで特別研修を9回実施してきました。その結果、多くの土地家屋調査士が特別研修を修了し、法務大臣の認定を受けてADR代理関係業務において、また、ADR手続実施者としても活躍しています。連合会といたしましては、複雑化、高度化する社会のニーズに対応できる土地家屋調査士であるために、引き続き特別研修を実施してまいります。

- 1 ADR認定土地家屋調査士は、一般業務においても、将来の紛争予防を見据えた業務ができる土地家屋調査士として、社会的評価を受けています。
- 2 社会がますます高度化され、複雑化する中で、土地家屋調査士の通常業務である境界立会いなどにおいて必要となる民法や民事訴訟法等の基礎的な法律知識を習得できます。
- 3 45時間の集中研修で、法律知識のさらなるスキルアップが図れます。
- 4 資格者が、プロフェッショナルであることを自ら証明していかなければならない時代の中、ADR認定土地家屋調査士であることは、社会に対してPRする有効な手段となります。
- 5 ADR代理関係業務の代理人としてのみならず、通常の業務にも求められる高度な倫理観の習得ができます。
- 6 共同受任する弁護士とのコラボレートに必要なスキルを磨きます。

私たち土地家屋調査士は、60年を超える制度の歴史の中で大きな転換点を迎えています。その一つがADR代理関係業務です。この新しい領域に踏み込むことは、新たな土地家屋調査士像を構築し、これまでになかった業務の扉を開くことにもつながります。特別研修の受講は、時代に即応した土地家屋調査士へのアップグレードの絶好のチャンスです。皆様の積極的な受講をお願いします。

積極的に研修を受講し、資質向上のために努力しよう！



2 土地家屋調査士の義務

会則の中には、調査士法等の規定とは別に、調査士が遵守すべき事項が細かく規定されていますので、日常業務を行う上で十分留意しなければなりません。

調査士法においては、第 22 条の依頼に応ずる義務、第 23 条の虚偽の調査・測量の禁止、第 24 条の 2 の秘密保持の義務が絶対的な義務事項であり、違反した場合は、第 69 条以下の厳重な罰則規定が適用されます。調査士法施行規則及び会則においては、業務の不当誘致行為の禁止、他人による業務取扱いの禁止及び非調査士等との提携の禁止などの禁止事項が定められています。懲戒については、調査士法に違反又は調査士法に基づく政令若しくは法務省令の違反が懲戒事由となります。さらに、調査士法第 24 条において、会則の遵守義務が定められていますので、会則（単位会、連合会を問わず）違反も調査士法違反となり、懲戒事由を構成することに注意する必要があります。

平成 15 年 8 月 1 日からは懲戒処分を受けた事実が官報に公告される外、連合会及び所属会のホームページ等においても公開しています。

土地家屋調査士法（抄）

（会則の遵守義務）

第 24 条 調査士は、その所属する調査士会及び調査士会連合会の会則を守らなければならない。

日本土地家屋調査士会連合会会則（抄）

（会則の遵守）

第 68 条 調査士会及びその会員は、連合会の会則を遵守し、連合会の発する照会、連絡及び指導のうち回答を求められた事項については、遅滞なく、これに応答しなければならない。

土地家屋調査士倫理規程（抄）

（規律の遵守）

第 36 条 調査士は、所属する土地家屋調査士会及び日本土地家屋調査士会連合会（以下「調査士会等」という。）の会則その他の規律を遵守しなければならない。

土地家屋調査士会会則モデル逐条解説集（抄）

平成 16 年 3 月 31 日 日調連発第 473 号

（会則等の遵守義務）

第 88 条 会員は、本会の会則、規則、支部規則及び総会の決議並びに連合会会則を守り、本会の秩序の維持に努めなければならない。

2 会員は、本会の発する注意又は勧告に従うとともに、回答を求められた事項については、遅滞なく、これに応答しなければならない。

【解説】

旧調査士法第 15 条の 6 における会則遵守義務が、第四章「調査士の義務」として新しく章立てされた中の法第 24 条（会則の遵守義務）に置き代わった。弁護士法、税理士法及び司法書士法等の他の業務独占資格者法においても、資格者の義務の章の中で同様の規定がなされている。

法第 24 条では、「調査士は、その所属する調査士会の会則及び調査士会連合会の会則を守らなければならない。」と規定し、新たに調査士会連合会の会則の遵守が付け加えられたものを受けたものである。

【44】土地家屋調査士等に対する告発又は懲戒処置

昭和 25 年 7 月 31 日 民事甲第 2112 号民事局長通達・・・・・・・・・・資料編 P51

【45】土地家屋調査士の懲戒処分 of 励行

昭和 31 年 8 月 13 日 民事甲第 1911 号民事局長通達・・・・・・・・・・資料編 P51

【46】司法書士及び土地家屋調査士に対する指導監督の強化

昭和 37 年 3 月 12 日 民事甲第 685 号民事局長通達・・・・・・・・・・資料編 P51

【47】土地家屋調査士に対する懲戒処分の聴聞期日における代理人出頭の可否

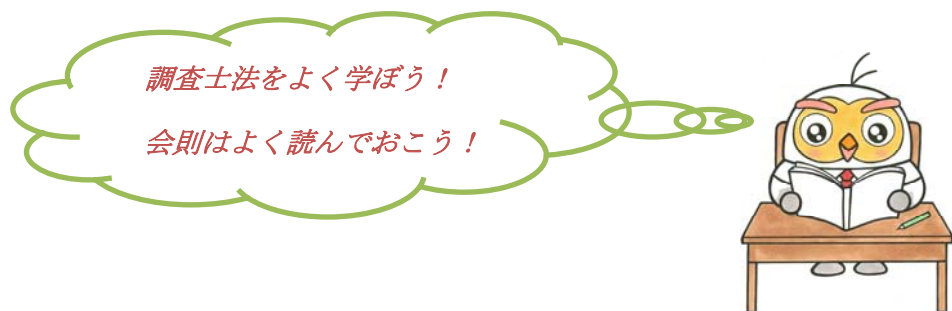
昭和 45 年 5 月 29 日 民事三発第 427 号民事局第三課長回答・・・・・・・・・・資料編 P51

【48】事件簿等の調査

昭和 25 年 7 月 31 日 民事甲第 2112 号民事局長通達・・・・・・・・・・資料編 P51

【49】支局長又は出張所長の違反事件の報告

昭和 25 年 7 月 31 日 民事甲第 2112 号民事局長通達・・・・・・・・・・資料編 P51



次の表は、主な法律、規則等を分かり易いように一覧表にしたものですが、非違行為を起こすことのないよう、各規定については正確に理解願います。

法令・会則による禁止、義務事項一覧表

事 項	調査士法	同施行規則	会則モデル	摘 要
職責	2 条		87 条・92 条	品位保持・公正・誠実・迅速・適正
事務所設置	20 条	18 条		
表札		19 条	100 条	屋外に向けて
事件簿	21 条	28 条	97 条	閉鎖後 5 年間保存
領収証	21 条	27 条	96 条	副本は作成の日から 3 年間保存
職印		20 条	94 条・95 条	
図書保管設備			99 条	なるべく耐火性のもの
会員証及び徽章			102 条 1 項	
報酬の基準を明示する義務		21 条	93 条	見やすい場所に
依頼に応ずる義務	22 条	25 条	92 条の 2	調査士法 70 条罰則
業務を行い得ない事件	22 条の 2			
虚偽の調査、測量の禁止	23 条			調査士法 71 条罰則
会則の遵守義務	24 条		88 条 1 項	
秘密保持の義務	24 条の 2			業務上知り得た秘密の保持 調査士法 71 条の 2 罰則
研修の受講	25 条 1 項		86 条 1 項・3 項	資質向上の努力義務
地域の慣習の習熟	25 条 2 項		86 条 2 項	
会員の調査受忍義務		40 条 4 項	53 条 105 条 3 項 109 条 2 項	
補助者証			102 条 2 項	
補助者の指導監督			103 条	民法 715 条
会費の納入			82 条	6 ヶ月滞納(会則モデル 84 条みなし退会)
不当誘致行為の禁止		24 条	90 条	
注意勧告に従う義務 会照会に応ずる義務			88 条 2 項	
取扱事件年計報告			98 条	
他人による業務取り扱いの禁止		22 条	89 条	
会員証の返還義務			25 条 26 条 2 項	
届出の調査士会経由義務			104 条	

3 土地家屋調査士の懲戒処分事例

土地家屋調査士懲戒処分事例集

連合会では、懲戒処分事例の取りまとめを行い、「土地家屋調査士懲戒処分事例集」を各調査士会に配布していますので参考にしてください。

※土地家屋調査士懲戒処分事例集目次（抜粋）

- ・公文書偽造（業務停止 1 年 3 か月間）
- ・他人による業務の取扱い（業務禁止）
- ・職務上請求用紙の不正使用等（業務停止 2 年間）
- ・業務停止期間中の業務行為（業務停止 2 年間）
- ・登記申請意思確認義務違反（業務停止 6 か月間）
- ・本人確認義務違反（業務停止 6 か月間）
- ・現地確認義務違反（業務禁止）
- ・筆界確認義務違反（業務停止 1 か月間）
- ・不当誘致行為（業務停止 2 か月間）
- ・会則違反（業務停止 3 か月間）
- ・業務外行為（業務停止 4 か月間）

懲戒処分事例としては下記の事例等が多く散見されます。

現地確認義務違反

近年、調査士本人が、現地に赴くこともなく登記手続に必要な図面を作成したり、「不動産登記規則第 93 条不動産調査報告書」に虚偽の記載をして、登記をなさしめたことの責を受けて、懲戒処分を受ける事例が増加していますので、会員の皆様には調査士本人が現地に行って事実確認を行うとともに、「不動産調査報告書」には事実のみを記載するよう、肝に銘じて業務を行ってください。

他人による業務取扱いの禁止

業務をすべて補助者に任せきりにし、調査士自ら登記申請の内容の正確さを確認しないまま登記申請を行い懲戒処分を受ける事例が多く散見されます。他人による業務取扱いの禁止は、調査士法施行規則第 22 条に規定されています。他人には、非調査士だけでなく、補助者や他の調査士も含まれます。補助者については、調査士法施行規則第 23 条に規定されていますが、あくまで業務の補助をさせるのであって、業務の補助を超えた業務を取り扱わせてはなりません。調査士として自ら現地に行き、事実確認をすることが土地家屋調査士としての職責であることを強く認識し業務を行ってください。



くれぐれも懲戒処分
を受けることのない
ように！

※ 土地家屋調査士等に対する懲戒処分に関する訓令（平成 19 年 7 月 1 日施行）
（平成 19 年 5 月 17 日法務省民二訓第 1082 号法務局長、地方法務局長あて法務大臣訓令）

別表

違 反 行 為		懲戒処分の量定
公文書偽造又は私文書偽造	刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 155 条又は第 159 条の規定に該当するもの	2 年以内の業務の停止又は業務の禁止
名義貸し又は他人による業務の取扱い	自己の名義において、他人に業務を行わせたもの	
職務上請求用紙の不正使用等	戸籍謄本等職務上請求用紙を目的以外に不正に使用したもの及び戸籍謄本等職務上請求用紙を用いて取得した戸籍謄本等を目的以外に不正に使用したもの	
業務停止期間中の業務行為	業務停止期間中に業務を行ったもの	
報酬の不正受領	受託した事件を正当な事由なく履行せず報酬を受領するなど報酬を不正に受領したもの	
登記申請意思確認義務又は本人確認義務違反	登記申請人の申請意思確認又は本人確認を怠ったもの	
現地確認義務違反又は筆界確認義務違反	不動産の表示に関する登記の申請をする場合において、現地確認又は筆界確認を怠ったもの	戒告又は 2 年以内の業務の停止
不当誘致行為	不当な手段を用いて業務の誘致を行ったもの	
補助者の監督責任又は未登録補助者の使用	補助者の監督責任を問われたもの又は業務を行うに当たり未登録の補助者を使用したもの	
受託事件の放置	受託した事件を正当な事由なく履行しないもの	
受任拒否	正当な事由なく依頼された事件の受託を拒否したもの（簡裁訴訟代理等関係業務及び民間紛争解決手続代理関係業務に関するものを除く。）	戒告
会則違反	土地家屋調査士会の会則に違反したもの	
業務外行為	業務外の違反行為で刑事罰の対象となる行為に該当するもの	戒告、2 年以内の業務の停止又は業務の禁止

4 事務所の設置と独立性

(1) 設置基準

調査士は事務所を設けなければならない、また、2 か所以上の事務所を設けることはできません。その事務所には表札を掲げ、報酬の基準を明示し、依頼者から預託された図面、書類その他の物件の保管に必要な設備等を備えなければなりません。

事務所は、例えば居住用の室を兼用する場合であっても、調査士事務所として業務処理が適正に行えるような形態、機能を備えていなければなりません。

なお、法人の場合は従たる事務所を設けることができます。

【50】司法書士の業務について（浦和地方法務局長照会）

昭和 32 年 5 月 30 日 民事甲第 1042 号民事局長回答・・・・・・・・・・ **資料編 P52**

(2) 独立性の堅持

土地家屋調査士の業務資格は、一身専属的なもので、調査士個人が独立して業務を行い、又は調査士が共同して設立した調査士法人の社員又は使用人として業務を行なわなければならない、他人や調査士法人以外の組織に従属して調査士業務を行うことはできません。したがって、次の事項は禁止されているので注意を要します。

- ① 非調査士（ハウスメーカー、司法書士等）から調査士業務部分の再委託を受ける行為や非調査士に従属（下請）的な形で調査士業務を行うこと。
- ② 名義貸又はこれに類した行為を行うこと。

土地家屋調査士会会則モデル逐条解説集（抄）

平成 16 年 3 月 31 日 日調連発第 473 号

（非調査士等との提携の禁止）

第 89 条 会員は、調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者に、自己の名義を貸与する等他人をして調査士の業務を取り扱わせるよう協力し、又は援助してはならない。

【解説】

調査士の資格は一身専属の資格であり、調査士法人は調査士法の規定により調査士のみが社員となり設立できる特別な法人であることから、この名義を貸与し他人をして調査士業務を取り扱わせるよう協力したり、援助することはできない。

この場合、他人とは、自然人のみならず調査士法人以外の法人等も含まれるものと解されることから、個人又は調査士法人以外の法人たるを問わず、調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者に、調査士として雇用されて業務を行うことは許されない。

また、調査士法人以外の法人の代表者が会員である場合であっても、当該法人の事業として調査士業務を行うことは、両罰規定（法第 75 条）の適用があることに留意しなければならない。

【51】司法書士または土地家屋調査士の補助者について（京都地方法務局長照会）

昭和 35 年 8 月 29 日 民事甲第 2087 号民事局長回答・・・・・・・・・・ **資料編 P52**

- 【52】 司法書士又は土地家屋調査士が他の隣接法律専門職種の補助者として雇用されることの可否
 登記研究 703 号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **資料編 P53**
- 【53】 土地家屋調査士法第 2 条及び第 19 条の解釈について
 昭和 33 年 7 月 28 日 民事甲第 1525 号民事局長心得回答・・・・・・・・・・ **資料編 P53**
- 【54】 土地家屋調査士倫理規程（解説）・同（Q&A）抜粋（倫理規程 13 条関係）
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **資料編 P54**
- 【55】 土地家屋調査士倫理規程（解説）・同（Q&A）抜粋（倫理規程 14 条関係）
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **資料編 P54**

(3) 土地家屋調査士法人

平成 20 年 11 月 25 日に土地家屋調査士法人に関する規定等検討委員会の答申を受け、平成 20 年 12 月 19 日に土地家屋調査士法人の使用人調査士に関する連合会会長見解が発出されました。

「土地家屋調査士法人の使用人調査士に関する見解」は土地家屋調査士倫理規程に位置付けられています。

土地家屋調査士倫理規程（抄）

（調査士法人の使用人調査士）

第 61 条 調査士法人が、調査士を使用人とする場合には、平成 20 年 12 月 19 日付け日調連発第 317 号日本土地家屋調査士会連合会長見解（調査士法人の使用人調査士に関する見解及び運用に関する見解）を踏まえなければならない。

土地家屋調査士倫理規程（解説）（抄）

【解説】

調査士法人の活動は、業務をより効率的に行うために有益であると同時に、調査士法人には、複数の資格者が在籍するため、受任主体に誤認を生じかねない懸念もある。特に、調査士法人が、調査士を使用人として雇用した時には、当該使用人調査士には、社員とは異なり競業禁止義務が法律に明記されていないことから、この懸念が各会から寄せられた。見解では、調査士法人が、使用人として調査士を雇用する場合には、社員の監督下で当該調査士を携わらせるため、調査士法人の主たる事務所又は従たる事務所と同一の場所に活動の拠点である個人の事務所を置き、外形的にも調査士法人の一員として活動させることでその懸念の解消を図るよう求めている。

- 【56】 土地家屋調査士法人の使用人調査士に関する見解について（通知）
 （平成 20 年 12 月 19 日 日調連発第 317 号）
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **資料編 P55**

(4) 公共嘱託登記土地家屋調査士協会

平成 20 年 12 月 1 日の公益法人制度改革関連 3 法の施行(平成 18 年法律第 48 号～50 号)に伴い、平成 21 年 11 月 2 日に公共嘱託登記土地家屋調査士協会の態様に関する連合会会長見解が発出されました。

【57】公共嘱託登記土地家屋調査士協会の態様に関する見解について（通知）

（平成 21 年 11 月 2 日 日調連発第 226 号）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **資料編 P57**

5 帳簿類の備付け

(1) 事件簿

業務を行った記録として連合会の定める様式により事件簿の調製が義務付けられています。事件簿は、受託番号、受託年月日、件名、依頼者の氏名・住所及び報酬額等を記載するので、後日の証としても重要なものです。

(2) 領収証

報酬の受領に当たっては、連合会の定める方式により領収証を発行しなければなりません。会則に定められた形式に基づかない領収証を使ったり、調査士業務以外の業務を含めた領収証を発行することはできません。

(3) 関係書類

調査士法第 21 条に「調査士は、法務省令の定めるところにより、業務に関する帳簿を備え、且つ、関係書類を保存しなければならない。」とあり、事件の受託票や、調査測量の成果（図面、書面）等、業務を処理した記録は整理して、できる限り長期間保存しておくことが、後日の参考となります。

(4) 年計報告書

年間に取り扱った事件の記録を集計して、翌年の 1 月末日までに年計報告書として所属の調査士会長に提出しなければなりません。

調査士会では、会員個々の記録として保存するとともに、この結果は連合会に集約され、調査士業務の動向を把握し、制度の改善・進歩に活用される重要な資料となりますので正確に記載しなければならず、報告期限も厳守しなければなりません。

(5) 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書使用簿

会員は、事務所に戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書使用簿を備えなければなりません。

戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書は、土地家屋調査士、弁護士等専門的職能（8 団体）対し、その信頼の下に例外的に使用が認められているものであり、職

職務上請求書が不正に使用された場合には、国民に極めて深刻かつ重大な事態を招くことにもなりかねず、そのことによって、職務上請求制度の存廃はもとより、土地家屋調査士制度そのものに対する国民の信頼を著しく損なうことになります。職務上請求書の取扱いについては、紛失や盗難の防止に努め、厳正かつ慎重に取扱わなければなりません。

戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程（モデル）（抄）

（職務上請求書の使用）

第3条 本会の会員である調査士（以下「会員」という。）は、職務上必要な戸籍謄本の交付等の請求をするときは、前条第1項に規定する職務上請求書を使用しなければならない。

2 会員は、事務所に職務上請求書使用簿（別紙第2号様式）を備えなければならない。

（職務上請求書使用簿への記録及び報告）

第13条 会員は、本会から職務上請求書を購入したときは、職務上請求書使用簿の用紙番号欄に用紙番号を記載しなければならない。

2 会員は、職務上請求書を使用したときは、職務上請求書使用簿に必要な事項を記載しなければならない。

3 会員は、職務上請求書使用簿（毎年1月1日から12月31日までの1年間）の写しを1月31日までに本会に提出しなければならない。

【58】土地家屋調査士の事件簿の取扱

昭和32年11月30日 民事甲第2281号民事局長通知・・・・・・・・・・ **資料編 P57**

【59】土地家屋調査士の業務年計報告書の取扱

昭和32年11月30日 民事甲第2281号民事局長通知・・・・・・・・・・ **資料編 P58**

【60】土地家屋調査士の作成する事件簿及び年計表の記載要領

昭和37年12月6日 民事甲第3558号民事局長通達・・・・・・・・・・ **資料編 P58**

【61】土地家屋調査士の作成する事件簿及び年計表の記載要領

昭和37年12月6日 民事甲第3558号民事局長通達・・・・・・・・・・ **資料編 P58**

6 事務処理

業務全般の取扱いについては、会則モデル第92条に「会員は、その業務を行うに当たっては、法令、通達及び本会の制定する要領等に準拠し、特別の理由がない限り、依頼を受けた順序に従い、迅速かつ適正に事件を処理しなければならない。」と定められています。ここでは、書類の取扱いに関して特に留意すべき事項を記述します。

(1) 書類の作成

調査士業務として依頼者に交付し、又は官庁に提出すべき書類を作成したときは、その書類の末尾又は欄外に記名し、職印を押さなければなりません。作成者の記名捺印義務のない地役権図面についても、欄外に記名捺印をすべきと解されています。

調査士業務の範囲外のものにみだりに職名を記載したり、職印を押印することは、調査士業務に対して誤解を与えることにもなりかねませんので、特に注意しなければなりません。

補助者に書類を作成させたときは、必ず調査士自身が最終点検を行った上で、職印を押印しなければなりません。

(2) 書類の補正

補助者は、調査士が代理人である登記申請書類、添付図面等の重要な補正はすることができませんので、補正は必ず調査士自身で行わなければなりません。

(3) 重要書類の取扱い

登記識別情報通知書、登記済権利証書等、重要な書類や預り品の保管と送達には、紛失や漏えい等の事故を防止するため、常に細心の注意を払わねばなりません。特に補助者、家人等には常々注意を与え続ける必要があります。

【62】土地家屋調査士が登記申請代理人として申請書に押印する場合の印

昭和 37 年 7 月 20 日 民事甲第 2044 号民事局長回答・・・・・・・・・・ **資料編 P58**

【63】土地家屋調査士が代理人として登記申請書等に職名を冠記することの要否

昭和 37 年 10 月 8 日 民事甲第 2885 号民事局長通達・・・・・・・・・・ **資料編 P58**

7 補助者の使用

(1) 使用のための手続

ア 使用届

補助者の雇用を開始したら遅滞なく、その旨を所属の調査士会に届け出なければなりません。また、調査士会はその旨を法務局又は地方法務局の長に通知しなければなりません。いわゆる、試用期間でも無届けは認められませんので注意を要します。家族の場合でも同様の扱いとなります。

イ 兼業者の場合

司法書士との兼業者は、いずれの業務の補助者であっても、双方の業務の補助者としての手続を要します。

【64】司法書士及び土地家屋調査士の補助者

昭和 48 年 11 月 22 日 民三第 8639 号民事局第三課長回答・・・・・・・・・・ **資料編 P58**

(2) 使用者責任

調査士は、補助者に業務を補助させる場合には、その指導及び監督を厳正にしなければなりません。補助者の選任及び指導・監督には相当の配慮が必要です。

補助者の使用上の責任は、調査士法及び民法第 715 条の法意により調査士にかかってくることを十分認識しなければなりません。

(3) 補助の範囲

補助者は、例え有能な者であっても、調査士法施行規則第 22 条にいう「他人」に業務をさせることとなりますので業務全体の処理を委せることはできません。また、業務の一部であっても、主要部分は調査士自身の判断によらなければなりません。

補助者による業務の取扱いは、あくまでも調査士自身の把握の下に、指示、監督、結果の確認等が為し得る範囲内で行わせることができるに過ぎません。

調査士業務一切を包括的に補助者に命ずることは勿論のこと、登記申請書類の補正や業務の補助の範囲を超えた業務を命ずることもできません。仮に命じた場合は、補助者の行為の民事上の責任は調査士にあり、この場合、調査士法第 2 条の趣旨から公正誠実な業務を行っていないものとして懲戒処分の対象となります。

調査士が命じていないのに、補助者が勝手に反復累行して調査士の業務を行ったとすれば、それは非調査士行為となります。

補助者の業務補助の範囲とは、測量の助手や申請書類の提出及び登記完了証の受領等の助手的行為です。また、補助者の能力に応じ、調査士の指示により申請書類を作成することも差し支えないとされています。なお、登記識別情報を記載した書面の受領については、「補助者証」及び「特定事務指示書」を登記官に提示する必要があります。

土地家屋調査士法施行規則（抄）

（他人による業務取扱いの禁止）

第 22 条 調査士は、他人をしてその業務を取り扱わせてはならない。

（補助者）

第 23 条 調査士は、その業務の補助をさせるため補助者を置くことができる。

2 調査士は、補助者を置いたときは、遅滞なく、その旨を所属の調査士会に届け出なければならない。補助者を置かなくなったときも、同様とする。

3 調査士会は、前項の規定による届出があったときは、その旨をその調査士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に通知しなければならない。

土地家屋調査士会会則モデル（抄）

（補助者に関する届出）

第 101 条 会員は、補助者を置いたとき又は補助者を置かなくなったときは、別に定める届出書を、本会に提出しなければならない。

2 本会は、前項の届出があったときには、その旨を〇〇法務局の長に通知するものとする。

（会員証等）

第 102 条 調査士会員は、その業務を行う場合には、会員証を携帯し、会員徽章を着用しなければならない。

2 会員は、その補助者に連合会の定める様式による補助者証を携帯させなければならない。
(補助者の使用責任)

第 103 条 会員は、補助者に業務を補助させる場合には、その指導及び監督を厳正にし、補助者の業務上の過失について、その責めを負わなければならない。

(届 出)

第 104 条 会員は、法又は施行規則の規定に基づき〇〇法務局の長に書面を提出するには、本会を経由しなければならない。

土地家屋調査士会会則モデル逐条解説集（抄）

平成 16 年 3 月 31 日 日調連発第 473 号

(補助者の使用責任)

第 103 条 会員は、補助者に業務を補助させる場合には、その指導及び監督を厳正にし、補助者の業務上の過失について、その責めを負わなければならない。

【解説】

補助者は、調査士の監督、指導のもとに業務の一部を補助するものであって、調査士に代わり補助者の判断で、単独で調査、測量し、登記申請書を作成することはできない。

また、調査士が代理人である登記申請書類の補正をすることはできない。ただし、申請書の提出、登記済証の受領行為は差し支えない。補助者に対する使用者責任は無過失責任に極めて近い責任であるので十分な注意が必要である。

民法（抄）

(使用者等の責任)

第 715 条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

2 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。

3 前 2 項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

【65】土地家屋調査士の補助者

登記研究 366 号・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **資料編 P58**

【66】土地家屋調査士の補助者の業務補助の範囲について

昭和 29 年 4 月 8 日 民三第 165 号民事局第三課長回答・・・・・・・・ **資料編 P59**

【67】司法書士等による代理申請事件の不備の補正方法

昭和 39 年 12 月 5 日 民事甲第 3906 号民事局長通達・・・・・・・・ **資料編 P59**

第5 土地家屋調査士の職責と倫理

1 土地家屋調査士倫理綱領

土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命

不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2. 公 正

品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。

3. 研 鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

土地家屋調査士倫理綱領は、法制定 35 周年記念、さらには調査士会の自主性を評価しての法律改正等を踏まえ、土地家屋調査士制度の一大転換期であることを自覚し、改めて初心に返り、自らを律していくところの誓いとして、昭和 62 年第 43 回連合会定時総会で制定されました。

昭和 62 年第 43 回連合会定時総会議事録（抜粋）

調査士の一番の使命は、不動産登記法の花神のなかで、表示登記制度というものが昭和 35 年に新しく制度として設けられた、その思想を生み出すのが、そしてまた国民の権利の明確化に資するのは、我々調査士しかいないのだということの使命を再確認し、それを実践し、その一日も早い実現がくることを我々から明白な意思をもって国民にも表明すべきではないかということが第 1 の「使命」としてうたわれた部分でございます。

また、その使命を遂行するには、どうしても公正さが確保されなければならない。我々の職務を実施するにあたっては、せめて公明正大にやらなければいかんということで、2 番目に「公正」ということを入れております。

3 番目に士族はさまざまございまして、それぞれの専門職ですので、それぞれの分野においての専門的な学問あるいは技術、それらの研鑽は 1 日たりともおろそかにはできないということで、専門分野に対する「研鑽」をすべきだということを 3 つ目の柱にもってきたわけでございます。

2 土地家屋調査士倫理規程

土地家屋調査士倫理規程（前文）

土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記に必要な調査・測量及び申請手続等並びに筆界特定の手続及び土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続の専門家として、これらの業務を適正に行い、不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを使命とする。その使命を達成するため、土地家屋調査士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ誠実にその業務を行うとともに、自らの行動を規律する社会的責任を負う。ここに、土地家屋調査士の業務及び行動に関する倫理を制定する。

土地家屋調査士はこれを実践し、社会の信頼に応えることをここに宣言する。

土地家屋調査士倫理規程は、次のとおり第1章から第8章までで構成されています。条文については各自において参照してください。

第1章 綱領	第5章 調査・測量関係
第2章 一般規律	第6章 筆界特定・民間紛争解決手続
第3章 依頼者との関係	第7章 土地家屋調査士法人等
第4章 調査士会等との関係	第8章 筆界調査委員等

調査士の使命は、不動産の状況を正確に登記記録に反映することによって不動産取引の安全の確保、国民の財産を明確にするといった極めて公共性の高いものです。その使命を果たすための基本姿勢を「土地家屋調査士倫理規程」として制定しています。

土地家屋調査士倫理規程は、平成21年第66回連合会定時総会において決議され、翌年第67回連合会定時総会において連合会会則に位置付けられました。

日本土地家屋調査士会連合会会則（抄）

第9章 調査士倫理

（倫理規程）

第66条の2 調査士の職業倫理に関しては、別に定める「土地家屋調査士倫理規程」による。

【68】土地家屋調査士倫理規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料編 P60

3 土地家屋調査士の職責と倫理

業務の遂行に当たっては、諸法令及び調査士会会則等の規定に従い、その業務を公正かつ誠実にを行い、依頼人の信頼に応えなければなりません。

調査士は、常に品位を保持し、広く法律知識の涵養、技術能力の研鑽によって、業務の改善進歩、土地家屋調査士制度の充実発展を図り、調査士の社会的地位の向上に

努力しなければなりません。

調査士の職責は調査士法第2条に定められています。この規定は、調査士がその職務を行う上で求められる責務を定めたものであり、品位の保持、業務に関する法令や実務に精通すること、そして公正かつ誠実に職務を行うべき旨を定めています。

土地家屋調査士法（抄）

（職責）

第2条 土地家屋調査士（以下「調査士」という。）は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

（1）土地家屋調査士の品位保持

調査士会の会員は、調査士としての品位を保持し、業務の適正を期するため、次の事項で述べる行為を行ってはなりません。

ア 土地家屋調査士制度の目的を阻害する等の行為に関する事項

- ① 調査士会の秩序維持及び会員間の協調に欠ける行為
- ② 公正、誠実及び迅速を欠く業務の取扱いの行為
- ③ 粗雑に業務を取り扱う行為
- ④ 調査士の名義を他人に貸与する等の行為及び他人に雇用されて業務を行う行為
- ⑤ 調査士事務所の業務形態を調査士法人以外の法人格とする行為
- ⑥ 補助者に調査士業務を総括的に取り扱わせる行為

イ 虚偽の調査・測量又は申請手続等の行為に関する事項

- ① 調査・測量を行わず登記申請書に添付する図面等を作成する行為
- ② 他人の作成した成果図等に基づいて謄写し作成した図面を登記申請書に添付する等の行為
- ③ 依頼人の求めに応じ、事実を歪曲したり、あるいは故意に事実と異なる調査・測量又は申請手続等を行う行為

ウ 他の会員の技術、手腕を誹謗する等の行為に関する事項

- ① 自己の技術、手腕が他の会員より優秀であることを誇張して宣伝、広告し、業務を誘致する行為
- ② 他の会員を中傷して業務を誘致する行為

土地家屋調査士会会則モデル逐条解説集（抄）

平成16年3月31日 日調連発第473号

（品位保持等）

第87条 会員は、常に調査士としての品位を保持し、信用の昂揚を図り、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実に業務を行わなければならない。

【解説】

調査士制度は、「不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、もって不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する。」（法第1条）ことを目的としている。表示の登記は権利の登記の前提をなすものであり、その職責の重要性から、本条は、調査士について法第2条において定められた職責を受けたものであり、更に法第48条第4号を受けたものである。土地家屋調査士が業務処理をするに当たっては、特にその品位保持が強く求められている。

品位とは、辞書等によれば、品格又は地位とあり、更に品格とは、気品のあること、及び地位とは、身分、立場と説明している。品位という字句の持つ人格的な抽象的内容を具体的に説明することは至難であるけれども、調査士が、法及び法に基づく命令並びに連合会会則並びに会則を遵守することを強く求めている（法第24条及び第56条）ことから、調査士として業務を執行する場合は勿論のこと、私生活においても社会の秩序の維持と国民の社会生活を安全に営む上に制定している法律を守ることが必要である。このことは、法第5条に調査士としての欠格事由を示していることから類推できる。

したがって、調査士は信用の昂揚を図り、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実に業務を遂行することにより品位保持をしなければならないのである。

万が一、本条に違反すると、法第2条及び第24条違反を事由として懲戒処分の対象となる。

(2) 業務に関する法令・実務の精通

調査士は専門資格者として社会の要請に応えていくためには、法改正や新しい通達、最新の測量技術など、途切れることなく勉強しなければなりません。資格があるというだけではプロフェッショナルとして評価されません。常に資質の向上を図るよう心掛けてください。

(3) 公正かつ誠実

調査士の職務は単に依頼主の代理人としての役割を超えて、業務に関する法令の遵守と実務において明らかにされた内容を公正かつ誠実に不動産登記記録上に表示することが求められています。これは調査士の職務が単に依頼者の代理人としての役割のみならず、公共的な立場で業務を遂行することが求められているからです。

(4) 土地家屋調査士の専門家責任

ア 専門家としての土地家屋調査士

専門家とは、法律に基づいて一定の資格が認められ、契約の相手方である依頼者に対し、特殊領域に関する高度に専門的な技能や情報を提供することを業とする者をいいます。

イ 専門家としての土地家屋調査士の注意義務

専門家の注意義務は、一般人より「高度」なものであり、主に次のものがあります。

(ア) 忠実義務（誠実義務）

依頼された事項を忠実に実現する義務です。ただし、依頼された事項が真実に反していた場合、そのことを知りながら主張展開したり、書類を提出することは許されません。また、違反する当事者の行為に加担することも許されません。

(イ) 善管注意義務

専門家としての技能・能力を十分に発揮して、依頼者・第三者に損害を与えないように注意深く職務を遂行する義務です。

(ウ) 説明・助言義務

依頼者の知識・能力の不足を補い、依頼者がより適正な判断を成し得るようにする作為義務です。

調査士法が、「調査士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。」（調査士法第2条）、「調査士は、その業務に関して虚偽の調査又は測量をしてはならない。」（調査士法第23条）、「もつて不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的とする。」（調査士法第1条）としていることは、これらの義務を前提としているものといえます。

(5) 土地家屋調査士の倫理

調査士の使命である「不動産に係る国民の権利の明確化に寄与すること」は、調査士法第1条に定められています。調査士は、その業務を实践するに当たっては、当該不動産の物理的状況、歴史的背景の把握などの技能や知識の習得はもちろんですが、専門家として、公正・公平な立場から判断することが必要です。また、国民からは、専門家に対して節度ある行動、人に接する場合の礼儀なども求められていることを意識しなければなりません。

特に、筆界特定やADRにおける代理関係業務においては注意が必要です。これらの業務は、基本的に対立構造ではない表示に関する登記申請の代理とは異なり、紛争性のある事件の一方の当事者の代理をするものであり、相手方との対立構造を前提とする業務です。このような代理業務を行うためには、利益相反や守秘義務といった倫理に関する問題に配慮し、依頼者との信頼関係を築き執務していくことが要請されます。



4 個人情報の取扱い

(1) 個人情報の保護に関する法律

個人情報保護法（略称）が平成 17 年 4 月 1 日から土地家屋調査士等に適用になりました。この法律は、誰もが安心して高度情報通信社会の便益を享受するために、個人情報取扱事業者が遵守すべき必要最低限のルールを定めたものです。土地家屋調査士は次のような個人情報の取扱いに関し、配慮して行動しなければなりません。

- ① 利用目的の特定
- ② 目的外利用の原則禁止
- ③ 取得の際の利用目的の通知又は公表
- ④ 適正な手段による取得
- ⑤ 内容の正確性の確保
- ⑥ データ漏えい防止等の安全管理措置
- ⑦ 従業者・委託先に対する監督
- ⑧ 本人の同意を得ない第三者への情報提供の原則禁止
- ⑨ 本人の求めに応じたデータの開示、訂正、利用停止等
- ⑩ 苦情の適切かつ迅速な処理等

(2) 遵守すべき事項

「個人情報の保護に関する法律」第 7 条では、政府がこの法律の基本方針を定めることとし、第 8 条で事業者等に指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとしています。取り扱う個人情報の数が 5000 以下である事業者を規制の対象外とする制度が平成 27 年 9 月 9 日の法改正に伴い廃止され、平成 29 年 5 月 30 日から全ての事業者が対象となりました。また、主務大臣が有していた監督権限が個人情報保護委員会へ一元化されました。

個人情報取扱事業者は、個人情報の利用目的について、具体的に特定し、公表しなければなりません。あらかじめ公表していない場合には、本人に通知、又は公表しなければなりません。取得した個人情報は特定した利用目的の範囲内で利用し、既に取得した個人情報を他の目的で利用したい場合には、本人の同意を得る必要があります。

また、保有する情報について、安全に管理するための措置をとり、正確で最新の内容に保ち、必要がなくなったときはデータを消去するよう努めなければなりません。個人情報の取扱いを委託する場合、委託先に対して、また、使用している補助者に対しても、必要かつ適切な監督を行わなければなりません。個人情報を第三者に提供するときは、原則として本人の同意が必要になります。

個人の権利義務の得喪に関する情報、資産状況、人種に関する情報及び犯罪歴といった機微な情報を取り扱っている事業者等は、特に個人情報の保護の措置が強く要請されることから、取扱いには十分留意しなければなりません。

第2章 不動産登記法及び関係法令

第1 はじめに

「土地家屋調査士」は、土地家屋調査士法第1条で謳われているとおり、国民の不動産に係る権利の明確化に寄与することを目的として日常の業務を行っています。そして、その業務を行っていく上で、土地家屋調査士として知っておくべき様々な知識や技術を身に付け、そしてさらに研鑽し続けることが必要とされています。

近年、特に有資格者に対する社会からの視線が、より厳しいものとなってきているため、土地家屋調査士一人一人が、その社会的責任を背負っているのだという自覚をしておかなければなりません。

本章は、その水先案内人として、土地家屋調査士制度、土地所有制度の誕生から明治時代の地租改正、さらに土地台帳時代から登記簿への一元化を経て現在に至るまでの制度の沿革とその要点、また、地図及び地積測量図の誕生から現在に至るまでの沿革、その他の関連法令について解説します。

過去の経緯及び関係法令を知ることによって、現在の自分たちが取り扱っている表示に関する登記について改めて考え、適正にして充実した土地家屋調査士業務を行っていただきたいと思います。

〔なお、詳細は、平成14年10月、日本土地家屋調査士会連合会発行の土地境界基本実務叢書を参照してください。〕

第2 主な土地制度の沿革及び登記制度の沿革

時代	和暦	西暦	主な土地制度	登記制度の沿革	備考
大和時代	大化元	645	(古代的・貴族的土地所有制度)		大化の改新
奈良時代			(律令的・国家的土地所有制度) 班田収受制 条里制		
平安時代					
鎌倉時代			(中世的・封建的土地制度)		
(戦国時代) 室町時代			(戦国大名領主的土地制度)		
安土桃山時代	天正10	1582		(名主加判制度時代)	
江戸時代		1643	(近世幕藩大名的土地所有制度) 太閤検地 慶安検地・元禄検地 新田検地等		田畑永代売買禁止令 伊能忠敬の大日本沿岸 開港全図 完成
		1821			地所永代売買ヲ許ス 地券渡方規則
明治・大正・昭和・平成	明治5	1872	(地主的土地所有制度) 地租改正	(地券公証制度時代)	
	明治19	1886		(旧登記法時代)	
	明治29	1896			旧民法制定
	明治32	1899		(不動産登記法時代)	
	昭和21	1946	(近代的自作農的土地所有制度)		税務署から法務局へ移管
	昭和25	1950	農地改革		台帳と登記簿の一元化
	昭和35	1960			メートル法施行で㎡書換え
	昭和41	1966			ADR 促進法制定
	平成16	2004		法改正(電子化の採用)	ADR 代理
	平成17	2005		法一部改正(筆界特定制度)	

【69】 戦後の不動産登記変遷年表・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料編 P70

第3 我が国の土地制度

我が日本民族が、どのような土地支配と利用の仕方を理想の形と意識していたのかを理解するためには、我が国の土地改革の歴史を見れば分かります。

日本の土地改革としては、

- ①大化の改新による土地改革
- ②太閤検地による土地改革
- ③第二次世界大戦後の農地解放による土地改革

の三つをあげることが妥当であろうと思います。

①大化の改新というのは7世紀の中頃、天皇政権を確立し、日本を中央集権国家に統一した革命的事件で、その古代律令国家の基礎として行われたのが、公地公民制による土地改革でした。

②太閤検地というのは、16世紀後半、豊臣秀吉が天下を統一するのに伴って始めた検地で、その後、徳川家康の江戸幕府のよって引き継がれました。この検地によって農地の支配・利用の制度が改革されたものです。

③第二次世界大戦後の農地解放というのは、明治以来の農地の地主的経営が廃止され、自作農を創設した土地改革です。

その他土地制度の大きな事件として、明治維新を契機として行われた地券交付に始まり、民法典の制定で一応の確立をみた近代的土地所有権の確立ということがあります。しかしこれは、旧来の土地の支配・利用制度を改革したというより、旧来の土地の支配権を確認し、その近代化を図ったということで、以上に掲げた三つの土地改革とは本質的に異なるものですので、土地改革とは別のものとして考えられています。

1 原始的・共同体的土地所有制度（4世紀頃以前）

稲作農耕が始まり、「採集経済」から「農耕経済」へ移り、農業共同体（血縁的氏族共同体）としての総有の土地所有制度が生まれました。

2 古代的・貴族的土地所有制度（7世紀の大化の改新まで）

天皇家を中心とした朝廷があつて、一応は国家としての形をなしていましたが、有力な豪族（氏族）の連合国家という形のもので、土地と人民とは、天皇家を含めた各豪族が私有していました。

「屯倉」（ミヤケ）： 天皇・皇族の所有地

「田荘」（タドコロ）： 一般貴族・豪族の私有地

3 律令的・国家的土地所有制度（7世紀から10世紀頃まで）

(1) 大化の改新

大化の改新により、天皇領を含め豪族領とその人民を没収して国家の所有とし、

すなわち「公地公民」としました。そして、有名な「班田収受制」という土地制度を創設します。

(2) 班田収受制

我が国における土地に関する制度として最初のものでした。

班田収受というのは、国家に帰属することになった土地・公地について台帳（計帳という）を作成し、公民については戸籍を編成して、各公民に一定の基準によって「口分田」（くぶんでん）を給付（班給という）し、6年ごとにこれを回収して再び給付するという制度です。そして、公民はこれと引き替えに、税として「租」（稲による納税）、「庸」（労役による納税）、「調」（織物その他の物品による納税）を負担することになりました。

この班田収受制による土地制度の性格ですが、一つの土地を一つの家族が直接に支配し使用（耕作）して、その反面、税を国家に納付するということです。国家と土地使用者（人民）とを直結させ、豪族又はこれに代わる中間搾取的存在を排除している点がこの制度の大きな特徴でした。

班田収受制では、田地の他に園地（畑）や宅地も給付しています。自分の家族の衣食住については、これらの土地によって、自分の責任で自活しろという方針であったとみられます。

また、稲で納める「租」は、稲100把につき5把という軽い税率になっていました。

(3) 条里制

古代日本の律令体制下における土地区画制度で、耕地を国家的に支配・管理し、班田制度を補完する役割を果たしました。

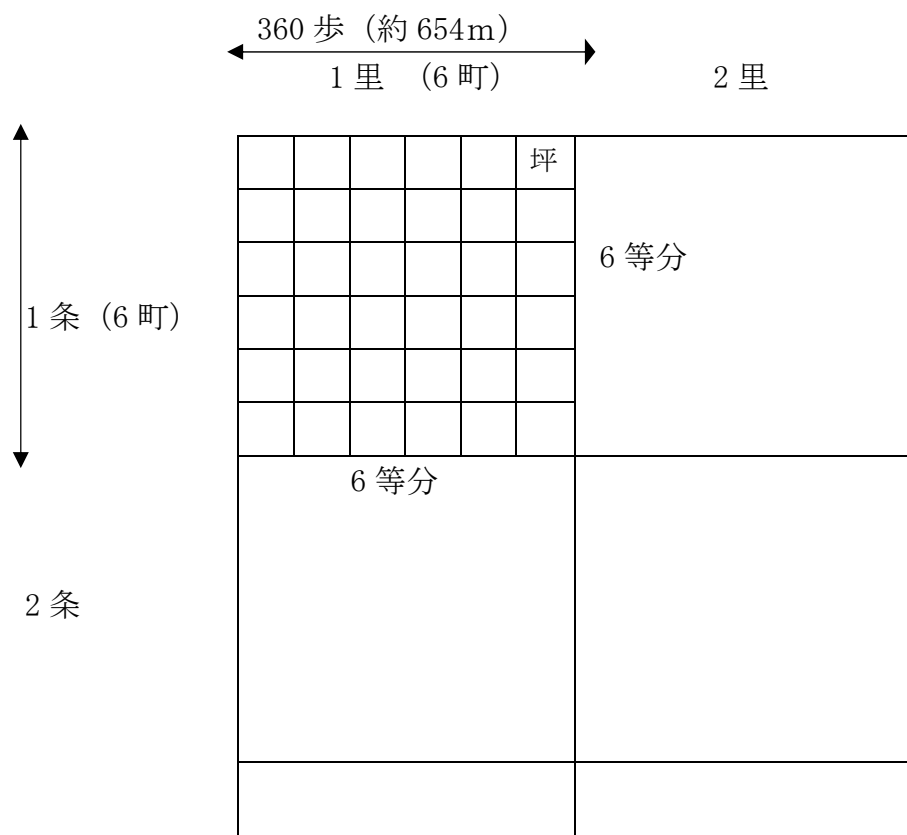
条里制出現については、水田耕作に注目。アジア的社会を背景に、人工的灌漑・排水施設が耕地の開発と維持、したがって農村成立の根本条件であります水利施設が巨大な労働力を必要とするため共同体の関与するところとなり、村落→地方国家→中央統一国という段階を経て初めて施設が完成し、同時にそれぞれの規模の社会集団が形成されてきました。

条里制における耕地計画は、①坪の構成、②耕地の形状、③里の構成、④道路と水路、とに分けられています。

①「坪」について、大化の改新後は、方60歩の1町を坪としました。大化改新の詔の第3に「凡そ田は、長さ三十歩・広さ十二歩を段と為（せ）よ。十段を町と為よ」という明文があります。男子1人1日の作業能力が田植えで1段、除草1段～1、5段、稲刈り5畝であるとされたところから生じた値です。

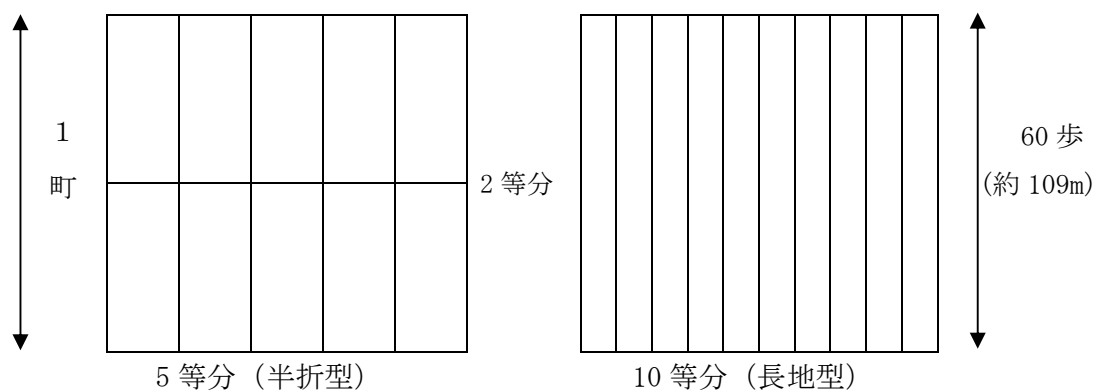
④道路と水路の項では、条里制における坪を区画する小溝と畦畔の幅を3尺、里を区画する道路・水路幅を9尺と推定していました。

※ 7・8世紀頃全国に耕地を区画した地割



(何条何里何坪と呼ぶ。)

②耕地の形状については、長さ 30 間、幅 12 間の 1 反(現在の 1 反 2 畝) と、長さ 60 間、幅 6 間の 2 種の地割形態でいずれも 10 筆で構成されています。前者を半折(はおり)型、後者を長地(ながち)型と呼ばれます。半折型の方が大化改新の詔の規定にあるもので、長地型は、耕作技術の変遷によって、以後にそれから変化したものです。



4 近世幕藩大名的土地所有制度（16世紀頃から明治5年地租改正まで）

(1) 太閤検地

天正10年（1582）山崎の合戦で明智光秀を討った直後から開始され、慶長3年秀吉が死亡するまでの16年間検地を行っています。

それまで領主によって様々だった検地の方法を整備し、全国を統一的な基準で行い、近世社会の基礎である石高制（標準収穫高に応じた貢納制度）を打ち出したところに意義があります。

検地は、農民の土地を一筆ごとに測量し、所在地（小字）、地目、面積、地位（等級）、石盛（生産高）、名請人（貢納責任者）を確定し、年貢賦課の基本台帳である検地帳に登録しました。地番は一般にはなく、検地帳の順番が特定の土地を表示することになります。

①検地竿は1間＝6尺3寸（曲尺）に統一、標準収穫量を基準に地租を徴収

②面積は、1反歩は5間に60間の300歩（それ以前は360歩）

6尺3寸四方を1歩

30歩を1畝

10畝を1反

10反を1町

③対象とした地目は田、畑、屋敷地

(2) 江戸時代の検地

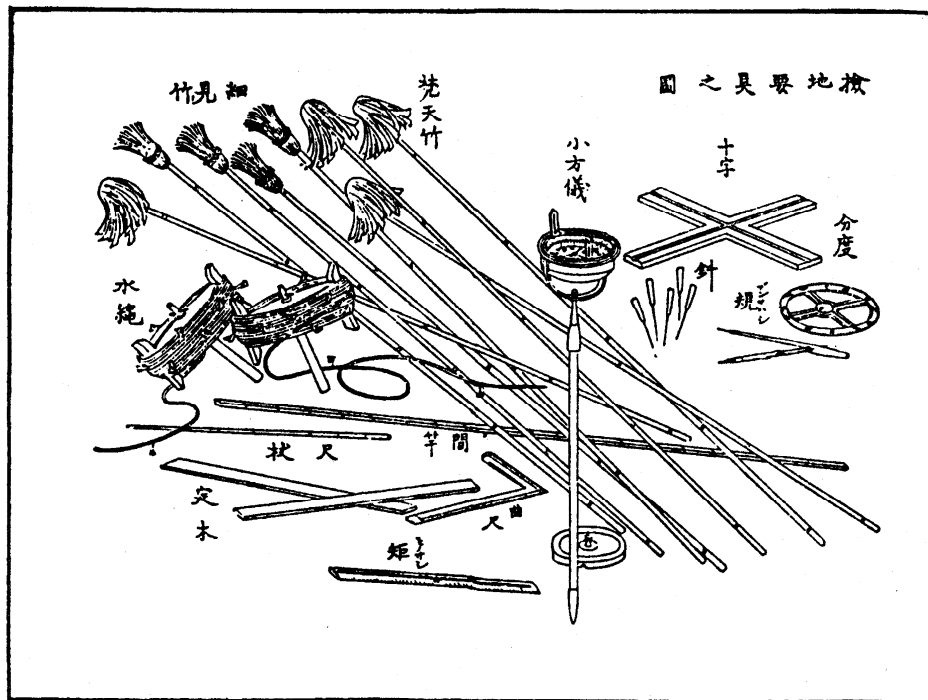
検地竿は1間＝6尺1分（曲尺）に統一。

村役立合いの上、田・畑の境に杭を立てて境界を明らかにし、田・畑に番号を付けさせ、1枚ごとに番号、反畝歩、所持者名を記した札を立てさせ検地漏れがないようにしました。

封建経済というものは、基本的に健全な自農農家からの収奪に基礎を置いています。換言すれば、土地が商品化し流通するような状況が発生しては、封建経済は崩壊せざるを得ないのです。そのことを端的に現しているのが、1643年に出された「田畑永代売買禁止令」です。売買を禁じることによって、農地の商品化を防ぎ、未来永劫に安定的な年貢米徴収を可能にしようとしたわけです。

近世においての土地の所有形態は、土地を耕作し、その収益を目的とする農民的・私的所持支配と、地主的支配の上に、年貢徴収権という公的・領主的支配が重なったもの、言い換えれば公法と私法の二重構造であり、両機能が備わる領有権でした。この形態から「所持」といわれています。

検地用具



※徳川幕府検地要略より転載

5 地主的土地所有制度（地租改正から昭和22年農地改革まで）

(1) 地租改正

維新政府は近代国家の確立、わけても財政基盤を確立するため、租税制度の改革が緊急課題でありました。

そのため幕藩時代に百姓・町人に与えていた土地の使用収益権に基づく石高貢租（物納貢租）を改め、土地の使用、収益、処分の自由な土地所有権を保証した近代的な土地所有制度を創設して、課税を物納から金納に変えることを企図しました。

また、幕藩時代は課税の対象外であった市街地への課税をも意図しました。

地租改正によって自作農・地主の土地所有権が確立されたわけですが、秀吉の太閤検地が直接耕作者である作人に土地所有権を認めて、荘園領主などの搾取者を排除したことや、第二次世界大戦後のGHQによる農地改革が寄生地主（小作料を取り立てるだけで、自らは農業にたずさわらない土地所有者）を排除したことなどと比較すると、地租改正は、江戸時代に形成された「地主制」を温存させたという点で極めて後進的な土地制度改革だったといわれています。

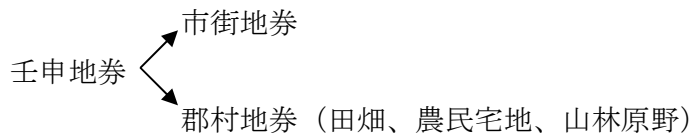
(2) 壬申地券の発行

明治4年(1871)「田畑夫食取入ノ余ハ諸物品勝手作ヲ許ス」(大蔵省達)

明治5年(1872)「地所永代売買ヲ許ス」(太政官布告)

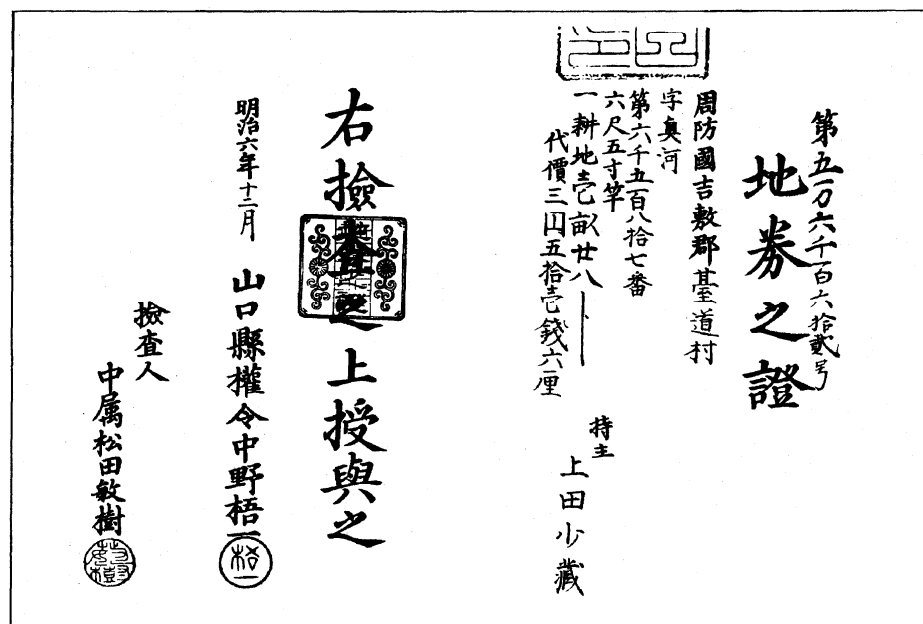


地価を基準として地租を徴収するため、国民に土地の所有を認め、「土地所有権の絶対性＝使用、収益、処分の権利」を公認する手段として「地券」を発行しました。



地券は原則として民有地を対象に発行(例外的に官有地等にも発行)し、所有を主張するものから反別・地価・図面(地引絵図)を提出させ、政府は幕藩時代から継承した検地帳等を基礎に認定し地券を発行しました。(測量等は原則として行っていない。)

壬申地券



※山口県は当初1間を6尺5寸として丈量したことから地券に「6尺5寸竿」と記載されている

(3) 地租改正・改正地券の発行

ア 維新政府の施策

徴兵制、義務教育、地租改正は維新政府の内政上の重要課題であり、これを推

進する前提として、廃藩置県を行うとともに、明治4年に戸籍（壬申戸籍）の編成また明治5年に地券の発行を実施しました。

イ 地券の時代

地券の書替えを伴わない売買は無効とされ、ここに私法・公法が分化し、地券がなければ土地所有権を公証されないこととしました。したがって、土地の売買は地券の書換えによって公証しましたが、その後、経費節約のため書替えは裏書きに変わりました。

その事務も当初の地方官から明治11年の郡区町村編成法に伴って郡長に移り、その指揮監督のもとに戸長役場で公証手続を行いました。

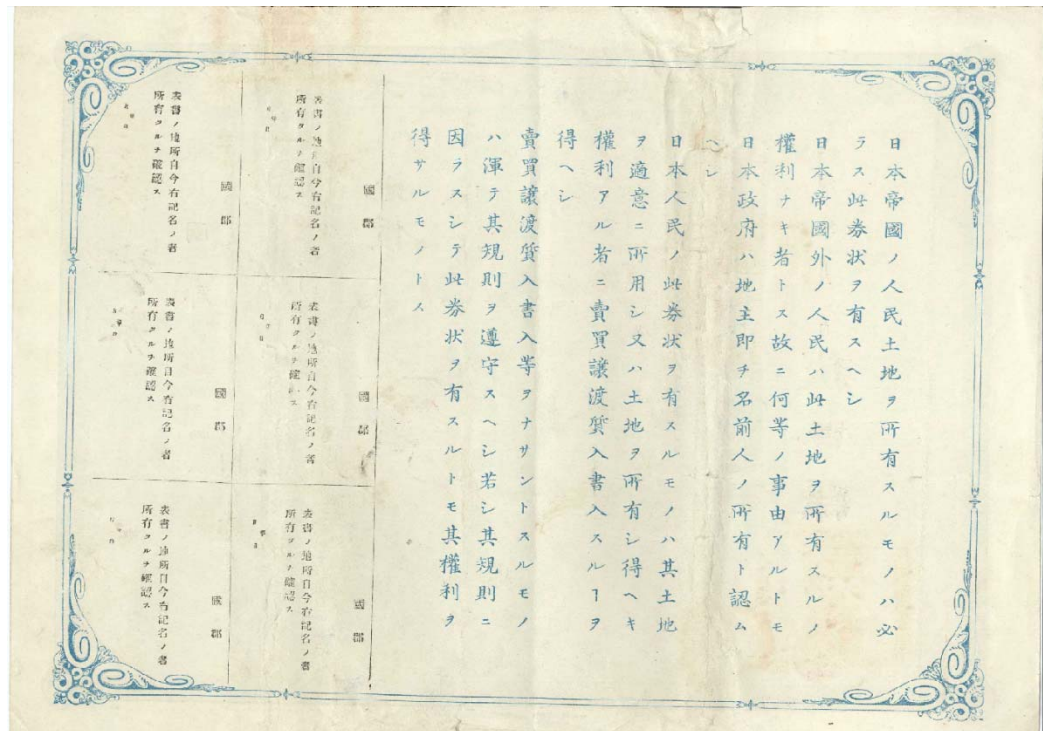
壬申地券には合併地券（数筆を1枚にまとめたもの）がありましたが、改正地券は「一地一主」「一地一券制」がとられました。

明治19年に法律第1号として旧登記法が施行されたことに伴い、地券制度はその効用を失い廃止されましたが、これに代わって土地台帳制度が創設されました。

改正地券 (表)



改正地券 (裏)



ウ 地租改正の流れ

明治 5 年 大蔵省租税寮内に改正局設置

明治 6 年 「地租改正条例」



明治 7 年 「改正地所名称区別」の公布



明治 8 年 地租改正事務局設置（内務大蔵両省間ニ地租改正事務局ヲ置ク）
（本格的な改租作業 → 改正地券の発行）



各府県に改租改正掛を置く



実施取調等の改租業務は区戸長等に直接関わらせました。

→地押調査（1筆ごとの点検、地積の丈量）



地租改正（大蔵省）



地籍編製（内務省）



地価調査 査定（収穫量の査定等）



明治 17 年（1884）年「地租条例」を基本法規として太政官布告で公布し、従前の法令はすべてこれに書き換え、制度面上の完成をみました。



昭和 6 年（1931）地租条例廃止し「地租法」制定公布（国税）



昭和 22 年（1947）地租法廃止「土地台帳法」制定公布（府県税）



昭和 25 年（1950）府県税から市町村の固定資産税となる。

エ 調査の方法

地租改正は、それぞれの村の責任と経費負担によって地押調査をなした上で、等級をきめ細かく区分して地価を設定し、その成果を提出しました。

作業は、区・戸長らの指導の下に改租掛、村総代を中心とする村民の協力により行いましたが、丈量人（測量技術者）は専門家を雇ったり、または即席に養成するなど様々でした。

宅地の測量基準は田・畑よりも厳しく定められ、1 街区全体の成果と、その街区内の 1 筆地の総和を比較して点検、100 分の 2 以内を許容誤差とする等、綿密に行われました。

山林原野は幕藩時代より領主の統制支配、入会権等、一村又は数村の複雑な占有・村持ちのものが多くありました。また、従前山林原野は貢租の対象外で検地

もされていなかったため改租作業が遅れました。

林野を官有か民有かの区分することが改租作業の重要な部分でした。また、山林原野の丈量は人的にも、技術的にも困難な作業なので、相当ゆるやかな測量基準で検査が行われました。

村は1筆限図、一字限図又は一村限図を作成するとともに、地引帳を添え改租担当官に提出しました。その後、担当官が村に赴き所有者や村の総代人らを立ち合わせ、畝杭を地引帳、絵図と照合し、正確であるかどうかを検査しましたが、地価の査定（地位等級詮定作業）には相当な困難が伴ったようです。

オ 地価の査定（自作地田）

$$\text{地価} = \frac{\text{土地の年間総収益} - (\text{種籾代} + \text{肥料代} + \text{新地租} + \text{地方税})}{\text{利 子 率}}$$

(4) 地租改正後の経緯

地租改正事業は、初期の目的を達成し、明治14年（1881）地租改正事務局は残務を大蔵省へ引き渡して閉鎖しました。

(5) 地租改正事業の成果

ア 全国の耕宅地の統計（明治15年2月大蔵省・地租改正報告書前文及び第10款第4項）

全国の耕宅地の面積	4,848,567 町 8 畝 18 歩 2 合 3 勺 3 寸
（内 水 田	2,630,653 町 3 反余）
（内 畑	1,862,186 町 5 反余）
全国の耕宅地の筆数	85,440,016 筆
1人当たり所有筆数	14.2 筆弱
1筆当たり面積	5 畝 20 歩強
全国土地所有者数	6,035,637 人
1人当たり所有面積	8 反 10 歩弱
1人当たり地価	269 円 7 銭 5 厘強
1人当たり地租	6 円 72 銭 7 厘弱

イ 全国の社寺地の統計（同・地租改正報告書第2款第4項）

全国の神社数	132,912 社
境内地面積	16,529 町 5 反 4 畝 15 歩余
境外地面積	76,170 町 2 反 3 畝 12 歩余
全国の寺院数	51,247 寺
境内地面積	9,079 町 0 反 8 畝 20 歩余
境外地面積	43,743 町 4 反 5 畝 06 歩余

ウ 山林原野の統計（同・地租改正報告書第6款）

全国の面積	7, 475, 398 町 1 反 6 畝 3 歩 7 合 7 勺
地租	741, 731 円 86 銭 8 厘

(6) 内務省による地籍編製

明治 8 年当初、地租改正事務局を内務・大蔵の両省間に置いたことが原因と思われますが、内務省の主導の地籍編製事業として（又は大蔵省との共同事業として）土地の測量及び地図作成が行われた地域があります。地図上の記載事項からそれと判断できるものも現存しますが、全国的な詳細は明らかになっていません。

(7) 第 2 次地押調査

地租改正事業は、明治 6 年地租改正条例の制定に始まりましたが、明治 14 年には成果の提出がほとんど完了し、終了しました。

しかし、地租改正は短期間で行ったため、測量の未熟による不適格、公簿と現地との食い違い、地図の不正確、無届けの開墾、地目変換等があり、再度の調査が必要になりました。

そのため行われたのが、明治 18 年～明治 21 年の「第 2 次地押調査」です。中でも、山口県長門国は地租改正時に丈量せず。福岡県筑前国、豊前国、大分県豊前国、岡山県美佐国、岐阜県飛騨国は丈量粗雑であったので全て再丈量されたといえます。

ア 調査結果の統計（明治 18 年地押調査始末）

全国の増加反別	451, 985 町 9 反 6 畝 0 歩 2 合 2 勺
全国の増加地価	36, 678, 493 円 21 銭 9 厘
全国の増加地租	917, 127 円 36 銭 9 厘

この結果、27, 078, 064 筆の土地が調査更正されたといわれますが、地租改正時の全国の耕宅地の調査筆数は 85, 440, 016 筆なのですから、30%程度が調査更正されたことになります。

したがって、既存図を点検したのみの地域や、更正作業はされない地域の方が多かったようです。

地図更正についての訓令（明治 20 年 6 月 20 日大蔵大臣内訓第 3890 号）では「…尤も従来地図別冊準例の旨趣に齟齬せざるものは、更に調整するを要せず」とされており、地租改正時の地図であっても比較的精度が良く、訓令例示の方法に準拠していたものは更正調査をしなかったのでしょう。

イ 土地台帳、公図

明治 17 年 12 月 16 日大蔵省達第 89 号により「地租に関する諸帳簿様式」が発令され、戸長役場に土地台帳、地図、その他が備えられることになりました。

地図としては、①壬申地券発行時の地引絵図、②地租改正図、③地籍編製図、④更正図（諸帳簿様式制定後に作成）のいずれかが用いられたといわれますが、その多くは地租改正図又は更正図です。

6 近代的・自作農的土地所有制度（第二次世界大戦後・農地改革後）

(1) 農地改革に至る経緯

農地改革とは一般的には第2次世界大戦後の農地改革を指します。

戦後の農地改革は、明治の地租改正から昭和20年の敗戦迄の間に生じた、地主的土地所有制度の完全な解体でした。

地租改正は江戸時代の封建制度の下で、土地を耕作していた農民にその農地の所有権を認めた、画期的な事業でした。

しかし、土地持ち自作農となった農民の多くは金納制度に慣れていないこともあって、小作農民に戻っていきました。

すなわち、土地を売って金を懐にしても、なおかつ維新以前と同様の小作人の地位は維持される上に、租税負担から解放されることが誘因力となったのでしょうか。

さらに、明治10年の西南戦争を端緒として、同13年頃にかけてインフレが進行し、米価が高騰したため農民の中には投機に走る者も多く、土地の質入（不動産質）、書入（不動産抵当）が顕著となりました。

その後、同14年10月からの引き締め政策による、極端なデフレの進行によって米価が暴落したため、債務の返済ができなくなったことが、小作農化を更に推し進めたのです。（極端な地域では時価が帳簿地価の15%にも値下がりしたといえます。）

その後、地主化は更に進みました。昭和6年の地租法制定に伴って課税価格が地価から賃貸価格に変更されましたが、全国的に地主化が進んだため、賃貸収入を重視したものといえるでしょう。

敗戦に至るまでの間に地主化は更に進みました。地主的制度は、地主の所有権が圧倒的に強かったので、小作人は経済的に余裕がなく、社会的には地主に隷属し、旧民法下においても小作人の耕作権に対する保証は皆無に等しいものでした。これは地租の納税者としての土地所有者を重視した政策のためです。

(2) 第一次農地改革

小作法の立法化は小作農民にとって積年の願いでしたが、地主層の反対が強く思うように進みませんでした。昭和13年（1938）、ようやく農地調整法の制定をみました。しかし、まだ小作権の確立等にはほど遠い内容でした。

農地調整法の改正として昭和20年（1945）12月28日公布されましたが、激しい議論を引き起こし、結局は実施に移されず幻の改革となりました。

(3) 第二次農地改革

昭和20年12月9日、GHQから「農地改革に関する覚書」が政府に示され、昭和21年10月21日「自作農創設特別措置法」と「農地調整法再改正法律案」いわ

ゆる第二次農地改革立法が公布となりました。

(4) 改革の内容

不在地主の全貸付地と、在村地主の貸付地の内 1 町歩を超える部分をすべて政府が安価で強制買収し、それを小作人に売り渡しました。

小作地が 1 町歩未満でも、所有者の自作地と合計して 3 町歩を超える場合は、超過する部分の小作地は買収対象としました。

農地買収及び旧軍用地等で開放されたものは、193 万 2 千町歩でそれまでの小作地の 80% に当たり、関係地主は 382 万人に及びました。

解放地の地主 1 人当たり平均面積は 5 反歩であり、意外に少ないものでした。

その後、「農地調整法」、「自作農創設特別措置法」、「譲渡令」を整理統合して、昭和 27 年 10 月 21 日「農地法」が制定されました。

第 4 我が国の公証・登記制度

近代的な公証制度は明治 19 年（1886）法律第 1 号をもって制定された、旧登記法に始まるとされています。

登記制度は、本来各種物件の権利変動を公示する制度といわれており、税制と深い関わりをもって発展してきました。

我が国における公証制度を含む登記制度の発展は、次の 4 段階に分けることができます。ここでは、平成 16 年不動産登記法改正（電子的記録及び電子申請の制度化）時代までの沿革を解説していきます。

1 名主加判制度時代（幕藩時代）



2 地券・公証制度時代（明治 5 年～明治 18 年）



3 旧登記法時代（明治 19 年～明治 31 年）



4 不動産登記法時代（明治 32 年～）

昭和 35 年 不動産登記法改正（土地台帳との一元化）

平成 16 年 不動産登記法改正（電子的記録及び電子申請の制度化）

1 名主加判制度時代

寛永 20 年（1643）、幕府は小農没落防止のため、高請地（貢租対象地）に限り田畑

の永代売買を禁止し、違反者を処罰しました。

また、公簿（名寄帳・検地帳）を備え、これを村役人・町役人に管理させました。

2 地券・公証制度時代

(1) 壬申地券

「地所売買譲渡ニ付地所永代売買ヲ許ス地券渡方規則」制定明治5年2月24日大蔵省達（旧幕時代の名主加判制度を承継したもの。）

当初は地券によらない取引は無効とされましたが、明治10年7月7日、司法省達により地券書換えなしでも当事者間では有効とされ、地券の書換えは対抗要件となりました。

「地所質入書入規則」制定 明治6年1月17日太政官布告（戸長役場における奥書割り印の制度を定めた。）

「建物書入質入規則並ニ売買譲渡規則」、「船舶売買書入質入規則」も制定されました。

(2) 改正地券

地租改正事業の成果に基づき地券を発行するとともに地券台帳を整備しましたが、壬申地券と同様、慣習的な手続であったこと、また、一覧性の欠如等の問題があり、公証事務は引き続き戸長役場において行われました。

3 旧登記法時代

地券制度に基づく公証制度は多くの不備、欠陥があったため、これらの不備を改めて、近代的な登記制度を定め、併せて新財源確保のため「登記法」明治19年（1886）法律第1号が制定されました。

なお、同日、同時に発布された法律第2号は公証人規則でした。

現在との主な相違点

- ① 一登記用紙一不動産主義をとらず、数個まとめて登記することが認められていました。
- ② 登記事項である権利変動は、所有権移転、質入（質権設定）、書入（抵当権設定）差押等処分の制限に限られていました。
- ③ 登記事務は治安裁判所が（登記所として）行っていました。
- ④ 旧登記法制定後、従前の地券制度は廃止され、明治22年（1889）土地台帳制度が設けられ、地券台帳は土地台帳へ転化・移行されました。
- ⑤ 昭和25年税務署から台帳が移管される前は、台帳の謄本を添付して旧表題部の登記の申請をしていました。

4 不動産登記法時代

明治 29 年 (1896) 旧民法制定

明治 32 年 (1899) 不動産登記法施行

昭和 23 年 (1948) 登記事務を純粋な行政事務として裁判所から法務局へ移管

昭和 25 年 (1950) 税制改革に伴う土地・家屋台帳事務の税務署から法務局への移管

昭和 25 年 (1950) 土地家屋調査士制度制定

昭和 26 年 (1951) 登記用紙のバインダー化開始

昭和 35 年 (1960) 不動産登記法改正、登記簿と台帳の一元化開始（次項参照）
土地台帳・家屋台帳が表示に関する登記として不動産登記法に組み込まれました。

昭和 39 年 (1964) 不動産登記法施行細則改正、合併による取扱いが改正され、単一の所有権の登記をすると共に、登記済証を作成して所有権登記名義人に交付する処理に変わりましたが、この時から合筆登記に印鑑証明書を添付する、現在と同様の取り扱いになりました。

昭和 41 年 (1966) 尺貫法による面積の表示、町・反・畝・歩（坪）をメートル法による表示（㎡）に改めました。

平成 16 年 (2004) 不動産登記法を全面的に改正、登記帳簿の記載方式から電子的記録に制度を変更すること及び電子申請の制度を採用すると共に、旧仮名づかい文を現代文表記に改めました。

改正法のポイント

- ① 条文が現代語化された。
- ② 従来どおりの書面申請とあわせ、インターネットを利用した電子申請の方法が新設された。
- ③ 書面申請と電子申請が併存するため、申請受付の体制が変更になる。
- ④ 登記済証提出の制度に変わる本人確認制度の新設
- ⑤ 保証書の制度の廃止とこれに替わる新たな事前通知制度の整備
- ⑥ 資格者代理人による本人確認制度の新設と事前通知の省略
- ⑦ 登記官による申請人の申請権限の有無の調査の制度の新設
- ⑧ 権利に関する登記の申請における登記原因証明情報提供制度の新設
- ⑨ 書面申請における添付情報（紙）の情報提供の方法の整備
- ⑩ 電磁的記録で作成された添付情報の提供方法の整備
- ⑪ 登記事項証明書などの電子申請による請求制度の新設
- ⑫ 登記簿・地図・建物所在図の電磁的記録による作成の本則化
- ⑬ 不動産特定番号を登記事項とする制度の新設
- ⑭ 予告登記の廃止

- ⑮ 登記官の過誤によるいわゆる職権更正手続の整備
- ⑯ 共同担保目録の作成は登記官によることとなった。
- ⑰ 土地家屋調査士の作成した「調査に関する報告」の活用

第5 登記簿の法務局移管と台帳の一元化

1 法務局への移管からバインダー化作業まで

(1) 登記の所管庁の変更

登記業務は裁判所の所管になっていましたが、昭和 23 年の改正により、法務局の所管となりました。

この時、裁判所の出張所としての登記所は法務局の出張所になり、裁判所において登記業務に携わっていた多数の職員は、建物施設とともに法務局に移りました。

当時、登記簿は大福帳式であり、登記番号順に編綴していたので、各登記は第何冊第何丁という、帳簿上の位置を示す記載をしていました。

したがって、何番の土地の登記事項を調査しようとするときは、登記見出し帳で何冊の何丁にあるのかを確認した上で、閲覧をした訳ですが、1 つの地番に関わる登記が何冊にも及んでいた訳です。

(2) 農地解放の登記

従来地主が持っていた農地を国家が強制的かつ安価に買収した上で、それを小作人に売り渡して、自作農を創設する農地解放は、占領軍の強権の下に行われました。

農地解放の登記（略して自農登記）は、自作農創設特別措置法（昭和 21 年 10 月 21 日法律第 43 号）に基づき、自作農創設特別措置登記令を発して処理しました。自農登記は膨大な量を短期間で処理する必要がありました。一部通常方式の登記も行われたようですが、それではとても処理できないので省力化が図られました。

すなわち、買収登記嘱託書を登記綴込帳に綴込むことで、甲区欄への記載がなくても登記がなされたこととしたのです。

しかし、登記事項が登記嘱託書のどこに綴込んであるのか分かるように、旧表題部（旧甲区欄の 2 つ折りの表が表題部でした。）欄外に印を押して「買収登記嘱託書綴込帳第何冊第何丁」と記載して、登記ができたことにしたのです。

同時に、登記嘱託書の予備欄に抵当権の抹消事項が記載されているときは、抹消登記もなされたことにしたのです。

時は流れて、昭和 35 年以降一元化作業が行われたのですが、法務局の職員の新陳代謝も進み。表題部欄外の印判がまさか、所有権移転登記であるとは知らぬまま、移記をし損なったミスも少なからずあったようです。

また、膨大な事件を処理するためには対応する職員の確保も必要でした。

当時、農地委員会職員の応援を受けながら登記事件を処理したようですが、法務局職員の増員も図られ、昭和 22 年の定数 3,596 人のところ、翌昭和 23 年には 7,678 人に急増しています。

(3) 土地台帳・家屋台帳の法務局移管

昭和 25 年 7 月 31 日までは、国税である地租及び家屋税を徴収するための台帳事務を税務署が行い、不動産に関わる登記事務を法務局が取り扱っていました。

家屋台帳は昭和 15 年法律第 108 号により制定された、家屋税法に基づき定められており、課税標準は家屋の賃貸価格に置いていました。

ところが、戦後のいわゆるシャウプ勧告に基づく税制改正により、地租及び家屋税は市町村税としての「固定資産税」に変わりました。これに伴って、市町村役場が持っていた土地台帳副本、家屋台帳副本が課税台帳となり、税務署の台帳は課税台帳としての使命を終えました。

一方、土地台帳及び家屋台帳の記載は、登記簿の表示の基本となっているところから、台帳事務を法務局に引き継ぎ、両者の事務の簡素化を図ることにしました。移管によって、土地台帳及び公図並びに家屋台帳が引き継がれましたが、その際、税務署から法務局への人員の移転は殆ど行われなかったようです。

【解説】 シャウプ勧告について

G HQ の要請を受けて 1949 年に結成されたカール・シャウプ（コロンビア大学教授）を団長とする日本税制使節団（シャウプ使節団）の報告書の通称です。世界で最も優れた税制を日本に構築するという理想の下、1949 年 5 月 10 日に来日すると、政府、地方自治体の財政担当者、学者との懇談や全国各地の視察を精力的にこなし、同年 8 月 26 日に帰国するまでの 4 か月弱で膨大な報告書をまとめあげました。

報告では、我が国の税制の問題点として、

- ① 戦中体制下で課された戦費調達のための複雑な税制（半数が間接税であること）
- ② 運用上の不公平
- ③ 地方自治体の財力の脆弱さ（国の補助金頼みであること。）
- ④ 税務行政上の問題（脱税を行う抜け道が多数存在すること。）などが指摘され、これらを解消するべく税制改革の勧告がなされました。

(4) 登記簿のバインダー化

当時の登記簿は登記番号順に紐で綴じてありましたが大福帳式のため、1 筆の土地になされる登記が分冊されるので大変不便でした。

このため登記簿を地番順に編綴し直すことを目的に、昭和 26 年から登記簿のバ

インダー化作業が行われました。

作業は大福帳をばらして、バインダーに地番順に入れ直すものでした。これに携わった職員は用紙が散逸しないよう特別に神経を使ったようですが、その要員には自農登記を終わった職員が当たったようです。

バインダー化作業は実施庁を指定しながら 10 年計画で行われましたが、当初は抜き取りを警戒して、バインダーに鍵を掛ける構造になっていたという笑い話のようなこともありました。

その間、バインダーを抱えて運ぶため服がすり切れるので、運搬車を考案したり、鼠色に統一されていた表紙の色を、土地は緑、建物は赤と、明るい色に変更するなどの改善が重ねられたのです。

2 台帳制度の廃止と登記簿への一元化

(1) 一元化に至る背景

登記簿と台帳の一元化とは、次のような二重事務の解消を目的としたものでした。地目変更、地積更正、分筆等の表示に関する異動手続として、一元化前には、例えば分筆登記を行う場合、所有者は土地台帳への分筆申告（申請でなく申告です。）をして、登記所が土地台帳への分筆の登録（登記でなく登録です。）を完了した後、に、登記事務としての分筆登記の申請（図面は添付しない。）をすることとされていた。

当時、土地家屋調査士は依頼者から司法書士用の分筆登記委任状の印も貰っておき、この委任状と分筆登録済証を持って司法書士事務所を訪ね、分筆登記の依頼をしたものでしたが、このことは、登記所と申請人の双方にとって二重の手続ですから、両者ともに非効率かつ不経済でした。

(2) 一元化作業の目的

台帳事務と登記事務という両制度を統合して登記簿だけに集約し、二重の事務を解消することを目的とした事業が、いわゆる一元化作業です。

(3) 一元化実施作業

作業は 10 か年計画により行われましたが、1 つの登記所で 1 年目が移記作業、2 年目が編綴作業とし、細かな実施要領を定め主として賃金職員の手によって行われたのです。

この一元化作業は、昭和 35 年に開始し、昭和 46 年度をもって完了しましたが、法務局創設以来、登記簿のバインダー化作業に続いての大作業でした。

(4) 登記簿と台帳の一元化

ア 表題部の改製と新設

登記簿と台帳の一元化は、それまでの土地台帳又は家屋台帳の機能を登記簿の新表題部に持たせるものとし、土地台帳及び家屋台帳を廃止するものでした。

一元化作業は、登記簿・台帳一元化実施要領（昭和 35 年 4 月 1 日民事甲第 685 号民事局長通達）（以下「一元化要領」という。）に基づいて行われました。

イ 表題部の改製（既登記の土地）

（ア）土地台帳がある既登記の土地については、現に効力を有する登録事項を新用紙に移記して新表題部としました。（一元化要領第 2、1 項）

（イ）土地台帳がない既登記の土地については、登記簿の旧表題部の現在事項を新用紙に移記して新表題部としました。（一元化要領第 2、2 項）

いずれも既登記の土地についての表題部の用紙の改製であることから「表題部の改製」といいました。

ウ 表題部の新設（未登記の土地）

台帳に登録されていても未登記のものについては、土地の表題部に関する事項及び所有者の氏名、住所を新用紙に移記し、登記簿に編綴しました。（一元化要領第 3）。

未登記の土地については、当然ながら登記用紙はないことから、新用紙を新設することとなるので、「表題部の新設」といいました。

【解説】 既登記と未登記について

現在は、権利の客体たる不動産が登記事項証明書に記載されているか否かによって、既登記か未登記かという言葉が使われています。未登記といえば、表示の登記のないもの、一方、既登記といえば、表示の登記がされているものを意味します。

ところが、登記簿と台帳が一元化されるまでは、権利の主体である所有者に関する登記があるか否かによって、既登記か未登記かの言葉が使われておりました。

そして、不動産の現況を表示する役割を果たしていたのは台帳でした。

このように、既登記と未登記の意味が、登記簿と台帳が一元化されるまでと現在とでは、全く意味が変わってきていることに注意を要します。

エ 一元化指定期日

上記の表題部の改製ないし表題部の新設を完了すべき期日（一元化指定期日といいます。）は、各法務局について法務大臣が指定するものとされました。（昭和 35 年法律第 14 号による改正不動産登記法附則第 2 条）

一元化の作業期間は 2 年間として計画されましたが、各法務局の作業の開始期日は個別に指定されたことから、作業の完了を示す一元化指定期日は各法務局により異なっています。全国の作業が全て完了したのは昭和 46 年でした。

この一元化指定期日をもって、新登記用紙に改製された表題部が有効とされま

したが、この時、旧登記用紙の表題部に「表題部の改製」の旨をゴム印をもって一斉に押印しました。

オ 閉鎖された土地台帳

一元化に伴って土地台帳は閉鎖されましたが、法務局に永久保存されており、無料で閲覧することができます。

土地台帳には明治 20 年代に作成されて以来の経緯が記載されているので、必要に応じて閲覧するとよいでしょう。

3 一元化作業の内容

(1) 分筆登記未了の場合

土地台帳上では分筆処理がされているが、登記簿上では分筆処理が未了であるものは、職権により新しい登記簿を作成しました。

その上で、新登記用紙の「原因及びその日付」欄にその沿革を記載しました。

例えば、3 番の土地を 3 番 1 と 3 番 2 に分筆にしてある場合、3 番 1 の新用紙に分筆登記の記載をし、3 番 2 の土地については、新用紙を作成するとともに、職権をもって 3 番 1 の土地の登記用紙中、現に効力を有する事項を転写し、その末尾に転写の旨を記載しました。

(2) 合筆登記未了の場合

土地台帳上合筆処理がなされているが、登記が未了であるものの内、合併禁止規定に抵触するときは、合筆がなかったものとして表題部の改製をしました。

合併禁止規定に抵触しないものは次のように処理しました。

例えば、5 番の土地を 3 番の土地に合筆した場合、3 番の土地については、新用紙に合筆登記の記載をし、甲区（乙区）事項欄に職権をもって、5 番の登記用紙より所有権及び地役権の登記を移し、その末尾に転写の旨を記載しました。

合筆登記をした場合、従前地の権利の事項を全て転写していたのですが、昭和 39 年 4 月 1 日の法改正から合併による取扱いが改正されたことに伴って、現在と同様に職権をもって単一の所有権の登記をするとともに、登記済証を作成して所有権登記名義人に交付する処理に変わりました。

(3) 二重登録・二重登記の場合

二重登録・二重登記の疑いのあるものは、それぞれ新登記用紙の地番枠の右側（その後改正により上部欄外）に「二重登記」、「何番と二重登記」のように記載しましたが、この記載は現在でも見受けられます。

(4) 地積の移記

新用紙の地積欄の右側に台帳の記載どおりに移記するものとし、その左側余白に

は、将来メートル法による記載を予定しました。（この場合、地積の単位が坪である旨を附記した。）

ア 移記するに当たり小数点の扱いが不登法の規定に合わないものは、修正して新用紙に記載することとしました。土地台帳の外畦畔、石塚又は崖地等、地積が外歩として記載されているときは、本地の地積に合算しました。

イ 一部が原野、墓地等別地目である場合は、本来分筆すべきものなので、内歩又は外歩の区別を明らかにしてそのまま移記しました。

(5) 一元化による効果

ア 制度的欠陥の除去

台帳は土地建物の現況を明確にすることを使命とするのに対し、登記簿の旧表題部は申請により変更することを原則としていたので、正確な現況を公示していないという根本的な欠陥を解消しました。

イ 国民及び官公署の負担の軽減

土地建物についての異動を台帳登録の申告をし、更に同一内容の登記申請をしなければならない労力と経済の二重負担の軽減が図れました。

ウ 法務局の負担の軽減

登記簿・台帳の閲覧及び謄抄本作成に関わる二重負担の解消
台帳登録及び登記簿処理に要する用紙費、綴紐等経費の節減
登記職員の人員不足の緩和
登記事務の迅速処理

4 メートル法の実施

計量法の完全適用に伴い、昭和 41 年 4 月 1 日から登記事務に関してもメートル法による表記をすることとされていたので、登記簿及び台帳をメートル法の単位に書き換える必要があり、一元化が完了しているものは逐次メートル法に書き換えました。

しかし、一元化により閉鎖される運命の台帳をもメートル法に書き換えることは極めて不経済でしたので、一元化して一個の公簿とした後、これを実施することとされました。

この間、書換え未了に関わるものは、尺貫法とメートル法の面積を併記して申請しました。

一元化作業と並行してメートル法への書き換えを行った法務局では、書換え作業の完了が遅れましたが、昭和 41 年 4 月 1 日以降、申請書又は台帳申告書には尺貫法とメートル法を併記し、図面はメートル法により作成しました。

昭和 48 年 1 月 1 日、施行細則一部改正が施行されました。

表題部登記用紙が改正され、地積または床面積の欄は尺貫法とメートル法を併記するスタイルであったものが、メートル法（㎡）のみの表記となりました。

※ 土地の地積又は建物の床面積を平方メートルによる単位で表示する場合の換算率及び換算方法等について（昭和 41 年 3 月 1 日 民事甲第 279 号民事局長通達）

【要旨】

尺貫法による計量単位をもって表示されている土地又は建物について登記の申請又は台帳の申告をする場合の平方メートルの単位による表示への換算及び換算方法は次による。

換算率 1 万坪未満については 1 坪を 3.30578512 平方メートルとし、1 万坪以上については 1 坪を 121 分の 400 平方メートルとする。

ただし、1 坪未満については 1 坪を 3.3057 平方メートル、1 坪以上 10 坪未満については 1 坪を 3.30578 平方メートル、10 坪以上 100 坪未満については 1 坪を 3.305785 平方メートル、100 坪以上 1000 坪未満については 1 坪を 3.3057851 平方メートル、1,000 坪以上 10,000 坪未満については 1 坪を 3.30578512 平方メートルとして計算して差し支えない。（別紙換算表省略）

当時はコンピューターは勿論、電卓も普及する前なので、能率を上げるため換算表を用いて書換えを行った。手動計算機は台数が不足しており、そろばんは非効率であったためである。メートル法施行法の規定による基本的な換算値 121 分の 400 の適用を 1 万坪以上と規定したため、4 畝 1 歩（121 坪）は 400 平方メートルとなるべきところ、399 平方メートルと書替えられた。

表題部の記載により書換え前の尺貫法の地積が知れる場合は、分・合筆登記、地目変更登記等において、上記換算値により換算した端数を使用することになる。

（注）建物については「1 間」の長さが 1.818 m ではない場合があり、換算床面積と実際の面積との間に相違があることがあります。

第 6 地積測量図の存否

調査する土地について地積測量図が存在するか否かは、概ね次により判断すればいいでしょう。

1 土地台帳当時

土地台帳法時代にも土地の表示、分筆、地積更正の申告書に地積測量図の添付を必要としました。

しかし、図面は申告書と綴られており、その保存期間は 10 年間であったため廃棄され、法務局にはほとんど残っていません。

2 一元化後の地積測量図

一元化後は不動産登記法の定めにより、表示、分筆、地積更正の登記の申請には、

地積測量図の添付を要するとされ、その図面は永久保存されるものとして、現在に至っていますので、法務局で写しを請求します。

3 市町村役場保存の地積測量図

土地台帳法時代、土地の表示、分筆、地積更正の申告書の副本は、現在と同じように市町村に送付されていました。この副本は現在まで大切に保管されている場合があり、写しの交付も受けられるので、市町村役場でその有無を調べてください。

第7 国土調査法

・・・・・・・・・・資料編 P92～P100

1 法制定時の目的とその後の経緯

国土調査法（昭和 26 年 6 月 1 日 法律第 180 号）は、当初、経済安定本部が国土総合調査を企画したことに始まるといわれます。

法制定時、「地籍の明確化」は法律の目的にはなく、当時は戦後の食糧難の時代であったところから、主たる目的は国内の農業生産力の確認であったといわれます。

昭和 32 年に法律が改正された際、「地籍の明確化を図る」が目的に加えられ、成果図は土地台帳の附属地図とすることができるとされました。

地籍調査の成果図が不動産登記法第 17 条（現行法第 14 条）地図として備え付けることに至るまでの経緯は次のとおりです。

昭和 26 年 6 月 1 日 国土調査法制定 地図についての規定はない。

昭和 32 年法律改正 土地台帳の附属地図とすることができる。

昭和 37 年 4 月 20 日通達 法第 17 条地図とすることができる。

昭和 46 年準則改正 原則として法第 17 条地図として備え付ける。

昭和 52 年 9 月 3 日通達 法第 17 条地図として備え付けるものとする。

上記のような経過を経て、地籍調査の成果図は、法第 17 条（現行法第 14 条）地図として備え付けられました。

2 法第 14 条地図の問題点

（＊平成 17 年 3 月 7 日、不動産登記法改正により法第 17 条から法第 14 条に変更。）

調査士の視点から見た場合、昭和 40 年代以前の成果図には下記に示すような問題点が多いといわれています。

- ① 現地と公図（旧土地台帳附属地図）が合わない。
- ② 図根点の精度が悪い。
- ③ 現況主義により私有地を道水路等の長狭物として処理している。
- ④ 現況主義により道水路等の長狭物を私有地に取り込んで処理している。
- ⑤ 設置されたはずの図根点（基準点）が管理されないまま亡失している。

⑥ 地図、一筆地の数値資料が利用できない。

当初、「地籍調査」は「国土調査」の目的に含まれていなかったことや、調査・測量から成果品地図が法務局に送付されるまでの間に、相当な時間差が生じること等がこのような状況を生み出した一因とも思われますが、現在では関係者の立会いを必ず励行する等、地籍調査の実施に当たり種々の対策が行われています。

私たちは日常の業務の中で不適合等の問題点に遭遇して、業務処理に困難を極めることもあります。単に批判するだけでなく冷静な対処を心掛けなければなりません。

例えば、図根点の精度の悪さの問題にしても、今日の光波測距儀の性能の良さと比較して批判するのではなく、作成当時の技術水準にも思いを致すべきでしょう。

国土地理院が作成する基本三角点や基準三角点・基準多角点・更に地籍調査の実施機関が行う地籍図根三角点については、様々な補正を行って、現在の座標値が求められていることを理解する必要があります。

3 現行法の目的及び調査の内容

国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、併せて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的としています。

この法律の定める調査とは、土地分類調査、水調査及び地籍調査と、これらの調査の基礎とするために行う基本調査とがあり、その内容は次のとおりです。

(1) 調査の内容

ア 土地分類調査

土地をその利用の可能性により分類する目的をもって、土地の利用現況、土地その他の土壌の物理的及び化学的性質、侵蝕の状況その他の主要な自然的要素並びにその生産力に関する調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいいます。

イ 水調査

治水及び利水に資する目的をもって、気象、陸水の流量、水質及び流砂状況並びに取水量、揚水量、排水量及び水利慣行等の利水に関する調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいいます。

ウ 地籍調査

毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいいます。

(地籍調査で作成される地図は、土地台帳附属地図と異なり、それぞれの地図を結び合わせる共通の骨格(座標)を有し、それにより連続した図面の結合ができます。)

エ 基本調査

地図分類調査、水調査及び地積測量及び地籍調査の基礎とするために行う土地

及び水面の測量（このために必要な基準点の測量を含む。）並びに土地分類調査及び水調査の基準の設定のための調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいいます。

(2) 地籍調査の進展

法の施行後、地籍調査はあまり進展がみられませんでした。

そこで地籍調査の計画的な実施を促進するために、昭和 37 年 5 月 19 日法律第 143 号「国土調査促進特別措置法」が制定され、これに基づいて翌年の昭和 38 年から国土調査事業十箇年計画が策定され、長期的、計画的な地籍調査が全国的に行われるようになりました。

現在は、平成 22 年 5 月 25 日に閣議決定された第 6 次国土調査事業十箇年計画が進行中です。

4 民間成果の活用について

国土交通省土地・建設産業局長から連合会に対し「民間事業者等の測量成果を活用した地籍整備の推進」について協力依頼がありました。連合会としても調査士の日常業務の成果を活用した地図づくりを行うことは、国民の権利を守る不動産登記制度に貢献するものであると考えているところから、国土調査法第 19 条第 5 項による指定を受け、不動産登記法第 14 条第 1 項地図として備え付けられることを目指すこの制度については、調査士が積極的に利用することを推進しています。

国土調査法（抄）

（成果の認証）

第 19 条

- 5 国土調査以外の測量及び調査を行った者が当該調査の結果作成された地図及び簿冊について政令で定める手続により国土調査の成果としての認証を申請した場合においては、国土交通大臣又は事業所管大臣は、これらの地図及び簿冊が第二項の規定により認証を受けた国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有すると認めたときは、これらを同項の規定によつて認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定することができる。

この指定を受けることによって、民間測量成果が登記所備付の「地図」になるということです。現在、登記所備付の地図のうち約 54%が不動産登記法第 14 条第 1 項地図ですが、うち地籍整備成果が約 50%、土地改良・土地区画整理事業によるものが約 3%、登記所備付地図作成作業によるものが約 1%となっており、調査士が関与して作成された地図は、ごく僅かとなっています。その一方で、分筆登記事件のほとんどは調査士が関与しており、その筆数は 1,210,605 件（平成 24 年・・・法務省 H P による。）に

ものぼります。

調査士は筆界の専門家であり、本来、地図を作成するのは私たちの大きな役目であるといえます。そこで私たちが作成した測量成果が地図として活用されることは、大変効率的に地図整備に寄与できるものと考えられます。

なお、平成 22 年度から「地籍整備推進調査費補助金制度」が創設されましたので、種々要件はありますが、この制度を積極的に活用してください。

連合会では「国土調査法第 19 条第 5 項指定申請マニュアル」、「国土調査法第 19 条第 5 項指定申請手続 Q&A」「記載例」を作成し、連合会HPにて公開していますので、詳しくはそちらをご覧ください。

第 8 平成の地籍整備事業 資料編 P101

法制定の目的とその後の経緯

都市部における地図の混乱が都市の再生事業を妨げる要因の一つになっているので、全国の都市部における人口集中地区（D I D 地区）の地図を再生するため、10 年間で基礎的データの整備を行うための「都市再生特別措置法」が、平成 14 年 6 月 1 日施行されました。

内閣総理大臣を本部長とし、国土交通省と法務省及びその関係機関とが連携して行う「民活と各省連携による地籍整備の推進」（＝平成の地籍整備）事業と位置付けられ、独立行政法人都市再生機構（前身は都市基盤整備公団）が主体となり、平成 16 年～18 年度にかけて「都市再生街区基本調査」が全国の D I D 地区のうち、地籍調査が実施されていない地域（約 10,100km²、719 市区町）で行われました。

※都市再生街区基本調査の事業内容は次のとおりです。

- ① 官民境界等に関する資料の収集と現地踏査
- ② 現況測量のための基準点（街区基準点）の整備
- ③ 公図上の角（公図の四隅等）の現況測量
- ④ 公図の数値化
- ⑤ 成果のとりまとめ、データベース化

第 9 農地法 資料編 P101～P102

1 農地法

農地法は、限られた貴重な資源である農地の転用規制と、効率的な農業利用を増進することにより、食料の安定供給の確保に資することを目的としています。

2 農地又は採草放牧地（農地等）の取引規制

(1) 農地等の取引規制

農地等の取引又は農地の農地以外への転用が自由に行われると、農業環境の悪化を招く上、農地が減少し農業生産力の増進を図ることが困難となります。そこで、農地等の権利移転及び農地の転用を次のように規制しています。

ア 権利移転の制限

農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は農地などを使用収益する権利（地上権、永小作権、質権、使用貸借権）を設定し、若しくは移転する場合には、当事者が農業委員会（例外として都道府県知事）の許可を受けなければなりません（法第3条）。

イ 無許可の取引

許可を受けないでなされた農地等の権利移転・設定は無効となります（法第3条・第5条）。

ウ 許可不要

- ① 農地等の権利を取得する者が、国又は都道府県である場合
- ② 土地収用等の法律によって農地等の権利が収用され、又は使用される場合
- ③ 遺産分割による場合等

(2) 農地転用の制限（法第4条）

ア 許可を要するもの

農地を農地以外のものにするためには、都道府県知事（4haを超える農地の転用については農林水産大臣）の許可を受けなければなりません。

採草放牧地の転用については制限ありません。

イ 許可不要なもの

- ① 国又は都道府県が転用する場合
- ② 市街化区域（農林水産大臣との協議が整ったもの）内にある農地を農業委員会に届け出て転用する場合

(3) 農地又は採草放牧地の転用のため権利移転等の制限（法第5条）

ア 許可を要するもの

農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするために、この農地等について所有権を移転し、又は農地等を使用収益する権利を設定し、若しくは移転する場合には、当事者が都道府県知事の許可を受けなければなりません。

許可を受けないでなされた農地等の権利移転・設定は無効となります。

イ 許可不要なもの

- ① 農地等の権利を取得する者が国又は都道府県である場合
- ② 市街化区域内にある農地などについて、あらかじめ農業委員会に届け出て農地等以外のものにするために農地等の権利を取得する場合

第 10 耕地整理法 資料編 P102～P104

耕地整理法

耕地整理法は、耕地の利用を増進するため土地の交換分合、区画形状の変更等を行うことを目的とし、明治 32 年に旧法、明治 42 年に新法が制定され、昭和 24 年に土地改良法の制定に伴い廃止になった法律です。

旧法の対象が農耕地に限ると法律上の規定がなされていなかったため、宅地の整理開発を目的とする耕地整理も多数施行されました。

この法律の制定により耕地整理事業量は増加し、明治 33 年からは融資制度も設けられたため一層の増加が認められました。

第 11 土地改良法 資料編 P104～P105

1 土地改良法

農地改革の断行に伴い、農地行政を統一する目的で昭和 24 年、耕地整理法、水利組合法、北海道士功組合法を改廃吸収して土地改良法が制定されました。

この土地改良法は、農家の自主性を強く保証する内容であり、農家が自主的に組織した「土地改良区」による事業が中心であり、国、都道府県はそれを周囲から援助するものとなりました。

2 土地改理事業の定義

第 2 条第 1 項において、「農用地とは、耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。」と規定し、同条第 2 項において土地改理事業とは、1. 農業用排水施設、農業用道路（中略）の新設、管理、廃止又は変更等 2. 区画整理 3. 農用地の造成 4. 埋立て又は干拓、その他が規定されています。

第 12 土地区画整理法 資料編 P105～P107

1 土地区画整理法

土地区画整理法は、土地区画整理事業に関し、必要な事項を規定したものであり、健全な市街地造成を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とした法律です。

2 土地区画整理事業とは

土地区画整理事業とは、都市計画区域内の土地について、公共施設（道路、公園、緑地など）の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行うものであり、事業を行うものは、土地所有者等の個人、組合、独立行政法人都市再生機構等です。

3 土地区画整理事業の内容

土地区画整理事業は、事業施行区域内の土地を再生させるためのものであり、その区域内の土地を換地（土地を取り換える。）したり減歩（面積を少なくする。）したりする方法で行うことになります。

4 換地、仮換地と土地区画整理事業

換地処分は、事業施行区域内の従前の宅地と換地を同一宅地と法律上擬制するものであり、事業が完了しその旨の公告をして行います（法第 103 条）。

換地の効果が発生するのは、換地処分の公告の日の翌日です（法第 104 条）。

仮換地は、土地区画整理事業の工事を行うため必要がある場合、又は換地処分を行うため必要がある場合に、事業施行区域内の宅地（これを従前の宅地といいます。）について行われるものです（法第 98 条、法第 99 条）。

第 13 借地借家法

・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料編 P108

1 借地借家法

平成 4 年 8 月 1 日から施行されているもので、それまでの借地法、借家法、建物保護ニ関スル法律の内容を統合して、建物の所有を目的とする地上権、土地賃貸借と、建物賃貸借等について定めた法律です。

2 借地権の対抗要件

借地権とは、建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権をいいます。借地人が地主との間で借地権設定契約を締結した場合、借地人は、契約の当事者である地主に対しては対抗要件の有無にかかわらず借地権を主張できます。

しかし、第三者に対しては、次の対抗要件を具備していない限り、原則として借地権を主張することができません。

(1) 対抗要件

- ① 借地権の登記をしている場合
- ② 借地人が借地上の建物の登記をしている場合
 - ㊦ 旧建物保護ニ関スル法律第1条により、借地権を対抗できます。
 - ㊧ 借地上建物が表題登記しかなされてない場合でも、最高裁の判例はこれを肯定しています（最判昭50.2.13）。
- ③ 借地権の登記も借地上の建物の登記もしていない場合、その底地を購入した新地主に対して、借地人は借地権を主張できず、しがたって新地主は土地の明け渡しを請求できることが原則です。
（判例では、権利濫用や背信的悪意者などには、明け渡し請求を否定している場合もあります。）

(2) 悪意の第三者の場合

すでに借地権が存在していることを知りながら土地を購入した第三者の場合。法律上、ある事実を知っていることを「悪意」といい、その事実を知らないことを「善意」といいます。

すでに借地権の存在を知っていて、その土地を購入した悪意の第三者の場合はどうでしょうか。判例は、このような悪意の第三者に対しても、借地人は借地権を対抗できないと解釈しています。

すなわち、借地権の存在を知っていながら、その土地の所有権を取得した者でも、借地権の登記がなされていない限りは、借地人に対し明け渡しを請求できることが原則です。

(3) 特別の条件の場合

特別の害意や事情が存する場合は、下記のとおり借地権が認められる場合があります。

① 背信的悪意者と権利濫用の法理

不登法第5条は、詐欺又は強迫によって登記の申請を妨害した第三者や、他人のために登記する義務のある者は、その登記を欠いていることを主張できないものと規定しています。

相手方が対抗要件を具備していないことを主張することが信義に反する、と見られるような場合には、善意の第三者には該当しないことになるわけで、判例はこれを単なる悪意とは区別して「背信的悪意者」と呼んでいます。

また判例は土地明け渡しの請求が、権利の濫用と見られる場合には、これを認めないものとしており、次のようなケースがあります。

㊦ 旧地主と新地主とが実質的には同一人とみなされるような場合

（例えば旧地主と血族又は姻族関係にある者の同属会社が新地主であると

か、地主の妻や子が新地主であるような場合)

- ④ 地上建物の存在を知り、借地権付評価で安く土地を購入しながら、土地明け渡しを請求するような場合
- ⑤ 土地の買受人が借地権に抵抗力のないことを奇貨として、特に自己の利益を図る目的で土地を購入した場合

3 建物の滅失と借地権

建物が滅失しても借地人が借地上の見やすい場所に次の掲示をしておくとな建物滅失してから2年間は第三者に借地権を対抗できます。

- ① 滅失した建物の表示
- ② 滅失のあった日
- ③ 新たに建物を築造すること

この場合、建物が滅失してから2年間経過後は、建物を新たに築造し、かつその建物につき登記をしないと対抗力は認められません（借地借家法第10条第2項）。

4 旧法における取扱い

新借地借家法施行（平成4年8月1日）前に設定された借地権について、借地上の建物が滅失したときは、旧借地法、旧建物保護ニ関スル法律が適用されます。

ただし、旧法が適用されるケースでも借地人が地上権又は賃借権の登記を行っていたときには対抗力は認められます。

しかし、借地権の対抗力が借地上の建物登記に由来するときには、建物の滅失と共に建物登記は実体のない無効のものとなってしまいますので、第三者に対しては借地権を主張することができなくなります。

第3章 筆界確認の実務

第1 はじめに

「この塀はうちの方へ少し出ているような気がする」とか、「昔からこの通路の中心より片側はうちのものだ」と、じいさんから聞いている」というような話を、我々は現場でよく耳にします。隣人との境界に対して自分の主張を、隣人関係を損なわないよう、しかし、「やんわり」とは言っておきたいという日本人特有の表現方法ともいえます。

ところが、いったん「境界」について紛争が生じてしまうと、今まで長年、隣同士で築き上げてきた友好関係や信頼関係は崩れ、感情的にもお互いを憎しみ合うという状況になって、立会いや協議は難航し、ついには行きがかり上、訴訟へと発展していくケースも少なくはありません。

調査士は、業務の多くの時間を、この「境界」に関する現地調査、資料収集、解析、復元及び立会に費やし、境界紛争防止、境界紛争解決の一助となるべく境界（隣同士がお互いに納得ができる合理的かつ整合性のある境界）を探し出そうと常に最大限の努力をしています。

今後、さらに複雑化する権利関係、境界紛争事件に対処し、国民の期待に応えるためにも、調査士にとって最も基本である「境界」について、これからも深く研究・研修していく必要があります。

第2 境界とは

調査士を始めとし、一般的に日常生活上「境界」という用語を使います（「経界」や「疆界」という用語も同様な意味で古くから用いられています。）。

土地は元来自然状態下において、連続しており区画されていません。ところが、租税徴収上あるいは取引上、土地に何らかの特定をする必要が生じ、これを平面的な広がりにより人為的に区画しました。つまり、ある土地を物権の目的物（客体）とするには、その土地に、ある区画をして他の土地から明白に分離独立させておかねば、権利の及ぶ範囲がどこからどこまで分ならず、その効果を正しく果たすことができません。すなわち、権利の受け皿となる容器の縁に「境界」を設けることになります。そして紛らわしくならないように不動産登記法は、その区画された土地に地番を付します。国家により、ある境界（点・線）で囲まれた範囲の土地が公証されることになり、この境界を特に「筆界」と呼び、「筆界線」で囲まれた範囲の土地を登記された1個の土地といいます。この「筆界」は公法上の境界と呼ばれています。（不動産登記法第123条第1号）

これに対し、借地権の及ぶ範囲を表す境界（借地権界）、土地の一部に存する地役権の及ぶ範囲を表す境界（地役権界）、機能維持管理の及ぶ範囲を表す境界（公物管理界）そして所有権の及ぶ範囲を表す境界（所有権界）など色々の境界が考えられます。

ここでしっかり覚えておくことは、ある範囲を表す限界・縁を「境界」といい、境界と呼ばれるもののうち調査士が法律的観点から特に使い分けているものは、「所有権界」と「筆界」の二つであるということです。以下、両者を総称して境界と呼びますが、調査士としては両者をはっきりと峻別して扱うことが重要です。

第3 所有権界と筆界

1 二つの境界

前述したとおり「所有権界（＝私法上の境界）」と「筆界（＝公法上の境界）」が調査士にとって実務上重要な境界です。なぜ境界が二種類あるのかについては、境界の成り立ちについて沿革的・歴史的に見ていくのが一番理解しやすいと思います。

(1) 所有権界の成立

近代的土地所有権制度が確立したのは、明治初期の頃ですから、原始的な所有権界の創設・形成も、明治初年の近代市民法が確立された時期に遡ります。明治5年太政官布告第50号があり、この法律は「地所永代売買の儀、従来禁制のところ、自今四民とも、売買いたし、所持そうろう儀、さし許されそうろうこと」というもので、土地の譲渡と所有の自由を認めたものです。旧幕藩体制下では、現在の所有権に匹敵する直接的・排他的権利は存在していませんでしたので、この太政官布告は画期的な法律でありました。

観念的には、土地所有権が法律で認められたこの時点で、近代的意義における所有権と所有権との境界（所有権界）が創設され、形成されたといえます。

この意味における境界＝所有権の及ぶ範囲の限界、換言すれば所有権と所有権とのぶつかり合うところという意味での境界は、すぐれて民法的・民事実体法的概念であるといえます。

(2) 筆界の成立

筆界が形成されたのは、歴史的には所有権ないし所有権界の概念が成立した後になります。明治政府は、地租改正事業に着手しますが、筆界はその作業の中で創設・形成されていきます。

地租改正事業は、明治6年地租改正条例の制定に始まり、明治14年の地租改正事務局の廃止をもって一応の終了をみました。境界形成の部分に着目しながら、地

租改正作業内容の流れを具体的に見ていきますと、以下のとおりです。

- ① 地券を受けようとする者は、対象土地に関する図面等を作成して、村役人に提出します。
- ② 村役人は、実地に赴き、隣接地等との境界＝所有権界を確認した上で、それらを連合して字又は村単位で「字限図」（「字図」「字切図」など）、「一村限図」を作成して、県の改租担当官に提出します。
- ③ 県の改租担当官は、自らも現地に赴き、検査、確認を行います。これを地押丈量（調査測量）といいます。その成果として「改租図」（「野取絵図」「更正図」「地押調査図」など）を作成します。この改租図（後にこれらを総称して「野取絵図」と統一されました。明治17年12月16日大蔵省達89号）の作成の際に、現地で確認した所有権界をなぞりながら図面上に地番と地番を分ける線すなわち「筆界」を記入していきます。この「改租図」（「野取絵図」「更正図」「地押調査図」）が公図（＝土地台帳附属地図）となって現在まで受け継がれているのです。
- ④ このような手続の中で、官により民有地の所在が確認され、付番されその附属地図に地番の境として筆界が記載されます。こうして公的な境界「筆界」が創設、形成されていきました。

(3) 所有権界と筆界の同一性

ア 原則的一致

近代的土地所有権として、原始的に私的所有権が認められた時点で「所有権界」が発生し、その後の地租改正、地押丈量等を経てその元々の所有権界をなぞる形で「筆界」が形成された経緯からすれば、原始境界は原則的に所有権界と筆界が一致すべきものです。

しかし、現実的に両者は必ずしも一致してないことがあります。その主な原因としては以下のようなことが考えられます。

① 忘却、錯誤等による後発的な不一致

原始境界に標識がない場合や、あっても移設されてしまっている場合などは、後日、誤った占有を継続し、その占有界を境界として土地の売買をしたりする例があります。

② 分筆登記未了による不一致

所有権界は当事者の土地分割行為によって直ちに発生しますが、筆界は登記官による分筆登記の実行行為によって初めてその効力を発生させます。この発生原因及び発生時期の違いが不一致を生じさせる要因の一つにもなっています。

③ 作図段階での意図的不一致

公図が徴税目的で作成された図面であることに由来し、租税を少しでも軽減

すべく、土地を現実よりわざと小さく作図した「縄のび」のある図面が作成されたり、反対に売買等のために財産を誇大表示すべく、土地を過大に作図した「縄ちぢみ」のある図面が意図的に作成された例もあります。

(表-1) 所有権界と筆界

	所有権界	筆界
成立時期 (推定)	明治5年 太政官布告第50号	明治6年～14年 地租改正事業
実定法上の根拠	民法第229条、民第230条 (境界標等の共有の推定) 民法第233条 (竹木の枝の切除及び根の切取り) 民法第234条、民第235条 (境界線付近の建築の制限) 民法第236条 (境界線付近の建築に関する慣習) 民法第237条 (境界線付近の掘削の制限) 民法第238条 (境界線付近の掘削に関する注意義務)	不動産登記法第123条第1項 (筆界の定義) ※平成17年4月13日改正により定義 ※筆界を指すといえるもの 不動産登記規則第77条 (地積測量図の内容) 地籍調査作業規定準則第3条 (地籍調査の作業) 地籍調査作業規定準則第30条 (筆界の調査)
相違点	私人が自由に変更できる。	私人が自由に動かせない。

条文・・・資料編 P109～P111

公法上の境界すなわち「筆界」についての重要な判例要旨を次に挙げます。
是非、記憶しておいてください。

- ◎ 相隣者との間で境界を定めた事実があっても、これによって、その一筆の土地の固有の境界自体は、変動するものではない。
(最判昭 31・12・28) (最判昭 42・12・26)
- ◎ 土地の一部を時効により取得したとしても、各土地の境界が移動するものではない。(最判昭 43・2・22)

2 実務における所有権界と筆界との関係

所有権界と筆界とは、その成立過程から見ても、元をたどれば同じ境界です。ところが、調査士実務において、依頼者を含む当事者らは一般的に所有権界しか念頭にないのが普通です。一方、調査士は、無意識のうちにその両者を考慮に入れています。具体的には、地図にある公法上の境界(=筆界)と当事者の指示する境界の位置とが

一見して異なる場合、「所有権界が移動した結果、筆界と一致しなくなったのだな、さあ一困った」といって説明証明資料、説得材料など分析にかかるのです。ここで調査士は、基準になるようなもの（書証、物証、人証等）すべてを総合的に勘案し、客観的合理性のある境界を探しだそうと努力をしなければなりません。

3 境界の発生事由

土地の境界を考察する上で、その境界の発生事由（直接、理由又は原因となる事実）により調査方法は異なります。例えば、明治初期の地租改正事業当時から存する境界であれば、公図や公簿地積等が資料となりますし、また、登記簿・台帳一元化以降であれば地積測量図等が有力な資料となります。

そこで、公法上の境界（＝筆界）の発生事由を次に挙げてみます。

不動産登記法上	① 明治初期の地租改正事業当時に確定された境界
	② ①で確定された後に、分割（分裂）、合併により発生、消滅した境界
	③ 新たに土地の表題の登記により発生した境界
	④ 旧耕地整理法、土地改良法又は土地区画整理法に基づく換地処分がなされ、その登記が経由されて発生した境界
訴 訟 上	⑤ 境界確定判決により確定された境界

このほか、私法上の境界として

- ① 境界協議・協定・合意に基づく境界（官民境界も含みます。）
 - ② 裁判所の和解・調停による境界など
- が、挙げられます。そこで、次に境界紛争の訴訟形態から、所有権界と筆界との相違点を関連づけてみることにします。

第4 訴訟形態にみる所有権界と筆界

1 訴訟形態にみる所有権界と筆界との相違

（表－2）訴訟類型にみる境界 （寶金敏明氏「登記情報」誌 430 号から）

訴 訟 類 型	所有権の範囲の確認訴訟	境界確定訴訟
①争いの対象	所有権の及ぶ範囲	地番と地番の筆界
②訴訟の本質	民事訴訟としての確認訴訟 →家屋所有権確認訴訟等と同じ	非訟事件（形式的形成訴訟） →ex. 遺産分割の裁判に似る

③訴訟の当事者	所有権の範囲を確認するための訴訟 ＝所有権はどう処分しようとする自由 ∴所有者	相隣地所有者
④裁判外の解決	自由（私的自治の原則ゆえ、話し合いによる解決が建前）	裁判外で筆界の合意をすることはできない （筆界の合意としては無効）
⑤話し合いによる解決	和解できる（「所有の自由」の当然の帰結）	できない（和解したいときは境界確定訴訟から所有権確認訴訟に交換的に変更する。異説あり）
⑥認諾・請求の放棄・調停ができるか	できる（処分権主義）	できない（処分権主義の適用なし）
⑦原告が自己の主張する境界を特定しないことの効果	請求の趣旨において、主張の境界線を特定しないと、請求が不特定となり、訴え却下	主張の筆界線を特定しなくとも、「A番とB番の境界の確認を求める」でよい
⑧反訴を提起することの可否	提起できる（反訴を提起しないと、自己に有利な境界線を引いてもらえない）	提起できない（裁判所は、当事者の主張にとらわれずに筆界線を引く）
⑨控訴審での不利益変更禁止（民訴 304）の適用の有無	適用あり（被控訴人が有利に変更してもらいたいときは、付帯控訴をする必要がある）	適用なし（上記⑦⑧と同じ理由による）
⑩証拠が乏しいとき	原告の請求を棄却する…証拠がなければ請求を認容できない（その結果、境界が引けなくとも良い）	裁判所はどこかに筆界を引き直さなければならない（被告は請求棄却を求めてはならない）
⑪職権による証拠調べ	できない（弁論主義…処分の自由の訴訟的投影）	できる（筆界＝公的存在ゆえ。ただし、異説がある。）
⑫自白の拘束力	ある（弁論主義）	ない（弁論主義の適用なし）
⑬判決の効力は第三者（含登記官）に及ぶか	及ばない（民事訴訟は、当事者間の紛争の個別的・相対的解決を目的とする）	及ぶ（公的存在としての筆界線は、だれとの関係でも不変だから）
⑭境界の一点を三者が共有するとき	A対B、B対C、C対Aの訴訟で相対的に解決すればよい（固有必要的共同訴訟ではない）	（判例＝左に同じ）（理論的には、徹底しないが、訴訟が際限なく広がるのを防ぐため）

（注）境界確定訴訟…（現在）筆界確定訴訟

例えば、自分の土地に隣接者が越境して入り込んだり、工作物などを設置しようとした場合、その土地の部分を含めて自己の所有権の確認判決を求め、その範囲を明確にした上で、所有権に基づき立ち退きや工作物など撤去を要求すれば、紛争は解決し当初の目的を果たすことができます。ここで、もし所有権の確認の訴えしか認められ

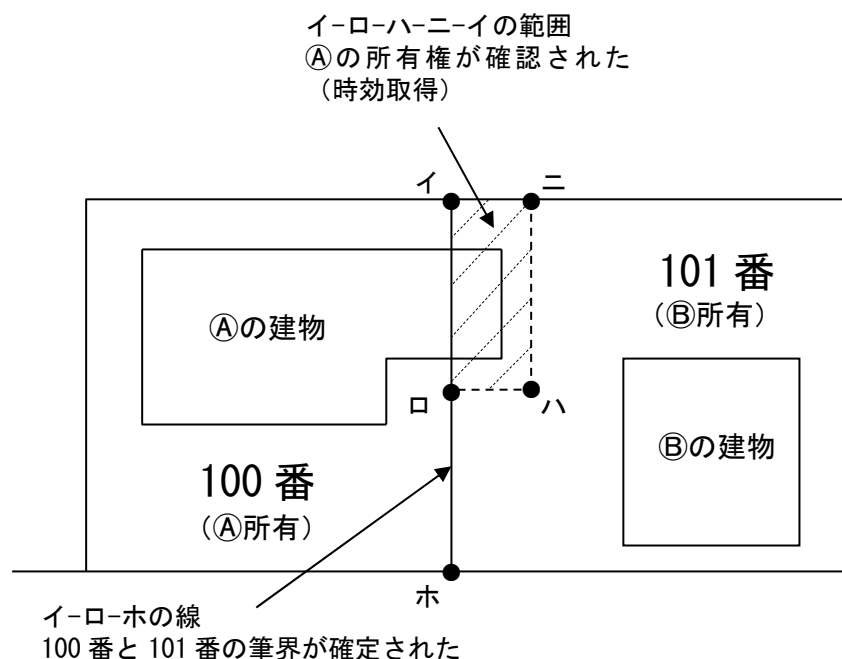
なければ、訴えを提起した人は、常に係争地について自己の所有に属することを立証しなければならず、所有権につき裁判所に決定的確証を与えることができれば、棄却や敗訴をまぬがれず、永久に紛争を解決できなくなってしまう。このような場合、筆界確定訴訟によれば、たとえ当事者において確実な立証ができなくとも、請求棄却の判決を受けることなく「条理」にしたがって筆界を確定してもらうことができ、結果的に所有権の確認もできます。このことからしても、係争地につき所有権の確認を求める訴えのほかに、筆界確定の訴えを認める必要と利益があります。

2 筆界確定訴訟の特徴

筆界確定訴訟は、現行法上なんらの規定ありませんが、形式的形成訴訟という考えが判例・通説のとるところです。

前述の（表－2）を参照しながら考えてみます。

- 1) 争いの対象となる境界は、異筆の土地の境界で、つまり公法上の境界です。
- 2) 相隣接し所有者を異にする土地でなければ、訴えの利益や必要性が認められません。また、相隣接する土地所有者は、公簿上の所有者でもよいとする見解もありますが、判例・通説は実質的所有者としています。所有権以外の地上権者や借地人は当事者になれません。
- 3) 裁判手続によらず、私人が話し合いで認め合うことはできないし（訴訟にならない）、裁判上でも和解はできません。
- 4) 裁判所は当事者の主張にこだわらず独自に判断します。
- 5) 判決の効力は、第三者、登記官にも当然に及びます。
- 6) 筆界確定訴訟は筆界の確認・再形成を目的とする非訟事件ですが、民事訴訟の手続で処理されていますので、これと通常訴訟たる所有権確認訴訟を併合して提起しても差し支えないとされています。併合提起の実益の大きい事案としては、所有地の一部が時効取得されているが、その範囲に争いがある上、筆界が明らかでないため一部時効取得を原因とする所有権移転登記ができないという場合が想定されます。（次図）



※ 両地番の筆界が明らかにならないと、分筆、所有権移転登記ができない場合が想定される

第5 判例にみる境界確定の基準と方法

1 判例にみる境界確定の基準

わが国の現行法上は、筆界確定訴訟に関する規定がないのは前述のとおりです。ましてや、境界を確定する基準や方法を規定したものもありません。境界紛争が容易に解決しない理由がそこにあります。そこで今まで積み上げられてきた判例を基に考察します。

官民界であれ、民民界であれ多くのヒントが得られると思います。判例の底流にはドイツ民法が横たわっているようです。

ドイツ民法第 920 条（要約）

- ① 境界線が分明しないときは、占有状態を基準として境界を定める。
- ② 占有状態が確定しないときは、係争地を等分して双方に割り当てる
- ③ 上記①②によって定めた結果が実情（ことに土地の確定面積）に一致しないときは、その実情を酌量して公平に適した方法で境界を定める。

境界確定の基準の参考として一般的に次のことがいえます。

- ㊦ 占有状況
- ㊧ 公簿面積
- ㊨ 公図その他の図面
- ㊩ 境界木又は境界石
- ㊪ 尾根、崖、谷など自然地形
- ㊫ 道路、山道
- ㊬ 林相、樹齢
- ㊭ 主張の合致

さらに、官民筆界確定訴訟では

- ㊮ 境界確定協議の結果

2 判例にみる境界確定の方法

次の、第1順位（証明力の高い）から第3順位の順序で進めていくのが原則です。

(1) 第1順位… 境界線直接確定法

調査・測量の過程で収集したすべての資料の中から、境界線自体を直接推認できる資料を選び出し、その証明力（境界線推定力）を検討し、証明力の高い資料があ

れば、これにより推定します。境界線自体を直接推認できる資料としては、次の（表－3）が参考になります。

また他にも北海道には土地処分図・土地連絡図などがあり、精度が高いといわれています。反対に沖縄本島では米軍使用中の地域や使用後返還された地域には全然地図のないところもあるようで、山口県の山林部にもほとんど公図がありません。

そのほか、証明力や精度の高い（＝復元能力のある）地図もあると思われます。

ア 地形・地物

土地の境界は、沿革的に見ると、沢・水路・尾根（分水線）など地形・地物が利用されてきたようですから、年月が経ち移動や変形をしていることも考えられますので、十分な検討・注意を要します。

（表－3）第1順位の証拠の種類（篠塚・宮代・佐伯「境界の法律紛争」から）

物的証拠 （資料）	地形・地物	巨岩・沢・水路・道路・段落・崖・尾根（分水線）・谷（合水線）など
	地籍図	・法第17条地図 ・確定図（旧耕地整理法、土地区画整理法、土地改良法） ・地籍図 ・公図 ・分筆登記の添付地図 ・分譲造成図・分譲図など ・地積測量図・実測図など ・字限図・土地宝典など
	境界標	・境界石 ・境界木 ・慣習による境界標
	境界標識	当事者が境界線の目印とした排水溝・生垣・根石・塀などの工作物
	境界合意線	境界協定書 国土調査の地籍図 国有財産法に基づく協議など
人的証拠 （資料）	証言（供述）	たとえば「祖父が境界線はあの樫の木と言っていた」とか「この土地を買う時に、売主や仲介業者が、境界線はこの排水溝と生け垣の線だと言っていた」等の当事者や第三者（証人）の供述で、直接境界線を指示する内容のもの

（注）法17条…（現行）法第14条

イ 地籍図（※ここでは狭義の意味での国土調査の地籍図ではなく、土地の境界線を記載した広い意味での地図を指しています。）

法第14条（旧法第17条）地図、確定図は、一般に復元能力が高いものです。

国調の地籍図は、行政庁の内部資料と判示した判決があります(最判昭 61. 7. 14)。地積測量図、実測図等も作成年、作成経緯により十分に検討することにも必要でしょう。

ウ 境界標や境界標識

地形・地物と同様に、地租改正時の原始境界ならば証明力は高いでしょうが、経年変化についても、十分な検討・注意を要します。その後の境界標や境界標識は、種類・材質・形状・維持管理方法などの経緯を考慮に入れます。単に所有権界を示すものに過ぎないと思われるものは不適です。

エ 境界合意線

所有権の及ぶ範囲を単に協議・確認・合意したものもあります。国有財産法に基づく境界確定協議などは、法的性格は異にしますが、沿革的には、古く旧国有林野法等に基づく境界査定処分にその源を発するものです。多数の裁判例において、境界確定協議の結果が境界確定の重要な基準にもなっています。

オ 人の証言(供述)

人証は、その立証の対象となる事実関係が古いこともあって、該当地についての間接的、伝聞的なものもあります。また、利害関係者であることもあり、その証拠能力は低いといわれています。

(2) 第2順位… 推定占有による境界線確定法

前述第1順位の方法で、境界線自体を直接推認できないときは、第2順位として双方の占有状態から判断して境界線を推認します。一般的に、占有範囲の縁は、所有権の範囲の縁とも推定されます(民法 180、186、188)。土地の占有状況は、その境界線を推認するのに重要な位置を占めます。

しかし、例えば、休耕地に隣接する土地所有者が、当該休耕地を毎年少しずつ削り取ったり(「さくり」「さくり込み」)又は、傾斜地に盛り土をしていったりすると占有状態が変動します。このように、場合によっては占有状態のみにより当初の境界線を推認判断することは、誤りを犯すことも考えられますので十分な調査を要します。なお、ここで注意すべき点は、第1順位の証明資料等が境界線自体を直接推認できるものでなくても、この占有状態を証明補強していることがあります。

市街地、繁華街など比較的近年において建物が建ち並んだところでは、占有状況から境界線を推認判断することはなかなか難しいと思われます。

山間部では、山林の管理状態や林相などに着目し、樹齢なども加味しながら占有状況を判断することもできるでしょう。

そして、あくまでも原始境界線を推認するには、その当時の占有状態が手がかかりになりますから、今時の占有状態ばかりに惑わされないことが肝心です。

次の(表-4)に占有状況の判断の参考となるものを挙げます。

(表-4) 第2順位の証拠の種類(篠塚・宮代・佐伯「境界の法律紛争」より)

物的証拠 (資料)	第一順位の証拠	地形・地物 地籍図 境界標 境界標識 協定境界線(合意線)
	宅地の占有	建造物(土台・附属建物) 塀などの工作物 排水溝(設置・利用・管理の状況) 庭木(植木・伐採・管理の状況) 生垣(設置・管理の状況)
	山林の占有	林相(林種・樹種・樹林の形態・樹高・樹冠) 植林(植林・補植) 管理(下刈り・除伐・間伐・枝打ち・つる切り)
人的証拠 (資料)	証言(供述)	たとえば「祖父が大正時代にあの庭木を植えた(伐採した)」 「前所有者が戦争中にこの排水溝を作った」 「隣人が昭和20年春に塀やトイレを作るとき母が異議を述べた」等占有(管理)の事実やその範囲を内容とするもの

(3) 第3順位… 合理原則による境界線確定法

前述第1、第2順位の方法で、境界線を推認できないときは、最終方法としての合理的総合的判断による第3順位の方法(表-5)が参考になるでしょう。記述のとおり境界確定につき、現行法上なんの規定ありませんので、判例を基にいかなる基準により境界が判断されたかを知ることができます。

次表を基にした場合、合理的と思われる境界線は、むしろ複数考えられるかも知れません。

(表－5) 合理的な境界線の例示（篠塚・宮代・佐伯「境界の法律紛争」から）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 地形・地物を考慮した線② 公図の形状や積算面積を考慮した線③ 公簿面積と実測面積を考慮した線（「縄のび」を公簿面積で按分した線）④ 隣地所有者との合意線（国土調査の際の地籍図の筆界線、国有財産法に基づく確定線など）⑤ 双方の主張の中間線⑥ 係争地の面積を双方の公簿面積で按分した線⑦ 面積法・距離法・地点法（不動点法）などによる鑑定線⑧ 分筆線の場合に、分筆の経過を考慮した線⑨ 境界線の一般的な形態を考慮した線（連合会「調査・測量実施要領」参照）⑩ 地方の慣習を考慮した線⑪ その他の合理的な線 |
|--|

（※表中の丸数字は証明力の高さの順序を示すものではありません。）

ここで重要なことは調査士は、どれとどれとの組み合わせによる境界推定線が、最も公平妥当かつ客観性があり、また誰をも説得できるとするものを境界線とする判断をしなければなりません。その根拠理由を、理路整然としておく必要があります。

3 調査・測量実施要領との関連

上記1、2における「境界確定」とは、裁判による「確定」ですので、調査士の業務においては「推認」または「確認」というような意味合いで理解してください。

調査士の調査に対する基本姿勢

- ① 公簿や公図を基にその土地の確定すべき境界の、発生事由と経過を調査します。
- ② 資料を調査収集すべき場所や資料の種類を確認します。
- ③ 以上を最初にきちっと把握しますが、調査漏れのないように先輩や近隣の調査士にアドバイスを受けるのも大事なことです。

以上の境界確定の基準の各判断について総合的に規定したものとして、「調査・測量実施要領」に次の条文が設けられています。

第37条 （筆界確認のための基礎測量）

第38条 （画地調整）

第39条 （筆界の確認）

第40条 （筆界確認の協議）

第6 紛争予防

・・・・・・・・・・・・・資料編 P111～P113

隣同士の境界の争いは、元を正せば「境界」がお互いに正しく認識されていなかったことに尽きます。逆に「境界」が正しく認識されていれば、境界について興味を示すこともなく、境界紛争は生じないはずです。

日頃から、調査士は境界標を努めて設置し、当事者にその大切さと意味を十分に理解してもらうべく努力を怠ってはならないのです。境界標に関する簡単な事例やその結果などを話しながら理解を得るのも効果的です。

将来紛争が起きないようにするにはどうすればよいでしょうか。

具体的に分筆登記（公法上の境界の形成）をする場合を想定してみます。

① 筆界点に永久標識を埋設し、近傍の不動点、基準点等との関連づけをしておきます。

② 法定図面以外の図面や見取図等を作製し、注釈を記録しておきます。

例えば、

㊦ 誰の依頼か

㊧ 誰の立ち会いがあったか

㊨ 何を資料としたか

㊩ どんな指示事項があったか

㊪ どんな測量仕様書を用いたか

など後日のためにその図面等を別途保存しておきます。

上記はそれぞれ、

①については、測量技術面に関すること、つまり現地復元性指示性の確保

②については、 法律的・経済的情報に関すること、つまり将来再発するかも知れない紛争に備えて確固たる証拠となる資料を保存することです。

このように、調査士の業務上のほんの少しの努力が、依頼者を含め国民の法律的安定や秩序の維持、経済効果や価値の保全に役立ち、ひいては調査士業務への深い理解と信頼を高めることになります。

1 境界鑑定

裁判所及び弁護士会等から調査士の附帯業務として境界鑑定に関し調査測量の依頼があった場合、依頼者は調査士の高い専門的知識と技術を信頼しています。また、調査士以外には適任資格者はいません。したがって、境界鑑定業務に従事するときは、中立公平かつ恣意的にならず、さらに客観的合理性のある根拠や証拠のみに基づかなければなりません。

そのために、調査士は前述の「第5 判例にみる境界確定の基準と方法」を参考にしながら、証明能力の高い、すなわち現地復元性の高い証拠資料をもって逐次業務を遂行することになります。別の見方をすれば、調査士の行う調査測量は、常に境界鑑

定に臨むと同じスタンスで行われることになります。

2 筆界特定制度

この制度は、公法上の境界（＝筆界）が特定されるものであるため、所有権界に関する紛争の直接的な解決にはなりません。公法上の境界が特定されることにより、所有権界の紛争を予防し、場合によっては紛争そのものの解決につながることもあると考えられます。

我々調査士の日常業務においても、隣接地所有者が俗にいう不在地主である場合や所有者が立会拒否する等で登記の目的を達することが極めて困難な場合には、訴訟に比べ、依頼者にとって金銭的、時間的及び精神的な負担の少ないこの制度を選択して問題解決に当たることで、両当事者の望むべき結果を見い出せる場合もあります。

・・・「調査・測量実施要領 第4編 筆界特定手続」参照

3 土地家屋調査士会ADRセンター

全国50会全ての調査士会には、筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争解決手続（裁判外紛争解決手続）の処理機関として、センターが設置されています。

また、現在、全てのセンターが調査士法第3条第1項第7号に規定する法務大臣の指定を受けており、平成16年12月1日法律第151号で制定された「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」第5条に定める法務大臣の認証を受けたセンターは19会（平成27年2月1日現在）となっています。

センターでは境界に起因する全ての紛争について、当事者同士がお互いに納得できる解決を目指しており、調査士と弁護士が調停人として当事者間の話し合いのお手伝いをしています。

利用に際しては、センターと筆界特定制度の相違（表－6）をよく理解しておくことが大切です。

（表－6）センターと筆界特定制度の相違（連合会「ADRパンフレット」より）

制 度	対 象	解決方法	決定書類	法的効果
センター	筆界 所有権界 民事紛争	話し合い 互譲の精神 Win－Win の解決	和解契約書	契約の履行
筆界特定制度	筆界	特定登記官の判断	筆界特定書	確定効・行政処分性なし

今後は、センターと筆界特定制度との連携が重要になってくるものと思われます。

また、両制度の代理人（センターはADR認定土地家屋調査士と弁護士との共同受任）となる資格を持ち、所有権界の紛争を含めた事務（相談）を受任できるADR認定土地家屋調査士は、多様化、複雑化が進む境界紛争において、両制度の発展と共に、多くの国民の悩みに対応できる重要な資格であるといえます。

・・・「調査・測量実施要領 第5編 民間紛争解決手続」参照

4 専門委員制度の創設

民事裁判の充実・迅速化を図ることを目的に、民事訴訟法等の一部を改正する法律（平成15年7月16日法律第108号公布）が平成16年4月1日施行されました。

この改正法の中で専門的知見を要する事件の審理に当たり、裁判所が専門家の説明を聴くことができる専門委員制度が設けられました。専門委員制度とは、土地境界関係事件や医事関係事件、建築関係事件等専門的知見を要する事件の審理に当たって、裁判所が専門家から説明を聴いて、当事者の主張の整理等を行うことができる制度です。

本改正で調査士は、専門委員として専門訴訟において手続全般に関与して、争点整理等の手続に際し、裁判官や当事者に対して、公平、中立なアドバイザーの立場から、その事件において争点となっている専門的技術について説明等を行うものです。専門訴訟に調査士が関与することで、裁判所の審理判断がより適正かつ迅速なものとなり、その判断への信頼がより一層高まることを期待します。

5 今後の課題

(1) 「土地合分筆の登記」制度の構想

例えば、地図混乱地域や震災による境界混乱地域に限り、境界不明な一定の範囲の土地につき、現行の合筆登記の制限事項をその手続に限り見直し、所有権や担保権等をそのままにして合筆し（もちろん権利者の承諾を要するであろうが）、当事者の納得合意した境界線をもって分筆することにより一件で迅速処理ができ、境界整理に法的根拠と法的秩序の安定を図ろうとするものです。このような制度もまた紛争予防の一助になるでしょう。

(2) 「集団和解方式による地図作成」制度

地図混乱地域の関係当事者全員の合意に基づく集団和解方式による地図作成も一つの方法であり、今後、法的根拠の整備が望まれるところです。

しかし、上記(1)、(2)のいずれに関しても、恣意的に利用されるおそれがあることには注意を要します。

(3) 筆界データ（属性も含む）の蓄積とその利用

土地の表題登記や分筆登記にて新しく筆界を創設する場合、一定の方式による地

積測量図の添付が義務づけられています。それに基づき登記官は筆界を認定し、権利の及ぶ範囲を特定します。よって、地積測量図は権利の及ぶ範囲を明確にする唯一の図面となるわけです。こういう視点に立てば、調査士作成の図面中の点や線はすこぶる重要な意味を持つことになります。特に筆界データは、その点の数値データばかりでなく、その点が特定された経緯や沿革、また立会人、承諾人、境界標の種類、近傍不動点など他のあらゆる情報と相まって高度な情報となり、広く国民の利益となるものです。これらの情報を総合的に管理・蓄積維持することにより、国民の権利を安定的に保全し、将来の紛争を未然に防止しようとするものです。

境界紛争ゼロ宣言!!

私たち土地家屋調査士は、未来を担う子供たちが安心して豊かな暮らしをおくることができる街づくりのため、広く社会の声に耳を傾けて土地所有及び利用の実態を把握することにより、国民の信頼に応えるべく行動します。

- 1 不動産の登記と地図の重要性を広く各層に発信し、その整備の充実に貢献します。
- 2 土地境界をめぐる紛争を未然に防止するために、境界管理の必要性を社会に周知します。
- 3 国民の利便性向上のため、各種専門分野と連携し、土地制度の改善に努めます。

私たちは、土地境界紛争をなくすため、ここに境界紛争ゼロに向かって進むことを宣言します。

平成 26 年 11 月 14 日

2014 日調連公開シンポジウム

「土地境界紛争が起きない社会」

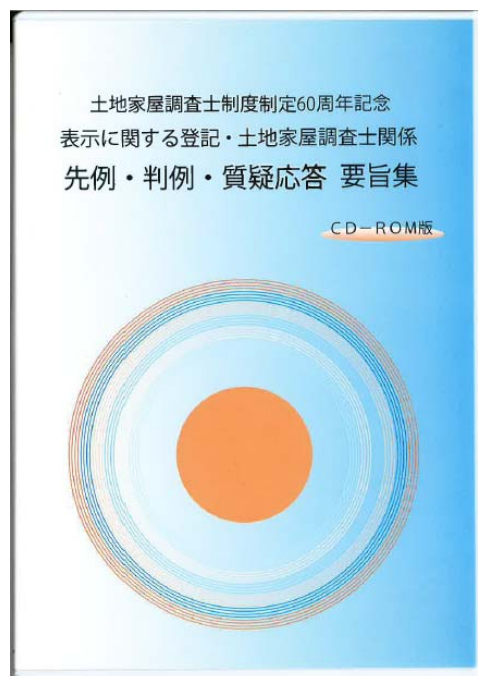
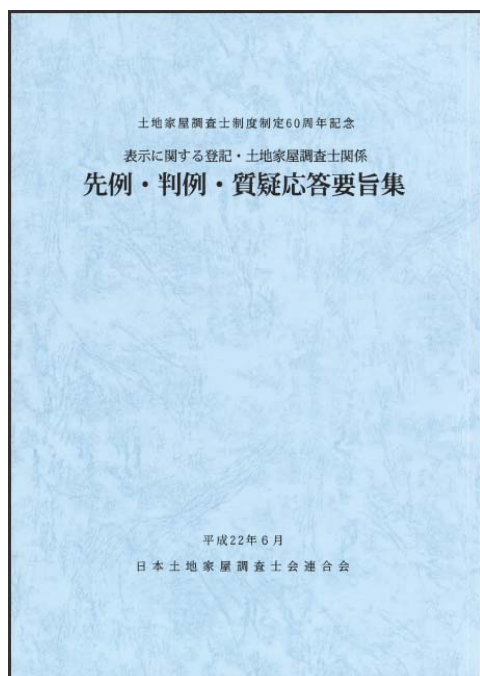


第4章 不動産の表示の登記に関する主要先例等

土地家屋調査士が実務を行う上では不動産の表示の登記に関する主要先例を学ぶことも非常に重要です。この項では主要な先例を掲載します。

なお、連合会から「先例・判例・質疑応答要旨集」及び同 CD-ROM 版は各単位会に配付していますので、詳しくは各単位会にお問合せください（平成 18 年以降の先例・判例については「会員必携 資料編」のみの記載となります。）。

※他にも重要な先例・判例が「先例・判例・質疑応答要旨集」に記載されておりますので、ご参照ください。



第1 表示に関する登記（総括）

【93】土地、建物の一部に所有権の登記以外の登記がある場合について

昭和 35 年 3 月 31 日 民事甲第 712 号民事局長通達・・・・・・・・・・資料編 P114

【94】不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について

（1）地図に準ずる図面の位置付け

平成 5 年 7 月 30 日 民三第 5319 号民事局長通達・・・・・・・・・・資料編 P115

【95】平成 5 年法律 22 号等による改正措置について

平成 5 年 7 月 30 日 民三第 5320 号民事局長通達・・・・・・・・・・資料編 P115

【96】不動産登記法の施行に伴う登記事務の取扱いについて

平成 17 年 2 月 25 日 民二第 457 号民事局長通達・・・・・・・・・・資料編 P115

【97】民活と各省連携による地籍整備の推進の今後の方向性について

平成 19 年 7 月 19 日 民二第 1459 号民事局民事第二課長通知・・・・資料編 P116

【98】オンライン申請についての利用促進のための施策の一環として施行される不動産登記令の一部を改正する政令等に伴う登記事務の取扱いについて

平成 20 年 1 月 11 日 民二第 57 号民事局民事局長通達・・・・・・・・・・資料編 P116

【99】登記所備付地図作成作業と地籍調査との連携

平成21年5月20日 民二第1225号民事局民事第二課長通知・・・・・・資料編 P117

【100】国土交通省の事業における用地実測図の登記所備付地図としての備付け

平成24年4月4日 民二第904号民事局民事第二課長通知・・・・・・資料編 P117

【101】国土調査法第 20 条第 1 項の規定により送付された指定申請調査簿に基づく登記について

平成 24 年 11 月 15 日 民二第 3111 号民事局民事第二課長通知・・・・資料編 P117

【102】都市部官民境界基本調査による基準点の測量成果の活用について

平成 25 年 1 月 31 日 民二第 59 号民事局民事第二課長通知・・・・・・資料編 P117

第 2 土地の表示に関する登記

【103】境界線の確認困難な場合の地積更正登記申請の取扱いについて

昭和 38 年 1 月 21 日 民事甲第 129 号民事局長回答・・・・・・・・・・資料編 P117

【104】（１）農地か否かの認定（２）現況農地である旨の農業委員会の通報

昭和 38 年 6 月 19 日 民事甲第 1740 号民事局長通達・・・・・・・・・・資料編 P118

【105】所有権以外の権利の登記のある土地の分筆後錯誤を原因とする分筆登記の抹消登記申請の可否について

昭和 38 年 12 月 28 日 民事甲第 3374 号民事局長通達・・・・・・・・・・資料編 P118

【106】分筆の場合の残地積の算出方法について

（１）地積が尺貫法の単位で表示されている土地を分筆する場合

（２）合筆後の地積の定め方

昭和 41 年 9 月 30 日 民事三発第 604 号民事局第三課長回答・・・・・・資料編 P118

【107】現況農地である土地の登記簿の地目が農地以外の地目である場合の取扱いについて

（１）職権による地目変更の登記

（２）分筆の登記が必要な場合

昭和 48 年 6 月 7 日 民三第 4074 号民事局長通達・・・・・・・・・・資料編 P118

- 【108】登記官が地目を認定する場合における農地法との関連
昭和48年12月21日 民三第9199号民事局長通達・・・・・・・・・・資料編 P119
- 【109】地目変更又は分筆の際の端数について
昭和54年1月8日 民三第343号民事局長回答・・・・・・・・・・資料編 P119
- 【110】兵庫県南部地震による土地の水平地殻変動と登記の取扱い
平成7年3月29日 民三第2589号民事局長回答・・・・・・・・・・資料編 P119
- 【111】測量法及び水路業務法の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて
平成15年12月9日 民二第3641号民事局第二課長通知・・・・・・・・・・資料編 P119
- 【112】土地区画整理事業施行地区内の土地の分筆登記の取扱いについて
平成16年2月23日 民二第492号民事局第二課長通知・・・・・・・・・・資料編 P119
- 【113】登記基準点を不動産登記規則第10条第3項に規定する「基本三角点等」として取り扱うことについて
平成20年6月12日 民二第16790号民事局民事第二課長依命通知・・資料編 P120
- 【114】東北地方太平洋沖地震の被災沿岸地域における浸水部分に係る分筆の登記の嘱託の取扱いについて
1 分筆の登記の前提となる地図の修正
2 実地調査の要否
平成25年2月19日 民二第97号民事局民事第二課長通知・・・・・・・・・・資料編 P120

第3 建物の表示に関する登記

- 【115】建物曳行移動の場合の所在変更の取扱いについて
昭和37年7月21日 民事甲第2076号民事局長通達・・・・・・・・・・資料編 P120
- 【116】天井高が一米五〇糎以上の中二階及び屋階と階数又は床面積の算入について
昭和37年12月15日 民事甲第3600号民事局長通達・・・・・・・・・・資料編 P121
- 【117】仮換地上の建物の所在の記載方法について
昭和40年4月10日 民事甲第837号民事局長回答・・・・・・・・・・資料編 121
- 【118】仮換地上に建築された建物の所在の記載方法について
昭和43年2月14日 民事甲第170号民事局長回答・・・・・・・・・・資料編 P121
- 【119】所属未定の埋立地に建築された建物の表示登記申請の受否について
昭和43年4月2日 民事甲第723号民事局長回答・・・・・・・・・・資料編 P121
- 【120】不動産登記法の一部を改正する法律の施行に伴う表示登記の申請書式について
合体登記に関する申請書式

- 平成 5 年 9 月 29 日 民三第 6363 号民事局長通達・・・・・・・・・・資料編 P121
- 【121】区分所有建物の各階平面図添付の要否について
- 昭和 39 年 8 月 7 日 民事甲第 2728 号民事局長回答・・・・・・・・・・資料編 P121
- 【122】数個の区分建物の表示登記申請における一棟の表示について
- 昭和 40 年 1 月 27 日 民事甲第 119 号民事局長通達・・・・・・・・・・資料編 P122
- 【123】規約共用部分である旨の記載方法について
- 昭和 46 年 9 月 12 日 民事三発第 668 号民事局第三課長依命回答・・・資料編 P122
- 【124】マンションの管理受付室等の登記の取扱いについて
- 昭和 50 年 1 月 13 日 民三第 147 号民事局長通達・・・・・・・・・・資料編 P122
- 【125】建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部改正に伴う登記事務の取扱いについて
- 昭和 58 年 11 月 10 日 民三第 6400 号民事局長通達・・・・・・・・・・資料編 P122
- 【126】スケルトン・インフィル分譲住宅等に係る登記上の取扱いについて
- 平成 14 年 10 月 18 日 民二第 2474 号民事局民事第二課長依命通知・・・資料編 P123
- 【127】A T M（現金自動預払機）を保護するための建造物の取扱いについて
- 平成19年4月13日 民二第896号民事局民事第二課長依命通知・・・・・・・・資料編P123

第 4 筆界特定手続

- 【128】不動産登記法等の一部を改正する法律の施行に伴う筆界特定手続に関する事務の取扱いについて
- (1) 一筆の土地の一部の所有権を取得した者について
- (2) 申請人の特定承継人からの地位承継の申出について
- 平成 17 年 12 月 6 日 民二第 2760 号民事局長通達・・・・・・・・・・資料編 P123
- 【129】筆界特定制度と土地家屋調査士会 A D R との連携に関する検討取りまとめ
- 1 趣旨
- 2 制度の現状及び連携の必要性
- 3 連携の方策
- 4 まとめ
- 平成 22 年 3 月 民二、日本土地家屋調査士会連合会・・・・・・・・・・資料編 P124
- 【130】大規模災害からの復興に関する法律等の施行に伴う筆界特定の手続に関する事務の取扱いについて
- 1 筆界特定の手続に関する事務の取扱い
- 2 復興特区法に係る筆界特定の手続に関する事務の取扱い
- 平成 25 年 8 月 20 日 民二第 364 号民事局長通達・・・・・・・・・・資料編 P124

第5 その他

【131】土地家屋調査士補助者による登記識別情報の通知の受領の可否について

平成17年11月9日 民二第2598号民事局民事第二課長通知・・・資料編P126

【132】土地家屋調査士補助者による登記識別情報の通知の受領について

平成24年4月27日 民二第1110号民事局民事第二課長通知・・・資料編P127

【133】コンビニエンスストアにおいて交付された印鑑証明書及び住民票の写しの取扱いについて

平成22年1月29日 民二・民商第240号民事局民事第二課長・民事局商事課長通知
・・・・・・・・・・資料編P127

第5章 調査・測量実施要領

第1 はじめに

土地家屋調査士法第2条には、「業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。」と職責規定が設けられています。

土地家屋調査士（以下、解説部分の文中においては「調査士」という。）が、不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、不動産に係る権利の明確化を期し国民の信頼に応えるためには専門的調査、測量技術及び業務に関する法令、実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行うことが常に求められます。

日本土地家屋調査士会連合会では「調査・測量実施要領」を策定し、業務の具体的な実施手順、方法を示しています。調査・測量実施要領（以下「調・測要領」という。）は、会則モデル第92条（「会員は、その業務を行うに当たっては、法令、通達及び土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）の制定する要領等に準拠し、特別の理由がない限り、依頼を受けた順序に従い、迅速かつ適正に事件を処理しなければならない。」）における要領等に該当するものとして作られました。調査士を利用する国民（ユーザー）は、当然のこととして専門家である調査士が業務を遂行するときの注意義務は高度かつ広範囲であり、先端の技術を駆使し、関連法令にも精通しているものと理解しています。「調・測要領」は調査士業務を遂行する上でのバックボーンとなるものであり、実務に活かして国民（ユーザー）の期待に応える成果を提供しなければなりません。

第2 「調査・測量実施要領」制定の変遷

調査士制度の目的は、登記簿表題部における不動産の表示の正確さを担保することにあります。近代、不動産の高度利用に伴って調査士の業務はより多岐に亘り複雑なものとなりました。特に調査測量の分野においては高度な技能と高い精度が要求され、個々の調査士の主観や経験則のみによる処理は、解釈の相違が生じ事後トラブルの要因となることも懸念されていました。

このようなことを解消するため、昭和46年の連合会定時総会において「調・測要領」の策定が決議され、調査士は「自ら統一的解釈による基準を定める」としました。以来様々な検討を加え、昭和52年の「調・測要領」制定により、調査士業務処理の適正化に資する指導指針が誕生しました。

昭和55年、調査士会会則の全面改正があり、会員に対する注意勧告権の付与、指導の徹底を期することなどが示されました。これに即した形で「調・測要領」についてもそれまでの任意的な試行の域から、具体的に業務取扱基準の要領として会則に位

置付ける、若しくは各調査士会が実状に即し制定する要領のモデル案とするなど会員指導の資として業務執行の適正を図ることとしました。

昭和 63 年の改訂は、表示（題）登記を取巻く環境の変化、とりわけ登記情報のコンピューター化や地図の数値化、将来展望を踏まえた業務の在り方などを検討し行われました。筆界確認業務の確立と業務処理成果の均一化、数値化を期すため測量技術のレベルアップは当然の帰結であり、技術向上を図ったものとなりました。

平成 9 年には、技術基準を全面改訂しました。法第 17 条（現行第 14 条）地図作成作業規程の改訂、高精度数値地図や高密度電子基準点などの整備が進む時代背景を考慮し、特に地積測量図の究極的機能である一筆地の位置の特定における基準点等、既知の測量成果の有効活用によりその整合を図ることなどが目的とされました。なお、この時点では「総則編」、「技術編」が分冊となっていました。

平成 17 年、不動産登記法の大改正に対応すべく、実際の業務の流れに沿って内容を再構築し、装丁もバインダー方式に変更するなど全面改訂をしました。加除式の採用により、様々な改正にもリアルタイムに対応することが可能となりました。技術基準は「標準」と考え、技術編として独立させず、本編に組み込みました。また、改正調査士法（境界鑑定・地域の慣習）、改正測量法（測地成果 2000 との整合性）への対応、司法制度改革や民間型 ADR、筆界特定制度などの解説も加え、時代に即した内容となっています。さらには、現在の地図の取り扱いや法務省の地図作成作業規程にもリンクしました。

平成 27 年 2 月 1 日までの追録は以下のとおりです。

追録第 1 号 平成 17 年 6 月 23 日 日調連発第 7 0 号
(新)不動産登記法関係条文等の修正補完

追録第 2 号 平成 19 年 12 月 7 日 日調連発第 302 号
登記申請調査報告書の作成等

追録第 3 号 平成 23 年 4 月 19 日
土地家屋調査士倫理規程、登記基準点に関する諸規程等

追録第 4 号 平成 26 年 3 月 31 日
「筆界特定手続」「民間紛争解決手続」等
※平成 26 年 8 月 28 日 誤植訂正

なお、調査・測量実施要領本編及び追録等に関するお問い合わせは、各単位会へお願いします。

第6章 報 酬

第1 報酬の基準について

平成14年5月に土地家屋調査士法が改正されるまで、調査士の報酬基準（以下「報酬基準」という。）は土地家屋調査士会の会則の必要的記載事項であり（旧調査士法第15条第4号）、報酬基準の改定は会則の変更事項となるため、法務大臣の認可を受けることとなっていました。

しかし、前記改正により報酬に関する規定は会則から削除（平成15年8月1日施行）されました。また、公正取引委員会は業界団体が報酬の遵守を会員に指導することは違法である、との見解を示しており、法改正後は報酬基準を定めて会員に遵守を求めることはしていません。

第2 報酬額基準の明示

前記法改正に伴って衆参両院の法務委員会において次のような附帯決議がなされています。

① 衆議院法務委員会の附帯決議（抜粋）

四 司法書士及び土地家屋調査士の業務に係わる報酬規定が会則から削除されることに伴い、適切な報酬設定が行われるよう、その周知徹底を図ること。

② 参議院法務委員会の附帯決議（抜粋）

三 司法書士及び土地家屋調査士の業務に係る報酬規定が会則から削除されることに伴い、適切な報酬設定が行われるとともに、利用者に分かり易く明示されるよう、その周知徹底を図ること。

したがって、調査士は各自報酬額基準表を作成し、事務所の見やすい場所に掲示して明らかにする必要があります（調査士法施行規則第21条・会則モデル93条）。

第3 報酬の決定

業務報酬の決定及び運用と対応方については、「土地家屋調査士業務報酬についてのガイドブック」、「土地家屋調査士報酬額算定参考資料」等を参照してください。

以下に、報酬についての取扱い及び各作業による報酬を算出するための例示（表）を掲載しますので、参考としてください。

本表は各項目別の価格を算出するための手法の例示として掲載した。

作 業 の 単 位 当 り			
外 業		内 業	
①作業種別	分	①作業種別	分
② "	分	② "	分
③ "	分	③ "	分
④ "	分	④ "	分
サイクルタイム（作業時間合計）Cm	分	サイクルタイム（作業時間合計）Cm	分
作業効率 指数E		作業効率 指数E	1.0
歩掛 Cm/（指数E×480）		歩掛 Cm/（480）	
日額 調査士（X）円×歩掛		日額 調査士（X）円×歩掛	
（同額の場合） 補助者（Y）円×歩掛×人数		（同額の場合） 補助者（Y）円×歩掛×人数	
（日額が異なる場合） 補助者（Y+Z）円×歩掛		（日額が異なる場合） 補助者（Y+Z）円×歩掛	
小計 a		小計 b	
		総計（a+b）	円
		報酬額（総計×事務所維持係数）	円
備 考			

上記表のうち

- ・ ①, ②, ③, ④ 外業、内業の作業種別毎の所要時間を分で表示する。
- ・ サイクルタイム（Cm） . . . 外業、内業の作業合計時間を表す。
- ・ 作業効率（E） 各自が決定した「指数E」を記載する。
- ・ 歩掛 サイクルタイム（Cm）を{作業効率（E）×480}で除算したもの。
- ・ 日額（本職、補助者） . . . 各自が決定した「X, Y, Z」を外業欄及び内業欄に記載する。
- ・ 小計 a 外業の計算合計
- ・ 小計 b 内業の計算合計
- ・ 統計（a+b） 外業小計と内業小計の加算合計
- ・ 報酬額 統計（a+b）と事務所維持係数（1+指数F）を乗算し、その結果を記載する

国が推し進めている規制緩和政策並びに独占禁止法第8条第1項(事業者団体による競争の実質的な制限等の禁止規定)との関係により、土地家屋調査士法の一部改正(平成14年5月7日公布・法律第33号)がなされたことにより、昭和31年土地家屋調査士会の強制入会制度を機に法務大臣認可を要件とする会則において規定されていた「土地家屋調査士の報酬の基準に関する規定」は削除されることとなった。

長期にわたり、土地家屋調査士報酬額基準表は国民からの依頼を受け、業務対応処理を行った対価である報酬の重要な目安として機能してきたのであるが、撤廃されたことから今後の報酬の取決めに関しては、土地家屋調査士会員(以下「会員」という。)自らが業務内容や難易度などについて分析判断したうえで報酬額を決定し、依頼者に対し十分に説明などを行うとともに、業務委託・受託契約書を作成し締結することを推奨するものである。

そのためには、会員の自己責任において、自由競争の下で自らの技術的・知的労働に見合った適切な報酬額を算出し、これを依頼者等に明示し合意を得る必要がある。また、土地家屋調査士業務とそれに伴う報酬に関する説明不足は、依頼者にとって予想外の報酬請求と受け止められてトラブルとなるおそれや、土地家屋調査士の品位保持、土地家屋調査士倫理に違背するおそれのあるものとして扱われる場合も考えられるので、特段の注意を払う必要がある。

報酬額算定参考資料は、会員自らが報酬額を決定するための一助として作成したものであり、本職、補助者の日額及び諸経費などの比率は、自所の健全なる事務所運営を勘案されて会員各位において採用決定されたものをもって、依頼者に呈示し合意を得ることとされたい。

なお、土地家屋調査士業務報酬の決定並びに運用における会員としての基本的な考え方と対応方については、「土地家屋調査士業務報酬についてのガイドブック」を参照されたい。

第4 正当な報酬とは

1 報酬額について

土地家屋調査士に限らず、ものの値段や報酬額は、国民の皆様のためにも、できるだけ低廉に提供できるように日々企業努力すべきです。

この企業努力とは「安かろう。悪かろう。」という方向ではなく、作業工程の無駄を省いたり効率を高めたりする工夫をした上で成し遂げるものです。土地家屋調査士も業務の研究や研修を重ね、最新の技術などを積極的に身につけて、正確でかつ効率的な業務を行えるように努力することが必要です。

研鑽を重ねた土地家屋調査士が瞬時に判断できることを、未熟な土地家屋調査士は3日調査にかかるのであれば、やはりその分費用が多く必要となり、それが報酬として反映されるなら、お客様のためになりません。ですから、それらの研究や研修の費用なども、お客様からいただいた報酬に諸経費として含めなければならないのです。結果的に研究や研修は、お客様のためのものだからです。

このように事務所を維持する報酬とは、土地家屋調査士がその日の暮らしのできる金銭をいただくことではなく、10年後も20年後も土地家屋調査士として、お客様のために正確な業務を続けるための費用も含んでいます。

2 原価計算の基本

① 原価とは

原価計算基準によると「原価は、経営において作り出された一定の給付に転嫁される価値であり、その給付にかかわらせて、把握されたものである。」と定義されています。以下、パン屋さんを例にします。

② 二つの原価

ア 変動費・・・お客様がパンを買うことに連動して増大する費用で、材料費やパンを作ったり売ったりする人件費などです。

イ 固定費・・・売れたパンの数に関係なく、パン屋を維持するために必要な費用で、店舗賃借料、電力、ガス等光熱費、租税公課、店員教育費、新製品開発費などです。

3 利益とは

変動費と固定費の2つの原価を合わせた費用が、お客様にパンを提供するための原価となります。

$$\text{損益} = \text{売上高} - \text{原価} = \text{売上高} - (\text{固定費} + \text{変動費})$$

固定費と変動費を加えた額が費用となり、それを越えた売上高(報酬額)があって、初めて利益が出ます。

4 損益分岐点

これらの原価から考えて損益がプラスマイナスゼロとなる点を損益分岐点といいます。ものの値段や報酬を考える上で、常にこの損益分岐点を意識する必要があります。土地家屋調査士の報酬についても、各々の事務所でこの損益分岐点を把握しなければなりません。

5 土地家屋調査士の原価

土地家屋調査士事務所の経営についても2つの原価を考えます。変動費は、実際の業務処理原価です。現地調査、資料調査、立会確認、所有権確認、官公庁協定、調査測量、分析解析、書類作成、説明協議、境界標識設置、位置特定、成果作成、登記申請、成果引き渡し等の業務を行う上で必要となる調査士や補助者の稼働により発生する経費のことです。

固定費は、依頼があってもなくても発生する経費のことですので、事務所賃借料、測量機器、事務機器、自動車、租税公課、研修研鑽にかかる自己開発費、品位保持に必要な経費等々の経費のことです。

土地家屋調査士の原価を考える上で、パン屋と違うのは仕入れする材料が少なく、ほとんどが人件費であるということです。これを全部給料だということで固定費と捉えるのか、各々の業務処理ごとに変動費と捉えるのか、若干分かりにくいかもしれません。

事務所経営の場面では、ほとんど固定費として捉えて、経営計画を立てることも多いでしょう。

しかし、各事件ごとの報酬計算を考える上では、事件ごとにかかる人件費を変動費として捉えて、それに固定費を加算していく方法が一番理解しやすいと思いますし、お客様にも説明がしやすいと思います。

なお、原価を考える上で、上記のうち特に最後の自己開発と品位保持に関する経費は、やはり土地家屋調査士業務を行う上でとても大切な経費であり、これを省いてはいけません。資格者として一番大切な業務の公正と安全を保つためにも重要です。これを落としたら、何のための専門家か分からなくなります。

吟味した良い仕事をし、丁寧に時間をかけてわかりやすい納品をし、その報酬額を理解してもらうことが資格者の正しい事務所経営と考えます。

第5 土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査

調査士が依頼人から受領する報酬は、制度利用者の理解が得られた金額でもあります。土地家屋調査士業務に係る報酬規定が会則記載事項から削除されている現在、報酬に関する実態調査を実施し統計として公表することは、利用者の利便に供することの役目を果たすだけ

でなく、資格者にとっても重要な資料となるものです。信頼性のある統計資料を提供するためにも、全会員が実態調査票の提出に協力することが必要です。

《土地家屋調査士事務所形態に関する実態調査の実施及び統計分析》

趣 旨： 連合会は、全国の土地家屋調査士業務に関する各種データを収集し、集計及び分析を行っています。統計資料等の基礎資料として保持しておくことが必要であり、3年毎に全国の土地家屋調査士会員における事務所形態に関する実態調査を実施しています。

《土地家屋調査士報酬に関する実態調査の実施及び統計分析》

趣 旨： 連合会は、報酬に関する事件別総件数、事件別総報酬等についての各種データを定期的に収集し、全国的な視点からの事件数の推移、地域性等の基礎資料として保持しておくことが必要なため、全国の土地家屋調査士会員における報酬に関する実態調査を実施しています。

なお、実態調査の設問内容は、原則として大きく変えずに、時代変化や地域の特性等の動向を把握することを目的としています。

また、集計・統計分析結果は、ホームページ等を通じて広く公開し、国民や官公署などの依頼者が土地家屋調査士へ業務委託する際の重要な判断資料として情報提供しています

○会員必携編集担当

初版（平成18年1月）

研修部

副会長	下川 健策（福岡会）
部長	野地 良宏（福島会）
次長	岡田 潤一郎（愛媛会）
理事	山田 一博（京都会）
理事	大場 英彦（札幌会）

第2版（平成23年3月）

研修部

副会長	志野 忠司（奈良会）
部長	加賀谷 朋彦（栃木会）
次長	中村 邦夫（福岡会）
理事	服部 道明（函館会）

第3版（平成27年2月）

会員必携見直しワーキンググループ（WG）

座長（研修部理事）	土井 將照（福島会）
副座長	服部 道明（函館会）
委員（理事）	井上 吉幸（徳島会）
委員	柳澤 尚幸（群馬会）
委員	杉山 浩志（山口会）

研修部

副会長	菅原 唯夫（岩手会）
部長	戸倉 茂雄（山口会）
次長	佐原 法人（愛知会）

【平成 27 年 2 月版】

【補訂版】

平成 30 年 7 月

第 3 版

土地家屋調査士

会 員 必 携

(土地家屋調査士基本書)

資 料 編

日本土地家屋調査士会連合会

資料編目次

第1章 会員心得

第1 土地家屋調査士制度の歴史

【1】 制定公布時の土地家屋調査士法（抄）	10
【2】 土地家屋調査士会の育成強化 昭和31年8月13日 民事甲第1911号民事局長通達	10
【3】 参議院法務委員会会議録第7号（昭和35年3月17日）抜粋 （強制加入制度等）	11
【4】 参議院建設委員会会議録第25号（昭和36年5月2日）抜粋 （強制加入制度等）	11
【5】 衆議院法務委員会会議録第11号（昭和54年5月8日）抜粋 （土地家屋調査士制度の充実強化等）	12
【6】 衆議院法務委員会会議録第8号（昭和60年3月27日）抜粋 （土地家屋調査士制度の意義等）	13
【7】 衆議院法務委員会会議録第11号（昭和63年4月22日）抜粋 （調査士業務に対する理解等）	14
【8】 衆議院法務委員会会議録第4号（平成5年4月6日）抜粋 （土地家屋調査士制度の充実強化等）	16
【9】 衆議院法務委員会会議録第5号（平成17年3月15日）抜粋 （不動産登記法等の一部を改正する法律案に対する意見等）	16
【10】 参議院法務委員会会議録第9号（平成17年4月5日）抜粋 （不動産登記法等の一部を改正する法律案に対する意見等）	18
【11】 参議院法務委員会会議録第4号（平成26年3月17日）抜粋 （土地家屋調査士制度が果たす役割等）	20
【12】 参議院法務委員会会議録第9号（昭和42年6月20日）抜粋 （法人格の付与等）	22
【13】 衆議院法務委員会会議録第15号（昭和54年5月25日）抜粋 （土地家屋調査士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議）	26
【14】 衆議院法務委員会会議録第15号（昭和60年4月16日）抜粋 （司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案に対する意見等）	27
【15】 衆議院法務委員会会議録第17号（昭和60年4月19日）抜粋 （司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議）	29

【16】 参議院法務委員会会議録第 14 号（昭和 60 年 5 月 30 日）抜粋 （非調査士の取締り等）	30
【17】 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律の解説 法務省民事局付検事 佐藤修市 （昭和 60 年 登記先例解説集 NO. 286（25 巻 9 号）より抜粋）	30
【18】 衆議院法務委員会会議録第 7 号（平成 14 年 4 月 9 日）抜粋 （司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議）	31
【19】 参議院法務委員会会議録第 12 号（平成 14 年 4 月 23 日）抜粋 （司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議）	32
【20】 衆議院法務委員会会議録第 2 号（平成 3 年 12 月 4 日）抜粋 （不動産登記法の改正に関する検討等）	32
【21】 衆議院法務委員会会議録第 7 号（平成 14 年 4 月 9 日）抜粋 （土地家屋調査士制度の改革等）	33
第 2 土地家屋調査士の業務範囲	
【22】 土地家屋調査士の業務範囲について 昭和 53 年 3 月 20 日 民三第 1677 号民事局第三課長依命回答	34
【23】 衆議院法務委員会会議録第 6 号（平成 17 年 3 月 22 日）抜粋 （不動産登記法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議）	34
【24】 参議院法務委員会会議録第 9 号（平成 17 年 4 月 5 日）抜粋 （不動産登記法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議）	35
【25】 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（抄）	35
【26】 土地家屋調査士の業務範囲について 昭和 51 年 4 月 7 日 民三第 2492 号民事局長回答	36
【27】 土地家屋調査士の業務内容 昭和 50 年『注解土地家屋調査士法』御園生進著より抜粋	36
【28】 司法書士法（抄）	37
【29】 司法書士と土地家屋調査士の業務範囲 昭和 44 年 5 月 12 日 民事甲第 1093 号民事局長通達	38
【30】 司法書士と土地家屋調査士の業務範囲 平成 5 年 9 月 29 日 民三第 6361 号民事局長通達	38
【31】 参議院法務委員会会議録第 36 号（昭和 25 年 5 月 1 日）抜粋 （調査士の業務範囲等）	39
【32】 測量法（抄）	40
【33】 参議院建設委員会会議録第 11 号（昭和 45 年 4 月 14 日）抜粋	

(調査士と測量士の職分等)	40
【34】 参議院法務委員会会議録第 11 号 (昭和 54 年 6 月 5 日) 抜粋 (調査士と測量士の業務内容等)	41
【35】 土地家屋調査士法 19 条該当事項 昭和 57 年 9 月 27 日 民三第 6010 号民事局長回答	42
【36】 地積測量図の作製者について 昭和 61 年 9 月 29 日 民三第 7272 号民事局第三課長依命通知	42
【37】 弁護士法 (抄)	45
【38】 弁護士が土地家屋調査士の業務に属する申告手続をすることの可否について 昭和 34 年 12 月 1 日 福井弁護士会会長照会 昭和 34 年 12 月 26 日 民事甲第 2986 号民事局長回答	46
【39】 行政書士法 (抄)	47
【40】 建築士法 (抄)	47
第 3 連合会、ブロック協議会及び単位会の関係	
【41】 日本土地家屋調査士会連合会会則 (抜粋)	47
【42】 ブロック協議会会則 (例) (抜粋)	49
【43】 土地家屋調査士会会則モデル (抜粋)	49
第 4 各会則の目的と必要性	
【44】 土地家屋調査士等に対する告発又は懲戒処置 昭和 25 年 7 月 31 日 民事甲第 2112 号民事局長通達	51
【45】 土地家屋調査士の懲戒処分 of 励行 昭和 31 年 8 月 13 日 民事甲第 1911 号民事局長通達	51
【46】 司法書士及び土地家屋調査士に対する指導監督の強化 昭和 37 年 3 月 12 日 民事甲第 685 号民事局長通達	51
【47】 土地家屋調査士に対する懲戒処分の聴聞期日における代理人出頭の可否 昭和 45 年 5 月 29 日 民事三発第 427 号民事局第三課長回答	51
【48】 事件簿等の調査 昭和 25 年 7 月 31 日 民事甲第 2112 号民事局長通達	51
【49】 支局長又は出張所長の違反事件の報告 昭和 25 年 7 月 31 日 民事甲第 2112 号民事局長通達	51
【50】 司法書士の業務について (浦和地方法務局長照会) 昭和 32 年 5 月 30 日 民事甲第 1042 号民事局長回答	52
【51】 司法書士または土地家屋調査士の補助者について (京都地方法務局長照会) 昭和 35 年 8 月 29 日 民事甲第 2087 号民事局長回答	52
【52】 司法書士又は土地家屋調査士が他の隣接法律専門職種の補助者として雇用 されることの可否	

登記研究 703 号	53
【53】 土地家屋調査士法第 2 条及び第 19 条の解釈について 昭和 33 年 7 月 28 日 民事甲第 1525 号民事局長心得回答	53
【54】 土地家屋調査士倫理規程（解説）・同（Q&A）抜粋 （倫理規程 13 条関係）	54
【55】 土地家屋調査士倫理規程（解説）・同（Q&A）抜粋 （倫理規程 14 条関係）	54
【56】 土地家屋調査士法人の使用人調査士に関する見解について（通知） （平成 20 年 12 月 19 日 日調連発第 317 号）	55
【57】 公共嘱託登記土地家屋調査士協会の態様に関する見解について（通知） （平成 21 年 11 月 2 日 日調連発第 226 号）	57
【58】 土地家屋調査士の事件簿の取扱 昭和 32 年 11 月 30 日 民事甲第 2281 号民事局長通知	57
【59】 土地家屋調査士の業務年計報告書の取扱 昭和 32 年 11 月 30 日 民事甲第 2281 号民事局長通知	58
【60】 土地家屋調査士の作成する事件簿及び年計表の記載要領 昭和 37 年 12 月 6 日 民事甲第 3558 号民事局長通達	58
【61】 土地家屋調査士の作成する事件簿及び年計表の記載要領 昭和 37 年 12 月 6 日 民事甲第 3558 号民事局長通達	58
【62】 土地家屋調査士が登記申請代理人として申請書に押印する場合の印 昭和 37 年 7 月 20 日 民事甲第 2044 号民事局長回答	58
【63】 土地家屋調査士が代理人として登記申請書等に職名を冠記することの要否 昭和 37 年 10 月 8 日 民事甲第 2885 号民事局長通達	58
【64】 司法書士及び土地家屋調査士の補助者 昭和 48 年 11 月 22 日 民三第 8639 号民事局第三課長回答	58
【65】 土地家屋調査士の補助者 登記研究 366 号	58
【66】 土地家屋調査士の補助者の業務補助の範囲について 昭和 29 年 4 月 8 日 民三第 165 号民事局第三課長回答	59
【67】 司法書士等による代理申請事件の不備の補正方法 昭和 39 年 12 月 5 日 民事甲第 3906 号民事局長通達	59
第 5 土地家屋調査士の職責と倫理	
【68】 土地家屋調査士倫理規程	60
第 2 章 不動産登記法及び関係法令	
第 2 主な土地制度の沿革及び登記制度の沿革	
【69】 戦後の不動産登記変遷年表	70

第7 国土調査法	
【70】 国土調査法	92
【71】 これまでの国土調査事業十箇年計画	92
【72】 第6次国土調査事業十箇年計画（平成22年5月25日閣議決定）	93
【73】 第6次国土調査事業十箇年計画 補足資料	94
【74】 地籍調査の作業工程	96
【75】 地上法の作業工程	97
第8 平成の地籍整備事業	
【76】 都市再生街区基本調査の事業内容	101
第9 農地法	
【77】 農地法	101
【78】 農地・採草放牧地の意味	102
第10 耕地整理法	
【79】 耕地整理法	102
【80】 耕地整理法の原型	103
【81】 耕地整理関係法の整備	103
【82】 耕地整理法の廃止	104
第11 土地改良法	
【83】 土地改良法	104
第12 土地区画整理法	
【84】 土地区画整理法	105
【85】 土地区画整理事業の沿革	105
【86】 土地区画整理事業の実績表	107
第13 借地借家法	
【87】 借地借家法	108
第3章 筆界確認の実務	
第3 所有権界と筆界	
【88】 所有権界と筆界の実定法上の根拠	109
第6 紛争予防	
【89】 筆界特定事件の申請件数の推移（平成18年～25年）	111
【90】 境界（筆界）に関する訴えの件数推移 （平成8年～10年、平成19年～24年）	111
【91】 全国の土地家屋調査士会ADRセンター	112
【92】 センター相談・調停件数（平成22年～24年度）	113
第4章 不動産の表示の登記に関する主要先例等	
第1 表示に関する登記	

【93】 土地、建物の一部に所有権の登記以外の登記がある場合について 昭和 35 年 3 月 31 日 民事甲第 712 号民事局長通達	114
【94】 不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について 平成 5 年 7 月 30 日 民三第 5319 号民事局長通達	115
【95】 平成 5 年法律 22 号等による改正措置について 平成 5 年 7 月 30 日 民三第 5320 号民事局長通達	115
【96】 不動産登記法の施行に伴う登記事務の取扱いについて 平成 17 年 2 月 25 日 民二第 457 号民事局長通達	115
【97】 民活と各省連携による地籍整備の推進の今後の方向性について 平成 19 年 7 月 19 日 民二第 1459 号民事局民事第二課長通知	116
【98】 オンライン申請についての利用促進のための施策の一環として施行される 不動産登記令の一部を改正する政令等に伴う登記事務の取扱いについて 平成 20 年 1 月 11 日 民二第 57 号民事局民事局長通達	116
【99】 登記所備付地図作成作業と地籍調査との連携 平成 21 年 5 月 20 日 民二第 1225 号民事局民事第二課長通知	117
【100】 国土交通省の事業における用地実測図の登記所備付地図としての備付け 平成 24 年 4 月 4 日 民二第 904 号民事局民事第二課長通知	117
【101】 国土調査法第 20 条第 1 項の規定により送付された指定申請調査簿に基づく 登記について 平成 24 年 11 月 15 日 民二第 3111 号民事局民事第二課長通知	117
【102】 都市部官民境界基本調査による基準点の測量成果の活用について 平成 25 年 1 月 31 日 民二第 59 号民事局民事第二課長通知	117
第 2 土地の表示に関する登記	
【103】 境界線の確認困難な場合の地積更正登記申請の取扱いについて 昭和 38 年 1 月 21 日 民事甲第 129 号民事局長回答	117
【104】 (1) 農地か否かの認定 (2) 現況農地である旨の農業委員会の通報 昭和 38 年 6 月 19 日 民事甲第 1740 号民事局長通達	118
【105】 所有権以外の権利の登記のある土地の分筆後錯誤を原因とする分筆登記の 抹消登記申請の可否について 昭和 38 年 12 月 28 日 民事甲第 3374 号民事局長通達	118
【106】 分筆の場合の残地積の算出方法について 昭和 41 年 9 月 30 日 民事三発第 604 号民事局第三課長回答	118
【107】 現況農地である土地の登記簿の地目が農地以外の地目である場合の取扱い について 昭和 48 年 6 月 7 日 民三第 4074 号民事局長通達	118
【108】 登記官が地目を認定する場合における農地法との関連	

	昭和 48 年 12 月 21 日 民三第 9199 号民事局長通達	119
【109】	地目変更又は分筆の際の端数について	
	昭和 54 年 1 月 8 日 民三第 343 号民事局長回答	119
【110】	兵庫県南部地震による土地の水平地殻変動と登記の取扱い	
	平成 7 年 3 月 29 日 民三第 2589 号民事局長回答	119
【111】	測量法及び水路業務法の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務 の取扱いについて	
	平成 15 年 12 月 9 日 民二第 3641 号民事局第二課長通知	119
【112】	土地区画整理事業施行地区内の土地の分筆登記の取扱いについて	
	平成 16 年 2 月 23 日 民二第 492 号民事局第二課長通知	119
【113】	登記基準点を不動産登記規則第 10 条第 3 項に規定する「基本三角点等」と して取り扱うことについて	
	平成 20 年 6 月 12 日 民二第 16790 号民事局民事第二課長依命通知	120
【114】	東北地方太平洋沖地震の被災沿岸地域における浸水部分に係る分筆の登記 の嘱託の取扱いについて	
	平成 25 年 2 月 19 日 民二第 97 号民事局民事第二課長通知	120
第 3 建物の表示に関する登記		
【115】	建物曳行移動の場合の所在変更の取扱いについて	
	昭和 37 年 7 月 21 日 民事甲第 2076 号民事局長通達	120
【116】	天井高が一米五〇糎以上の中二階及び屋階と階数又は床面積の算入につい て	
	昭和 37 年 12 月 15 日 民事甲第 3600 号民事局長通達	121
【117】	仮換地上の建物の所在の記載方法について	
	昭和 40 年 4 月 10 日 民事甲第 837 号民事局長回答	121
【118】	仮換地上に建築された建物の所在の記載方法について	
	昭和 43 年 2 月 14 日 民事甲第 170 号民事局長回答	121
【119】	所属未定の埋立地に建築された建物の表示登記申請の受否について	
	昭和 43 年 4 月 2 日 民事甲第 723 号民事局長回答	121
【120】	不動産登記法の一部を改正する法律の施行に伴う表示登記の申請書式につ いて	
	平成 5 年 9 月 29 日 民三第 6363 号民事局長通達	121
【121】	区分所有建物の各階平面図添付の要否について	
	昭和 39 年 8 月 7 日 民事甲第 2728 号民事局長回答	121
【122】	数個の区分建物の表示登記申請における一棟の表示について	
	昭和 40 年 1 月 27 日 民事甲第 119 号民事局長通達	122
【123】	規約共用部分である旨の記載方法について	

昭和 46 年 9 月 12 日 民事三発第 668 号民事局第三課長依命回答	122
【124】マンションの管理受付室等の登記の取扱いについて	
昭和 50 年 1 月 13 日 民三第 147 号民事局長通達	122
【125】建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部改正に伴う登記事務の取扱いについて	
昭和 58 年 11 月 10 日 民三第 6400 号民事局長通達	122
【126】スケルトン・インフィル分譲住宅等に係る登記上の取扱いについて	
平成 14 年 10 月 18 日 民二第 2474 号民事局民事第二課長依命通知	123
【127】ＡＴＭ（現金自動預払機）を保護するための建造物の取扱いについて	
平成 19 年 4 月 13 日 民二第 896 号民事局民事第二課長依命通知	123
第 4 筆界特定手続	
【128】不動産登記法等の一部を改正する法律の施行に伴う筆界特定手続に関する事務の取扱いについて	
平成 17 年 12 月 6 日 民二第 2760 号民事局長通達	123
【129】筆界特定制度と土地家屋調査士会ＡＤＲとの連携に関する検討取りまとめ	
平成 22 年 3 月 民二、日本土地家屋調査士会連合会	124
【130】大規模災害からの復興に関する法律等の施行に伴う筆界特定の手続に関する事務の取扱いについて	
平成 25 年 8 月 20 日 民二第 364 号民事局長通達	124
第 5 その他	
【131】土地家屋調査士補助者による登記識別情報の通知の受領の可否について	
平成 17 年 11 月 9 日 民二第 2598 号民事局民事第二課長通知	126
【132】土地家屋調査士補助者による登記識別情報の通知の受領について	
平成 24 年 4 月 27 日 民二第 1110 号民事局民事第二課長通知	127
【133】コンビニエンスストアにおいて交付された印鑑証明書及び住民票の写しの取扱いについて	
平成 22 年 1 月 29 日 民二・民商第 240 号民事局民事第二課長・民事局商事課長通知	127

※ 本資料は、平成 23 年発行の本資料を全面改訂したものである。

(平成 27 年 2 月 17 日、18 日開催の平成 26 年度第 6 回理事会において報告、承認)

第1章 会 員 心 得

第1 土地家屋調査士制度の歴史

【1】制定公布時の土地家屋調査士法（抄）

（昭和25年7月31日 法律第228号）

（目 的）

第1条 この法律は、不動産登記の基礎である土地台帳及び家屋台帳の登録事項の正確さを確保するため、土地家屋調査士の制度を定め、その業務の適正を図ることを目的とする。

（業 務）

第2条 土地家屋調査士（以下「調査士」という。）は、他人の依頼を受けて、土地台帳又は家屋台帳の登録につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量又は申告手続をすることを業とする。

（調査士会）

第14条 調査士は、法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに、会則を定めて、土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）を設けることができる。

2 調査士会は、調査士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

附則（抄）

2 この法律施行の際現に土地台帳又は家屋台帳の登録につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量又は申告手続をすることを業としていた者は、昭和27年9月30日までは、この法律の適用については、調査士とみなす。

3 昭和26年3月31日までに左の各号の一に該当する者は、同年6月30日までに法務局又は地方法務局の長の選考を受け、調査士となるにふさわしい知識及び技能を有すると認められたときは、第3条の規定にかかわらず、調査士となる資格を有する。

一 土地又は家屋に関する調査、測量又は申告手続に関し7年以上の実務の経験を有する者

（以下略）

【2】土地家屋調査士会の育成強化

昭和31年8月13日 民事甲第1911号民事局長通達

土地家屋調査士法の所期する目的を達するために、土地家屋調査士会の育成強化について一層の配意をなすべきである。

【3】参議院法務委員会会議録第7号（昭和35年3月17日）抜粋

○田中一君　むろん、いろいろ問題があるから、その点はなかなか僕も踏み切ってそうせよということは言えないわけなんです。そこで、先年、三年前でしたか、土地家屋調査士法の改正を行なって、強制加入ということにいたしまして、業として営む者は強制加入にしております。この精神は一体どこにあったのですか。

○政府委員（平賀健太君）　これは、土地家屋調査士というものの素質と申しますか、品位と申しますか、土地家屋調査士制度の向上ということのために、いわゆる強制加入の制度が設けられたものでございます。

○田中一君　少なくとも、でたらめな調査報告が出たんでは、これは全く困るわけなんです。で、行政指導によってでも、せめて正しさを求めるという、いわゆる国民の利益を守る、権利を守るという建前から、行政指導でもいいからもう少し強力に、本人申告というものが間違いないんだという前提よりも、間違いがあるんではなかろうかという前提の方が僕は正しいのじゃないかと思うのです。そこで、そういう方向に指導していったら、登記所の窓口で、どうも書類上は間違いないけれども、実体に対して間違いがあるんではなかろうかという疑問を持った場合には、職員が検証して、そして、その正しさを認めるという権限、職権で認めるということにするか、さもないと、もう一ぺん、だれにやってもらいますかというようなことを指導して、技術的にも間違いないという方向に持っていこうという気持はございませんか。

○政府委員（平賀健太君）　私どもの方におきまして、その気持は大いにあるわけでごしまして、従来でも現実の状況に即しまして、御趣旨のような指導をいたしてきておりますし、今後も新法の運用に関しまして、そういう指導をいたしたいと考えておる次第でございます。

【4】参議院建設委員会会議録第25号（昭和36年5月2日）抜粋

○田中一君　香川さん、あなたが所管しておられる司法書士法、それから土地家屋調査士法、この二つの法律の内容というものがまあ大体同じだと思いましたが、立て方が同じだと思うのです、これを一つ説明していただきたいのですよ。そうしてこの間も建設省の方でこれらのものは強制加入的性格を持っておるかというところではないということを言っておるのです、法文の上からいえば。しかし実体はそういう形の運用になっておると思うのですが、どういう法律の内容であって、実際の運営はどうしておるかという点を一つ説明して下さい。

○説明員（香川保一君）　司法書士法と土地家屋調査士法がさしあたり私どもの所管

の法律でございますが、お説の通り中身は全く似ておりますので、土地家屋調査士法の例をとりまして御説明申し上げますと、土地家屋調査士になるためには一定の資格を必要としまして、場合によりますれば国家試験があるわけでありまして、その試験を通り資格を得た者が地方法務局の調査士となるための登録をいたしまして、この登録を受けたことによって調査士になるわけでございます。しかしその段階ではまだ調査士業務が営めないものでありまして、各都道府県ごとに組織されております土地家屋調査士会に入会いたしまして、その会員になって初めて調査士業務が行なえるということになっておるわけでございます。これがまあ強制設立と強制加入の制度というふうにいわれておる一例でございます。そうしてかような形にいたしておりますのは、土地家屋調査士はもちろん個人でありまして、これを十分土地家屋調査士法の趣旨に従って業務が適正迅速にされるためには、いかにすればいいかという一つの、しかも的確な方法としまして、調査士会に強制的に加入せしめて調査士会で自主的に会員の指導育成をはかっていく、かような趣旨に出たものなのであります。この地方の調査士会がさらに全国一本の土地家屋調査士会連合会というものを結成いたしまして、各地方会に対しましてはこの土地家屋調査士連合会がそれぞれ会員の指導育成のための方策をいろいろ助言すると申しますか、従いまして、調査士会連合会が全国的な統一のもとに各地方会を指導いたしまして、各地方会は所属の会員を指導する、かような形になっておるのであります。これは現在のところかような制度になりましてからまだ四年余りでございますので、今後の見通しは今直ちにここで申し上げかねますけれども、現在までのところ私どもといたしましては、かような制度は非常に効果的なものだというふうに考えております。しかし、これは先ほど法制局からお答えがありましたように、各それぞれの業務内容なり、その仕事をする人たちの資格等を考えますと、あらゆる業態、業種について同一の規制をすることはいかかと思われるのであります。建設業者に対する指導ということも、今直ちに土地家屋調査士制度と同じような形をとることがいいかどうか、別途の問題として、実態に応じて検討しなければならないのではないかというふうに考えるのであります。

【5】衆議院法務委員会会議録第 11 号（昭和 54 年 5 月 8 日）抜粋

○山崎（武）委員 国民が本当に信頼できる表示登記制度をつくり上げていくためには、直接これを所管する法務局側の人的・物的諸条件を整備するとともに、やはり表示に関する登記事務をその業務とする土地家屋調査士制度の充実強化を図る必要があると考えます。

このためには、一方において、土地家屋調査士に対する研修の強化等によりその資質の向上を図るとともに、他方において、土地家屋調査士の手を経て提出される登記申請に対しては、たとえば原則として登記官が改めて現地調査をする必

要がないものとするぐらいの責任と権威を持たせることが考えられます。このような点について、法務当局としてはどのように考えているか承ります。

○香川政府委員 表示登記制度の運用に遺憾のないようにするためには、登記官の側におきまして、申請の間違いがないかどうかのチェック作用が十分行われるということが何よりも大事なことでございます。

しかし、そのためには、個々の事件についてそれぞれ実地調査をしなければならぬということに相なるわけでございまして、この点が現在、率直に申しまして、人員不足でとてもできる話ではないということになるわけなんでございます。さような意味から、土地家屋調査士の御協力を得て、調査士自身が間違った申請をしないという自覚のもとに、適正な業務を運営していただくということを頼りにしたいわけでございまして、そういったことをやるためには、いま御指摘のような、土地家屋調査士が調査測量したものについては法務局側で実地調査はしないというぐらいのことをやってみるのも一つの方法だということで考えておるわけでございます。

ただ、そういったことを検討しておる反面、あからさまになってまいります調査士の非違事件、全く調査、測量もしない、机上の計算による申請が相当出てまいっておりまして、懲戒処分が相当数なされておるといふような現状にあるわけでございます。この辺のところも十分勘案いたしませんと、かえってそういった風潮を助長することにもなりかねないという心配が一方にあるわけでございますけれども、その辺のところは今後連合会とも十分協議をいたしまして、何とかそういった御指摘のような方向に持っていくようにいたしたいというふうに考えております。

【6】衆議院法務委員会会議録第8号（昭和60年3月27日）抜粋

○太田委員 今国会において司法書士あるいは土地家屋調査士の職務にかかわる法律案が二本提出をされておりまして、今週からその審議に入る見通しでございしますが、それに先立ちまして、司法書士及び土地家屋調査士制度の根幹につきまして御所見をお伺いしたいと思うわけであります。

まず、司法書士制度、土地家屋調査士制度は国民にとってどういう意義を持っているとお考えでしょうか。

○枇杷田政府委員 司法書士の業務は、登記のほかに裁判所や検察庁に提出する書類の作成もございしますが、大部分が登記のことでございます。それから土地家屋調査士は表示の登記の関係の仕事をしておりますので、登記の仕事を中心としてお答えを申し上げたいと思います。

登記の関係は、不動産、商業その他ございますけれども、いずれも私人の権利

の関係に重大な影響を持つものでございますので、それを登記という形で保全し明確化していくということは、国民の権利、財産について重大な影響があるわけでございます。したがって、その登記の申請、表示の登記にいたしましても権利に関する登記にいたしましても、これはゆるがせにできない。正確に実態に合った登記がされる必要があります。これは国家の側から見ても重要でございますけれども、国民の側にとってみれば各個人の財産の問題として非常に重要な課題でございます。そのような正確な登記を実現していくには、それぞれ専門的な知識に基づいてやりませんと正確を欠くということが考えられるわけでございます。そういう面で、そのような登記を正確に実現をしていくということの専門的知識を有する司法書士あるいは土地家屋調査士の制度というものの存在の理由があるわけでございますし、またそういう意味で現に大いに社会的に有益な機能を果たしておるものと考えております。

【7】衆議院法務委員会会議録第 11 号（昭和 63 年 4 月 22 日）抜粋

○稲葉（誠）委員 土地家屋調査士会の多田会長にお尋ねしたいのですが、まず、土地家屋調査士というのはどういう仕事をやるのか、一般の人はよくわからないのですよ。表示の登記、表示の登記という話をされますね。表示の登記というのは一体どういう登記なのかということ自身が、権利の移転の登記や何かとどういふふうに違うのかという点が一般の人にはよくわからないですね。そういう点を簡略に御説明願いたい。

それから、要望の中で、移記の場合に現に効力を有するものに限るのですか、だんだん記載事項を簡略にってしまうものですから、後で調べようと思ってもわからないようなものが出てくるわけですね。ですから、今言われた要望事項の一つの問題だとか、その他たくさん問題があります。

それから、何か地図の情報管理の問題で、国土庁との関係とか何かいろいろ言われましたけれども、具体的にどういうことなんでしょうか、御説明を願えればと思います。

○多田参考人 ただいま御質問になりました調査士業務がよく理解されていないということですが、私ども、常にPRということで調査士業務に対する理解ということを非常に求めているわけでございますけれども、なかなか国民に対しては、言葉の上でも非常に、土地家屋調査士は一体何をやるのだろう、勝手に人のところの調査をしたりする、何というか財産調査とか、よく言ういろいろな資料づくりのようなものをするというような印象にあるわけでございます。

私ども、これは法律制定当時に、昭和 25 年に台帳法の改正がありまして、固定資産税ですか税法の改正に伴って、税務署が所管していた土地台帳、家屋台帳、これは台帳は税制の基礎でございますけれども、これが登記所に移管された。そ

の時点から、それまで税のために台帳がつくられていた、要するに土地家屋の戸籍ですね、これに該当するものが土地台帳、家屋台帳であった。それが正確性を持っていない、現地と符合しないものが非常に多いということから、今度は、登記所に参りますと登記の権利の基礎になる客体である、そうした正確性を守らなければいけないということで、これをするには特殊な技術と能力が必要である、そうした法的知識あるいは特殊技術を必要とするということで土地家屋調査士は設定されております。

これは、登記の申請につきましては税制度の中の踏襲ということで申請義務を課しているわけですね。その申請義務を課している関係から本人が申請する、所有者が申請をする義務を負う。しかしながら、そうした特殊技術を必要とするものであるから本人申請がなかなかできない。そうした者が利用するために土地家屋調査士制度を定めて、そうした表示登記の正確性、こうしたものをやる。表示登記と申しますのは、権利の登記の基礎になる物が、権利の登記があっても物の特定がなされない、そこで表示登記において権利の客体とするものを明確に公示をするという表示登記という制度が、これは台帳一元化は 39 年ですか、に新たに設定をされた、こういうようなことですね。

そしてそこには、問題になります、要するに今までの台帳の性格が登記簿の中にその一環として一元化されて、そのときに表示登記制度というものができた。ですから、登記制度の中に権利の登記とそれから表示の登記と二つありまして、要するに、登記簿の表題部になされる登記につきましては表示に関する登記、それからそのほかのものにつきましては権利に関する登記、この二本立てになったわけでございます。しかしながら、これは連係として非常に密接な関係があって、一本化の中でもって運営されているわけです。

そこで、私先ほど申し上げました不動産に関する総合情報システムへの対応ということでございますけれども、現に建設省は、国土調査地図が多目的に広く使われるということを目途として、地図の上から、実際に今地図の表現を・・法務省の方の不動産登記法の中では、物の特定をする機能を持つものということで、法第 17 条地図をもって土地の位置を確定する機能を持つ図面を整備するということが法律はなっておるわけでございますけれども、ただ、実際には法務省でもまだまだ十分な整備がなされていないということから、法務省においては今その整備を、国土庁が行う地籍調査の地籍図をもって 17 条地図整備に充てているという現状でございます。

そうしたものを、これは測量にはいろいろな方法がありまして、最も正確性を持つものについては座標数値による測量ということで、実際に測量の中でもいろいろな種類がございますが、図面から読み取って数値を表示とするというようなものもありますし、そうした数値とそれから実際の図面によって見るもの、こういうものは一般国民の側からすると、目で見えない数値であらわすものについて

は理解できないということから、17 条地図で図面をもって表示をしている。内容的なものは運用の中で現地において確認をした数値によって現地の位置を定める機能を持つ、こういうようになっているわけですが、建設省では今までつくられたすべてのものを図面の上から数値を読み取って、それをコンピューターに入れて情報を提供する。今法務省の方で考えております不動産に関する総合的情報システムは、先ほど星野先生が言われた、情報が一貫した中でやられるのであればそういう問題は起きませんけれども、行政の中で建設省から出されるもの、あるいは国土庁から出されるもの、法務省から出されるもの、いろいろなものが錯綜して、私ども考えておりますのは、要するに境界が一番問題になるわけですが、境界を明らかに現地に復元できるような、指示できる要素を持たなければならないということで、境界に対しての理論と申しましょうか公法上の境界、要するに登記権利に守られる境界というものは登記をされて初めて第三者への対抗要件ができるということで、そうしたものが統一された中で今後考えて総合的情報システムの対応をしてまいりたい、そういう意味でございますので、よろしゅうございますか。

注：不動産登記法第 17 条（現行第 14 条）

【8】衆議院法務委員会会議録第 4 号（平成 5 年 4 月 6 日）抜粋

○清水（湛）政府委員 それから、登記の真正確保ということのために、不動産登記手続の中で、例えば登記済証の制度だとか、あるいは印鑑証明書の添付を義務づけるとか、あるいは住所証明書の添付を義務づけるとか、さらには共同申請という形、登記によって利益を受ける者、不利益を受ける者の共同の任意の申請によるという形によって登記の真正を確保しようとしていることは御存じのことだと思います。ただ、そういう手続を的確に履践することのために、そういう手続の専門家である司法書士なり土地家屋調査士という専門家集団というのが非常に重要な意味を持っておるというふうに私どもは考えているわけでございます。

どんな立派な手続法をつくりましても、それを運用する人たちが十分にそれを理解して運用してくれないということになりますと絵にかいたもちになるということは、間違いないわけでございます。そういう意味で、司法書士あるいは土地家屋調査士制度の充実強化、そういう人たちがきちんとした仕事をして国民の期待と信頼にこたえるというような形に持っていくということが非常に大事なことだというふうに考えているわけございまして、日ごろからそういう面での努力も怠りなく続けてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

【9】衆議院法務委員会会議録第 5 号（平成 17 年 3 月 15 日）抜粋

○西本参考人 私は、日本土地家屋調査士会連合会会長で、土地家屋調査士の西本孔

昭と申します。このような格調高いところへお招きいただきまして、ありがとうございます。かなり緊張しておりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

私たち土地家屋調査士は、常に現地の境界と登記簿の内容、そして登記所地図とが安定して符合していることを願って業務に努力しています。

このたび、参考人として出席を通知いただく書面とともに法律案等同封して受領いたしましたが、この黄表紙の衆議院調査局法務調査室第 162 回国会法務参考資料第 3 号を拝見しまして、多岐にわたる実情について綿密に調査された内容に驚きましたし、司法制度改革推進本部を中心とする関係機関、諸先生方、本委員会の先生方の偉大な業績に改めて心から敬意を表します。

この資料に記載されています、今、土地は、投資の対象とした取引から、実際にどのように利用されるかの用途性が重視されるようになり、例えば、建物を含めて、サステナブルコンバージョンと称する利用転換等再生型の高度利用が図られつつあります。このとき、登記所備えつけ地図が現地とも登記とも一致しない場合が少なくないために障害となり、多額の費用と日数、時に年月を要することとなります。このことは、公共用地の取得や経済再生にもしばしば問題とされてきたところであります。

そこで、近年、登記所備えつけ地図の緊急整備に重点が置かれまして、この資料 1 の(7)の表のとおり、平成 16 年度から予算が増加し、各法務局、地方法務局で精力的に取り組み、私たちも、公共嘱託登記土地家屋調査士協会を通して筆界の調査、立ち会い、測量等作業を進めているところであります。また、その何十倍もの予算の国土調査法に基づく地籍事業や、都市再生本部から示された民活と各省連携による地籍整備の推進事業に既存地図の調査という段階からお手伝いをしております。

また、分筆登記、地積更正登記などに際しまして、私ども土地家屋調査士の作成する地積測量図が登記所備えつけ地図を補う役割を果たしております。

土地家屋調査士制度が昭和 25 年に議員立法によって誕生しましてから満 55 年になります。この間、各地で実施しています無料相談会に持ち込まれる悩み事や、私たちが現地で遭遇しますトラブルの数々を分析しまして、共通する問題から解決策を探りまして、広く提言していくもの、即実行できるものを考えて行動してきました。

その中の一部を申し上げますと、第一に、境界管理についてであります。多く公共建物や道路を含めまして、工事前には境界標を熱心に定められますが、工事完了後しばしば軽視されがちでありましたところの正しく復元する境界、境界標管理がその一であり、常にいつもだれでも復元可能となる数値図面、数値資料管理がその二であります。

境界管理に現地管理と資料管理が重要な紛争予防となることを御理解いただきまして、次に重要なことは、専門家の適切な、しかも時を得たアドバイスだろ

うと考えますが、不幸にして、取引に際して、あるいは相続等のために分筆等を行おうとしたり、建物の工事に当たって筆界が判明しないとき、あるいはもっと悪いことには判明しないまま実行してしまったことに起因する紛争になりかけたときには、まず客観的に筆界を見きわめることが重要であります。

明治時代からの古い資料や図面、地域の慣習などを調査し、関係者、近隣の人の立ち会いと工作物等を含む現況の測量をして筆界を見きわめる作業をしながら、この資料 6 ページ 4 の(3)の中段にあるような状況から、合意を得て登記所備えつけ地図と現地の符合を図る手続へと移行する手段がないかと考えまして、境界問題相談センターとか境界問題解決センターといったADRを立ち上げました。

御案内のように、境界紛争の原因は、まず一番に筆界。筆界といっても、大きくは県境から市町村界、字界と地番境が一体になっているものもあります。これが不明である。二に、災害等自然界の作用により不明となった。第三に、何代かにわたって私的に移動させたが、手続を経ていない、あるいは忘れてしまう。四、工事の不注意、アフターケアの不足。五番目に、それらのいずれかが感情的なもつれとなり、あるいは日常的に単純に感情のもつれとなり、日常的に精神的な苦痛を伴うに至っているものが多く、私たち土地家屋調査士会が試行してきました境界問題相談センターや紛争解決センターは、それぞれ各地の弁護士会の温かい御支援、御指導を賜りながら、常に弁護士さんとの協働型で立ち上げ、運営してきました。これからも市民、都民に頼りになる存在として発展させたいと考えております。

【10】参議院法務委員会会議録第9号（平成17年4月5日）抜粋

○参考人（西本孔昭君） 私は、日本土地家屋調査士会連合会会長で土地家屋調査士の西本孔昭と申します。よろしくお願い申し上げます。

以降、着席させていただきます。お願いいたします。

私たちは、日々、登記所備付地図と登記の内容と現地の境界、この三つが常に符合し、しかも安定していることを願って業務を遂行して、依頼人である市民、国民、あるいは法人や自治体、国の機関から信頼を得ている者であります。その業務の母体ともなっています不動産登記法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法案を御審議いただいている場にお招きを受けましたことに厚くお礼を申し上げます。

さて、昨今、都市再生、経済再生、森林再生といった観点からも、土地の転換利用、高度にして無駄のない利用でありますとか、公共用地取得のための適正な資本投下を図ることが真剣に検討されておりますが、そこでしばしば登記所備付地図が現地と符合しないとか、登記内容との間にそごがあるためにスムーズに事が運ばない、あるいは無駄な費用が掛かる等の弊害が指摘されております。

近年の測量機器・技術の進歩に支えられた、いわゆる旧不動産登記法 17 条、新法 14 条に指定する地図の中でも、都市部地籍調査、区画整理、市街地再開発、あるいは登記所が自ら土地家屋調査士協会とともに作成した 17 条地図の整備された地域を除けば、国民的視野に立って望まれる地図が整っているとは言い難いのが現状でありまして、いまだに明治 6 年の地租改正条令以降に次々と公布、指示された租税徴収のための地図、例えば改租図、字限り図、更正図、地押し調査図等々、その時代その時代、あるいはその地域特性を反映した様々な図面が大蔵省の所管で作られまして、直税署、税務署等の管理下にあったものが登記所に移管され、登記所では一般の人の閲覧や分筆線の記入等、紙の破損、しわ、汚れのために新しい用紙に書き直したただけのものも多数存在しております。そして、用紙が新しくてきれいに製図したものは、新しい測量に基づいて作成された地図と一見したところ素人の目では判断しにくいのが実情であります。

そこで、この改正前 17 条、改正後 14 条の地図を、法務局、地方法務局で作成しております予算をここ 2、3 年増額していただいて精力に取り組んでいただいておりますので、私たちも、公共嘱託土地家屋調査士協会を通しまして、厳しい予算の中ではありますが全面的にお手伝いし、関係者の立会、測量から地図作成までを担っております。

また、土地家屋調査士制度は、昭和 25 年に議員立法で誕生しましてから、表示の登記、測量に基づいて分筆や地積更正の登記なども専門的に取り扱ってききましたが、そこで作成する地積測量図に表現した毎筆ごとの情報が地図の十分ではない部分を補ってまいりました。また、今日までの 55 年間に、各地で行政の窓口ともタイアップして無料相談を繰り返して実施し、市民、国民の皆様方から寄せられる不動産に関する悩み相談をお受けし、あるいは日々の立会い測量業務から、筆界不明のために起こり得る境界紛争に直面することを整理分析して、境界管理、紛争予防の手段と、あるいはまた不幸にして紛争になった場合の解決方法等を研究してきました。

そもそも 1 番の土地と 2 番の土地の筆界を定めたときには紛争性はありません。筆界が分からないことが問題と言うことはできようかと思えます。筆界が分からないのに、それが分かる専門家に相談することなく、道路、上下水道、門塀の新設、改良等、何らかの工事が施工されてしまう場合が実に多いことと、隣接する人同士がお互いの利便のためにカーブを折れ線に直すとか、凹凸を削って直線にするとかの変更をしても、登記手続を経ないで代替わりしてしまうとか、あるいは転売したために昔の事情を十分に知らない者同士が不信感を募らせることも多いし、長期間のうちに災害も含めて土、水が高きから低きへ移動することも筆界が分からなくなる要因であります。常に元々の筆界はどこにあったのかを考えることが最も重要なことであります。

次いで、個人でも法人でも公共用地でも取得するときは、その土地が登記と同

じ面積か、登記所地図とほぼ符合するかなど熱心に考えますが、工事後の境界標識の正しい復元とその後の管理については熱心でない例が多いのであります。取得したときの数値、図面等の資料と境界標の管理をしていただくことが紛争予防につながります。

不幸にして紛争が発生しましてからも、民事訴訟の中で筆界鑑定業務を嘱託されることも少なくありませんので、各土地家屋調査士会でも連合会でも鑑定研修を継続して実施し、ほとんどの土地家屋調査士会には筆界鑑定委員が設けられて、現行法上もお役に立っています。

あるいはまた、この実務において大いに助かっておりますのは、先ごろ改正された土地家屋調査士法第25条第2項で、「調査士は、その業務を行う地域における土地の境界を明らかにするための方法に関する慣習その他の調査士の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。」と規定されたことであります。

調査士会員個人の研究に負うところが大きかった古来の慣習や、それを生かすつくられた制度を広めてこられた明治時代の条例、布達、布告、規則等を体系的に統一した資料にすべく、国立国会図書館から始まって全国の公文書館、古文書集成館博物館から旧家の後継者をも訪ねて調査をし、あるいはまた他の資料を持つ行政機関、例えば土木事務所等の調査をし、その結果を例えばこのような四分冊から成る土地境界基本実務叢書にまとめました。そのときの法改正審議の際には、私も招かれました折に、一間の長さを六尺五寸とするもの、六尺三寸とするもの、六尺とするもの、その指示に地域性があった証拠である地券之證をお見せして御説明申し上げました。

私たちはこのほかに、各地の弁護士会さんの温かい御協力を得て、境界問題相談センターを既に立ち上げまして、境界紛争の深刻さが増す前に迅速に解決できるよう、あるいは解決したものを確実に登記に反映できるよう努力を重ねております。愛知、大阪、東京、福岡、宮城、神奈川の順に設立し、弁護士の先生との研修も重ねておりまして、周囲の期待も高まっているところであります。

【11】参議院法務委員会会議録第4号（平成26年3月17日）抜粋

○小川敏夫君 土地家屋調査士制度のことについてお尋ねします。

私の質問の趣旨は、また一番最初に申し上げますけれども、土地家屋調査士さんは、法務行政においても随分土地家屋調査士さんにお世話になっている部分があると思います。また、実際に土地、不動産というのは生活の基盤、あるいはビジネスの基盤でもありますし、また大変に大きな資産でもあります。こうした面について、これを明確にさせるということで非常に社会的な役割も大きい制度だというふうに思いますが、どうも私が感じるのは、土地家屋調査士さんということについて、国民一般はその役割とか重要性を余り認識されていないんじゃない

かと。何やる人がよく分からないし、あるいは測量士さんと土地家屋調査士さんとはどういうふうに違うんだろうとか、よく分かっていない分野があるんじゃないかと。

ですから、ここは法務省も、土地家屋調査士さん、この制度についてきちんと国民に対してよく知らしめて、土地家屋調査士さんの持っている役割がいかに関重要かということ、それから紛争等についても役割を担っているという、この仕組みを是非国民にしっかりと知らせてほしいという観点から質問させていただきます。

まず、土地家屋調査士制度が果たす役割について、概略、大臣から御説明いただきたいと思いますが。

○国務大臣（谷垣禎一君） 今委員が、十分土地家屋調査士の仕事について理解が得られてないんじゃないかということをおっしゃいました。私も、委員がおっしゃっていることはよく、そういう感じがするときもございます。ただ、3月11日のあの東北の大震災でいろいろ土地家屋調査士の方々に大変な御活躍をいただき、その復興等々に寄与していただいたと、そういう意味では認知度が上がってきているのではないかと思います。

そこで、土地家屋調査士、もう先生に申し上げるまでもございませんが、不動産の表示に関する登記申請を代理すると、それから登記所備付け地図の作成に関与する等々、重要なインフラである登記制度を支える法律専門職でございまして、その役割は非常に大きいと思っております。

それから、登記制度以外の領域に関しましても、不動産登記法上の筆界特定手続の申請代理人であるとか、あるいは筆界調査委員、土地の境界問題に関するADR手続の代理人等々、土地の筆界、筆の境ですね、等々、境界をめぐる紛争の専門家として活躍の場を広げていただいていると考えております。

それで、こういう土地家屋調査士を不動産登記そのほかの申請に当たって利用することは、今も申しましたように、既に国民の間にある程度定着しているとは思いますが、その存在、役割を引き続きよくPRしていくということは大事なことはないかと思えます。法務省もホームページにおきまして土地家屋調査士の業務内容を掲載する等々努めておりますし、また、日本土地家屋調査士会連合会が一般国民を対象としていろいろシンポジウムなどもおやりになっておりますが、そういったところに法務省職員が参加して講演を行ったり、パネリストとして参加する等々には協力をさせていただいているところでございます。

それから、法務省予算としても、土地家屋調査士の業務に関連するわけですが、登記所備付け地図作成事業、これ計画的に行っているわけですが、平成26年度予算政府案としては19億8,400万円を計上しているところでございまして、これは計画的にやっていきたいと考えております。

○小川敏夫君 法務省に関連するいわゆる士業といいますと弁護士あるいは司法書士があるわけですが、弁護士とか司法書士ですと国民の方は案外その職務内容はよく分かっている。どうも土地家屋調査士さんについては、特に、単なる測量じゃなくて、そうした法的な分野の評価部門も入るという非常に重要な職責だということがなかなか分かっていないと感じておるわけです。大臣、いろいろ努力されているということで、私も法務省が何もやっていないとは申し上げてはおりませんけれども、もっともっとやっていただきたいというふうに思っておるわけです。

特に土地の筆界の紛争とか、そうしたことについては、私は、土地家屋調査士さんにもっともっと活躍していただいて、あるいは国民が利用して、そうした分野の紛争をなるべく妥当に、正当に解決するということが大事だというふうにも思います。それがまた裁判を減らすとかそうしたことにもなるんでしょうと思いますので、是非この土地家屋調査士さん制度の国民への周知というものを今以上に力を入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（谷垣禎一君） 委員の御関心、私も共有しているつもりでございます。これからも努力をさせていただきたいと思えます。

【12】参議院法務委員会会議録第9号（昭和42年6月20日）抜粋

○政府委員（新谷正夫君）すでに御承知のように、現在の司法書士会、またその連合会は、団体ではございますけれども、法人格を持っておりません。法律的に申しますれば、これはもう私から申し上げるまでもないことではございますけれども、権利義務の主体になり得ないということが何としても会の運営上に非常な支障が生じておるということが前から言われてきたわけであります。これは、単に不動産を持ち、あるいは電話加入権を持ち、あるいは債務を負担するというふうな場合に、その法人としての責任においてそれがやれるというだけの違いではないかということになりますと、さしたる意味もないようにも思えるのでございますけれども、しかし、せっかくここまで司法書士会が会の充実あるいは制度の発展のためにその中心母体となって会員を指導してまいっております際に、ただ単なる団体であって責任者がだれであるかわからないというふうな形のままでこういった会の運営をやっていくことにつきまして、会員そのものからいろいろの批判の声も出てくる。そうなりますと、司法書士会として会員の指導育成に当たる責任を与えられておるとは申しますものの、何らの疑念もなく会としての活動ができるような形に持っていけるものならば、より一そうその本来の趣旨を発揮する上にも大いに役立つであろうということを前々から考えられてきたわけであります。そういったことのほかに、さらにこの司法書士の数がだんだん多くな

ってまいります。毎年3千人くらいの方が試験を受けまして、その1割の方が司法書士として新しく発足していくということになりまして、現在約1万2千人の会員を擁しておる次第であります。そうなってまいりますと、会といたしまして、会員の将来あるいは現在の私生活、そういったものも何とかして安心できるような仕組みに会として考えていかなければならぬということを考えついたわけでありまして。いわば一種の共済的な事業も会を中心にしてやっていきたいというふうなことをせっかくお願いいたしておるわけでありまして。そういった考え方に立ちますならば、現在のような法人格のない単なる団体という形ではこれは責任のある仕事はできませんから、どうしても法人格を与えてすきつとした形にして会の本来の目的を遂行できるような形にしたいということでございます。単なる財産権の主体になるということは、法律の一つの問題点でございます。それ以上にさらに司法書士会あるいは土地家屋調査士会としては、将来の発展を期するためにどうしても法人格にさせていただくことが必要ではないかと考えておるのであります。

○亀田得治君 司法書士会に入らなくても、この司法書士の営業はできるのですね。現行法上はそういうことでしょうか。

○政府委員（新谷正夫君） 現行法の司法書士法第19条によりますと、「司法書士会に入会している司法書士でない者は、第1条に規定する業務を行ってはならない。」、こういうふうの規定されております。

同様の規定は土地家屋調査士法にもございまして、同じく土地家屋調査士法の19条でございます。「調査士会に入会している調査士でない者は、第2条に規定する土地又は家屋に関する調査、測量又はこれらを必要とする申請手続をすることを業とすることができない。」、こういうことになっておりますので、それに入会することが司法書士としての活動をする要件ということになっております。

○亀田得治君 これは現行法でそういうふうになっておるものであれば、いままでに当然こう法人格を与えていなきゃおかしいですね。私は、いままでそういう法人格じゃないというから、その点は弁護士などの場合と違っているのだ、こう思っていたのですが、19条を見ると、司法書士をやろうとすれば必ず加入しなければならぬことになっておるわけです。それなら当然それは、加入の対象になる団体というものは責任者も明確できちんとしたものじゃなくちゃいかぬですね。なぜこんなことがいままで放置されたのか。今度法人格になると、それはいいことだ。しかし、そういうことなら、もっと一步進めていま指摘したような点も整理してほしいと思って言ったのだが、そちらのほうが先に整理されているのはこれはおかしいじゃないですか。強制的に入れと言いながら、入る相手が実はずっと検討

していくと責任があつてないようなものだ、ちょっと解せぬわけですが、なぜ強制加入をきめるときにそういうことが同時にきめられなかったのか、法人格を与えることに非常に反対論でもあったのか、その辺の御説明どうなんでしょうか。

○政府委員（新谷正夫君） 司法書士会あるいは土地家屋調査士会は、いわゆる強制加入制度を採用いたしましたのは昭和 31 年の法律 19 号による改正によってそのようになったわけであります。これに至るまでの間にも、会の発展、制度の発展のために、いろいろ会としても努力してまいったわけでありますが、どうしても強制加入制度にしなければ会の運営、制度の充実がうまくいかないというようなことから 31 年の法律改正が行なわれたように私どもは理解いたしておるわけでございます。

ただ、この当時、ただいま申し上げましたような相互扶助的な共済制度、あるいは財産権の取得、そういったところまでまだ具体的な問題として切実に考えていなかったのではあるまいかというふうに考えるわけでございます。この昭和 31 年の改正と申しますのは、これ実は政府提案で改正したのではございませんで、議長提案で改正された経緯がございます。亀田委員の仰せのように、これを強制加入制度にするのであれば、その時点において法人にすべきであったのではないかということも、確かに十分に理由のあることであろうと思うのでありますが、当時の実態といたしまして、とにかく強制加入として会員を十分に把握していく、また会員でなければ仕事ができないことにするということが、その当時における司法書士制度あるいは土地家屋調査士制度の実情として何よりもまず必要でなかったかということと思うのであります。現在のようにこれを法人にすることによって得る利益ということが現在ほど痛切に感ぜられていなかったのではあるまいかと、これは私の想像でございますけれども、そういうふうに理解せざるを得ないのでございます。

○亀田得治君 財産ができたり、あるいはそういう財産的な関係の仕事がふえてきたので、そういうところから法人格というふうな問題に発展してきたようでありますが、これは私ははなはだ不可解だと思うのですね。法人格を与え、そうして強制加入制度をとるということは、それはなるほど財産の運営には便利かもしれぬが、司法書士の営業が公的に間違いのないようにお互いやっていかうということが基礎になっていると思いますね。そういう間違いのない営業という立場、公の立場、そういう立場がちゃんとあるものなら、そういう立場があつてこそまた強制加入ということも意味が出てくる。だから、財産の問題が起こるまでぼんやりしているというのは、私は制度本来の趣旨というものをどうも軽く考え過ぎておる、こういうような感じを持つのですがね。したがって、今度の改正が行なわれた後においても、ただ財産のところだけに目をつけるというのではなしに、やは

り司法書士という営業、これは何ととっても弁護士などと同じように個人の権利義務に非常に関係の深い仕事でもあり、また司法行政上もこういう面がスムーズにいくということは非常にいいことなんでして、そういう面をやはり私はもっと高く考えてほしいと思うのですね、この法人格を与えるという根拠として。

そういう立場からもう一つお聞きしたいのは、たとえば懲戒制度ですね、これは役所によって懲戒される、こうなっておるわけですね。しかし、これは強制加入だということになれば、司法書士会から除名されれば営業ができないことになるわけですね、私はそういう、面をもう少し重く見るべきじゃないか。最初の出発点として、法務省のほうで監督して、そうして懲戒権を発動する、そういう経過などは一応理解はできますが、こういうふうに司法書士会そのものを一つの独立のものとして育てていくという立場が出てくるのであれば、懲戒制度についても何か検討の余地があるんじゃないか。司法書士会の会則自身にはもちろん取り上げてきめておると思いますが、しかし、それと司法書士法にきめておる懲戒規定との関連ですね、私はこっちのほうは簡単なのでいいと思うんですよ、法律のほうは。何か基本的なことをきめればいいので、あとは司法書士会というものが自主的に相当論議をして、お互いにもうよくしていくという体制をとるのが私はやはり筋だと思う。これはもう民主主義のやはり原則だと思うんですね。じゃお前会則なり現行法をどういうふうに改正しろというのかという、そういう具体案を私いま持ち合わせておるわけじゃありませんが、そういう角度からやはり検討すべきじゃないか。何事も経過がありますから、一挙に理想案をつくられても、あるいは現実にそぐわない。そういうことのために非常にルーズになって、あっちこっちでいろんな事犯が起きたということじゃ、これまた私の本意でもないわけですが、とにかくその点の検討をこの際法人格を与えたこの機会にやはりしてみるべきじゃないかと思っているんですが、いかがでしょうか。

○政府委員（新谷正夫君） 確かに、仰せのごとく、この司法書士会あるいは土地家屋調査士会というものを法人にいたしました場合、その会の本来の目的でございます、司法書士なり土地家屋調査士の品位を保持し、あるいは業務改善をはかりますために会員の指導連絡を行ない、その会の事業そのものをより強固な基盤の上に立って行ない得るということになることは、申すまでもないと思います。

さらに、懲戒の問題につきましても、会として司法書士の品位の保持等を目的といたします以上、会自体としてもやはり常に会員の動向等について注意を払っていかなければならないわけであります。現に、各会におきまして綱紀委員会というふうな委員会を設けていまして、司法書士の品位等のことがございますればその委員会の議に付して、さらにそれを法務局に連絡いたしまして、懲戒権の発動を必要とする場合は懲戒するというふうなことを緊密な連絡のもとにやっておるわけでございます。これが法人格を与えられますならば、より一そう責任を

持って、会といたしましてもそういう方向で、司法書士制度全般のために会の目的を達成できるような方向で一そう充実した活動ができることになろうと思うわけであります。この法律の 15 条の 4 にもございます「司法書士は、その所属する司法書士会の会則を守らなければならない。」という規定がございます。これは司法書士法の 15 条の 4 の規定に、そういう規定が出ております。この法律の規定をさらに受けまして、12 条では懲戒の規定がございまして、この法律に違反したときには懲戒処分を受けるということになっております。法律の規定もちろん、会則の規定にも会員は違反することはできない。のみならず、会自体も、先ほど申し上げましたように、懲戒委員会等の活動によりまして、一そう内部の所属の会員の素質の向上、品位の保持というふうなことに心がけておるわけであります。法人格を与えられたことによりまして、一そうそういった責任を感じ、従来以上にそういった活動が活発に行なわれるということを十分期待できるだろうと存じております。

注：司法書士法第 19 条（現行第 73 条）

注：司法書士法第 1 条（現行第 3 条）

注：土地家屋調査士法第 19 条（現行第 68 条）

注：土地家屋調査士法第 2 条（現行第 3 条）

注：司法書士法第 15 条の 4（現行第 23 条）

注：司法書士法第 12 条（現行第 47 条・48 条）

【13】衆議院法務委員会会議録第 15 号（昭和 54 年 5 月 25 日）抜粋

土地家屋調査士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の諸点について格段の配慮をなすべきである。

- 1 新調査士法第 3 条第 2 号による資格認定及び土地家屋調査士試験制度の運用に当たっては、土地家屋調査士業務に対する社会的需要に応ずるよう適切な配慮をすること。
- 2 不動産表示登記制度の適正な運用を期するため
 - (1) 不動産登記法第 17 条地図を可及的速やかに整備するための各般の効率的具體策を早急に策定し、実施すること。
 - (2) 不動産表示登記事務の処理に対応することができる知識及び技能を有する職員の充員等について積極的に努力すること。
- 3 土地家屋調査士会が行う研修事業に積極的に協力し、土地家屋調査士が真に国民の信頼に答え得るようその品位と資質の向上を図ること。
- 4 土地家屋調査士の報酬については、その業務の実態に即して速やかに改善を図ること。
- 5 土地家屋調査士に対する公共嘱託事件の委託を積極的に推進するため、その隘路打開の方策を講ずること。

注：土地家屋調査士法第3条第2号（現行第4条第2号）

注：不動産登記法第17条（現行第14条）

【14】衆議院法務委員会会議録第15号（昭和60年4月16日）抜粋

○多田参考人　ただいま御指名をいただきました日本土地家屋調査士会連合会会長の多田光吉でございます。このたび、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案につきまして御審議をいただいております衆議院法務委員会において参考人として意見を述べる機会をいただきましたことを感謝申し上げる次第でございます。

まず初めに、結論といたしまして、御審議をいただいております土地家屋調査士法の一部を改正する法律案につきましては、本国会においてぜひ成立されますよう特段の御配慮をお願いしたいと思うわけでございます。

土地家屋調査士法の一部を改正する法律案に対して賛成する理由と、これまで対処いたしました経過の概要を申し述べ、御参考に供したいと存じます。

御承知のように、土地家屋調査士制度は、昭和25年7月、法律第228号をもって制定公布されております。立法当時の趣旨説明によりますと、第1条に、「この法律は、登記簿における不動産の表示の正確さを確保するため、土地家屋調査士の制度を定め、その業務の適正を図ることを目的とする。」としておるわけでございます。こうした基本構想は、制度の意図するところとして、台帳の届け出自体が極めて正確であることを保証するために必要な制度として設けたと言われておるわけでございます。昭和25年税法改正に伴う土地台帳法、家屋台帳法が改正され、登記所の所管に移されたわけでございます。この登記所に移管されて、今まで税制の性格の台帳であったものが不動産登記の権利の客体を明確に公示する台帳としてその所管事務が登記所に移されるのに伴いまして、その正確性を期するためには所管する役所においてこの業務を行うことが適当である、しかしながら、人員あるいは巨額な予算を必要とするところから、調査士制度をしてこの正確な業務を行わせることが最も適当である、こうした措置によって制定されたと考えるわけでございます。したがって、土地家屋調査士は、日常業務におきまして行政が行う事務の一部を負担する職業である、こうした自覚に立って業務を行っているのが実情でございます。

御承知のとおり、不動産の登記制度は不動産の表示に関する登記と不動産の権利に関する登記と別個独立した制度としているわけでございます。不動産の表示に関する登記は権利の客体である土地または建物の状況を明確にするための登記でありまして、不動産の権利に関する登記がされると否とにかかわらず、義務として表示登記をしなければいけないということになっておるわけでございます。したがって、登記簿の表題部に登記がなされていなければ権利の登記を許さないということにされておるわけでございます。こうしたことから、表示に関す

る登記につきましては現況把握による職権主義としているのに反して、権利の登記は書類審査主義をとっておるわけでございます。登記制度として不動産に関する権利を登記簿上明らかにするとともに、その権利の客体である不動産自体の物理的状況が登記簿上に明確に把握されていなければ、およそ権利が何らの意味を持つものでないということが言えるわけでございます。

以上、登記制度の概要を申し述べましたが、このたびの法改正は公共嘱託登記事件の業務処理体制の整備をするためのものであって、その要因は、古く昭和 47 年 4 月に法務省から公共登記の嘱託が不適格なものが多く見られ、登記事務処理上一般事件処理に停滞を来しているのが現状であると報告され、この改善方策について協議をいたしまして、官公署における嘱託登記事件は非常に数が多いので、この大量な登記事件は個人資格による司法書士また調査士の個人事務所では事件処理が可能でないということから、法務省民事局の御指導のもとに日本司法書士会連合会と日本土地家屋調査士会連合会が合同いたしまして公共嘱託登記連合委員会を組織して、各単位会に対して公共嘱託登記事件受託組織を組織いたしまして、公共嘱託登記事件の適正、円滑、迅速な遂行を図り、公共事業の円滑な実施によって国民の権利保護に貢献をしたい、こうして整備を図ったわけでございます。

全国的に見ますと、嘱託登記関係機関に対して積極的な活用の運動をいたしておるところでございますが、しかしながら発注官庁側からの意見として、契約上に法人格がないこと、責任の所在が不明確である、こうした提言がなされ、これが隘路となって所期の目的を達することができないような結果に終わっております。一応専門家集団がそうした姿勢を示したことに對しては理解が得られたとしても、まだ積極的に活用する方策がないということで、こういうような状況から、この隘路解消に法改正が必要であるとして、日本土地家屋調査士会連合会の公共嘱託登記受託組織の法人化、この基本構想を公共事業の円滑な推進に寄与することを目的として設定いたしまして、昭和 58 年度の連合会総会に提案いたしまして決定いたしました。これをもって法務省民事局に対し早期法人格付与の要請をしてきたところでございます。制度の将来にまだ危惧される点も数あるわけでございますけれども、総会における 1 万 8 千名の会員の強い要請でございまして、法務省民事当局の御指導によって両連合会が合意いたしまして法人化の早期実現をお願いしているわけでございます。全国 1 万 8 千会員の要望とするところから、このたびの法改正案についてはぜひ成立をお願いしたい、このように思うわけでございます。

次に、土地家屋調査士の資格登録の事務を日本土地家屋調査士会連合会に移譲する改正案について意見を申し述べてみたいと思います。

両連合会においては、従来から資格登録を連合会に移譲することを要望をしましてまいってきたわけでございます。たまたま政府の臨調の行政改革に関する最終答

申において、許認可等の改善の一方策として行政事務の民間団体の活力の活用が提言されております。これに伴いまして、資格者団体の社会的地位を高め、資格者の資質の向上を図る観点から、行政機関の指導監督のもとに当該資格者で構成する団体等において処理させるということから、土地家屋調査士の資格登録事務を日本土地家屋調査士会連合会に移譲するための改正案となったと思うものでございます。また、調査士の補助者の承認制度は、本年３月、調査士事務所を管轄する法務局または地方法務局の長に届け出の制度として改正されておりますけれども、その際に連合会は調査士の使用する補助者については、各会の自主性を高めるためにも会に届け出制とするべきである、こうしたことをあわせて要望してきたところでございます。これらの受け入れについては十分検討いたしましたし、適正に対処すべく既に準備を進めているところでございます。

日本土地家屋調査士会は６月１３、１４日、定時総会を設定いたしております。この総会に、１３年にわたる要望を続けてまいりました法改正が成立され、報告できるとすればこの上ない喜びに存ずるものでございます。したがって、１万８千会員の要望としてぜひ本国会において成立をお願いしたい、このようにお願い申し上げる次第でございます。

以上、簡単でございますが、意見として申し述べ、これをもって終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

【15】衆議院法務委員会会議録第 17 号（昭和 60 年 4 月 19 日）抜粋

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案に対する 附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会の自主性の確保についてなお検討すること。
- 2 司法書士及び土地家屋調査士の職務の専門性にかんがみ、その資質・能力の向上を図るため、司法書士会及び土地家屋調査士会が行う研修について協力すること。
- 3 公共嘱託登記司法書士協会及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関し、
 - (1) その設立許可に当たっては、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会の意見を尊重し、これが適正に行われるよう努めること。
 - (2) その理事の選任及び運営に当たっては、法務省から当委員会に提出された昭和 60 年 2 月 26 日付け回答書を踏まえて、これが自主的、民主的に行われるよう配慮すること。
 - (3) その活動が、司法書士会及び土地家屋調査士会の定める標準報酬規定の適正な運用を損なうことのないよう指導すること。
- 4 公共嘱託登記が円滑・適正に行われるよう関係諸機関に対し、公共嘱託登記司法書士協会及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会の制度創設の趣旨について周知徹底

を図ること。

5 不動産登記法第 17 条の地図の整備について更に努力すること。

注：不動産登記法第 17 条（現行第 14 条）

【16】参議院法務委員会会議録第 14 号（昭和 60 年 5 月 30 日）抜粋

○橋本敦君　そこで、この補償コンサルタント業務について重ねて突っ込んで伺いますが、この正会員の名簿を見ますと今指摘したような登記事務あるいは土地家屋の調査を業とすると公然と書いている。今度は業務執行者を表記しているのですが、その中に有資格者として司法書士の方あるいは土地家屋調査士の方、こういうのをこの会社は業務執行者として入れているわけです。

そこで民事局長に伺いますが、会社として登記事務あるいは土地家屋の調査をやることは 19 条違反になってできないのだが、その会社が業務執行者ということで 1 人か 2 人の有資格者を入れておるという体裁をとっておれば、その会社が業としてそういう仕事を委託を受けてやることは、これは違法性が阻却されてしまうのでしょうか。

○政府委員（枇杷田泰助君）　仮に具体的な事件処理を有資格者がやったからといいましても、その法人自体の業務としてやる以上は、これは法人が違法な行為をするということになると思います。

注：土地家屋調査士法第 19 条（現行第 68 条）

【17】司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律の解説

著者：法務省民事局付検事 佐藤修市

（昭和 60 年 登記先例解説集 NO. 286 (25 巻 9 号) より抜粋）

最後に罰則に関し、今回、新たに設けた 27 条の両罰規定についてお話しします。今度、この両罰規定が設けられたのは、協会という法人につき義務規定又は禁止規定を設けたため、その規定の実効性を確保するため、実際に違反行為をした理事等だけではなく、法人たる協会自身も処罰する必要が生じたことによります。現在我が国には、刑罰法規を含む法律が 800 ぐらいありますが、その半数はこの両罰規定を含んでいます。最近では、この両罰規定を設けることは立法のすう勢となっています。協会は公益法人なので両罰の対象とするのはどうかということも考えられたのですが、社会福祉法人も両罰規定の対象とされており、特にこの協会だけ両罰規定を設けないとする合理的な理由もないので、協会について、この規定が置かれたのです。もっともこの両罰規定は、法人、使用者等が従業者の監督について過失がないときには適用されません。

なお、この両罰規定を設けるに当たり、非司法書士の取締規定である 19 条 1 項の違反行為についてもその対象としました。この違反行為が法人又は人の業務として行

われるということがよくあるからです。弁護士法、税理士法、公認会計士法等の業法においても同種の行為については両罰の対象とされています。この両罰規定の結果、たとえばある株式会社が司法書士業務をやっていた場合には、その具体的な行為担当者を 19 条 1 項違反ということで処罰するほか、株式会社自身を罰金刑に処するということになるわけです。

それはその具体的な行為者が司法書士でも同じです。司法書士がある株式会社の代表取締役になり、その会社を代表して司法書士業務をやったというような場合でも株式会社というのは司法書士業務ができませんから、株式会社が違反したことになり具体的な違反行為を行ったのは司法書士だということになるわけです。ですから、その司法書士は 1 年以下の懲役または 30 万円以下の罰金に処せられるということになるわけです。また、司法書士の補助者がその司法書士の業務に関して 19 条 1 項違反をしたとき、その司法書士も 30 万円以下の罰金に処せられることになります。もっとも、通常は両者意を通じているのでしょうから、その場合は司法書士も共犯ということとで、処罰されるということになると思います。

注：司法書士法第 27 条（現行第 80 条）

注：司法書士法第 19 条（現行第 73 条）

【18】衆議院法務委員会会議録第 7 号（平成 14 年 4 月 9 日）抜粋

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案に対する 附帯決議

この法律の施行に伴い、政府及び関係機関は、次の点につき格段の配慮をされたい。

- 1 司法書士会、土地家屋調査士会及びその連合会の実施する研修が、会員の適正な実務の遂行に効果的なものとなるよう、研修制度の一層の充実に協力すること。
- 2 司法書士による簡裁訴訟代理関係業務の運用にあたっては、国民に利用しやすく、わかりやすく、頼りがいあるものとするよう配慮するとともに、その能力担保措置の円滑な実施のために、関係諸機関の支援協力体制に万全を期すること。
- 3 司法制度改革に関する検討を踏まえ、国民の権利保護及び利便性向上の観点から、司法書士及び土地家屋調査士の有する専門的知見を、裁判外紛争解決制度に積極的に活用すること。
- 4 司法書士及び土地家屋調査士の業務に係る報酬規定が会則から削除されることに伴い、適切な報酬設定が行われるよう、その周知徹底を図ること。
- 5 司法書士に対する家事事件及び民事執行事件の代理権付与については、簡易裁判所における訴訟代理権等の行使による司法書士の実務上の実績等を踏まえて早急に検討すること。
- 6 国民の利便性の向上を図る観点から、ワンストップ・サービスを積極的に推進すべく、司法書士及び土地家屋調査士と他の法律専門職種による協働が図れるよう、関係省庁において適切な方策を検討すること。

【19】参議院法務委員会会議録第12号（平成14年4月23日）抜粋

**司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案に対する
附帯決議**

政府及び関係機関は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 1 司法書士による簡裁訴訟代理関係業務については、国民の期待と信頼に応えるものとなるよう、当該業務を行う司法書士の能力担保措置を適切かつ円滑に実施するため、関係諸機関の支援協力体制に万全を期すること。
- 2 司法書士の簡裁訴訟代理関係業務の適切な遂行に資するよう、司法書士照会制度の導入、受任事件に係る強制執行代理権の付与について適切な方策を検討するとともに、家事事件の代理権付与等についても、司法書士の簡裁訴訟代理実務の実績及び研修の成果等も踏まえた上で速やかに検討すること。
- 3 司法書士及び土地家屋調査士の業務に係る報酬規定が会則から削除されることに伴い、適切な報酬設定が行われるとともに、利用者に分かりやすく明示されるよう、その周知徹底を図ること。
- 4 司法制度改革に関する検討を踏まえ、国民の権利保護及び利便性向上の観点から、司法書士及び土地家屋調査士の有する専門的知見を、裁判外紛争解決制度に積極的に活用すること。
- 5 公共嘱託登記制度については、その目的に照らし、行政部局の独立行政法人への移行等も踏まえ、当該制度の対象となる官公署等の範囲を随時見直すこと。

【20】衆議院法務委員会会議録第2号（平成3年12月4日）抜粋

○清水（湛）政府委員 先生最初に御指摘のように、不動産登記法も片仮名でございまして、法務省所管の法律はほとんど明治の初期につくられた法律ということでございまして、民法も商法も刑法も片仮名という状況でございます。私ども、そういう基本法につきましては現代語化を図るべきだということで、今内々いろんな研究、検討作業を進めているところでございます。そういう機会には不動産登記法もこれまた全面的に利用しやすい、わかりやすい現代語に書き改める必要がある、当然そういう時期が来ようかと思えます。

私どもは、そういう法律の現代語化の問題とともに、制度の抜本的な改善ということでコンピューター化を進めているわけでございます。コンピューター登記所が、本年度末には全国の大きな登記所のうち四十カ所がオールコンピューターで処理されるという登記所になるわけでございます。これが今後大いに展開されていくわけでございますが、そういうコンピューター化というようなものも含めまして、将来、司法書士制度なり土地家屋調査士制度というものがどのようなものであるべきかということにつきましては、これは私ども真剣に考える必要がある。コンピューター化というものを前提とした不動産登記制度あるいは商業、

法人登記制度というものがいかにあるべきかということを、私ども今内部で真剣に考えているわけでございますが、それとともに、その制度を支える司法書士制度、土地家屋調査士制度というもののあり方も、これは真剣に考えていかなければならないというふうに思います。

私ども従来から、司法書士制度、土地家屋調査士制度の充実強化という点については、これは司法書士会の御熱意あるいは調査士会の御熱意というものにもよりまして、法務省は法務省なりに大いに努力をしてきたところでございます。登記申請の代理という制度が果たしてその中でどういう位置づけを持つのかということについてはいろいろな議論があろうかと思えますけれども、私どもも基本的にこの両制度の充実強化、発展を願うものであるということについては御理解をいただきたいというふうに思う次第でございます。

【21】衆議院法務委員会会議録第7号（平成14年4月9日）抜粋

○平岡委員　今回、司法書士制度あるいは土地家屋調査士制度が、一つは規制改革、規制緩和、一つは司法制度改革の流れの中で改革が進められたわけでありますけれども、これから司法制度改革の方もいろいろ進んでくるとは思いますが、司法書士制度あるいは土地家屋調査士制度をどのような方向で改革されていくべきというふうに考えておられるかについての所見をお願いいたしまして、最後の質問とさせていただきます。

○森山国務大臣　司法書士は、登記申請の代理業務や裁判所に提出する書類の作成業務を中心にいたしまして、全国にあまねく所在しておりまして、国民に身近な法律家として重要な役割を果たしてまいりました。

今回、簡裁代理業務という新しい権限が認められることになりました場合には、今後、司法書士の方々には、簡易裁判所における民事訴訟代理について実績を積んでいただいて、多くの国民から信頼を得ていただき、そのような実績を踏まえて、訴訟代理権の拡大について検討していくべきものと考えております。

また、土地家屋調査士につきましては、本年3月29日に閣議決定されました規制改革推進三カ年計画、改定したものですが、それでは、土地境界紛争に関する裁判外紛争処理制度の仕組みにつきまして、司法制度改革推進本部で行われております総合的なADRの制度基盤の整備に関する検討を踏まえまして、必要な方策を検討することとされております。

土地家屋調査士は、業務の性質上、境界問題について豊富な経験と専門的な知識をお持ちでいらっしゃいますから、裁判外境界紛争解決制度が創設された場合には、ADR機関の構成員や申し立て代理人として、積極的にその能力が活用されるものと期待しております。

第2 土地家屋調査士の業務範囲

【22】土地家屋調査士の業務範囲について

昭和52年10月12日 日調連総発第212号

日本土地家屋調査士会連合会長照会

昭和53年3月20日 民三第1677号

民事局第三課長依命回答

土地家屋調査士が不動産表示登記に必要な調査測量の依頼を受けた土地について、隣接地または道路、水路等公共用地との境界が不明の場合、境界確認のため、所有者の委託に基づいて、関係者の立ち会いのもとに境界確認のための測量をなすこと及び確認された境界点に標識等の設置をなすことは、土地家屋調査士法第2条に定める業務行為に属する。

注：土地家屋調査士法第2条（現行第3条）

【23】衆議院法務委員会会議録第6号（平成17年3月22日）抜粋

不動産登記法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 新たに創設された筆界特定制度が、土地の筆界の迅速かつ適正な特定を図り、筆界をめぐる紛争の解決に一層資するとともに、広く国民等に理解され、多くの者が利用できるよう、その周知徹底に努めること。
- 2 筆界特定制度の運用に当たっては、筆界特定が土地所有権に重大な影響を与えるものであることにかんがみ、この筆界特定を行う筆界特定登記官及び筆界調査委員等において、その能力を高め、制度の信頼性及び公正性を確保できるよう、所要の措置を講ずるとともに、従前の不動産表示登記手続に著しい変更を生じないよう、特に配慮すること。
- 3 筆界特定制度が、より利便性の高いものとなるよう、裁判外紛争解決機関等の関係団体との効果的な連携に、十分に配慮すること。
- 4 筆界特定制度が、登記所備付地図の整備事業の一端を担うものであることにかんがみ、その申請手数料及び手続費用の決定に当たっては、国民が利用し易いものとなるよう、公費負担も含め、十分な検討を行うこと。
- 5 境界確定訴訟の結果を、登記事務に反映させることができるよう、境界確定訴訟と筆界特定制度との連携に、十分に配慮すること。
- 6 筆界特定制度が、的確かつ円滑に運用されるためには、登記所備付地図の整備促進が不可欠であることにかんがみ、人的物的体制の充実強化に、なお一層努めること。

【24】参議院法務委員会会議録第9号（平成17年4月5日）抜粋

不動産登記法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 筆界特定制度が、簡易迅速に土地の筆界を特定する手段であることが広く国民に理解され、活用されるよう、その意義及び内容等について周知徹底に努めること。
- 2 筆界特定が土地所有権に事実上重大な影響を与えるものであることにかんがみ、筆界特定手続の運用に当たっては、申請人、関係人等の意見の陳述の機会を十分に付与するなど、制度の適正・公正さを確保するよう努めるとともに、従前の不動産表示登記手続に著しい変更を生じないように、特に配慮すること。
- 3 筆界特定制度において申請人が負担する申請手数料及び手続費用については、筆界の有する公共性にかんがみ、国民に過大な負担を強いることのないよう、公費負担を含め、十分な検討を行うこと。
- 4 筆界特定制度が国民に利便性の高いものとなるよう、簡易裁判所における調停手続及び裁判外紛争解決手続との連携について必要な検討を行うこと。
- 5 境界確定訴訟の結果を登記事務に反映させることができるよう、境界確定訴訟と筆界特定制度との連携を含め、十分に配慮すること。
- 6 筆界特定制度が円滑・適正に運用されるよう、筆界特定登記官の能力の向上を図るための所要の措置を講ずるとともに、登記所備付地図の作成・整備が一層促進されるよう、人的物的体制の充実強化に、なお一層努めること。
- 7 土地家屋調査士が民間紛争解決手続代理関係業務を行うために必要な研修については、その内容等が国民の信頼と期待に十分応えるものとなるよう、能力担保措置に万全を期すこと。

【25】裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（抄）

（目的）

第1条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ。）が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっていることにかんがみ、裁判外紛争解決手続についての基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図ること等により、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、もって国民の権利利益の適切な実現に資することを目的とする。

【26】土地家屋調査士の業務範囲について

昭和 51 年 3 月 13 日 日調連総発第 271 号

日本土地家屋調査士会連合会長照会

昭和 51 年 4 月 7 日 民三第 2492 号

民事局長回答

司法書士の業務範囲について、昭和 39 年 8 月 19 日付日司連総発第 23 号日本司法書士会連合会長照会に対し貴職より同年 9 月 15 日付民事甲第 3131 号をもってご回答がなされておりますが、右回答の趣旨から土地家屋調査士についても、登記申請書に添付を必要とする書類もしくは上記書類の交付請求書（例えば租税、公課等の証明願、戸籍及び住民票の謄抄本の交付請求書等）の作成も当然土地家屋調査士の業務の範囲に属するものと考えます。

【27】土地家屋調査士の業務内容

著者：御園生進（昭和 50 年『注解土地家屋調査士法』より抜粋）

(1) 土地家屋調査士は、その業務として、土地または建物に関する調査、測量そして調査または測量の成果（結果）に基づいて登記の申請手続をすることを業務とするから、土地家屋調査士であるため、そして登記簿における不動産の表示の正確さを確保するための絶対的要件として専門的調査、測量の技能および法律的知識を有していなければならないし、かつ、その業務は適正に行なわれなければならない。そのためには、土地または建物の実地調査を綿密に実施しなければならないし、実地の調査が円滑に行なうことができるのでなければならない。かかる意味で、登記官の実地調査権限のごとき土地または建物の検査権、所有者その他の関係人に対する文書呈示、質問などをなすことができる法的権限を調査士が有していないことは不合理である。憲法第 35 条などの兼ね合いもあることであるが、調査士の実地調査がなお一層正確に、かつ円滑に行なわれるようなんらかの法的権限付与を検討すべき問題であろう。

(2) 調査士の業務として、土地または建物に関する調査または測量はするがその結果に基づく登記の申請手続は行なわないとか、また他人が調査、測量した結果に基づき登記の申請手続のみを行なうというような事例を見受けられるが、土地家屋調査士が自ら手掛けたものは登記の完了に至るまで責任をもってその全部を処理すべきものと解される。しかして、本条の調査、測量、登記の申請手続は別々のものではない。調査および登記の申請手続、測量および登記の申請手続は一連の業務であり切りはなすことができないものと解すべきであろう。そうでないと、本条に規定される調査士業務の一部を調査士でない者が行う結果ともなるからである。

本条で「又は申請手続」と規定し、「及び申請手続」と規定されていないのは、不動産の表示に関する登記で土地または建物に関する調査、測量を要しない登記の申請手続、たとえば、表題部の所有者の表示の変更、所有者の更正の登記などの登

記の申請手続もあることから、「又は申請手続」と表現したものと解される。なおここで、登記の申請手続と規定されているが、官有不動産または地方公共団体所有にかかる不動産の表示に関する登記の嘱託手続その他公共事業に伴う官公署などの登記の嘱託手続をも含むことはいうまでもない。

注：本解説は昭和 50 年当時のものですが、参考になるものとして掲記しました。

【28】司法書士法（抄）

（業務）

第 3 条 司法書士は、この法律の定めるところにより、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 登記又は供託に関する手続について代理すること。
- 二 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第四号において同じ。）を作成すること。ただし、同号に掲げる事務を除く。
- 三 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。
- 四 裁判所若しくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続（不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 6 章第 2 節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいう。第八号において同じ。）において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を作成すること。
- 五 前各号の事務について相談に応ずること。
- 六 簡易裁判所における次に掲げる手続について代理すること。ただし、上訴の提起（自ら代理人として手続に関与している事件の判決、決定又は命令に係るものを除く。）、再審及び強制執行に関する事項（ホに掲げる手続を除く。）については、代理することができない。（以下イ、ロ、ハ、ニ、ホ省略）
- 七 民事に関する紛争（簡易裁判所における民事訴訟法の規定による訴訟手続の対象となるものに限る。）であつて紛争の目的の価額が裁判所法第 33 条第 1 項第 1 号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は仲裁事件の手続若しくは裁判外の和解について代理すること。
- 八 筆界特定の手続であつて対象土地（不動産登記法第 123 条第 3 号に規定する対象土地をいう。）の価額として法務省令で定める方法により算定される額の合計額の二分の一に相当する額に筆界特定によつて通常得られることとなる利益の割合として法務省令で定める割合を乗じて得た額が裁判所法第 33 条第 1 項第 1 号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は代理すること。

- 8 司法書士は、第1項に規定する業務であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、これを行うことができない。

【29】司法書士と土地家屋調査士の業務範囲

昭和44年5月12日 民事甲第1093号民事局長通達

- 1 不動産の表示に関する登記のうち左に掲げるものに限り、司法書士も申請手続を行うことができる。ただし、(3)ないし(6)に掲げる登記については、土地家屋調査士の作成する所要の図面を添付する場合に限る。
- (1) 所有者の表示の変更又は更正の登記
 - (2) 共有持分の更正の登記
 - (3) 裁判の謄本を添付してする登記
 - (4) 債権者代位によつてする登記
 - (5) 相続人がする土地又は建物の分割又は合併の登記
 - (6) 不動産登記法第83条第3項（同法第96条の2第2項において準用する場合を含む。）の書面を添付してする土地又は建物の分割の登記
 - (7) 農業委員会の現況証明書を添付してする農地法第5条の許可に係る地目変更の登記
- 2 土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記以外の登記の申請手続を行うことはできない。

※この業務範囲の確認は、昭和35年2月3日付両連合会において決定された「日本司法書士会連合会と全国土地家屋調査士会連合会との申合せ了解事項」を前提として協議を行った結果、合意に達したものです。

注：不動産登記法第83条第3項（現行第40条）

注：不動産登記法第96条ノ2第2項（現行第54条第3項）

【30】司法書士と土地家屋調査士の業務範囲

平成5年9月29日 民三第6361号民事局長通達

（建物の合体による登記の申請手続をめぐってのもの）

（照会）

不動産登記法の一部を改正する法律（平成5年法律第22号）が、本年10月1日から施行されることに伴い、両連合会において建物の合体の登記に関し協議を行った結果、別紙のとおり合意したので、これに基づき全会員を指導したいと考えますが、差し支えないかお伺いします。

（別紙）

司法書士と土地家屋調査士の業務範囲に関する合意事項

- 1 土地家屋調査士は、当事者の依頼を受けて、不動産登記法第93条の4の2第1項の規定により合体による建物の表示の登記及び合体前の建物の表示の登

記の抹消を申請する場合において、同項後段の規定による所有権の登記をも併せて申請すべきときは、同項後段の規定による登記の申請手続をもすることができる。

- 2 司法書士は、土地家屋調査士とともにする場合であれば、当事者の嘱託を受けて、一の申請手続（不動産登記法第93条の4の2第1項後段の規定による登記に係る部分）をすることができる。

注：不動産登記法第93条の4の2第1項（現行第49条第1項）

【31】参議院法務委員会会議録第36号（昭和25年5月1日）抜粋

○衆議院法制局参事（福原忠男君） そのことでございますけれども、それは私共立案に際しましても、十分に新しい制度でございますので、従来からの既存の業種に対しまする侵害があつてはならない。その方に吸収されて、こちらの調査士法が何ら存立の意味がないというようなことになつてはならないというので、多少苦心をいたしたのでございますが、結論的に申しますと、土地家屋調査士法案の第1條におきまして、土地家屋調査士の仕事を極めて限定いたしまして、これを土地台帳、家屋台帳の登録について必要な調査測量及び申告手続ということにいたしまして、そのみに限定し、而も又非調査士がそれをなしてはならないと、18條においては、先にも申上げましたように、調査測量、それからこの結果を必要とする申告手続についてのみ非調査士の取締をするというふうにしたのでございます。この結果従来の司法書士は土地台帳、家屋台帳につきましては税務署の所管でございましたので、これは司法書士の仕事の範囲でなかつたわけでございますので、これを土地家屋調査士にやらせることにより、司法書士の既存の業種を侵害するというようなことは、全然結果的に起らないことになるのでございます。而も見方によりまするならば、この土地台帳、家屋台帳が法務局、地方法務局の所管になりましたので、その範囲においては、若しこれが特別に調査し或いは測量することによつてのみ、申告手続がなされるというものでない限り、先程申しました所有権者の名義変更とかいうようなものでありますならば、これは司法書士が十分に調査士法第1條に基きましてできますので、多少司法書士はやはり土地台帳、家屋台帳が法務局、地方法務局の所管になりましたことによつて、業態は殖えて来るということになるかと考えます。又逆に今度は土地家屋調査士が司法書士の職務に入り込むかどうかという点につきましては、先程も言つたように極めて限定しておりますので、これは司法書士の職務に何ら入り込む余地はないものと、こう考えております。

○松井道夫君 例えば依頼人が測量士なら測量士に測量して貰つて、單に申請の申告手続だけを代書人に依頼した。そういったような場合に、やはり代書人はそれができないで、同じ登記所におられる調査士の方に廻さなければ処罰されるという

ことになっておるのですか。

○衆議院法制局参事（福原忠男君） お説のような場合は、多少何と言いますか、本人が測量し調査した場合でございますか、本人が測量し調査したものを基準にして、ただこの届出のみを司法書士に依頼したという場合といたしますと、これはやはりその部分は司法書士としては引受けられないことになるかと考えております。

【32】測量法（抄）

（測量業）

第 10 条の 2 この法律において「測量業」とは、基本測量、公共測量又は基本測量及び公共測量以外の測量を請け負う営業をいう。

（測量士及び測量士補）

第 48 条 技術者として基本測量又は公共測量に従事する者は、第 49 条の規定に従い登録された測量士又は測量士補でなければならない。

（測量業者の登録及び登録の有効期間）

第 55 条 測量業を営もうとする者は、この法律の定めるところにより、測量業者としての登録を受けなければならない。

【33】参議院建設委員会会議録第 11 号（昭和 45 年 4 月 14 日）抜粋

○田中一君 国土地理院と法務省民事局の間でもって常に問題になっているのは、御承知のようにあなたのほう、国土地理院のほうは測量士を監督する立場ですね。それから土地家屋調査士という職務に対しては、これは民事局が掌握してあらゆる日当、諸掛かりその他を全部見ているわけです。そうしてこの土地家屋調査士法という法律を見ますと、おのずから測量業務と土地家屋調査士業務というものは画然と分類されておるわけなんです。これもお二方とも御承知でしょうね。そうすると、その中で常に問題が起きるのは、測量士が土地家屋調査士の業務範囲をおかしているということが往々あるわけなんです。そこで、伺いたいんです。これはそういうことがある。たとえば、記録に残すために、ひとつ、枇杷田君のほうから、土地家屋調査士の職分はこれこれだという説明をしていただきたい。

○説明員（枇杷田泰助君） 土地家屋調査士の職分は、土地家屋調査士法の第 2 条で規定されておりまして、不動産の表示に関する登記を申請するのに必要な調査、測量及びその申請手続をすることが土地家屋調査士の職分でございます

○田中一君 測量士の職分をひとつ説明してください。

○説明員（原田美道君） 測量法施行令によりまして、測量法から除外される測量が規定されております。それによりまして、「建物に関する測量」ということがございます。それから非常に小さい、百万分の一の非常に小さな縮尺の小縮尺図でございます。それからいわゆる一般の土木測量で、たとえば「横断面測量」であるとか、そういうきわめて局地的な測量は、測量法の「公共測量」からも除外されておまして、測量法の対象外にしておるわけでございます。

○田中一君 そこに、競合するものは測量ということだけですか。あとは、もしいまの両者の説明の中の、専門的に言うから、現象としてのサイズがわからなくなってくるけれども、その点ひとつ明らかにしてほしい。これは枇杷田君から説明してください。

○説明員（枇杷田泰助君） 具体的に問題になりますのは、たとえば道路を新しくつくろうというような場合に、その道路の事業計画を立てる際に、測量をしなければならぬというところで測量業務が出てまいります。と同時に、その測量に従って道路をつくりました結果は、登記所のほうに分筆という形で登記の申請が行なわれるわけでございます。そうしますと、事業計画を立てる際の段階での測量と、その成果が登記所に出てくるところでは、同じ測量というものが、土地家屋調査士の側からいいますと、調査士法の分野ではないかというふうに見られますし、また、一般の公共測量というふうな観点からいいますと、測量士の分野ではないかと。一体どこにその切れ目があるのだろうかということで、実際上の問題が起きているように承知いたしております。

○田中一君 国土地理院のほうはどうなの。

○説明員（原田美道君） 測量法では、確かに測量の技術の面ではそういう共通の面がございます。長さをはかる。あるいは角度をはかる。それから登記の面につきましても、測量法は何事もいっていないわけでありまして、そこで、いまおっしゃられたような問題が、確かにあると思います。

注：土地家屋調査士法第2条（現行第3条）

【34】参議院法務委員会会議録第11号（昭和54年6月5日）抜粋

○寺田熊雄君 局長ね、その司法書士の行う表示登記の申請、その内容の正確さを担保するためだという、そういう目的からしますと、土地家屋調査士の測量技術と、私の認識に誤りがあればこれは別だけれども、正確さにおいてはまさるとも劣らないと思われる測量士、そういう者の作成した図面を添付したのではないかと、土地家屋調査士の作成した図面だけに限るんだというのは、何かこう目的に少し

そぐわないように思いますがね。これはどうでございましょう。

○政府委員（香川保一君） これは一つの問題でございまして、実は、一体測量士あるいは測量士補というのは一筆のその土地について、不動産の表示に関する登記を必要とする前提としての一筆についての測量ができるのかどうかということが法律的には確かに疑問があるわけでありまして。測量法では、御承知のとおりいわゆる測量士のやるべき仕事として基本測量と公共測量ということを挙げておるわけでありまして、こういうものは測量士でないとできないということになっておるわけでありまして。他方、土地家屋調査士法は、不動産の表示に関する登記を必要とする土地または建物に関する調査、測量及びこれらの結果を必要とする申請手続と、こういうふうなことが業務の内容になっておりまして、それはほかの者がやっちゃいかぬというふうになっておるわけでありまして。この両方を見ますと、素直な解釈としては、測量士はやはり土地家屋調査士の本来の業務である表示登記を必要とするその前提である一筆の土地の測量ということはできないんじゃないかというふうにも解釈されるわけでありまして。しかし、実質考えますと、その辺のところは測量士は十分たえる技能は持っているはずでありますから、これを拒否するということもいかがかという感じはするわけでございましてけれども、法制面から見ますと、測量士はそういう調査士の仕事ができるかどうかということは相当疑問があるというふうに考えるわけでありまして、恐らくこの通達で両会の合意した内容として、「土地家屋調査士の作製した図面を添付する場合に限る。」というふうに強く書いておりますのは、その辺のところを測量士は本来できないんだという見解に立っているものかもしれないというふうに思っておるわけでございます。

【35】土地家屋調査士法 19 条該当事項

昭和 57 年 9 月 27 日 民三第 6010 号民事局長回答

測量士が業として他人（官公署、個人を問わない。）の依頼を受けて、不動産の表示に関する登記につき必要な土地又は家屋に関する調査・測量をすること及び地積測量図等を作製することは、土地家屋調査士法 19 条 1 項本文の規定に抵触する。

注：土地家屋調査士法第 19 条（現行第 68 条）

【36】地積測量図の作製者について

昭和 61 年 9 月 29 日 民三第 7272 号民事局第三課長依命通知
（要旨）

地積測量図に作製者として署名押印すべき者は、その図面に表示された土地について実際に調査、測量した者である。

(依命通知)

標記の件について、別紙甲号のとおり照会があり、別紙乙号のとおり回答されたので、参考までに通知します。

(別紙甲号)

(昭和 61 年 9 月 1 日 日調連発第 104 号

法務省民事局長あて日本土地家屋調査士会連合会会長照会)

標記の件について、別紙のとおり全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会会長から照会があったので、同協議会会長意見のとおり解して差し支えない旨回答したいと考えますが、いささか疑義がありますので照会します。

(別紙)

(昭和 61 年 8 月 25 日 全公連発第 26 号日本土地家屋調査士会連合会会長あて全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会会長照会)

社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、設立の目的を達成するため、公共嘱託登記事件の適正な処理に努力しているところではありますが、一部の官公署等から、第三者の調査、測量の成果に基づいて地積測量図の作製を要請される場合があります。その場合、地積測量図に記載すべき作製者については、下記のとおりと解しますが、いささか疑義がありますので照会します。

記

不動産登記法施行細則第 42 条の 4 第 4 項が地積測量図には申請人のほか作製者が署名押印すべきものとしている趣旨は、その図面の正確性を担保することにあると解されるから、その図面に表示された土地について実際に調査、測量した者（官公署等の職員であると、私人であるとを問わない。）が作製者として署名押印すべきである。

(別紙乙号)

(昭和 61 年 9 月 29 日 民三第 7271 号

日本土地家屋調査士会連合会会長あて法務省民事局長回答)

本月 1 日付け日調連発第 104 号をもって照会のあった標記の件については、貴見により回答して差し支えありません。

おって、別紙のとおり各法務局長及び地方法務局長あて通知したので、申し添えます。

【解説】

(昭和 61 年 民事月報 Vol. 41 No12 より抜粋)

(1) 照会の背景

公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「協会」という。）は、官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という。）の委託を受けて、官公署等が行う公共の利益となる事業に関する不動産の表示に関する登記につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量、これらを必要とする嘱託手続

又は申請手続若しくはこれに係る審査請求の手続を行うことをその業とするものである。

ところで、建設省は、土地及び境界等について調査し、用地取得等に必要な資料及び図面を作成する作業（以下「用地測量」という。）についても、本年 4 月 1 日からは、測量法第 33 条第 1 項の規定に基づいて定められた「建設省公共測量作業規程」（以下「作業規程」という。）の適用を受けることとした。この結果、測量計画機関（公共測量並びに基本測量及び公共測量以外の測量を計画する者）は、用地測量を測量業者以外の者に請負わせることができなくなった。

右の作業規程は、建設省の行う公共測量について、その作業方法等を定めたものであるから、建設省以外の官公署等が行う用地測量には原則として適用されないものと考えられるのであるが、測量行政を担っている建設省が定めた作業規程であるためか、官公署等の多くが右規程を適用又は準用しているものと推測される。というのは、官公署等の多くが、土地の分筆等の登記の嘱託手続又は申請手続を協会に発注するに当たり、測量業者に行わせた調査、測量の成果たる測量原図等に基づいて地積測量図を作製することを要求し、協会による調査、測量を契約条項等から除外しているからである。

しかしながら、協会が官公署等から土地の分筆の嘱託手続の委託を受けた場合、協会又は協会の社員（土地家屋調査士）自らが調査、測量することなく、測量業者等の第三者の調査、測量の成果であるところの測量原図からトレスして地積測量図を作成したときは、いわゆる机上分筆をしたことになるので、虚偽の調査、測量をしたことになり、協会又は協会の社員は土地家屋調査士法第 12 条に違反することになるわけである。

そこで協会は、第三者の調査、測量の成果に基づいて地積測量図を作製することができないことを明らかにし、もって官公署等に適正な嘱託手続等の発注を促したいとして本件照会におよんだもののようである。

(2) 不動産登記法上の趣旨

不動産登記法第 80 条第 2 項、同第 81 条第 2 項、同第 81 条の 2 第 2 項等の規定により登記の申請書に添付されることとされている地積測量図には、不動産登記法施行規則第 42 条の 4 第 4 項の規定により作製者が署名捺印することとされている。この趣旨は、当該土地の物理的客観状況を正確に登記簿の表題部に反映させる必要上、作製者に対し、当該土地の調査、測量を正確に実施すると共にその成果を正確に地積測量図に表示することを要請し、もって、当該登記申請の真正を担保すると共にその結果に対する責任の所在を明確にするためであると解せられる。

(3) 土地家屋調査士法上の問題

土地家屋調査士及び協会は、土地又は建物を調査、測量し、その成果に基づいて登記の申請手続を行うことを主な業務とするから、調査、測量、申請手続は別々のものではなく、「調査及び登記申請手続」、「測量及び登記申請手続」は一連の業務

である。そうでなければ、土地家屋調査士又は協会の専属の業務の一部を土地家屋調査士以外の者が行うことが可能となり、不動産の表示に関する登記に必要な調査、測量、申請手続は、土地家屋調査士又は協会の専門職能と制定した土地家屋調査士法の趣旨に反するからであると解されている（御園生著「注解土地家屋調査士法」）。そうだとすると、土地家屋調査士及び協会は、自らが調査、測量を行わない限り、測量士等、土地家屋調査士以外の者が調査、測量した成果（測量図等）に基づいて地積測量図を作製し、作製者として職、氏名等を記載し、捺印すべきでないものとする。

以上の点から、地積測量図の作製者欄に署名捺印すべき者は、現地の調査、測量をし、その成果に基づいて実際に地積測量図を作製した者当該土地について「調査」をした者と「測量」をした者が別人である場合は、両者の署名捺印を併記するのが相当と思われる。）でなければならないとして、本件回答がなされたものと思われる。

なお、本件回答により、登記の申請書に添付された地積測量図に当該土地を調査、測量した者以外の者が署名捺印していることが、登記官の現地調査等により明らかになった場合は、補正を命じ、補正に従わなかった場合には、申請書に必要な図面を添付しないことになるので、不動産登記法第 49 条第 8 号の規定に基づき当該登記の申請を却下することとなろう。なお、付言すれば、補正に従った場合には、昭和 57 年 9 月 25 日付け法務省民三第 6010 号民事局長回答（別紙参照）でも明らかのように、土地家屋調査士法第 19 条に該当することとなるので、補正後の作製者に対し、不動産の表示に関する登記につき必要な調査、測量を土地家屋調査士又は協会以外の者が反覆継続して行った場合には、1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられる旨を十分に説明し、再犯を注意すると共に悪質な者に対しては告発の手続をとることも考慮すべきであろう。

注：不動産登記法施行細則第 42 条の 4 第 4 項（現行不動産登記規則第 74 条第 2 項）

注：土地家屋調査士法第 12 条（現行第 23 条）

注：不動産登記法第 80 条第 2 項、第 81 条第 2 項、第 81 条の 2 第 2 項等（現行不動産登記令別表）

注：不動産登記法第 49 条第 8 号（現行第 25 条第 9 号）

注：土地家屋調査士法第 19 条（現行第 68 条）

注：30 万円（現行 100 万円）

【37】弁護士法（抄）

（弁護士の職務）

第3条 弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする。

2 弁護士は、当然、弁理士及び税理士の事務を行うことができる。

(非弁護士法律事務の取扱い等の禁止)

第 72 条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(譲り受けた権利の実行を業とすることの禁止)

第 73 条 何人も、他人の権利を譲り受けて、訴訟、調停、和解その他の手段によって、その権利の実行をすることを業とすることができない。

【38】 弁護士が土地家屋調査士の業務に属する申告手続をすることの可否について

昭和 34 年 12 月 1 日 福井弁護士会会長照会

昭和 34 年 12 月 26 日 民事甲第 2986 号民事局長回答

左記の件に関し疑義を生じたるを以て何分の御指示相仰ぎ度く。

記

土地台帳又は家屋台帳に関する登録申請手続に付弁護士は土地家屋調査士法第 19 条の例外として弁護士法第 3 条により右申請を代理し得るや。

調査の件

土地台帳又は家屋台帳に関する登録申告手続は弁護士法第 3 条のその他一般の法律事務を行うことに含まれるか否か。

土地家屋調査士法

第 2 条 調査士は他人の依頼を受けた土地台帳又は家屋台帳の登録につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量又は申告手続をすることを業とする。

第 19 条 調査士会に入会している調査士でない者は、第 2 条に規定する土地又は家屋に関する調査、測量又はこれらの結果を必要とする申告手続をすることを業とすることができない。

第 23 条 第 19 条第 1 項の規定に違反した者は、1 年以下の懲役又は 1 万円以下の罰金に処する。

回 答

本年 12 月 1 日付書面をもって照会のあった標記の件については、消極に解すべきものと考えます。

注：土地家屋調査士法第 2 条（現行第 3 条）

注：土地家屋調査士法第 19 条（現行第 68 条）

注：土地家屋調査士法第 23 条（現行第 73 条）

【39】行政書士法（抄）

（業務）

第1条の2 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

【40】建築士法（抄）

（その他の業務）

第21条 建築士は、設計（第20条の2第2項又は前条第2項の確認を含む。第22条及び第23条第1項において同じ。）及び工事監理を行うほか、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査又は鑑定及び建築物の建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続の代理その他の業務（木造建築士にあつては、木造の建築物に関する業務に限る。）を行うことができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

第3 連合会、ブロック協議会及び単位会の関係

【41】日本土地家屋調査士会連合会会則（抜粋）

第1章 総則

（名 称）

第1条 本会の名称は、日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）とする。

（目 的）

第2条 連合会は、土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、調査士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行い、並びに土地家屋調査士（以下「調査士」という。）の登録及び土地家屋調査士法人（以下「調査士法人」という。）の登録に関する事務を行うことを目的とする。

（事 業）

第3条 連合会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 調査士会の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、調査士会及びその会員の指導及び連絡に関する事項
- (2) 表示に関する登記及び土地家屋調査士制度の改善に関する事項
- (3) 業務の改善進歩に関する調査、研究及び統計に関する事項
- (4) 調査士及び調査士法人の登録に関する事項
- (5) 調査士資格の電子証明に関する事項
- (6) 届出様式等の策定並びに業務関係図書及び用品の購入のあっせん、頒布に関する事項
- (7) 研修に関する事項
- (8) 報酬に関する調査及び研究に関する事項
- (9) 広報に関する事項
- (10) 会報の編集及び発行に関する事項
- (11) 福利厚生及び共済に関する事項
- (12) 地図に関する調査及び研究に関する事項
- (13) 境界についての確認、管理及び鑑定に関する調査及び研究に関する事項
- (14) 筆界特定制度及び土地家屋調査士法（以下「法」という。）第3条第1項第7号に規定する筆界が現地において明らかでないことを原因とする民間紛争解決手続（以下「筆界に関する民間紛争解決手続」という。）の調査及び研究に関する事項
- (15) 公共嘱託登記に関する事項
- (16) 情報の公開に関する事項
- (17) 調査士の国民に対する法的サービスの提供の拡充に関する事項
- (18) その他連合会の目的を達成するために必要な事項

第2章 会の機関

第2節 理事会

（理事会の決議事項）

第12条 次に掲げる事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (6) 法務大臣への建議又はその諮問の答申に関する事項

第9章 調査士倫理

（倫理規程）

第66条の2 調査士の職業倫理に関しては、別に定める「土地家屋調査士倫理規程」による。

第11章 調査士会及びその会員

（会則の遵守）

第68条 調査士会及びその会員は、連合会の会則を遵守し、連合会の発する照会、連絡及び指導のうち回答を求められた事項については、遅滞なく、これに応答しなければならない。

【42】ブロック協議会会則（例） ※ブロック協議会によって異なります。

（名 称）

第1条 本会の名称は、日本土地家屋調査士会連合会〇〇ブロック協議会（以下「ブロック会」という。）とする。

（目 的）

第2条 ブロック会は、各土地家屋調査士会の目的を達成するため、各会相互の連絡調整に関する業務を行い、かつその緊密なる結合をもって業務の改善進歩と統一をはかり、あわせて日本土地家屋調査士会連合会の推進力として寄与することを目的とする。

（事 業）

第3条 ブロック会は、第2条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 業務関係法規の調査、研究ならびに研修に関する事項
- (2) 各土地家屋調査士会の業務報酬に関する事項
- (3) 日本土地家屋調査士会連合会に対する建議ならびに協力
- (4) 関係官庁との連絡、交渉
- (5) 土地家屋調査士の品位保持に関する調査、研究
- (6) 各土地家屋調査士会相互の協調、親睦に関する事項
- (7) 広報に関する事項
- (8) 福利厚生に関する事項
- (9) 公共嘱託業務受託に関する事項
- (10) 前各号の他、ブロック会において必要とみとめる事項

【43】土地家屋調査士会会則モデル（抜粋）

第1章 総則

（名 称）

第1条 土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号。以下「法」という。）第47条第1項の規定により、〇〇法務局の管轄区域内（以下「本会の区域内」という。）に事務所を有する土地家屋調査士（以下「調査士」という。）で設立する土地家屋調査士会の名称は、〇〇土地家屋調査士会とする。

（目 的）

第2条 〇〇土地家屋調査士会（以下「本会」という。）は、調査士の使命及び職責にかんがみ、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

（事 業）

第3条 本会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の品位保持のための指導及び連絡に関する事項
- (2) 会員の業務及び執務の指導並びに連絡に関する事項

- (3) 日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）が行う調査士の登録及び土地家屋調査士法人（以下「調査士法人」という。）の届出の事務に関する事項
- (4) 業務関係図書及び用品の購入のあっせん、頒布に関する事項
- (5) 業務関係法規の調査及び研究に関する事項
- (6) 業務の改善についての調査及び研究に関する事項
- (7) 統計に関する事項
- (8) 境界についての確認、管理及び鑑定に関する調査及び研究に関する事項
- (9) 筆界特定制度及び法第3条第1項第7号に規定する筆界が現地において明らかでないことを原因とする民間紛争解決手続（以下「筆界に関する民間紛争解決手続」という。）に関する事項
- (10) 地図に関する調査及び研究に関する事項
- (11) 業務の相談に関する事項
- (12) 研修に関する事項
- (13) 講演会、講習会等の開催に関する事項
- (14) 広報に関する事項
- (15) 福利厚生及び共済に関する事項
- (16) 公共嘱託登記の受託推進及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「協会」という。）に対する助言に関する事項
- (17) 会員の業務に関する紛議の調停に関する事項
- (18) 本会及び会員に関する情報の公開に関する事項
- (19) 調査士の国民に対する法的サービスの提供の拡充に関する事項
- (20) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第8章 研修

（研修の受講）

- 第86条 調査士会員は、本会及び支部並びに連合会及び連合会会則第27条で定めるブロック協議会が実施する研修を受け、その資質の向上に努めなければならない。
- 2 調査士会員は、業務を行う地域における土地の境界に関する慣習及びその他の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。
- 3 調査士法人は、社員である調査士が第1項の研修会に出席できるよう配慮しなければならない。

第10章 業務執行及び品位保持

（会則等の遵守義務）

- 第88条 会員は、本会の会則、規則、支部規則及び総会の決議並びに連合会会則を守り、本会の秩序の維持に努めなければならない。
- 2 会員は、本会の発する注意又は勧告に従うとともに、回答を求められた事項については、遅滞なく、これに応答しなければならない。

第4 各会則の目的と必要性

【44】土地家屋調査士等に対する告発又は懲戒処置

昭和25年7月31日 民事甲第2112号民事局長通達

調査士又はその他の者に法又は規則に違反する行為の疑があると認めたときは、速やかにこれを告発し又は懲戒手続を採る等厳正適切な処置を講ずること。

【45】土地家屋調査士の懲戒処分 of 励行

昭和31年8月13日 民事甲第1911号民事局長通達

土地家屋調査士の懲戒処分は、活発厳重に行うものとし、土地家屋調査士会への調査の委嘱を活用するとともに、その調査の結果の報告を受けたときは、その処理に厳正を期し、その結果を土地家屋調査士会に通知する。

【46】司法書士及び土地家屋調査士に対する指導監督の強化

昭和37年3月12日 民事甲第685号民事局長通達

司法書士又は土地家屋調査士の作成、提出にかかる書類が粗雑、不備、記載文字の不明確である場合は、登記事務の円滑迅速な処理が阻害されるので、一層指導監督を強化し、改善向上の努力の認められない者に対しては、懲戒処分をもつて臨むべきである。

【47】土地家屋調査士に対する懲戒処分の聴聞期日における代理人出頭の可否

昭和45年5月29日 民事三発第427号民事局第三課長回答

土地家屋調査士に対する懲戒処分の聴聞期日に、本人に代わつて代理人が出頭してもさしつかえない。

【48】事件簿等の調査

昭和25年7月31日 民事甲第2112号民事局長通達

土地家屋調査士法施行規則第20条の調査は、法又は規則に違反する疑が濃厚である場合その他法第8条又は第13条の処分に関し必要があると認めるときは適宜これを行うべきであるが、その調査は必要な限度を超えることがないよう特に留意すること。

注：土地家屋調査士法施行規則第20条（現行第40条）

注：土地家屋調査士法第8条（現行第15条）

注：土地家屋調査士法第13条（現行第42条・43条）

【49】支局長又は出張所長の違反事件の報告

昭和25年7月31日 民事甲第2112号民事局長通達

支局長又は出張所長は、土地家屋調査士又はその他の者に法又は規則に違反する事実があると認めたときは、速やかにその旨を法務局長又は地方法務局長に報告すること。

【50】 司法書士の業務について

昭和 32 年 5 月 30 日 民事甲第 1042 号民事局長回答
(浦和地方法務局長照会)

司法書士及び土地家屋調査士の業務を行っていた者が、他の法務局又は地方法務局に土地家屋調査士の事務所を移転（同時に住所を家族と共に移転）した場合、司法書士の業務を行うことは事実上 2 ケ所の事務所を有することになり、司法書士法施行規則第 4 条及び第 9 条に違反し、司法書士の業務は行うことができないものと考えられますが、いささか疑義がありますので何分の御回答賜わりたく御伺い致します。

(回 答)

本年 4 月 10 日付日記第 1820 号で問合せのあった標記の件については、当該司法書士が移転した土地家屋調査士の事務所において、司法書士の業務に従事することは、司法書士法施行規則第 9 条に抵触するものとする。

注：司法書士法施行規則第 4 条及び第 9 条（現行第 19 条）

【51】 司法書士または土地家屋調査士の補助者について

昭和 35 年 8 月 29 日 民事甲第 2087 号民事局長回答
(京都地方法務局長照会)

標記について左記の点に疑義がありますので、何分の御垂示を賜わりたく卑見を添えてお伺いいたします。

記

- (1) 土地家屋調査士が司法書士または他の土地家屋調査士の補助者となることは差し支えないか。
- (2) 司法書士が土地家屋調査士または他の司法書士の補助者となることは差し支えないか。
- (3) 司法書士または土地家屋調査士が相互にその補助者となることは差し支えないか。

(卑 見)

右差し支えないとすれば囑託人の便益は大きいですが、使用者及びその補助者が単独にあるいは相謀って法を逸脱する虞れがあるのみならず司法書士及び土地家屋調査士の品位にも関することと思料されるので右補助者となることは相当でないと考えます。

なお、右については、差し支えない旨昭和 27 年 1 月 19 日付貴官御回答（同月 17 日付福島地方法務局長照会）がありますが、その後同 31 年 3 月 22 日司法書士法及び

土地家屋調査士法の改正により補助者制度が改められ、前記御回答の当時とはいささか事情を異にしておりますのでお伺いする次第であります。

(回 答)

昭和35年1月28日付日記総第705号をもって問合せのあった標記の件については、いずれも相当でないと考える。

【52】 司法書士又は土地家屋調査士が他の隣接法律専門職種の補助者として雇用されることの可否

登記研究 703 号

(要 旨)

司法書士又は土地家屋調査士として登録を受けている者が他の隣接法律専門職種の補助者として雇用されることは認められない。

(問)

司法書士又は土地家屋調査士が相互にその補助者となることは認められないとする昭和35年8月29日民事甲第2087号民事局長回答がありますが、同回答は、使用者又はその補助者が単独で、又は相謀って法を逸脱するおそれがあるため、これを防止する趣旨であると考えられるところ、司法書士又は土地家屋調査士が他の隣接法律専門職種の補助者として雇用されることについても同様の趣旨により認められないものと考えますが、いかがでしょうか。

(答)

御意見のとおりと考えます。

【53】 土地家屋調査士法第2条及び第19条の解釈について

昭和33年7月28日 民事甲第1525号民事局長心得回答
(全国土地家屋調査士会連合会会長照会)

法人又は個人が、その業務に関連する土地、建物に関する調査、測量又は申告手続に従事せしめる目的で、土地家屋調査士会に入会している土地家屋調査士を常時雇入れて、土地家屋調査士法第2条の業務を行わせしめ、土地家屋調査士会の会則に定める報酬は雇用者の収入とし、被雇用者たる土地家屋調査士にはその者の実績による業務報酬額とは関係なく雇用者から定額の給与を支払っている場合は、同法第19条に抵触するものと解釈して、会員を指導してさしつかえないかお伺いいたします。

(回 答)

昭和33年6月18日付全連発第41号をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおりと考える。

注：土地家屋調査士法第2条（現行第3条）

注：土地家屋調査士法第19条（現行第68条）

【54】土地家屋調査士倫理規程（解説）・同（Q & A）抜粋

（倫理規程 13 条関係）

土地家屋調査士倫理規程（解説）抜粋

（非調査士との提携の禁止）

第 13 条 調査士は、調査士でない者にその名義を貸与し、又はその業務を取り扱わせ若しくはその者に協力、又は援助してはならない。

2 調査士は、調査士でない者から事件のあっせんを受けてはならない。

【解説】調査士が、自己の名義を貸与する等の行為は、無資格者が調査士の業務を行うことを助長する行為を禁止する規程である（同じ条文で、会則モデル第 89 条に規定されている。）。

調査士以外の者が、受注した業務についてあっせんを受けることは、無資格者による受託行為を助長することから第 2 項を規定した。

土地家屋調査士倫理規程（Q & A）抜粋

Q 9 第 13 条第 2 項「調査士は、調査士でない者から事件のあっせんを受けてはならない。」とありますが、「あっせん」と「紹介」の違いがよく分かりません。ハウスメーカーや司法書士等からあっせんを受けて、表題登記を行うことは、倫理規程違反になりますか。

A 土地家屋調査士法第 3 条に定める業務を、自らの業務の一環として包括的若しくは個別的に受託した者、又は収益を得る目的で受託した者から、当該土地家屋調査士業務部分の再委託を受ける行為などは、あっせんとなると考えます。

例えば、非土地家屋調査士であるハウスメーカー、司法書士等からあっせんを受ける場合は当然ですが、公益法人があっせん業のようなことをする場合もこれに含まれると考えます。ただし、ハウスメーカーや司法書士等から依頼人を紹介され、依頼人本人から直接業務を受託することは問題がないと考えます。

【55】土地家屋調査士倫理規程（解説）・同（Q & A）抜粋

（倫理規程 14 条関係）

土地家屋調査士倫理規程（解説）抜粋

（他人による業務取扱いの禁止）

第 14 条 調査士は、他人をしてその業務を取り扱わせてはならない。

【解説】調査士法施行規則第 22 条の条文のとおり規定した。他人には、非調査士だけでなく、補助者や他の調査士も含まれる。

補助者については、業務の補助を超えた業務を取り扱わせてはならないし、依頼者に無断で、他の調査士にその業務を取り扱わせることは、民法第 104 条（任意代理人による復代理人の選任）にも抵触する。調査士法人の使用人調査士、合同事務

所での調査士間、各調査士による業務提携など、調査士が複数介在することで、依頼者に対する責任の所在が不明確となることを禁止するものである。

土地家屋調査士倫理規程（Q & A）抜粋

Q10 第14条「他人」とは、他の土地家屋調査士も含まれますか。土地家屋調査士の下請けをしている土地家屋調査士は、かなり多くいるようですが、これに該当するように思えますが。

A 依頼者に無断で、他の土地家屋調査士にその業務を取り扱わせることは、民法第104条（任意代理人による復代理人の選任）にも抵触すると考えます。土地家屋調査士法人の使用人土地家屋調査士、合同事務所での土地家屋調査士間、各土地家屋調査士による業務提携など、土地家屋調査士が複数介在することで、依頼者に対する責任の所在が不明確となるようなことは避けなければならないと考えます。

【56】土地家屋調査士法人の使用人調査士に関する見解について（通知）

（平成20年12月19日 日調連発第317号）

連合会長見解

土地家屋調査士の業務の公益性及び土地家屋調査士法並びに関連法令の趣旨に照らし、土地家屋調査士法第5章に規定する土地家屋調査士法人（以下「調査士法人」という。）に関し、調査士法人の主たる事務所又は従たる事務所における土地家屋調査士の資格を有する使用人（以下「使用人調査士」という。）の雇用・執務・調査士名簿への登録等についての日本土地家屋調査士会連合会長の見解及びこの運用に関する見解は以下のとおりである。

調査士法人の使用人調査士に関する見解

第1 調査士法人は、主たる事務所又は従たる事務所の所在地以外の地を業務活動の拠点としようとする場合は、その地に社員が常駐する従たる事務所を設けるものとする。

第2 調査士法人は、その主たる事務所又は従たる事務所と同一の場所に事務所を置くのではない土地家屋調査士を使用人とすることはできないものとする。ただし、以下の(1)から(4)までに掲げる事項のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

- (1) 使用人調査士としての業務が、調査士法人の常勤する社員による当該使用人調査士に対する指揮命令によって、当該調査士法人の事務所において行われること。
- (2) 依頼者において、受任の主体を見誤ることがない等の措置がしてあること。
- (3) 他人による業務の取扱いの禁止規定に抵触しないこと。
- (4) 調査士法人の業務に属する業務は調査士法人の事務所において行い、自然人調査士としての業務は自然人調査士としての事務所において行うことが、外形的に確認できるような措置が採られていること。

第3 調査士法人は、使用人調査士を置くときは、土地家屋調査士法及び関連法令並び

にこの見解に抵触しない措置を採った上で、雇用関係を明らかにした書面のほか、別に運用に関する見解に定める書面を添付して法人の所属する調査士会（当該使用人の勤務する事務所が従たる事務所である場合は、当該従たる事務所及び主たる事務所のそれぞれが所属する調査士会）を経由して日本土地家屋調査士会連合会に備える土地家屋調査士名簿に登録しなければならないものとする。この場合において、調査士会は、当該法人及び使用人調査士から必要な事情聴取をすることができる。

第4 調査士法人は、雇用契約で、使用人調査士が、自己又は第三者のために、その調査士法人の業務の範囲に属する業務を行うことを禁止することができる。

第5 その他、詳細については別途運用に関する見解を定める。

運用に関する見解

- 1) 土地家屋調査士を使用人とする旨の届け出に当たっては、見解に抵触しないことを確認し、かつ勤務の事実及び継続的な雇用関係を明らかにするため、被雇用者である土地家屋調査士と雇用者である調査士法人間で締結された雇用契約書の写し及び当該調査士法人を雇用者とする社会保険加入の事実を証する書面の写しを添付しなければならないものとする。ただし、社会保険加入を証する書面を添付できないときはその理由を付して提出するものとする。
- 2) 土地家屋調査士会は、公開する会員名簿中、調査士法人の欄には、法人の名称、主たる事務所及び従たる事務所の所在地並びに所属する社員調査士・使用人調査士の区別並びにその氏名を記載しなければならないものとする。
- 3) 調査士法人は、所属する調査士の氏名等を看板又は印刷物若しくは電子媒体により作成し告知・広報するときは、社員である調査士と使用人である調査士が判然区別できるものでなければならないものとする。
- 4) 調査士が調査士法人に勤務する場合、土地家屋調査士会は、公開する会員名簿の当該調査士欄には、法人の使用人調査士である旨及び勤務する調査士法人の名称並びに主たる事務所又は従たる事務所の別を併せて記載しなければならないものとする。
- 5) 調査士法人は、調査士を使用人としたとき及び使用人としなくなったときには、遅滞なく、その旨及び就職・退職の年月日を明記して、所属する土地家屋調査士会を経由して日本土地家屋調査士会連合会に届けなければならないものとする。
- 6) 見解第2のただし書に該当するときは、土地家屋調査士会の長の承認を要するものとする。この場合、使用人調査士の勤務先が法人の従たる事務所であるときは、当該従たる事務所及び主たる事務所のそれぞれが所属する調査士会の長の承認を要するものとする。
- 7) 見解第4の場合には、その旨を調査士名簿の登録事項として記載しなければならないものとする。

【57】 公共嘱託登記土地家屋調査士協会の態様に関する見解について（通知）
（平成 21 年 11 月 2 日 日調連発第 226 号）

平成 21 年 10 月 29 日

連合会長見解

公共嘱託登記土地家屋調査士協会の公益性及び土地家屋調査士法並びに関連法令の趣旨に照らし、土地家屋調査士法第 9 章に規定する公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関し、その態様に関する日本土地家屋調査士会連合会長の見解は、以下のとおりである。

公共嘱託登記土地家屋調査士協会の態様に関する見解

- 第 1 公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「公嘱協会」という。）の事務所（「従たる事務所を含む。」以下同じ。）は、単なる業務の取次拠点であってはならず、類似他業の法人又は個人の事務所と資料や記録が厳然と区別されている状態にあることが必要である。
- 第 2 事務所には、その管理運営の責任者を置き、速やかに社員が、委託者に対応できる態勢を備える必要がある。
- 第 3 公嘱協会は、専門的能力を結合するという、その設立の趣旨に鑑み、受託した業務を、その社員以外の者に取り扱わせるまでもなく、その社員が実施できるよう、一定の社員数を確保することが望ましい。
- 第 4 公嘱協会の社員以外から選任される理事は、当該公嘱協会の組織管理又は経営事務の範囲を超えて、土地家屋調査士法第 64 条の業務を取り扱うことはできないことから、公嘱協会の理事長等、公嘱協会を代表する者となることは、相当ではない。
- 第 5 公嘱協会の理事が、他の公嘱協会の理事を兼務又はその社員となることは、公嘱協会に対する理事の忠実義務・善管注意義務に違反するおそれがあり、相当ではない。
- 第 6 土地家屋調査士会は、公嘱協会の目的達成に資するために、公嘱協会に対して、その業務に関し、法令に違反することのないよう必要な助言ができるよう配慮するとともに、土地家屋調査士会に対し、別途定める様式により業務内容等を報告するよう協力を求めることとする。

【58】 土地家屋調査士の事件簿の取扱

昭和 32 年 11 月 30 日 民事甲第 2281 号民事局長通知

受託番号は、依頼された一の事件ごとに起番する。また、一の受託番号を処理するために、その前提として別個の手続を必要とした場合は、その派生した各事件ごとに起番する。

【59】土地家屋調査士の業務年計報告書の取扱

昭和 32 年 11 月 30 日 民事甲第 2281 号民事局長通知

業務年計報告書は、事件簿により各区分ごとに 1 件として集計したものを計上する。

【60】土地家屋調査士の作成する事件簿及び年計表の記載要領

昭和 37 年 12 月 6 日 民事甲第 3558 号民事局長通達

土地家屋調査士の作成すべき事件簿及び年計表における「調査・測量」とは、土地又は建物に関する調査測量（調査測量に関連して図面を作成した場合を含む）をいう。

【61】土地家屋調査士の作成する事件簿及び年計表の記載要領

昭和 37 年 12 月 6 日 民事甲第 3558 号民事局長通達

土地家屋調査士の作成する事件簿及び年計表における「その他」とは、他の各項に該当しない事件、例えば申請書（申告書）、添付図面、閲覧代理、境界標埋設、旅費、日当、調査立会、理由書その他の説明書類又は青図の作成等をいう。

【62】土地家屋調査士が登記申請代理人として申請書に押印する場合の印

昭和 37 年 7 月 20 日 民事甲第 2044 号民事局長回答

土地家屋調査士が登記申請代理人として申請書に押印する印は、職印以外の印を使用するのが適当である。

【63】土地家屋調査士が代理人として登記申請書等に職名を冠記することの要否

昭和 37 年 10 月 8 日 民事甲第 2885 号民事局長通達

土地家屋調査士が代理人として登記申請書または台帳申告書に氏名を記載する場合、職名を冠記する必要はなく、また押印は職印以外の印を使用するのが適当である。

【64】司法書士及び土地家屋調査士の補助者

昭和 48 年 11 月 22 日 民三第 8639 号民事局第三課長回答

司法書士及び土地家屋調査士が補助者を置くにあたり、その者の能力、性格、適性および健康の状態等を観察するための試用と称して業務を補助させることは、司法書士法施行規則第 11 条および土地家屋調査士法施行規則第 9 条の規定に違反する。

注：司法書士法施行規則第 11 条（現行第 25 条）

注：土地家屋調査士法施行規則第 9 条（現行第 23 条）

【65】土地家屋調査士の補助者

登記研究 366 号

土地家屋調査士の補助者は、不動産の表示に関する登記の調査・測量等について土地家屋調査士の指示がある場合であっても、その業務を代行することはできない。

【66】土地家屋調査士の補助者の業務補助の範囲について

昭和 29 年 4 月 8 日 民三第 165 号民事局第三課長回答
(札幌法務局民事行政部長照会)

最近土地家屋調査士の業務の発展に伴いまして、土地家屋調査士法施行規則第 9 条による補助者の届出が多くなって参りましたが、補助者の補助範囲について、聊か疑義をもっておりますので、これを明確にし今後の指導に当たりたいと存じますから、下記 2 説につき何分の御教示賜りたくお伺いいたします。

記

甲説 規則第 9 条の補助者は、調査士の補助者なるが故に規則第 8 条にいう調査士に対する他人ではない。従って法規に調査士の業務の補助の範囲が明確でない以上、補助者は調査士の指示助言に基いて、調査、測量、図面の作製並びに申告等の一切の業務を補助として行い、調査士はこれらの結果について承認を与え、且つ署名捺印し、その責任を負えばよい。

乙説 規則第 9 条の補助者は、規則第 8 条にいう他人であるから、調査士法第 2 条の業務は、調査士自ら行わなければならないのであって、補助者は調査士の指示に従い単に調査測量（例えば測量器具の持運びポール立て等）又は書類の作成等（例えば浄書、書類の提出等）の助手的行動をとるだけである。

(回答) 問い合わせのあった標記の件については、調査士の補助者は、調査士法施行規則第 8 条にいう「他人」に含まれるから、当該調査士に代わってその業務の内容たる行為をすることはできないが、当該調査士を補助して行動する場合であれば、乙説に例示したもののほか、土地又は家屋の調査、測量又は申告書類の作成の補助業務に当ることもできるものとする。

注：土地家屋調査士法施行規則第 9 条（現行第 23 条）

注：土地家屋調査士法施行規則第 8 条（現行第 22 条）

注：土地家屋調査士法第 2 条（現行第 3 条）

【67】司法書士等による代理申請事件の不備の補正方法

昭和 39 年 12 月 5 日 民事甲第 3906 号民事局長通達

司法書士および土地家屋調査士を代理人とする登記申請事件については、（中略）不備の補正を命ずる場合およびその方法を定め、適正迅速な処理に資するものとされる。

- (1)～(6)省略
- (7) 補助者による補正の禁止
- (8)、(9)省略

第5 土地家屋調査士の職責と倫理

【68】土地家屋調査士倫理規程

目 次

- 前 文
- 第1章 綱 領
- 第2章 一般規律
- 第3章 依頼者との関係
- 第4章 調査士会等との関係
- 第5章 調査・測量関係
- 第6章 筆界特定・民間紛争解決手続
- 第7章 土地家屋調査士法人等
- 第8章 筆界調査委員等
- 附 則

前 文

土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記に必要な調査・測量及び申請手続等並びに筆界特定の手続及び土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続の専門家として、これらの業務を適正に行い、不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを使命とする。その使命を達成するため、土地家屋調査士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ誠実にその業務を行うとともに、自らの行動を規律する社会的責任を負う。ここに、土地家屋調査士の業務及び行動に関する倫理を制定する。

土地家屋調査士はこれを実践し、社会の信頼に応えることをここに宣言する。

第1章 綱 領

（使 命）

第1条 土地家屋調査士（以下「調査士」という。）は、不動産の表示に関する登記に必要な調査・測量及び申請手続等並びに筆界特定の手続及び民間紛争解決手続の専門家として、これらの業務を適正に行うことにより、不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを使命とする。

（公正誠実）

第2条 調査士は、その使命にかんがみ、業務を公正かつ誠実に行う。

（品位の保持）

第3条 調査士は、その使命にかんがみ、常に人格の陶冶を図り、教養を高め品位の保持

に努める。

（法令等の精通、遵守）

第4条 調査士は、法令を遵守し、実務に精通するとともに、自ら研鑽し、資質の向上を図るように努める。

（司法制度への寄与）

第5条 調査士は、その使命を自覚し、国民が利用しやすい司法制度の発展に寄与する。

（公益的活動）

第6条 調査士は、その使命にふさわしい公益的な活動に参加、実践し、公共の利益の実現に努める。

第2章 一般規律

（虚偽の調査、測量の禁止）

第7条 調査士は、その業務に関して虚偽の調査又は測量をしてはならない。

（秘密保持の義務）

第8条 調査士又は調査士であった者は、正当な事由がある場合でなければ、業務上取り扱った事件について知り得た秘密を他に漏らし、又は利用してはならない。

2 調査士は、その業務に従事する者又は従事した者に対し、その者が業務上知り得た秘密を保持させなければならず、又は利用させてはならない。

（業務上の権限濫用の禁止）

第9条 調査士は、業務上行うことのできる権限を濫用してはならない。

（品位公正を損なう事業への関与）

第10条 調査士は、品位又は業務の公正を損なうおそれのある事業を営み、若しくはこれに参加し、又はこれに自己の名義を利用させてはならない。

（不当誘致行為の禁止）

第11条 調査士は、不当な手段により事件の依頼を誘致し、又は事件を誘発してはならない。

2 調査士は、依頼者の紹介をしたことについてその対価を受け取ってはならない。

3 調査士は、依頼者の紹介を受けたことについてその対価を支払ってはならない。

（広告及び宣伝）

第12条 調査士は、その広告又は宣伝をするときは、虚偽若しくは誇大な広告、品位を欠く広告を行ってはならない。

（非調査士との提携の禁止）

第13条 調査士は、調査士でない者にその名義を貸与し、又はその業務を取り扱わせ若しくはその者に協力、又は援助してはならない

2 調査士は、調査士でない者から事件のあっせんを受けてはならない。

（他人による業務取扱いの禁止）

第 14 条 調査士は、他人をしてその業務を取り扱わせてはならない。

（他資格者との連携）

第 15 条 調査士は、他の士業資格者と連携して業務を行う場合は、調査士の使命にかんがみ、独立して業務を行うとともに、それぞれの士業資格者の役割を尊重しなければならない。

（違法行為の助長、利用）

第 16 条 調査士は、違法若しくは不正な行為を助長し、又はこれらの行為を利用してはならない。

（従事者に対する指導監督）

第 17 条 調査士は、常に、補助者その他業務に従事する者の業務について指導監督を行わなければならない。

2 調査士は、補助者その他業務に従事する者に、その業務を包括的に行わせてはならない。

（私的関係の利用）

第 18 条 調査士は、その業務の遂行に当たり、公務員との私的な関係を不当に利用してはならない。

第 3 章 依頼者との関係

（依頼に応ずる義務）

第 19 条 調査士は、正当な事由がある場合でなければ、不動産の表示に関する登記に必要な調査・測量及び申請手続等に係る業務の依頼を拒んではならない。

（受任の内容の明確化）

第 20 条 調査士は、依頼の趣旨、内容及び範囲を明確にして受任しなければならない。

2 調査士は、依頼の趣旨を実現するため、その専門的判断に基づき必要な業務の内容等について、あらかじめ説明しなければならない。

（報酬の明示）

第 21 条 調査士は、事件の受任に際して、依頼者に対し、あらかじめ、報酬、費用の基準及び報酬額等の算定の方法を明示し、かつ、十分に説明しなければならない。

（事件の処理）

第 22 条 調査士は、事件を受任した場合には、速やかに着手し、遅滞なく処理しなければならない。

2 調査士は、依頼者に対し、業務処理の経過等を説明し、依頼者との間の意思の疎通を図らなければならない。

3 調査士は、依頼者に対し、業務が終了したときは、その経過及び結果を遅滞なく報告しなければならない。

（事件記録の保管等）

第 23 条 調査士は、事件の内容、受領した金員、書類その他特に留意すべき事項について、記録を作成し、保存しなければならない。

- 2 事件の記録を保管又は廃棄するに際しては、関係法令並びに個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）並びに個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号）を遵守し、依頼者及び関係者の秘密事項及び個人情報保護されるように注意しなければならない。

（業務を行い得ない事件 その 1）

第 24 条 調査士は、公務員として職務上取り扱った事件及び仲裁手続により仲裁人として取り扱った事件については、その業務を行ってはならない。

（業務を行い得ない事件 その 2）

第 25 条 調査士は、筆界特定手続代理関係業務における次に掲げる事件については、その業務を行ってはならない。

- 一 筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件
- 二 筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの
- 三 筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件（土地家屋調査士法（以下「調査士法」という。）第 3 条第 1 項第 5 号に規定する業務に関するものとして受任しているものを除く。第 7 号において同じ。）の相手方からの依頼による他の事件（ただし、受任している事件の依頼者が同意した場合を除く。）
- 四 土地家屋調査士法人（以下「調査士法人」という。）（調査士法第 26 条に規定する調査士法人をいう。以下この条において同じ。）の社員又は使用人である調査士としてその業務に従事していた期間内に、当該調査士法人が、筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であって、自らこれに関与したもの
- 五 調査士法人の社員又は使用人である調査士としてその業務に従事していた期間内に、当該調査士法人が筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるものであって、自らこれに関与したもの

六 調査士法人の使用人である場合に、当該調査士法人が相手方から筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件

七 調査士法人の使用人である場合に、当該調査士法人が筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件（当該調査士が自ら関与しているものに限る。）の相手方からの依頼による他の事件（ただし、受任している事件の依頼者が同意した場合を除く。）

（業務を行い得ない事件 その３）

第 26 条 民間紛争解決手続代理関係業務を行うことができる調査士（以下「ADR認定調査士」という。）は、民間紛争解決手続代理関係業務における前条各号に掲げる事件及び次に掲げる事件については、その業務を行ってはならない。

一 調査士法人（民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを目的とする調査士法人を除く。次号において同じ。）の社員である場合に、当該調査士法人が相手方から筆界特定手続代理関係業務に関するものとして受任している事件

二 調査士法人の社員である場合に、当該調査士法人が筆界特定手続代理関係業務に関するものとして受任している事件（当該調査士が自ら関与しているものに限り、調査士法第 3 条第 1 項第 5 号に規定する業務に関するものとして受任しているものを除く。）の相手方からの依頼による他の事件（ただし、受任している事件の依頼者が同意した場合を除く。）

（見込みがない事件の受任）

第 27 条 調査士は、依頼者の期待するような結果を得る見込みがないことが明らかであるのに、あたかもその見込みがあるかのように装って事件を受任してはならない。

（有利な結果の請け合い等）

第 28 条 調査士は、事件について、依頼者に有利な結果を請け合い、又は保証してはならない。

（不正の疑いがある事件）

第 29 条 調査士は、依頼の趣旨が、その目的又は手段若しくは方法において、不正の疑いがある場合には、その事件の業務を行ってはならない。

2 調査士は、業務を開始した後不正の疑いがあることが判明した場合には、依頼者にその理由を告げた上で、業務を中止しなければならない。

（公正を保ち得ない事件）

第 30 条 調査士は、業務の公正を保ち得ない事由のある事件については、依頼者にその理由を告げた上で、依頼を拒むことができる。

2 調査士は、事件の受任に際して、次の各号に該当する場合は、業務を中止する場合があることをあらかじめ依頼者に対し、説明しなければならない。

一 業務の公正を保ち得ない事由が発生するおそれがある場合

二 現にその事由が発生した場合

（特別関係の告知）

第 31 条 調査士は、事件の受任に際して、業務に関連する者と特別の関係があるために、依頼者との信頼関係に影響を及ぼすおそれがあるときは、依頼者に対しその事情を告げなければならない。

（受任の諾否の通知）

第 32 条 調査士は、依頼を拒否し、又は依頼を受任しない場合は、速やかに、その旨を依頼者に通知しなければならない。

（預り書類等の保管）

第 33 条 調査士は、業務に関して依頼者その他利害関係人から書類その他の物品を預かったときは、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

2 調査士は、依頼者から又は依頼者のために預り金を受領したときは、自己の金員と区別して管理しなければならない。

（依頼者相互の認識の相違）

第 34 条 調査士は、不動産の表示に関する登記に必要な調査・測量及び申請手続等に係る業務において、依頼者が複数の場合に関し、依頼者相互の間に認識の相違が生じたときは、各依頼者にその事情を聴くなど適切な処置をとらなければならない。

（信頼関係の喪失）

第 35 条 調査士は、受任した事件について依頼者との間の信頼関係が失われ、かつ、その回復が困難な場合には、辞任その他の処置をとらなければならない。

第 4 章 調査士会等との関係

（規律の遵守）

第 36 条 調査士は、所属する土地家屋調査士会及び日本土地家屋調査士会連合会（以下「調査士会等」という。）の会則その他の規律を遵守しなければならない。

（事業への参加）

第 37 条 調査士は、調査士会等の組織運営に協力し、調査士会等が行う事業に積極的に参加しなければならない。

（資質の向上）

第 38 条 調査士は、自ら研鑽するとともに、調査士会等が実施する研修を受け、資質の向上を図るように努めなければならない。

（名誉の尊重）

第 39 条 調査士は、調査士及び調査士法人（以下「調査士等」という。）の名誉を尊重し、相互に信義を重んじるものとする。

2 調査士は、他の士業資格者の名誉を尊重し、相互に信義を重んじるものとする。

（相互協力）

第 40 条 調査士は、その業務遂行によって得られた成果物等に関して、他の調査士から照会があった場合は、互いにその内容及び経緯を説明し、業務の適正な処理について可

能な限り協力するように努める。なお、成果物等の取扱いに当たっては、依頼者との関係、秘密事項、個人情報等に配慮しなければならない。

（他の事件への介入）

第 41 条 調査士は、他の調査士が受任している事件の依頼の誘致その他不当な介入をしてはならない。

（紛議の処理）

第 42 条 調査士は、依頼者と紛議が生じた場合は、依頼者との信義に従い誠実に話し合い、解決するよう努めなければならない。

2 前項による解決が困難な場合は、土地家屋調査士会の紛議調停委員会等で解決するよう努めなければならない。

（調査士間の紛議）

第 43 条 調査士は、他の調査士と紛議が生じた場合は、互いの信義に従い誠実に協議し、解決するよう努めなければならない。

2 前項による解決が困難な場合は、土地家屋調査士会の紛議の調停等により、円満に解決するよう努めなければならない。

第 5 章 調査・測量関係

（収集資料の取扱い）

第 44 条 調査士は、業務の遂行上収集した資料は、成果物として依頼者に交付するものを除き、関係法令並びに個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）並びに個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号）等を遵守し、個人情報の保護に留意して、管理しなければならない。

（他人の土地への立入）

第 45 条 調査士は、調査・測量のため依頼者以外の者が所有又は占有する土地・建物に立ち入る場合には、その所有者、占有者その他の関係者に許諾を求めるとともに、その権利を侵害しないようにしなければならない。

（安全管理）

第 46 条 調査士は、調査又は測量に当たり、関係者の安全に十分配慮しなければならない。

第 6 章 筆界特定・民間紛争解決手続

（紛争解決における役割）

第 47 条 調査士は、土地の筆界（境界）の専門家として、筆界（境界）に関する地域の慣習等の知識を深め、誠実に業務を行うことにより、土地の筆界（境界）に関する紛争を適正かつ公正に解決することに努める。

（制度の説明）

第 48 条 調査士は、依頼者に対し、土地の筆界（境界）の特定、紛争解決に関する法制度について十分説明するよう努めるものとする。

（偽証のそそのかし等）

第 49 条 調査士は、筆界特定手続又は民間紛争解決手続において、偽証若しくは虚偽の陳述をそそのかし、又は虚偽の証拠を提出し、若しくは提出させてはならない。

（相手方本人との直接交渉等）

第 50 条 調査士は、受任した筆界特定手続又は民間紛争解決手続に関し、相手方に代理人があるときは、特別の事情がない限り、その代理人の了承を得ないで相手方本人と直接交渉してはならない。

2 調査士は、前項の場合において、相手方に代理人がないときは、その無知又は誤解に乗じて相手方を不当に不利益に陥れてはならない。

（相手方からの利益の供与）

第 51 条 調査士は、受任した筆界特定手続又は民間紛争解決手続の業務に関し、相手方から利益の供与若しくは供応を受け、又はこれを要求し、若しくは約束をしてはならない。

（相手方に対する利益の供与）

第 52 条 調査士は、受任した筆界特定手続又は民間紛争解決手続の業務に関し、相手方に対し、利益の供与若しくは供応をし、又は申込をしてはならない。

（民間紛争解決手続の代理関係業務の遂行）

第 53 条 調査士は、受任した民間紛争解決手続の代理関係業務は、共同で受任した弁護士と十分な意見交換等を行い、事件の管理に十分な注意を払い、業務を行わなければならない。

（共同受任弁護士との意見不一致）

第 54 条 調査士は、民間紛争解決手続の事件において、共同で受任した弁護士との間に事件の処理について意見が一致しない等により辞任を申し出るときは、あらかじめ依頼者に対し、その事情を説明しなければならない。

第 7 章 土地家屋調査士法人等

（遵守のための措置）

第 55 条 調査士法人の社員は、その社員又は使用人である調査士（以下「社員等」とい

う。)がこの規程を遵守するため、必要な措置をとるよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第 56 条 調査士法人の社員等は、他の調査士等の依頼者について執務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は利用してはならない。その調査士法人の社員等でなくなった後も同様とする。

(特定の事件についての業務の制限 その 1)

第 57 条 調査士法人は、次に掲げる事件については、筆界特定手続代理関係業務を行ってはならない。

- 一 筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件
- 二 筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの
- 三 筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件(調査士法第 3 条第 1 項第 5 号に規定する業務として受任している事件を除く。)の相手方からの依頼による他の事件(ただし、受任している事件の依頼者が同意した場合を除く。)
- 四 使用人が相手方から筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件
- 五 調査士法第 22 条の 2 第 1 項に規定する事件、同条第 2 項第 1 号から第 5 号までに掲げる事件又は同条第 3 項に規定する同条第 2 項第 1 号から第 5 号までに掲げる事件として社員の半数以上の者が筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務を行ってはならないこととされる事件
- 六 民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを目的とする調査士法人以外の調査士法人にあっては、調査士法第 3 条第 2 項に規定する調査士である社員が相手方から民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件

(特定の事件についての業務の制限 その 2)

第 58 条 民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを目的とする調査士法人は、次に掲げる事件については、民間紛争解決手続代理関係業務を行ってはならない。

- 一 前条第 1 号から第 4 号までに掲げる事件
- 二 調査士法第 22 条の 2 第 1 項に規定する事件、同条第 2 項第 1 号から第 5 号までに掲げる事件又は同条第 3 項に規定する同条第 2 項第 1 号から第 5 号までに掲げる事件として特定社員の半数以上の者が筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務を行ってはならないこととされる事件

(民間紛争解決手続代理関係業務の取扱い)

第 59 条 民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを目的とする調査士法人は、特定社員が常駐していない事務所においては、民間紛争解決手続代理関係業務を取り扱うこと

ができない。

（事件情報の記録等）

第 60 条 調査士法人は、業務を行い得ない事件の受任を防止するため、取扱事件の依頼者、相手方及び事件名等の情報を記録し、当該調査士法人の社員等が閲覧できるようにしなければならない。

（調査士法人の使用人調査士）

第 61 条 調査士法人が、調査士を使用人とする場合には、平成 20 年 12 月 19 日付け日調連発第 317 号日本土地家屋調査士会連合会長見解（調査士法人の使用人調査士に関する見解及び運用に関する見解）を踏まえなければならない。

第 8 章 筆界調査委員等

（筆界調査委員）

第 62 条 調査士は、筆界調査委員に任命されたときは、その職責にかんがみ、調査士としての使命を果たすため、公正かつ誠実に業務を遂行し、筆界特定手続制度の発展に努めるものとする。

（筆界調査委員等としての取扱事件）

第 63 条 調査士は、筆界調査委員として職務上取り扱った事件については、法令等に定めがある場合を除き、当該物件に関する業務を行ってはならない。

（民間紛争解決手続調停員）

第 64 条 調査士は、民間紛争解決手続において調停する者に任命されたときは、その職務上取り扱った事件については、法令等に定めがある場合を除き、当該物件に関する業務を行ってはならない。

（裁判における鑑定）

第 65 条 調査士は、裁判手続における境界（筆界）等の鑑定等の嘱託等があったときは、原則として受任し、紛争の解決及び権利の明確化に寄与するものとする。

（制定・改廃）

第 66 条 この規程の制定及び改廃は総会の決議による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、連合会会則の一部改正の法務大臣認可の日（平成 22 年 10 月 7 日）から施行する。

附 則（第 23 条、第 44 条）

（施行期日）

この規程は、平成 30 年 6 月 20 日から施行する。

第2章 不動産登記法及び関係法令

第2 主な土地制度の沿革及び登記制度の沿革

【69】戦後の不動産登記変遷年表 [○－廃止された法令（ ）内－公布月日]

年 度	不動産登記関係法令の変遷	登 記 事 務 の 概 要
昭和20年	戦時民事特別法廃止法律 (昭20法律46、昭21. 1. 15施行) (12. 20)	戦時民事特別法は廃止されたが、附則の規定により登記関係は当分の間効力を有することとなった。
	○戦時民事特別法中改正法律 (昭20法律9、昭20. 4. 1施行) (2. 13)	1 登記事項の公告が中止された。 2 申請書の添付書類、登記の申請人及び登記の移記又は転写の特例が勅令により設けられることとなった。
	○戦時登記特別手続令 (昭20. 3. 28勅令154)	1 登記申請書の添付書類について援用が認められた。 2 登記用紙の継続過多の場合の移記が認められた。 3 登記事項の転写又は移記の場合、現に効力を有する登記のみを移記又は転写すれば足りることとなった。 4 登記簿滅失による回復登記は仮設登記簿を設けなくなった。 5 合併の登記をする際、移記する登記事項が同一事項であるときは、その旨登記することとなった。 6 戦災による建物の滅失登記の特例が定められた。 7 総取締役から会社の登記申請がなされる場合でも、会社を代表すべき取締役の申請でよいこととなった。
	○戦時登記特別取扱手続 (昭20. 3. 28司法省令10)	申請書に添付した原本を還付するときは、登記上の利害の関係を有する者の書面及び代理権限を証する書面を除いて謄本の添付を省略できることとなった。
	○戦時登記特別手続令中改正勅令 (昭20. 7. 4勅令399)	登記簿の全部又は一部が滅失した場合における回復登記の期間中になすべき新登記及びその他戦争による災害又は防空のためにする除却によって滅失した建物の登記に関し簡易な手続が定められた。
	○宗教法人令 (昭20勅令719)(12. 28)	1 宗教団体法(昭14. 4. 8法律77・昭15. 4. 1施行)を廃止した。 2 神社を含めたすべての宗教法人が登記を要するも

		のとされ、登記所に神社寺院教会登記簿等を備えることとなった。
昭和21年	会社経理応急措置法 (昭21法律7、即日施行)(8. 15)	国に戦時の債権を有する会社等が特別経理会社とされてそれに伴う登記をすることとなった。
	企業再建整備法 (昭21法律40昭21. 10. 30施行) (10. 19)	特別経理会社についての整備計画の立案実行等の手続が定められ、登記についても種々の影響があった。
	○自作農創設特別措置法 (昭21法律43. 昭21. 12. 29施行)(10. 21)	1 不在地主の農地及び一定規模以上の農地を所有する地主から政府(農林省)が強制買収をした。(農地改革) 2 強制買収地は、小作農等に売渡した。 3 付帯施設として、宅地、建物及び原野等も買収及び売渡がなされた。 4 開墾適地についても、買収及び売渡がされた。
昭和22年	閉鎖機関令 (昭22勅令74)(3. 8)	経済民主化のため千を超える法人が指定されて解体された。
	○自作農創設特別措置登記令 (昭22勅令79)(3. 13)	1 農地改革における登記の特例が定められた。 2 買収及び売渡とも、登記嘱託書綴込帳を設け、これに嘱託書を編綴することによって登記がなされたものとみなされた。
	○自作農創設特別措置登記令 施行細則 (昭22司法省令23)(3. 13)	1 買収登記の嘱託書を綴込帳に編綴したときは、その冊数及び丁数を登記簿の欄外に記載することとされた。 2 登記嘱託書綴込帳に編綴されたことにより登記があったとみなされた事項について、登記簿の謄本を作成するときの様式等が定められた。
	○土地台帳法 (昭22法律30)(4. 1)	1 国有地には適用されない。 2 1種地課税土地 3 2種地非課税土地 4 賃貸価格が制度化された。 5 申告規定が整備された。 6 地租法の土地台帳は、本法の土地台帳となった。
	○家屋台帳法 (昭22法律31)(4. 1)	1 国有家屋には適用されない。 2 賃貸価格が制度化された。 3 申告規定が整備された。 4 家屋税法の家屋台帳は、本法の家屋台帳となった。
	裁判所法	裁判所構成法を廃止した。

(昭22法律59、昭22. 5. 3施行) (4. 16)	
裁判所法施行法 (昭22法律60昭22. 5. 3施行) (4. 16)	登記官吏の規定等を政令で定めることとした。
日本国憲法の施行に伴う民法 の応急的措置に関する法律 (昭22法律74、昭22. 5. 3施行) (4. 19)	1 家制度廃止に伴い家督相続制度がなくなり、共同相 続となった。 2 昭和22年12月31日までの時限立法とされた。
裁判所法施行法の規定に基づ く登記、戸籍等に関する法令 の変更適用に関する政令 (昭22政令30)(5. 3)	登記に関する事務について区裁判所又はその出張所 が有していた権限は、司法大臣の指定する所部の官吏 が有することとされた。
昭和22年政令第30号の規定に よる官吏指定等に関する件 (昭22司法省令43)(5. 3)	1 登記に関する事務について区裁判所又はその出張 所が有していた権限は、その各所在地の司法事務局 又はその出張所が管轄登記所となり、これらの登記 所に勤務する司法事務官が登記官吏となった。 2 司法事務局又はその出張所の登記の管轄区域は、区 裁判所又はその出張所の登記管轄区域によること となった。
財産税等の物納財産の登記に ついて (昭22. 6. 21民事甲540)	財産税又は戦時補償特別税のための物納による不動 産登記の嘱託書等の細目が定められた。
国家賠償法 (昭22法律125)(10. 27)	不動産登記法第13条を削除し、登記官吏の直接賠償責 任が、国家賠償法による間接責任となった。
農業協同組合法 (昭22法律132、昭22. 12. 15施 行)(11. 19)	1 農業団体法を廃止した。 2 農民の協同組織の発達と、経済的、社会的地位の向 上を目的として制定された。
農業協同組合法の制定に伴う 農業団体の整理に関する法律 (昭22法律133、昭22. 12. 15施 行)(11. 19)	1 農業会の資産は、行政庁の認可を受け、農業協同組 合が譲受け発足した。 2 農業用動産抵当登記の抵当権者に農業協同組合等 が加えられた。
法務庁設置に伴う法令の整理 に関する法律 (昭22法律195、昭23. 2. 16施 行)(12. 17)	不動産登記法中、司法省を法務庁に、司法大臣を法務 総裁に改められた。

	民法第4編、第5編 (昭22法律222、昭23. 1. 1施行)(12. 22)	旧民法第4編及び第5編(明治31年法律9)は、全文が改正され夫婦を基礎とした身分法となり、相続法も改正された。
昭和24年	法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律 (昭24法律137、昭24. 6. 1施行)(5. 31)	1 不動産登記法中、管轄登記所を法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所とされた。 2 戦時民事特別法で認められた登記手続の簡略化を不動産登記法に規定し、抗告を異議とした。 3 商業登記に関しても同様な改正がなされたほか、印鑑届及びその証明についても規定し、商業登記の申請手続を簡略化された。
	土地改良法 (昭24法律195、昭24. 8. 4施行)(6. 6)	1 耕地整理法を廃止した。 2 換地処分、交換分合等農用地の改良、開発、保全及び集団化を図った。
昭和25年	土地台帳法等の一部を改正する法律 (昭25法律227)(7. 31)	1 税制改革により固定資産税が市町村税となり、土地台帳及び家屋台帳が課税台帳から現況表示の台帳と性格を変更し、法務局の所管となった。 2 不動産の表示変更登記に従来土地台帳又は家屋台帳の謄本の添付を要したが不要となった。 3 土地台帳又は家屋台帳に登録する際、所有権保存登記等を同時に申請できる併用申告制を認めた。
	採石法 (昭25法律291、昭26. 1. 31施行)(12. 20)	採石権が物権とされ、不動産登記法を改正し登記の対象となった。
昭和26年	宗教法人法 (昭26法律126)(4. 3)	1 宗教法人令を廃止した。 2 旧令による宗教法人は法施行日後1年6月内に新法の宗教法人となることが認められた。
	不動産登記法等の一部を改正する法律 (昭26法律150、昭26. 7. 1施行)(4. 20)	1 大福帳式登記簿をバインダー式登記簿とすることとなった。 2 閉鎖登記簿の制度を創設した。 3 登記番号制、見出帳の廃止をした。 4 共同人名簿を共同人名票に改めた。
	船舶登記規則等の一部を改正する政令 (昭26政令245、昭26. 7. 1施行)	
	土地改良登記令 (昭26政令146)(5. 9)	土地改良法による登記の特例を定めた。
	土地改良登記令施行細則	

	(昭26法務府令79)(5. 9)	
	国土調査法 (昭26法律180)(6. 1)	1 国土調査のうち、地籍調査がなされたときは、成果として、地籍簿及び地籍図を登記所に送付することとなった。 2 地籍調査のため必要あるときは、代位登記が認められた。 3 所有者の同意があれば、分筆、合筆の調査ができることとなった。
	不動産登記法施行細則の一部を改正する府令 (昭26法務府令110)(6. 29)	1 大福帳式登記簿をバインダー式登記簿に改製作業をすることとなった。 2 登記簿の様式を改正し、表題部と甲区を別用紙とした。 3 登記用紙の編綴を登記番号順から、土地は地番順、建物は家屋台帳法施行令により定めた区域(地番区域とは別)の家屋番号順とすることとなった。 4 登記用紙脱落防止の注意の規定が設けられた。 5 謄本の作成は手書きに加え複写機によって作成することもできることとなった。 6 登記事件の受付帳とその他の事件の受付帳とを別冊とすることとなった。 7 申請書綴込帳も、6と同様、別冊とすることとなった。 8 印鑑提出制度が廃止され、所有権登記名義人が登記義務者として申請する場合にはその都度印鑑証明書を提出することとなった。
	船舶登記取扱手続等の一部を改正する府令 (昭26法務府令117、昭26. 7. 1施行)(6. 29)	
	不動産登記法等の一部を改正する法律の施行に伴う登記事務の取扱について (昭26. 6. 30民事甲1391)	
昭和27年	会社更生法 (昭27法律172、昭27. 8. 1施行)(6. 7)	再建の見込のある株式会社の利害関係人間の調整を図り維持更正を目的として定められた。
	工場抵当法及び鉱業抵当法の	1 放送法にいう「放送の目的に使用する場所」につ

	一部を改正する法律 (昭27法律192、即日施行) (6. 14)	いても、工場財団を設けることができることとなった。 2 財団の分割及び合併ができることとなった。
	工場抵当登記取扱手続等の一部を改正する府令 (昭27法務府令67)	
	工場抵当法及び鉱業抵当法の一部を改正する法律等の施行に伴う登記事務の取扱について (昭27. 6. 24民事甲854)	
	農地法 (昭27法律229、昭27. 10. 21施行)(7. 15)	農地行政の基本法として制定された。
	法務府設置法等の一部を改正する法律 (昭27法律268、翌日施行) (7. 31)	登記関係法令中、法務総裁を法務大臣に、法務府令を法務省令に、法務府事務官を法務事務官と改正された。
昭和28年	農地法による不動産登記に関する政令 (昭28政令173)(8. 8)	農地法による買収、売渡登記手続等の特例を定めた。
	奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律 (昭28法律267)	
	奄美群島の復帰に伴う法務省関係法令の適用の経過措置等に関する政令 (昭28政令104)(10. 24)	1 奄美群島における登記所において奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律の施行前にした登記は、本邦の相当規定によってした登記とみなすこととされた。 2 同法の施行の際の登記簿は、本邦の相当法令による登記簿とみなすこととされた。
昭和29年	○土地台帳事務取扱要領 ○家屋台帳事務取扱要領 (昭29. 6. 30民事甲1321)	1 (新設)土地台帳及び家屋台帳に関する事務取扱の細目が定められた。 2 特別法によるもの(土地改良法、農地法等によるもの)のほかは、すべてこの要領による。
昭和30年	奄美群島の復帰に伴う法務省関係法令の適用の経過措置等	奄美群島における登記所に備付けの登記簿をバインダー式登記簿とすることになった。

	に関する政令の一部を改正する政令 (昭30政令152、8. 1施行)(8. 1)	
	不動産登記法施行細則の一部を改正する省令 (昭30法務省令134即日施行) (8. 20)	1 登記義務者の印鑑証明書は、住所地の市町村長が発行したものとなった。 2 登記義務者の印鑑証明書及び官公署の作成に係る代理権限証書は、3か月以内のものに限ることとなった。
	不動産登記法施行細則の一部を改正する省令について (昭30. 8. 16民事甲1734)	
昭和32年	船舶登記規則の一部を改正する政令 (昭32政令16、昭32. 4. 1施行) (2. 18)	1 登記証書の作成、交付が廃止された。 2 特別登記簿が廃止された。 3 船舶表示としての記載事項が合理化及び簡略化された。
	船舶登記取扱手続の一部を改正する省令 (昭32法務省令10、昭32. 4. 1施行) (3. 1)	4 船舶港変更登記手続が合理化された。 5 製造地以外の地を船籍港とする船舶の所有権保存の登記の申請書にいわゆる未登記証明書の添付を要することとされた。
	船舶登記規則等の一部改正に伴う船舶登記事務の取扱について (昭32. 3. 27民事甲598)	6 製造中の船舶の抵当権の登記を受ける場合のその製造中の船舶の表示の記載事項が合理化された。 7 製造中に抵当権の登記を受けた船舶の所有権保存の登記の手続が合理化された。 8 船舶原簿の登録の抹消の場合の船舶登記の抹消が管海官庁の嘱託によりされることとされた。
	不動産登記法施行細則の一部を改正する省令 (昭32法務省令11、昭32. 4. 1施行) (3. 20)	1 登記事件以外の事件の受付帳を廃止した。 2 所有権保存又は移転の登記について登記権利者の住所証明書が必要となった。 3 所有権以外の権利の登記名義人が、保証書を添付して申請する場合、登記名義人の印鑑証明書(3か月以内)が必要となった。
	同省令について (昭32. 3. 27民事甲615)	4 保証書の保証人について印鑑証明書(3か月以内)が必要となった。 5 所有権の一部移転の結果共有者が多数となり、共同人名票を作成するときには、登記簿上残った登記名義人も記載することとなった。 6 共有者が増加して多数となったときは、共同人名

		票を作成してもよいとされた。 7 登記簿の謄本又は抄本の認証文が簡略化された。 8 工場財団目録等の記載事項が合理化、簡略化された。
	○商業登記等事務取扱手続準則 (昭32. 3. 30民事甲671)	(新設)商業登記事務取扱いの細目が定められた。
	○不動産登記事務取扱手続準則 (昭32. 7. 9民事甲1127)	(新設)不動産登記事務取扱いの細目が定められた。
	国土調査法による不動産登記に関する政令 (昭32政令130、即日施行)(6. 3)	国土調査法に基づく成果による不動産登記について特例が設けられた。
	国土調査法及び国土調査法による不動産登記に関する政令による土地台帳及び登記事務の取扱方について (昭32. 7. 22民事甲1388)	
	旧登記簿の移記廃止方について (昭32. 11. 28民事甲2251)	登記簿の移記を完了した旧登記簿(明治19年登記法によるもの)で保存上弊害を生ずるおそれのあるものは、所定の手続に従い廃棄することが認められた。
昭和33年	企業担保法 (昭33法律106、昭和33. 7. 1施行)	株式会社の総財産を、社債の担保とするため企業担保権を設定できるようになった。(物権の創設)
	企業担保登記登録令 (昭33政令18、昭33. 7. 1施行) (6. 27)	
	企業担保登記規則 (昭33法務省令38、昭33. 7. 1施行)(6. 27)	
	商業登記規則の一部を改正する省令 (昭33法務省令39、昭33. 7. 1施行)	株式会社の登記簿に企業担保権欄が設けられた。
昭和34年	土地台帳法施行細則等の一部を改正する省令	1 土地台帳、家屋台帳の様式を新表題部に準じ改めた。

	(昭34法務省令4、昭34. 2. 1施行)(1. 21)	2 旧台帳を新台帳に改製することができることとなった。
	登記簿及び台帳の一元化の実施について (昭34. 3. 17民事甲548)	実施庁、実施期間、実施作業、予算措置及び「登記簿、台帳一元化の移記要領」等について通達された。
	不動産登記法施行細則の一部を改正する省令 (昭34法務省令45、翌日施行) (8. 14)	1 建物の登記用紙の編綴を敷地の地番順とした。 2 登記簿目録の様式が横書きとなった。
昭和35年	不動産登記法の一部を改正する等の法律 (昭35法律14、昭35. 4. 1施行) (3. 31)	1 登記簿と台帳を一元化するための改正がなされた。 2 土地台帳法及び家屋台帳法を廃止した。 3 権利に関する登記のほか、不動産の状況を明確にする登記として表示に関する登記手続が設けられた。 4 地図及び建物所在図を備え付けることとなった。 5 合併制限の規定が設けられた。 6 保証書事件が全て事前通知制となった。 7 買戻の特約、権利の消滅事項等が付記登記となった。 8 共有の登記は必ず持分を登記することとなった。 9 登記済証の作成手続が簡易合理化された。 10 所有権に関する仮登記に基づく本登記手続が合理化された。 11 地役権の承役地以外の権利は、一筆の土地の一部には認めないこととなった。 12 所有権以外の権利の移転の登記は付記登記となった。 13 抵当権の登記に関連した登記手続が整備された。 14 官公署が未登記の不動産所有権を直接自己の名で保存登記をすることができた手続が廃止された。 15 所有権の登記がされていない不動産を目的とする所有権以外の権利に関する登記(処分の制限を除く)が認められなくなった。 16 所有権保存登記の抹消手続並びに仮登記及び予告登記の抹消手続が整備された。 17 虚偽の保証書を作成した場合、又は登記官の実地調査を妨害したとき等に罰則が設けられた。

	不動産登記法施行細則の一部を改正する等の省令 (昭35法務省令10、昭35. 4. 1施行)(3. 31)	1 登記用紙の様式が改正された(表題部を台帳の様式に準じて改める)。 2 地図、建物所在図、土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図並びに地役権図面の規格が定められた。 3 所有権以外の権利を目的とする権利に関する登記(所有権以外の権利の処分の制限の登記も含む。)は付記登記となった。 4 土地図面綴込帳、建物図面綴込帳、地役権図面綴込帳を備えることになった。
	登記簿台帳一元化実施要領について (昭35. 4. 1民事甲686)	土地台帳又は家屋台帳の登録事項を登記用紙の新表題部に記載し、登記簿に編綴し一元化することとなった。
	不動産登記法施行細則の一部を改正する省令 (昭35法務省令27、昭35. 7. 10施行)(6. 27)	保証書の事前通知を、申請人の負担により書留又は速達の取扱とすることが認められた。
	不動産登記法施行令 (昭35政令228、即日施行)(8. 5)	1 不動産の表示方法(地番区域、地番、地目、地積、家屋番号、建物の種類、構造、床面積の定め方)について定められた。 2 地積又は床面積はメートル法となった。既登記のものは、昭和41年3月31日まで尺貫法のままとする。
	不動産登記法施行令の制定に伴う家屋台帳事務の取扱について (昭35. 8. 10民事甲2055)	1 家屋台帳の床面積は、平方メートルで登録してもよいこととなった。 2 上記の記載例が定められた。
昭和36年	抵当権等の設定登記において取扱支店を表示することについて (昭36. 5. 17民事甲1134、同日民事3・453)	抵当権の表示につき取扱支店名を付記することとし、抵当権者を支店名義をもって記載することを廃止した。
	不動産登記法施行細則の一部を改正する省令 (昭36法務省令42、昭36. 12. 1施行)(10. 13)	謄本の作成を手書きとするときの謄本用紙の様式が改正された。
昭和37年	不動産登記法第17条の規定による地図の備付けについて	1 登記簿と台帳の一元化が完了した登記所において逐次整備することとなった。

	(昭37. 3. 20民事甲369)	2 国土調査法による地籍図等は、原則として17条地図としてさしつかえないこととなった。
	民法の一部を改正する法律 (昭37法律40、昭37. 7. 1施行) (3. 29)	1 同時死亡者間は、相続が開始せず、代襲相続となった。 2 代襲相続について規定が改められた。 3 相続の放棄者は、初めから相続人とならなくなった。 4 特別縁故者へ相続財産(法人)からの財産分与が認められた。
	建物の区分所有等に関する法律 (昭37法律69、昭38. 4. 1施行) (4. 4)	1 不動産登記法の一部が改正された。 2 区分建物の登記用紙は、1棟の建物に属する全部を1登記用紙とすることとなった。 3 区分建物の登記申請書及び登記簿の記載方法が改められた。 4 区分所有権の目的でない建物と区分所有権の目的となる建物の相互の間に変更された場合の登記手続が定められた。 5 共用部分に関する登記手続が定められた。 6 従前の区分建物について登記用紙の改正規定が設けられた。
	不動産登記法施行細則の一部を改正する省令 (昭37法務省令39、昭37. 5. 1施行)(4. 28)	地積測量図、所在図、建物図面及び各階平面図のそれぞれの様式が定められた。
	○不動産登記事務取扱手続準則 (昭37. 4. 20民事甲1175、5. 1実施)	1 昭32年準則の全文が改正された。 2 登記簿と台帳の一元化が完了し、指定期日後の取扱が定められた(表示登記に関する規定の整備)。 3 通知書等が横書きとなった。 4 地籍図を法第17条地図に指定できることとした。
	住居表示に関する法律 (昭37法律119)(5. 10)	街区方式、道路方式によって住居表示がされることとなった。
	行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 (昭37法律161、昭37. 10. 1施行)(9. 15)	不動産登記法中、異議を審査請求と改め、行政不服審査法の一部適用除外規定が設けられた。
昭和38年	登記官認印取扱規程	

	(昭38. 3. 8民事甲457)	
	登記官認印取扱規程について (認印の文字、認印の調製) (昭38. 3. 8民事3・124)	
	不動産登記法施行細則の一部 を改正する省令 (昭38法務省令18)(3. 14)	1 区分建物の登記用紙の様式が定められた。 2 区分建物に関する登記手続が定められた。 3 従来の区分建物登記を新登記用紙に改製すること となった。
	○不動産登記事務取扱手続準 則 (昭38. 4. 15民事甲931、5. 15実 施)	1 昭和37年の準則の全文が改正された。 2 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法 施行細則の改正に伴い改正された。
	区分所有建物に関する登記の 記載例について (昭38. 4. 16民事3・302)	区分所有の建物に関する登記用紙の改製要領
	区分所有の建物の関する登記 用紙の改製について (昭38. 5. 9民事甲1254)	区分所有の家屋の家屋台帳の改製要領
	区分所有の家屋の家屋台帳の 改製について (昭38. 6. 24民事甲1729)	
	粗悪用紙等の移記について (昭38. 7. 18民事甲2094)	粗悪登記用紙及び枚数過多の用紙を計画的に移記作 業を実施することとした。
	粗悪登記用紙の移記要領 (昭38. 7. 19民事甲2129)	同要領が定められた。
昭和39年	不動産登記法の一部を改正す る法律 (昭39法律18、昭39. 4. 1施行) (3. 30)	1 保証書の事前通知は、所有権に関する登記のみとな った。 2 所有権の登記がある土地の合筆又は建物の合併の 登記済証には合併により所有権の登記をした旨記 載し、その他登記済証の作成手続を簡略化した。 3 上の土地の合筆又は建物の合併の登記をするとき は、単一の所有権登記をすることとなり、かつ申請 書には所有権の登記の登記済証を添付することと なった。 4 2筆(個)以上の不動産を共同担保とするときは、常 に共同担保目録が存在するように改められた。(共 同担保目録の合理化)

		5 先取特権、質権又は抵当権の登記事項から弁済期が削除された。
	不動産登記法施行細則等の一部を改正する省令 (昭39法務省令48翌日施行) (3. 31)	1 登記官吏が登記官となる。 2 合筆又は合併の登記申請書に印鑑証明書を添付することとなった。 3 共同担保目録の様式が改正された。
	○不動産登記記載例について (昭39. 4. 1民事甲839)	一元化完了を前提とする部分を除き実施された。
	河川法施行法 (昭39法律168昭40. 4. 1施行) (7. 10)	1 河川法が全文改正されるとともに不動産登記法の一部が改正された。 2 河川敷地となった場合には登記はすべて抹消することとされていたが、流水部分以外は、河川区域内の土地である旨を登記することとなった。
	不動産登記受付帳の記載について (昭39. 11. 14民事甲3619)	登記の目的の項目及び申請人欄を簡略に記載することとなった。
	申請書の添付書類の還付について (昭39. 11. 21民事甲3749)	相続関係説明図を添付することによって、相続証明書の還付が認められた。
	司法書士が作成する不動産登記申請書の様式について (昭39. 11. 30民事3・953)	申請書の様式及び記載事項が合理化ないし簡略化された。
	登記の申請書の補正を命ずる場合とその方法について (昭39. 12. 5民事甲3906)	登記申請の補正を要する場合の補正の方法について定められた。
昭和40年	土地家屋調査士が作成する不動産の表示に関する登記の申請書の様式について (昭40. 3. 30民事3・357)	申請書の様式及び記載事項が合理化ないし簡略化された。
	不動産登記法施行細則の一部を改正する省令 (昭40法務省令15)(3. 31)	河川区域内の土地である旨の登記は、表題部中、地目欄に(従前の地目と共に)記載することとなった。
	農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律(昭40法律121)(8. 20)	自作農創設特別措置法によって買収された土地の旧地主に報償金を交付するため、その資料として買収登記嘱託書綴込帳の抄本を交付した。
昭和41年	土地の地積又は建物の床面積	1 計量法の完全施行により、昭和41年4月1日以後にお

	を平方メートルによる単位で表示する場合の換算率及び換算方法等について (昭41. 3. 1民事甲279)	いては、すべてメートル法が適用されることとなった。 2 坪(歩)平方メートル換算表。
	登記の申請書に不動産の表示をする場合の取扱について (昭41. 3. 26民事甲1011、同日付民三・307)	1 表示の登記、表示に関する変更登記後の表示はすべて平方メートルとすることとなった。 2 登記簿の表示が尺貫法のととき、原因書面が平方メートルであれば、申請書は併記することとなった。 3 登記簿の表示を随時平方メートルに書替えることが認められた。 4 謄本又は抄本の交付の際、平方メートルに書替しなければ、「面積は尺貫法による」旨付記して交付することとなった。
	財団登記事務取扱手続準則 (昭41. 5. 17民事甲955)	各種財団に関する登記事務取扱の細目が定められた。
	借地法等の一部を改正する法律 (昭41法律93、昭41. 7. 1施行) (6. 30)	民法及び不動産登記法が改正され、地下又は空間の上下の範囲を定めて地上権を設定することが認められた。
	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律 (昭41法律126、即日施行)(7. 9)	入会林野の近代化を図った。
	土地の地積又は建物の床面積を登記の申請書に表示する場合等の取扱について (昭41. 8. 27民三・907)	1 申請書に換算面積の併記を求め、登記簿も平方メートルに書替えることとした。 2 事務の繁閑をみて平方メートル書替作業をすることとなった。
	登記簿台帳一元化作業の実施庁の指定について (昭41. 12. 27民事甲3721)	昭和41年度から一元化作業を実施した庁は、その作業完了後引続いて平方メートル書替作業を実施し1年間で完了することとなった。
昭和42年	○不動産登記記載例について (昭42. 3. 1民事甲600)	昭和39年の記載例が改められた。
	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による不動産登記に関する政令 (昭42政令27)(3. 7)	入会林野の整備に伴う登記手続の特例が定められた。
	登録免許税法	登録税法が全文改正され、登録免許税法となった。

	(昭42法律35、昭42. 8. 1施行) (6. 12)	
昭和43年	小笠原総合事務所の登記に関する管轄区域等を定める省令 (昭43法務省令35)(6. 26)	昭和43年6月26日復帰した東京都小笠原村の登記事務が東京法務局(不動産登記課)に委任された。
	登記事務委任規則改正省令 (昭43法務省令36)(6. 26)	
昭和44年	専決処分に関する訓令 (昭44. 4. 1民事甲481法務大臣訓令)	不動産登記法24条の規定による法務大臣の命令に関する事務が法務局長又は地方法務局長に移された。
	滅失のおそれがある登記簿等についての処分に関する専決について (昭44. 4. 1民事甲483)	不動産登記法24条の規定による処分命令の形式及びその告知、具申書、報告書、粗悪用紙の移記についての特例等が定められた。
昭和45年	○不動産登記記載例について (昭45. 3. 31民事甲966)	昭和42年の記載例が改められた。
昭和46年	○不動産登記事務取扱手続準則 (昭46. 3. 15民事甲557、昭46. 4. 1実施)	1 昭和38年準則の全部が改正された。 2 表示登記の手続が整備された。 3 国土調査の地籍図を原則として法第17条地区とすることとした。
	民法の一部を改正する法律 (昭46法律99、昭47. 4. 1施行) (6. 3)	1 抵当権の順位変更が認められた。 2 根抵当権について規定が設けられた。 3 不動産登記法が改正され、根抵当権の登記手続が改められた。
	不動産登記法施行細則の一部を改正する省令 (昭46法務省令47、昭47. 4. 1施行)(10. 1)	不動産登記法の改正に伴う根抵当権の登記手続の細目が規定された。
	民法の一部改正に伴う登記事務の取扱について (昭46. 10. 4民事甲3230)	
	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律 (昭46法律129)(12. 31)	
	沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律	那覇地方法務局が設置された。

	(昭46法律130、昭47. 5. 15施行)(12. 31)	
昭和47年	沖縄の復帰に伴う法務省関係法令の適用の特別措置等に関する政令 (昭47政令95、昭47. 5. 15施行)(4. 27)	
	沖縄の復帰に伴う関係法務省令の改廃等に関する省令 (昭47法務省令39、昭47. 5. 15施行)(5. 13)	那覇地方法務局の支局(コザ、名護、平良、石垣)及び出張所(与那原、糸満、久米島、普天間、嘉手納、具志川、石川、宜野座、本部、大宜味、与那国)が設置された。
	沖縄の復帰に伴う民事行政事務の取扱について (昭47. 5. 15民事甲1783)	
	復帰後における不動産登記事務の取扱について (昭47. 5. 15民事3・441)	
	不動産登記法施行細則等の一部を改正する省令 (昭47法務省令79昭48. 1. 1施行)(12. 22)	1 表題部登記用紙の様式が改正され、地積又は床面積の単位が平方メートルのみとなった。 2 打抜式契印機が導入されることとなったのでこれに伴いその改正がされた。
昭和48年	国土調査法第20条第1項の規定により登記所に送付される地籍図の写の材質をポリエステル・フィルムとすることについて (昭48. 3. 5民三・1886)	マイラーにより作製された地籍図が送付されることとなった。
昭和50年	許可、認可等の整理に関する法律 (昭50法律90、即日施行)(12. 26)	1 不動産登記法8条2項の規定による管轄登記所についての法務大臣の指定権の一部が法務局長又は地方法務局長に移された。 2 工場抵当法17条2項(その準用規定)による財団登記の管轄登記所についての法務大臣の指定権についても、同様とされた。
	不動産等の管轄登記所の指定に関する省令 (昭50法務省令68、即日施行)(12. 26)	

昭和52年	不動産登記法施行細則等の一部を改正する省令 (昭52法務省令54、昭52. 10. 1施行)(9. 3)	1 登記用紙の様式中甲区、乙区及び共同人名票に地番区域欄が設けられた。 2 目録に登記用紙編綴の事由の記載を要しなくなった。 3 受付帳の様式が改正された。 4 受付番号は局長の許可を得て1か月毎に更新できることとなった。 5 謄抄本の交付申請及び作成規定が整備された。 6 表示登記申請にも所有者の住所証明書が必要となった。 7 指定登記所では、法人登記と同一管轄の不動産登記申請に法人代表者の代理権限証書及び印鑑証明書の添付を省略することができなくなった。 8 地積測量図、土地所在図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の様式を改正し、B5版バインダーに2つ折り編綴することとなった。 9 地積測量図に境界標等を表示し、原則として縮尺が250分の1となった(従前300分の1)。 10 各階平面図の縮尺が原則として250分の1となった(従前200分の1)。 11 質権及び抵当権の設定登記申請書に先順位の記載を要しなくなった。 12 共有者の住所が登記簿で明らかなきときは、共同人名票は住所の記載を要しなくなった。 13 各種財団の謄本又は抄本を交付する際、目録は請求があったときのみ作成することとなった。
	不動産登記事務取扱手続準則 (昭52. 9. 3民三・4473、昭52. 10. 1実施)	1 昭和46年の準則が全文改正された。 2 地図の備付け規定を整備した。 3 国土調査法による地籍図は法17条地図として備え付けることとした。
	不動産登記法施行細則42条3項ただし書及び44条ノ8、抵当証券法施行細則第22条第1項並びに鉱害賠償登録規則第20条ただし書の規定に基づき登記所を指定する件 (昭52. 10. 13法務省告示286)	1 指定登記所における会社等の法人の代表者等の不動産登記申請について代表権限を証する書面を提出することとされたのに伴い、その指定登記所の指定がされた。 2 指定登記所における会社等の法人の代表者等の不動産登記申請について印鑑証明書の提出を要する場合も同様とされた。

		(昭60. 7. 1現在、東京、大阪、名古屋各法務局、横浜、京都、神戸各地方方法務局計6庁)
昭和53年	仮登記担保契約に関する法律 (昭53法律78、昭55. 10. 1施行) (6. 20)	1 担保仮登記に基づく本登記の取扱が改められた。 2 受戻権の行使による登記の取扱が認められた。
昭和54年	民事執行法 (昭54法律4、昭55. 10. 1施行) (3. 30)	1 民事訴訟法中強制執行手続及び競売法を統合して制定された。 2 競売申立の登記は差押えの登記となり二重競売の場合も重ねて登記をすることとなった。 3 登記の嘱託者は、裁判所書記官となり、強制執行に関する処分の制限の登記をしたときは、登記後の謄本を裁判所へ送付することとなった。
	不動産登記記載例について (昭54. 3. 31民三・2112)	昭和45年の記載例が改められた。
	民法及び民法施行法の一部を改正する法律 (昭54法律68、昭55. 6. 20施行) (12. 20)	1 準禁治産者の対象とする範囲を縮小した。 2 社団法人又は財団法人を示す文字は民法法人以外に使用できなくなった。 3 休眠法人は、設立許可を取消することができることとなった。
昭和55年	民法及び家事審判法の一部を改正する法律 (昭55法律51、昭56. 1. 1施行) (5. 7)	1 配偶者の相続分が引上げられた。 2 兄弟姉妹の代襲相続がその子までと制限された。 3 寄与分の規定が新設された。 4 配偶者の遺留分が引上げられた。
昭和58年	建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律 (昭58法律51、昭59. 1. 1施行) (5. 21)	1 敷地利用権が新設された。 敷地利用権は、原則として分離処分ができない。 2 区分建物の表示の登記は、一棟の全部について一括申請を要することとされた。 3 敷地利用権について区分建物の表示の登記の登記事項とされた。 4 敷地権の表示を登記したとき、敷地権の目的たる土地についてその旨の登記をすることとされた。 5 建物の表題部の登記用紙の様式が改正された。
	建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (昭58政令219、昭59. 1. 1施行)	

	(10. 21)	
	不動産登記法施行細則の一部を改正する省令 (昭58法務省令34、昭59. 1. 1施行)(10. 21)	
	建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律附則第6条第3項の異議の申出等の手続に関する省令 (昭58法務省令35、昭59. 1. 1施行)(10. 21)	
	適用運用日の指定等の通知の専決に関する訓令 (昭58訓令6060、昭59. 1. 1施行)(10. 21)	既存の区分建物とその敷地利用権についての改正不動産登記法の適用開始目についての法務大臣の通知事務が法務局長又は地方法務局長に移された。
	適用開始日の指定等に関する事務の取扱について (昭58. 10. 21民三・6061)	
	建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部改正に伴う登記事務の取扱について (昭58. 11. 10民三・6400)	1 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律等の施行に伴う登記事務の取扱の細目が定められた。 2 区分建物関係登記記載例が定められた。
	不動産登記事務取扱手続準則の一部改正 (昭58. 11. 10民三・6401、昭59. 1. 1実施)	1 昭和52年の準則の一部が改正された。 2 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令及び不動産登記法施行細則の一部を改正する省令の施行に伴う規定の整理がされた。
	区分建物の表示に関する登記申請書の様式等について (昭58. 11. 11民三・6567)	
	区分建物に関する登記申請書の様式等について (昭58. 11. 11民三・6569)	
昭和60年	電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措	手数料は登記印紙をもってする。

	置等に関する法律 (昭60. 5. 1法律33号)	
	登記特別会計法 (昭60. 6. 7法律54号)	登記に関する事務その他の登記所に係る事務の遂行に資するとともにその経理を明確にする。
平成5年	不動産登記法一部改正 (平5. 4. 23法22)	1 地図に準ずる図面の閲覧制度の新設 2 登記申請代理権の不消滅規定の新設 3 保証書制度の改善(所在地登記所以外も可) 4 地図作成の際の職権分合筆の手続きの新設 5 地役権登記がある土地の合筆手続きの整備 6 建物が合体した場合の登記手続の新設
	不動産登記事務取扱手続準則の一部改正 (平5. 7. 30民三・5319)	地積測量図における境界標等の記載要領を改正した。
平成7年	震災関係の閲覧手数料等の免除 (平7. 4. 26 民三2, 902)	市町村長の被災証明書を添付した、謄抄本、地図等の請求は、手数料を免除する。
平成10年	震災特例法一部改正	震災被害建物に代る建物の、保存登記、所有権移転登記等に関わる登録免許税の免税措置を定めた。
平成11年	行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行に伴う不登法の一部改正 (平11法律42)	登記簿、図面等の閲覧について「利害ノ関係アル部分ニ限ル」との制限を削除した。 登記簿は情報公開法の適用除外とする。
	電気通信回線による登記情報の提供に関する法律 (平11法律226)	不動産登記、商業登記に関わる情報をインターネットにより提供できる。 法務大臣は全国で一の情報提供業者を指定できる。
平成12年	租税特別措置法一部改正	共有物分割による所有権移転登記に係わる登録免許税の税率を6/1000から、その一部について50/1000に取り扱いを変更する。
平成16年	不動産登記法全面改正 (平17. 3. 7)	今回の改正 ①法律全体の構成を見直す全面改正をすると共に、法文の全てを現代語化した。 ②電子政府の実現という政府の政策を、不動産登記の面で実現するため登記簿及び地図の電子化を図ると共に、電子申請の導入を図った。 その結果、旧法では登記手続きの細目についても規定していたが、新法では下記のようにされた。

		①申請権者又は申請義務者、登記事項及び登記手続きの骨格に関わる事項を法律で規定した。 ②申請情報や申請情報に添付すべき情報については政令事項とした。 ③具体的な登記事務の細目や公示技術については省令事項に定める。 改正法の具体的内容 1 インターネットを利用した電子申請の制度を新設し、順次開始する。 2 登記済証の廃止と登記識別情報の制度新設。 3 登記識別情報はアラビア数字その他の符号の組み合わせにより、電子ファイル又は書面により交付される。※非通知又は失効の申出が出来る。 4 保証書制度を廃止し、本人確認制度を新設する。 5 当分は登記所に出頭して申請書を提出する「窓口書面申請」と電子申請を併用する。 最初の電子申請実施登記所はH. 17. 3さいたま地方法務局上尾出張所であり、以後実施庁を個別に指定し順次拡大していった。 6 申請書の副本の制度は廃止し、登記原因証明の添付を制度化する。 7 電子申請に関わるものの補正又は取下げは電子申請によるものに限る。
	不動産登記規則改正 (平17. 3. 7)	規則93条ただし書に、土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人の代表者が作成した申請に係る不動産の調査に関する報告書を活用することで、登記官の行う実地調査を省略することができる旨が制度的に明らかにされた。
平成17年	不動産登記法一部改正 (平18. 1. 20)	筆界特定制度の創設
	不動産登記規則の一部を改正する省令 (8月15日法務省令第82号)	印鑑証明書の添付が不要な場合・複数の登記識別情報の有効証明請求を一括して申請できる場合・登記識別情報の有効証明請求の申請書の添付書面は原本還付請求できる旨・閉鎖事項証明書は請求した登記所の管轄以外の登記所に係るものは請求できない旨(2007年(平成19年)3月30日法務省令第15号により廃止)が

		示された。
	不動産登記法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (11月7日政令第337号)	第1条により第21条第2項が追加され、不動産登記法第149条第1項の図面の内容が示された。
平成19年	改正 (3月30日民二806号通達)	不動産登記規則第74条第3項に規定する用紙により地積測量図を作成する場合、当該用紙に余白がある場合はその余白を用いて建物図面を作成することができる旨が示された。
平成20年	不動産登記令の一部を改正する政令 (1月11日政令第1号)	電子情報処理組織を使用する方法により登記の申請をする際には添付情報の一部を書面で提出することができる旨が示された。
平成22年	不動産登記規則等の一部を改正する省令 (4月1日法務省令第17号)	地図の作成単位の追加・地図及び土地所在図等並びに地積測量図の記録事項の変更・地図等及び土地所在図等についての副記録制度の導入・地図訂正申出の方法の追加・行政区画の変更等の規定の地図等への準用・地図等証明書等の交付の請求方法の追加が示された。
平成23年	不動産登記規則の一部を改正する省令 (1月12日法務省令第1号) (3月25日法務省令第5号)(4. 1) (12月22日法務省令第41号) (12. 26) (12月26日法務省令第43号) (平24. 7. 9)	原則的に4月1日から施行されているが、一部の改正については、所得税法等の一部改正法の施行の日から施行 東日本大震災復興特別区域法の施行に伴う経過措置 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者の出入国管理に関する特例法の一部改正等法の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置
	不動産登記法一部改正 (4月28日法律第32号)(10. 20) (5月25日法律第53号)(平25. 1. 1)	高齢者の居住の安定確保法等の一部改正法 非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等法
平成24年	不動産登記規則の一部を改正する省令 (2月6日法務省令第4号)	電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則の一部改正

	(2. 20) (10月1日法務省令第38号) (10. 1)	不動産登記規則の一部改正省令
平成25年	不動産登記規則の一部を改正する省令 (3月21日法務省令第3号) (3. 21) (8月15日法務省令第20号) (8. 20)	不動産登記規則の一部改正省令 大規模災害復興法及び東日本大震災復興特別区域法に基づく筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報特例等省令
	不動産登記法一部改正 (6月26日法律第61号) (6. 26)	大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法

【引用】登記研究編集室編「戦後の不動産登記制度の回顧」テイハン・・・(昭和58年までの記述)

第7 国土調査法

【70】国土調査法

(昭和26年6月1日法律第180号)

(最終改正：平成25年6月14日法律第44号)

(目的)

第1条 この法律は、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的且つ総合的に調査することを目的とする。

【71】これまでの国土調査事業十箇年計画 (国土交通省HPより)

	計画期間	地籍調査計画 面積 (km ²)	基準点測量計画 点数 (点)
第1次計画	昭和38～47年度	42,000	6,500
第2次計画	昭和45～54年度	85,000	36,500
第3次計画	昭和55～平成元年度	60,000	25,500
第4次計画	平成2～11年度	49,200	21,200
第5次計画	平成12～21年度	34,000	14,000
第6次計画	平成22～31年度	21,000	8,400

【72】第6次国土調査事業十箇年計画（平成22年5月25日閣議決定）

国土調査促進特別措置法（昭和37年法律第143号）第3条第1項に規定する国土調査事業十箇年計画を次のとおり定める。

(1) 地籍調査

優先的に地籍を明確にすべき地域を中心に地籍の明確化を促進するため、十箇年間に実施すべき国土調査事業の量は、次のとおりとする。

- ① 国の機関が地籍調査の基礎とするために行う基準点の測量の基準点の数は、人口集中地区以外の地域を対象に、8,400点とする。
- ② ①に掲げる基準点の測量を除き、国の機関が地籍調査の基礎とするために行う基本調査の調査面積は、3,250平方キロメートルとする。
- ③ 地方公共団体又は土地改良区その他の国土調査促進特別措置法施行令（昭和45年政令第261号）第1条各号に掲げる者が行う地籍調査の調査面積は、21,000平方キロメートルとする。

併せて、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第5項の規定に基づく国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有する国土調査以外の測量及び調査の成果等についても活用を促進する。

これらにより、地籍調査対象面積（全国土面積から国有林野、公有水面等の面積を除いた地域の面積）に対する地籍調査実施地域の面積の割合を、49%（平成21年度末時点）から57%（平成31年度末時点）とし、特に人口集中地区における地籍調査実施面積の割合を、21%から48%とし、人口集中地区以外の林地における地籍調査実施面積の割合を、42%から50%とすることを目標とする。

また、中間年を目標に、地籍調査（②に掲げる基本調査を含む。）について、調査未着手の市町村又は調査休止中の市町村（優先的に地籍を明確にすべき地域について調査が完了している市町村を除く。）の解消を目指す。

(2) 土地分類調査

土地本来の自然条件や土地の改変状況等を把握するため、十箇年間に実施すべき国土調査事業の量は、次のとおりとする。

国の機関が土地分類調査の基準の設定のために行う基本調査の調査面積は、人口集中地区及びその周辺を対象に、18,000平方キロメートルとする。

(3) 計画の見直し

この計画は、今後の社会・経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、中間年に見直すものとする。

【73】第6次国土調査事業十箇年計画 補足資料

(1) 目的

国土調査は、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査するものであり、その成果は、不動産登記行政の基礎資料として活用されるほか、災害復旧の迅速化、まちづくりの円滑な推進などに役立っている。

国土調査事業十箇年計画は、国土調査の促進を図るため、国土調査促進特別措置法に基づき、国土調査の中でも緊急かつ計画的に実施すべき調査を国土調査事業と位置づけ、その実施の促進を図るものである。

第5次国土調査事業十箇年計画が平成21年度末に期限を迎えたが、今後とも計画的に国土調査事業の促進を図る必要があることから、平成22年3月に国土調査促進特別措置法を改正し、新たに平成22年度を初年度とする第6次国土調査事業十箇年計画を策定することとしたものである。

(2) 計画の記載内容について

ア 地籍調査

第6次計画においては、地籍調査の対象地域(286,200 k m²)の中から、地籍明確化の緊急性を踏まえ、優先的に地籍を明確にすべき地域(※)を絞り込み、この地域のおよそ半分の地域について地籍の明確化を図る。特に調査の遅れている都市部及び山村部では、地籍調査の進捗率を5割程度に引き上げることを目指す。第6次計画以降に調査実施する地域についても、必要な地域については、第6次計画において国が基礎的な情報を整備する基本調査を実施する。

(※)「優先的に地籍を明確にすべき地域」とは、地籍調査を実施していない地域(146,147 k m²)のうち、土地区画整理事業等の実施により地籍が一定程度明らかになっている地域及び大規模な国・公有地等の土地利用や土地取引等が行われる可能性が低い地域(合計約96,000 k m²)を除いた地域(約50,000 k m²)である。

① 計画事業量について

㊦ 国の機関が行う基準点の測量

地籍調査の基礎とするため、地籍調査の実施に必要な基準点を設置する。なお、人口集中地区については、都市再生街区基本調査(平成16～18年度に実施)により基準点を高密度に設置済みであることから、人口集中地区以外の地域に、8,400点を設置する。

④ 国の機関が行う地籍調査の基礎とするために行う基本調査

地籍調査の基礎とするために行う基本調査(㊦に掲げる基準点の測量を除く。)として、都市部においては、地籍調査の前提となる官有地と民有地の間の境界情報の整備に必要な基礎的な情報を整備する「都市部官民境界基本調査」を1,250 k m²の地域で実施する。また、山村部においては、境界情報

を簡易に広範囲で保全する「山村境界基本調査」を 2,000 k m²の地域で実施する。両調査を合わせて 3,250 k m²の地域で基本調査を実施する。

⑦ 地方公共団体及び土地改良区等が行う地籍調査

優先的に地籍を明確にすべき地域を中心に、21,000 k m²の地域で地籍調査を実施する。このうち、人口集中地区では 1,800 k m²の地域で、人口集中地区以外の林地では 15,000 k m²の地域で調査を実施する。

⑧ 国土調査以外の成果の活用について

公共事業や民間開発等といった国土調査以外の測量及び成果についても、国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有していれば、国土調査法第 19 条第 5 項の規定に基づき、申請により国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定することができることから、当該制度の活用促進等により、人口集中地区を中心に約 1,500 k m²の地域で地籍整備を行うことを目指す。

⑨ 目標として指標について

これまで十箇年計画に記載してきた計画事業量に加え、国民にわかりやすい指標を示す観点から、進捗率（地籍調査対象地域の面積に対する、地籍調査実施地域の面積の割合）についても、計画に記載することとする。

⑩ 地籍調査への市町村の着手状況について

計画策定時点(平成 21 年度末時点)における、市町村の地籍調査着手状況は、全 1,750 市町村のうち、全域完了市町村が 423 市町村（24%）、調査実施中の市町村が 723 市町村（41%）、調査休止中の市町村が 327 市町村（19%）、調査未着手の市町村が 277 市町村（16%）となっている。全体の約 1/3 の市町村において、地籍調査が行われていない状況であり、調査の一層の促進のため、国は、中間年を目標に、調査未着手の市町村又は調査休止中の市町村（優先的に地籍を明確にすべき地域について調査が完了している市町村を除く。）の解消を目指し、必要な取り組みを行うものとする。

イ 土地分類調査関係

近年、土地の安全性について国民の意識・関心が高まっていることも踏まえ、土地本来の自然条件や過去の改変状況等を把握するために、緊急に情報を整備する必要性が高い人口集中地区及びその周辺部 18,000 k m²の地域を対象に、土地分類調査の基準の設定のために行う基本調査として、土地分類基本調査（土地履歴調査）を国が実施する。

(参考)

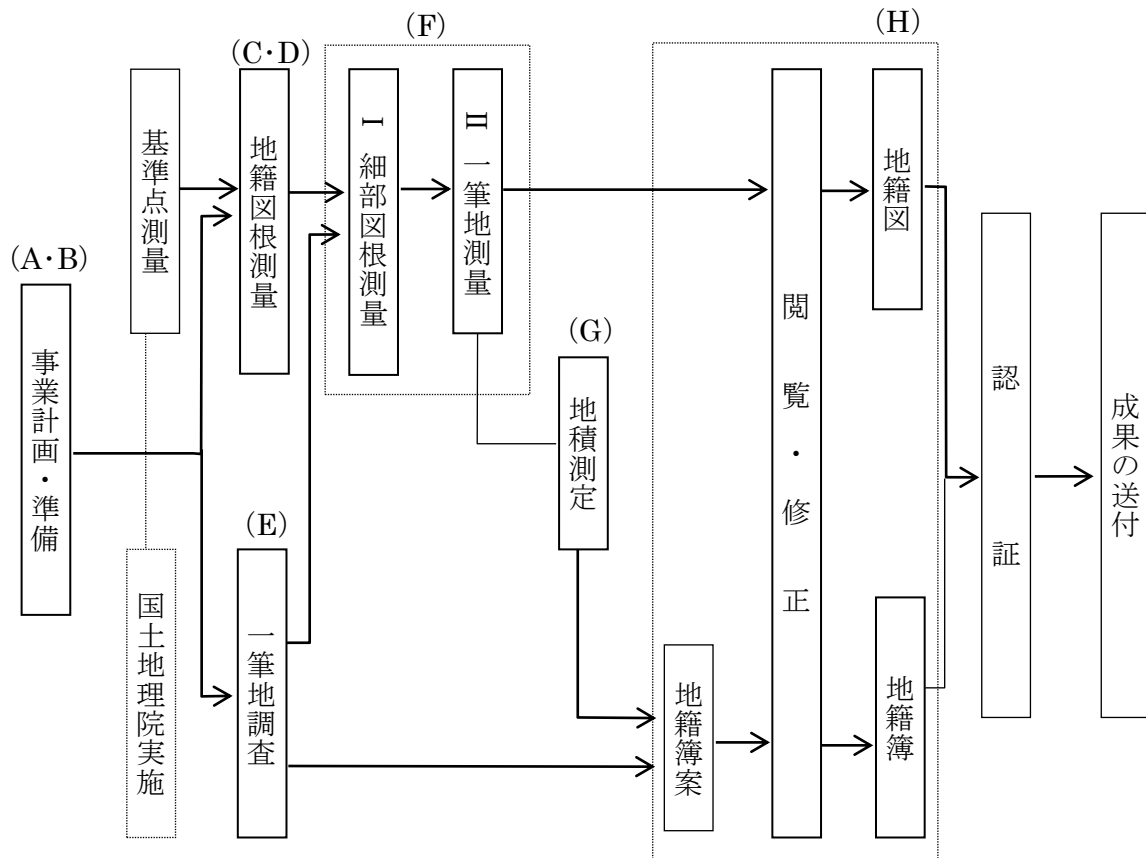
計画事業量

	対象地域 面積	これまでの 全実績	第5次計画		第6次計画
			事業量	実績	事業量案
基準点の測量(点)	—	72,525	14,000	11,553	8,400
地籍基本調査 (k m ²)	—	—	—	—	3,250
地籍調査 (k m ²)	286,200	140,053	34,000	16,400	21,000
土地分類基本調査 (土地履歴調査)(k m ²)	—	—	—	—	18,000

注 第5次計画で実施した土地分類基本調査(垂直調査)及び土地分類調査(細部調査)は対象外とした。

【74】地籍調査の作業工程

作業工程図(地上法)



【75】地上法の作業工程

(1) 地籍調査事業計画・事務手続（A工程）

地籍調査の実施計画及び作業規程を市町村等の計画機関が作成し、実施に関する公示を行う。

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用
A	地籍調査事業計画・事務手続	
A1	全体計画の作成	
A2	関係機関との調整	
A3	事業計画の策定・公示	法 6 条の 3
A4	実施に関する計画の作成	法 6 条の 4、 準則 9～12 条
A5	作業規程の作成	法 6 条の 4
A6	国土調査の指定の公示	法 6 条
A7	国土調査の実施の公示	法 7 条

(2) 地籍調査事業準備（B工程）

地籍調査の実施組織の確立、補助申請等を市町村等の計画機関が作成する。

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用
B	地籍調査事業準備	
B1	実施組織の確立	
B2	補助申請	地籍調査費負担金交付 要綱
B3	作業班の編成又は外注先 の選定	準則 7 条
B4	推進委員会の設置	国土調査事業事務取扱 要領
B5	趣旨の普及	準則 2 条

(3) 地籍図根三角測量（C工程）

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用
C	地積図根三角測量	
C1	作業の準備	準則 7、37、43、45 条
C2	選点	準則 38、44、48～50 条
C3	標識の設置	準則 51 条
C4	観測及び測定	準則 52 条
C5	計算	準則 52 条
C6	点検測量	準則 52 条
C7	取りまとめ	準則 6、52 条
C8	実施者検査	
C9	認証者検査	

(4) 地籍図根多角測量（D工程）

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用
D	地籍図根多角測量	
D1	作業の準備	準則 7、37、45 条
D2	選点	準則 38、44、53～56 条
D3	標識の設置	準則 57 条
D4	観測及び測定	準則 58 条
D5	計算	準則 58 条
D6	点検測量	準則 58 条
D7	取りまとめ	準則 6、58 条
D8	実施者検査	
D9	認証者検査	

(5) 一筆地調査（E 工程）

一筆毎の土地の所有者、地番、地目、筆界調査を行い、筆界表示杭、筆界基準杭等を設置する工程。

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用
E	一筆地調査	
E1	作業の準備	準則 7 条
E2	作業進行予定表の作成	準則 13 条
E3	単位区域界の調査	準則 14 条
E4	調査図素図等の作成	準則 15～18 条
E5	現地調査の通知	準則 20 条
E6	標札等の設置	準則 21 条
E7	市町村の境界の調査	準則 22 条
E8	現地調査	準則 23～36 条
E9	取りまとめ	準則 6 条
E10	実施者検査	
E11	認証者検査	

(6) 細部図根測量（F I 工程）

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用
F I	細部図根測量	
F I 1	作業の準備	準則 7、37、59 条
F I 2	選点及び標識の設置	準則 46、60～62 条
F I 3	観測及び測定	準則 63、64、67 条
F I 4	計算	準則 63、64、67 条
F I 5	点検測量	準則 67 条
F I 6	取りまとめ	準則 6、67 条
F I 7	実施者検査	
F I 8	認証者検査	

(7) 一筆地測量（FⅡ工程）

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用
FⅡ	一筆地測量	
FⅡ1	作業の準備	準則 7、37、70 条
FⅡ2	観測及び測定	準則 68、70～72 条
FⅡ3	計算及び筆界点の点検	準則 70～72 条
FⅡ4	原図の作成	準則 6、74、75 条
FⅡ5	実施者検査	
FⅡ6	認証者検査	

(8) 地積測定（G工程）

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用
G	地積測定	
G1	作業の準備	準則 7、85 条
G2	測定、計算及び点検	準則 85、86 条
G3	取りまとめ	準則 6、87 条
G4	実施者検査	
G5	認証者検査	

(9) 地籍図及び地籍簿の作成（H工程）

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用
H	地籍図及び地籍簿の作成	
H1	地籍調査票の整理	準則 6 条
H2	地籍図原図の整理	準則 6 条
H3	地籍簿案の作成	準則 88 条
H4	数値情報化	準則 89 条
H5	実施者検査(閲覧前)	
H6	閲覧	法 17、準則 89 条
H7	誤り等訂正	法 17、準則 89 条
H8	認証申請関係書類の整理	法 18、19 条
H9	実施者検査(閲覧後)	
H10	認証者検査	法 19 条

※ 参考文献 地球社発行『地籍調査必携 2015 年版』2014

第8 平成の地籍整備事業

【76】都市再生街区基本調査の事業内容（国土交通省HPより）

① 官民境界等に関する資料の収集と現地踏査

市区町、都道府県、国等が保有している以下のような資料を収集するとともに、既存の効用基準点の整備状況等について調査しました。

- ・ 道路台帳附属図（道路台帳平面図、道路区域線図等）
- ・ 土地境界図面等（民地の分筆時における、市区町の立会いの下で行われる民地側が行う官民境界等測量によって作成される図面等）
- ・ 公共基準点の配点状況を表示した図面及び測量成果
- ・ 都市計画図
- ・ 建物等の状況を撮影した航空写真
- ・ 公図 等

② 現況測量のための基準点（街区基準点）の整備

四等三角点や公共基準点等を基準として、街区基準点を整備・測量しました。整備した街区基準点は以下の2種類です。

- ・ 街区三角点：公共測量2級基準点相当で約500m間隔で設置される点
- ・ 街区多角点：公共測量3級基準点相当で約200m間隔で設置される点

③ 公図上の角（公図の四隅等）の現況測量

街区基準点等を基準として、公図の四隅又はこれに相当する地点（街区点）の調査・測量を実施しました。また街区点の測量に必要な補助的な基準点（補助点）を設置・測量しました。

④ 公図の数値化

登記所に備え付けられている公図のうち、紙ベースのものについて数値化（ベクトルデータ化）を行いました。

⑤ 成果のとりまとめ、データベース化

以上の成果について、定められた様式で都市再生街区基本調査の成果として取りまとめました。

第9 農地法

【77】農地法

（昭和27年7月15日法律第229号）

（最終改正：平成26年5月30日法律第42号）

（目的）

第1条 この法律は、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民の

ための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることにかんがみ、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。

【78】農地・採草放牧地の意味

(1) 農地

農地とは、耕作の目的に供される土地です。(法第2条第1項)

したがって、土地の地目(用途)が農地(田・畑)でなくても、耕作(作物を栽培するために土地を管理すること)の目的に供される土地(これには、休閑地・休耕田も含まれる)であれば農地となります。

(2) 採草放牧地

採草放牧地は、農地以外の土地で、主として耕作または養蓄の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地です。(法第2条第1項)

第10 耕地整理法

【79】耕地整理法

(旧耕地整理法 明治32年3月23日法律第82号)

(明治42年4月13日法律第30号)

(昭和24年法律第196号により、本法は昭和24年8月4日をもって廃止された。)

第1条 本法に於いて耕地整理と称するは土地の農業上の利用を増進する目的を以って本法に依り左の各号の1に該当する事項を行うを謂う。

- 1 土地の交換、分合、開墾、地目変換其の他区劃形質の変更、湖海の埋立、干拓若は道路、堤塘、畦畔、溝渠、溜池等の変更廃置又は之に伴う灌漑排水に関する設備若は工事。
- 2 前号の事項施行の為若は施行の結果必要なる工作物の設置其の他の設備又はその維持管理。
- 3 開墾又は湖海の埋立若は干拓に依る耕地整理に附随して行う整理施行地の利用に関する必要なる工作物の設置其の他の施設。
- 4 前3号の事項に関し必要あるとき国、道府県、市町村其の他公共団体の認許を得て行う営造物の修繕。

【80】耕地整理法の原型

(1) 国内最初の耕地整理

明治5年静岡県彦島村（現在の静岡県袋井市彦島）で畦畔改良が行われたのが最初といわれており、土地所有者共同による土地の区画形状変更事業の原型でした。

水稻の収穫を増やすためには正常植え（縦と横の通りを揃える植え方）を実行して通風・日照条件の改善及び耕作の能率を向上させることが重要であるため、畦畔改良（耕地整理）を行って水田の形を四角形にする必要がありました。

(2) 地租条例の改正

その後、明治22年12月地租条例16条に「耕地の区画者には現状を変更するため又は地目を変更するため開墾に等しき労費を要するものは本条第3項に準じ30年以内の地価据置き年期を認可することあるべし」との規定が加えられたので、耕地整理事業の施行は全国的に広まりました。（カタカナをひらがな書きに修正）

【81】耕地整理関係法の整備

(1) 税の優遇措置

明治30年には耕地整理の前と後の税の総額を同一にするとの、税の優遇措置が下記のとおり規定され、事業の一層の促進が図られました。

土地改良に係る件（明治30年4月1日 法律第39条）

政府の許可を受け土地改良の為市町村内の土地所有者の全部又は一部共同してその区画形状を変更するときはその変更に係わる土地の地価は現地価の合計額を毎筆相当に配賦して之を定む

(2) 旧耕地整理法の制定

耕地整理法 明治32年3月22日 法律第82号

（カタカナをひらがな書きに修正）

第1条 本法において耕地整理と称するは耕地の利用を増進する目的を以て其の所有者共同して土地の交換若しくは分合、区画形状の変更、道路、堤塘、畦畔、溝渠、溜池等の変更廃置及び之に伴う灌漑排水に関する設備並びに工事を行うを謂う
（次のように境界の損壊を罰する規定が設けられていたので参考に記します。）

第68条 整理施行の為設けたる標石又は標杭を移転し又は毀壊したる場合に於て刑法第420条に該当せざる者は50円以下の罰金に処す

(3) （新）耕地整理法の制定

新「耕地整理法」（明治42年4月13日 法律第30号）

（原文カタカナをひらがな書きに修正）

第 1 条 本法に於て耕地整理と称するは土地の農業上の利用を増進する目的を以て本法に依り左の各号の 1 に該当する事項を行うを謂う（以下略）

第 90 条 耕地整理施行に関し設けたる標識を移転、汚損、毀壞又は除却したる者は 50 円以下の罰金に処す

この改正は旧耕地整理法の全文改正でした。耕地整理法施行規則及び耕地整理登記令も施行され、万全の体制で再出発することになりました。

耕地整理事業本来の目的は耕地の改良であり、従来は区画形状変更に重点が置かれていたが、水利に関する工事にも重点が置かれるようになりました。

改正の主な点は、耕地整理組合の設立を認め法人格を付与したことです。

組合設立の同意要件を従前の 3 分の 2 以上から、2 分の 1 以上に緩和され、組合施行の他 1 人施行及び共同施行の制度も規定されました。

【82】耕地整理法の廃止

昭和 24 年土地改良法の施行に伴って耕地整理法は廃止されましたが、次のような経過措置が採られました。

土地改良法施行法（昭和 24 年 6 月 6 日 法律第 196 号）

第 2 条 耕地整理法第 3 条第 1 項の認可を得て開始し、この法律施行の際現に施行中の耕地整理（中略）並びに（中略）現に存する耕地整理については、同法（中略）の規定は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

第 2 条第 2 項 前項に規定する耕地整理組合（中略）でこの法律施行の日から起算して 3 年を経過したときに現に存するもの（精算中のものを除く。）は、そのときに解散する。

なお、第 5 条において、耕地整理組合の土地改良区への組織変更を可能とすることが規定されたので、現に施行中または現に存するもので、3 年を経過した後も精算が開始できないものは、土地改良区に変更したようです。

（「土地区画整理のあゆみ」（社）全国土地区画整理組合連合会刊より引用）

第 11 土地改良法

【83】土地改良法

（昭和 24 年 6 月 6 日法律第 195 号）

（最終改正：平成 26 年 5 月 30 日法律第 42 号）

（目的及び原則）

第1条 この法律は、農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適性かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

2 土地改良の事業の施行に当たっては、その事業は、環境との調和に配慮しつつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するとともに国民経済の発展に適合するものでなければならない。

第12 土地区画整理法

【84】土地区画整理法

(昭和29年5月20日法律第119号)

(最終改正：平成26年5月30日法律第42号)

(この法律の目的)

第1条 この法律は、土地区画整理事業に関し、その施行者、施行方法、費用の負担等必要な事項を規定することにより、健全な市街地の造成を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

【85】土地区画整理事業の沿革（国土交通省HPより）

明治32年(1899) 旧耕地整理法制定(農地の利用増進を目的)

明治42年(1909) 新耕地整理法制定

大正8年(1919) 旧都市計画法制定(土地区画整理事業の施行を規定)

- ・目的として「宅地の利用増進」を明記

- ・手続き等は耕地整理法を準用

大正12年(1923) 旧特別都市計画法制定

(関東大震災→震災復興土地区画整理事業約3,400ha)

昭和21年(1946) 新特別都市計画法制定

(第二次世界大戦→戦災復興土地区画整理事業約27,900ha)

昭和24年(1949) 耕地整理法廃止

(土地区画整理法制定までの間は廃止法令を準用)

昭和29年(1954) 土地区画整理法制定(耕地整理法の準用をやめる)

- ・目的として「宅地の利用増進」に「公共施設の整備改善」を追加

- ・手続き等を規定

昭和31年(1956) 都市改造事業創設

昭和33年(1958) 道路整備特別会計創設(都市改造事業が道路特会予算となる)

昭和38年(1963) 土地区画整理法改正(組合無利子貸付金制度の創設)

昭和 43 年(1968) 新都市計画法制定、土地区画整理法改正
(都市計画事業としての土地区画整理事業を規定)

昭和 45 年(1970) 組合土地区画整理事業への道路整備特別会計補助制度創設
・併せて、都市改造事業を公共団体区画整理補助事業に改称

昭和 63 年(1988) 田園居住区整備事業創設

平成 5 年(1993) 都市開発資金貸付金制度創設
(昭和 38 年創設の行政部費による貸付金を都市開発資金貸付金に改組)

平成 6 年(1994) 緑住まちづくり推進事業創設
街区高度利用土地区画整理事業創設
被災市街地復興土地区画整理事業創設
(阪神・淡路大震災→震災復興土地区画整理事業約 256ha)

平成 8 年(1996) 安全市街地形成土地区画整理事業創設

平成 10 年(1998) 街なか再生土地区画整理事業創設

平成 11 年(1999) 都市再生区画整理事業創設(一般会計補助の統合)
都市開発資金貸付金制度の拡充(保留地取得資金貸付金の追加)

平成 12 年(2000) まちづくり総合支援事業の創設(土地区画整理事業は要素事業)
都市再生区画整理事業の見直し(既成市街地に重点化)

平成 14 年(2002) 都市開発資金貸付金制度の拡充(既成市街地の事業を追加)
連続立体交差関連公共施設整備事業の創設

平成 15 年(2003) 道路整備特別会計補助の見直し(既成市街地に重点化)

平成 16 年(2004) 都市開発資金貸付金制度の拡充
(景観計画区域を施行地区に含む事業を貸付対象事業に追加)
まちづくり交付金の創設(土地区画整理事業は基幹事業)

平成 17 年(2005) 土地区画整理法改正(区画整理会社制度の創設)
道路整備特別会計補助、都市再生区画整理事業、都市開発資金貸付金制度の拡充(事業主体に区画整理会社を追加)

平成 18 年(2006) 都市再生区画整理事業の拡充
(中心市街地及び密集市街地について、移転補償費等を追加)

平成 19 年(2007) 都市再生区画整理事業の拡充

【86】土地区画整理事業の実績表

(国土交通省HPより) 平成20年3月31日現在

施行状況		事業着工		うち換地処分		うち施行中	
適法及び施行者		地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)
旧都市計画法		1,183	49,101	1,183	49,101	—	—
土地 区画 整理 法	個人・共同	1,243	17,335	1,185	16,390	43	565
	組合	5,748	118,421	5,153	101,405	551	15,925
	公共団体	2,720	121,666	2,048	94,393	649	26,404
	行政庁	58	3,427	58	3,427	0	0
	都市機構	296	28,992	236	21,423	58	7,394
	地方公社	109	2,595	108	2,498	0	0
	区画整理会社	1	5	0	0	1	5
	小計	10,175	292,441	8,788	239,537	1,302	50,292
合 計		11,358	341,542	9,971	288,638	1,302	50,292

(注) 1. 計数は、各々四捨五入しているため合計と符合しない場合がある。

2. 事業着工後に中止した地区等があるため合計と符合しない場合がある。

施 行 者					
個人・共同	土地区画 整理組合	区画整理 会社	地方公共 団体	国土交通 大臣	機構・公社
土地所有者または借地権者が、その土地について一人で、または数人共同して施行します。	土地所有者または借地権者が7名以上で土地区画整理組合を設立して施行します。	地権者と民間事業者が共同で設立する株式会社（区画整理会社）が施行します。	都道府県・市町村等が施行します。	国土交通大臣が施行します。	独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社が施行します。

第 13 借地借家法

【87】借地借家法

(平成 3 年 10 月 4 日法律第 90 号)

(最終改正：平成 23 年 5 月 25 日法律第 53 号)

第 1 条 この法律は、建物の所有を目的とする地上権及び土地の賃借権の存続期間、効力等並びに建物の賃貸借の契約の更新、効力等に関し特別の定めをするとともに、借地条件の変更等の裁判手続に関し必要な事項を定めるものとする。

① 対抗要件に関する参考法令等

㊦ 旧建物保護ニ関スル法律(抄) カタカナをひらがな書きに修正

第 1 条 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権に因り地上権者又は土地の賃借人が其の土地の上に登記したる建物を有するときは地上権又は土地の賃貸借は其の登記なきも之を以て第三者に対抗することを得

㊧ 借地借家法(抄)(借地権の対抗力等)

第 10 条 借地権は、その登記がなくても、土地の上に借地権者が登記されている建物を所有するときは、これをもって第三者に対抗することができる。

2 前項の場合において、建物の滅失があつても、借地権者が、その建物を特定するために必要な事項、その滅失があつた日及び建物を新たに築造する旨を土地の上の見やすい場所に掲示するときは、借地権は、なお同項の効力を有する。ただし、建物の滅失があつた日から二年を経過した後にあつては、その前に建物を新たに築造し、かつ、その建物につき登記した場合に限る。

㊨ 最判昭 50.2.13(最高裁一小判決)

(判示事項) 借地人が借地上に表示の登記のある建物を所有する場合と建物保護に関する法律第 1 条

(裁判要旨) 借地人が借地上に自己を所有者と記載した表示の登記のある建物を所有する場合は、建物保護に関する法律第一条にいう登記したる建物を有するときにあたる。

② その他参考法令

民法 第 177 条(不動産に関する物件変動の対抗要件—登記)

民法 第 605 条(不動産賃借権の対抗力)

不動産登記法 第 3 条(登記することができる権利等)

不動産登記法 第 4 条(権利の順位)

不動産登記法 第 5 条(登記の欠缺を主張できないもの)

第3章 筆界確認の実務

第3 所有権界と筆界

【88】所有権界と筆界の実定法上の根拠

① 所有権界

民法

（境界標等の共有の推定）

第229条 境界線上に設けた境界標、囲障、障壁、溝及び堀は、相隣者の共有に属するものと推定する。

第230条 一棟の建物の一部を構成する境界線上の障壁については、前条の規定は、適用しない。

2 高さの異なる二棟の隣接する建物を隔てる障壁の高さが、低い建物の高さを超えるときは、その障壁のうち低い建物を超える部分についても、前項と同様とする。ただし、防火障壁については、この限りでない。

（竹木の枝の切除及び根の切取り）

第233条 隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

2 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。

（境界線付近の建築の制限）

第234条 建物を築造するには、境界線から五十センチメートル以上の距離を保たなければならない。

2 前項の規定に違反して建築をしようとする者があるときは、隣地の所有者は、その建築を中止させ、又は変更させることができる。ただし、建築に着手した時から一年を経過し、又はその建物が完成した後は、損害賠償の請求のみをすることができる。

第235条 境界線から一メートル未満の距離において他人の宅地を見通すことのできる窓又は縁側（ベランダを含む。次項において同じ。）を設ける者は、目隠しを付けないなければならない。

2 前項の距離は、窓又は縁側の最も隣地に近い点から垂直線によって境界線に至るまでを測定して算出する。

（境界線付近の建築に関する慣習）

第236条 前二条の規定と異なる慣習があるときは、その慣習に従う。

（境界線付近の掘削の制限）

第237条 井戸、用水だめ、下水だめ又は肥料だめを掘るには境界線から二メートル以上、池、穴蔵又はし尿だめを掘るには境界線から一メートル以上の距離を保たなければならない。

- 2 導水管を埋め、又は溝若しくは堀を掘るには、境界線からその深さの二分の一以上の距離を保たなければならない。ただし、一メートルを超えることを要しない。

(境界線付近の掘削に関する注意義務)

第 238 条 境界線の付近において前条の工事をするときは、土砂の崩壊又は水若しくは汚液の漏出を防ぐため必要な注意をしなければならない。

② 筆界

不動産登記法（抄）

(定義)

第 123 条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 筆界

表題登記がある一筆の土地（以下単に「一筆の土地」という。）とこれに隣接する他の土地（表題登記がない土地を含む。以下同じ。）との間において、当該一筆の土地が登記された時にその境を構成するものとされた二以上の点及びこれらを結ぶ直線をいう。

不動産登記規則（抄）

(地積測量図の内容)

第 77 条 地積測量図には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- 1 地番区域の名称
- 2 方位
- 3 縮尺
- 4 地番（隣接地の地番を含む。）
- 5 地積及びその求積方法
- 6 筆界点間の距離
- 7 国土調査法施行令第二条第一項第一号 に規定する平面直角座標系の番号又は記号
- 8 基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値
- 9 境界標（筆界点にある永続性のある石杭又は金属標その他これに類する標識をいう。以下同じ。）があるときは、当該境界標の表示
- 10 測量の年月日

地籍調査作業規定準則

(地籍調査の作業)

第 3 条 地籍調査の作業は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 毎筆の土地についてのその所有者、地番、地目及び境界の調査（以下「一筆地調査」という。）

2 一筆地調査に基いて行う毎筆の土地の境界（以下「筆界」という。）の測量（以下「地籍測量」という。）

3 地籍測量に基いて行う毎筆の土地の面積の測定（以下「地積測定」という。）

4 地籍図及び地籍簿の作成

（筆界の調査）

第30条 筆界は、慣習、筆界に関する文書等を参考とし、かつ、土地の所有者等の確認を得て調査するものとする。

2 第二十三条第二項の規定による立会が得られないことについて相当の理由があり、かつ、筆界を確認するに足る客観的な資料が存在する場合においては、当該資料により作成された筆界案を用いて確認を求めることができるものとする。

3 土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人の所在が明らかでないため第二十三条第二項の規定による立会いを求めることができない場合で、かつ、筆界を明らかにする客観的な資料が存在する場合においては、前二項の規定にかかわらず、関係行政機関と協議の上、当該土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人の確認を得ずに調査することができる。

4 土地の所有者等の所在が明らかな場合であつて第一項及び第二項の確認が得られないとき又は前項に規定する立会いを求めることができない場合であつて前項の規定に基づき調査することができないときは、調査図素図の当該部分に「筆界未定」と朱書するものとする。

第6 紛争予防

【89】筆界特定事件の申請件数の推移（平成18年～25年）

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
2,790	2,690	2,492	2,579	2,302	2,326	2,439	2,351

（法務省HP内「筆界特定事件の新受、既済及び未済件数（平成18年～25年）」の統計より）

【90】境界（筆界）に関する訴えの件数推移

（平成8年～10年、平成19年～24年）

H8	H9	H10	H19	H20	H21	H22	H23	H24
810	833	761	394	405	408	414	409	408

（連合会「土地家屋調査士白書2014」より）

【91】 全国の土地家屋調査士会ADRセンター

(平成 27 年 2 月 1 日現在)

会 名	セ ン タ ー 名 称	設立年月	大臣指定	認証交付
札 幌	さっぽろ境界問題解決センター	H17. 08	H19. 08. 10	H25. 03. 15
函 館	土地境界問題相談センター函館	H22. 04	H22. 09. 15	—
旭 川	旭川境界問題相談センター	H23. 05	H23. 10. 28	—
釧 路	境界問題解決支援センター道東	H23. 04	H25. 04. 22	—
青 森	あおもり境界紛争解決支援センター	H21. 03	H22. 04. 09	—
岩 手	境界問題相談センターいわて	H20. 11	H21. 02. 26	—
宮 城	みやぎ境界紛争解決支援センター	H17. 03	H19. 08. 10	H22. 03. 23
秋 田	秋田境界ADR相談室	H22. 09	H23. 03. 31	—
山 形	境界ADRセンターやまがた	H22. 02	H22. 10. 13	—
福 島	境界紛争解決支援センターふくしま	H21. 01	H21. 10. 27	—
茨 城	境界問題解決支援センターいばらき	H19. 07	H19. 10. 23	H23. 02. 08
栃 木	境界問題解決センターとちぎ	H19. 04	H19. 12. 11	H23. 03. 29
群 馬	境界問題相談センターぐんま	H20. 02	H20. 07. 22	—
埼 玉	境界問題相談センター埼玉	H17. 11	H19. 12. 11	—
千 葉	境界問題相談センターちば	H18. 09	H19. 10. 23	H21. 08. 17
東 京	東京土地家屋調査士会境界紛争解決センター	H15. 06	H19. 12. 11	—
神奈川	境界問題相談センターかながわ	H17. 03	H19. 08. 10	H21. 10. 23
新 潟	境界紛争解決支援センターにいがた	H19. 04	H19. 06. 06	H26. 05. 21
富 山	とやま境界紛争解決支援センター	H18. 09	H20. 04. 22	—
石 川	境界問題相談センターいしかわ	H18. 03	H19. 12. 11	H23. 11. 09
福 井	境界問題相談センターふくい	H20. 01	H21. 02. 12	—
山 梨	境界問題相談センターやまなし	H22. 05	H22. 06. 24	—
長 野	境界問題解決支援センター長野	H20. 03	H20. 05. 01	H21. 12. 18
岐 阜	境界紛争解決センターぎふ	H18. 03	H20. 02. 08	—
静 岡	静岡境界紛争解決センター	H18. 11	H19. 06. 06	H22. 09. 15
愛 知	あいち境界問題相談センター	H14. 10	H19. 09. 05	H23. 03. 29
三 重	境界問題相談センターみえ	H25. 06	H25. 06. 28	—
滋 賀	境界問題解決支援センター滋賀	H18. 11	H19. 08. 10	H21. 05. 19
京 都	京都境界問題解決支援センター	H19. 04	H19. 06. 06	H22. 04. 01
大 阪	境界問題相談センターおおさか	H15. 03	H19. 09. 05	H19. 12. 17
兵 庫	境界問題相談センターひょうご	H18. 03	H19. 08. 10	H24. 07. 09
奈 良	境界問題相談センター奈良	H20. 08	H20. 12. 01	—
和歌山	境界問題相談センターわかやま	H20. 07	H20. 09. 18	—

鳥 取	境界問題相談センターとっとり	H21. 11	H22. 08. 19	—
島 根	境界問題相談センター島根	H22. 12	H24. 11. 22	—
岡 山	境界問題相談センター岡山	H20. 11	H21. 02. 12	—
広 島	境界問題相談センターひろしま	H17. 06	H19. 10. 23	—
山 口	境界問題相談センターやまぐち	H19. 11	H19. 12. 11	—
徳 島	境界問題解決センターとくしま	H17. 11	H19. 08. 10	H21. 06. 01
香 川	境界問題相談センターかがわ	H18. 09	H19. 06. 06	H22. 10. 25
愛 媛	境界問題相談センター愛媛	H18. 09	H19. 06. 06	H20. 01. 25
高 知	境界問題ADRセンターこうち	H18. 10	H19. 06. 06	H22. 10. 12
福 岡	境界問題解決センターふくおか	H16. 03	H19. 09. 05	—
佐 賀	境界問題相談センターさが	H22. 03	H22. 05. 27	—
長 崎	境界問題相談センターながさき	H22. 01	H25. 01. 04	—
熊 本	境界紛争解決支援センターくまもと	H21. 09	H22. 01. 25	—
大 分	境界紛争解決センター	H24. 02	H24. 03. 23	—
宮 崎	境界問題相談センターみやざき	H21. 09	H21. 10. 27	—
鹿児島	境界問題相談センターかごしま	H18. 08	H19. 08. 10	—
沖 縄	おきなわ境界問題相談センター	H19. 04	H20. 08. 29	—

【92】 センター相談・調停件数（平成22年～24年度）

年 度	相 談 (件)	調 停 (件)
平成22年度	887	62
平成23年度	941	45
平成24年度	1,092	52
合 計	2,920	159

（連合会「土地家屋調査士白書2014」より）

第4章 不動産の表示の登記に関する主要先例等

第1 表示に関する登記

【93】土地、建物の一部に所有権の登記以外の登記がある場合について

(1) 共有持ち分の記載

所有者が二名以上の不動産の表示の登記を申請する場合には、その持分が均分であると否にかかわらず、常にその持分を申請書に記載し、登記簿にもその持分を表示しなければならない。

(2) 地役権の登記がある土地の分筆登記手続

一筆の土地が承役地として地役権の登記がされている土地の分筆の登記を申請する場合には、申請書に分割後の土地の一部について当該地役権の存続すべき部分を記載し、かつ、その部分に関する地役権者の証明書及びその部分を図示し、申請人及び地役権者の署名捺印した図面を添付することを要する。

(3) 一筆の土地の一部に所有権の登記又は地役権の登記以外の登記がある場合の分筆登記

不動産登記法の一部を改正する等の法律（昭和35年法律第14号）の施行の際土地の一部につき所有権の登記及び地役権に関する登記以外の権利に関する登記又は要役地の一部についての地役権の登記がされている場合には、その土地については、その権利の存する部分と存しない部分とに分割する登記をしなければ、登記名義人の表示の変更（又は更正）又は権利の変更（又は更正）、処分の制限若しくは権利の抹消の登記以外の登記をすることができない。

(4) 合併登記の制限

所有権の登記及び承役地にする要役地の登記を除くその他の権利に関する登記がされている土地についても、また、所有権の登記がされているものと所有権の登記がされていないものとの合併の登記もすることができない。従って、不動産登記法の一部を改正する法律（昭和35年法律第14号）の施行前台帳において合併の登録がなされている場合でも、右に反する合併の登記の申請が同法施行後になされたときは、これを受理すべきでない。

(5) 建物の一部に所有権以外の登記がある場合の分割又は区分の登記

不動産登記法の一部を改正する等の法律（昭和35年法律第14号）の施行の際建物の一部につき所有権の登記以外の権利に関する登記がされている場合には、その建物については、その権利の存する部分と存しない部分とに分割又は区分する登記をしなければ、登記名義人の表示の変更（もしくは更正）又は権利の変更（もしくは更正）、処分の制限もしくは権利の抹消の登

記以外の登記をすることができない。

(6) 合併登記の制限

所有権の登記以外の権利に関する登記がされている建物については、合併の登記もすることができない。また、所有権の登記がされているもの（既登記）と所有権の登記がされていないもの（未登記）との合併の登記もすることができない。従って、不動産登記法の一部を改正する法律（昭和 35 年法律第 14 号）の施行前台帳において合併の登録がなされている場合でも、右に反する合併の登記の申請が同法施行後になされたときは、これを受理すべきでない。

昭和 35 年 3 月 31 日 民事甲第 712 号民事局長通達

【94】不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について

(1) 法定外であった「公図」等を「地図に準ずる図面」として位置付けた。

平成 5 年 7 月 30 日 民三第 5319 号民事局長通達

【95】平成 5 年法律 22 号等による改正措置について

不動産登記法の一部を改正する法律（平成 5 年法律 22 号）、登記手数料令の一部を改正する政令（平成 5 年政令 226 号）及び不動産登記法施行細則の一部を改正する省令（平成 5 年法務省令 32 号）が同年 10 月 1 日から施行され、これに伴い不動産登記事務取扱手続準則が改正された。（同年 7 月 30 日民三第 5319 号通達）

- (1) 地図に準ずる図面の閲覧制度
- (2) 登記申請代理権の不消滅に関する規定
- (3) 保証書制度の改善
- (4) 地図作成の際の職権による分筆または合筆の登記手続
- (5) 地役権の登記がある土地の合筆手続
- (6) 建物が合体した場合の登記手続
- (7) 予告登記に関する手続
- (8) 地積測量図における境界標の記載
- (9) 登記の記載例の改正等

平成 5 年 7 月 30 日 民三第 5320 号民事局長通達

【96】不動産登記法の施行に伴う登記事務の取扱いについて

不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）、不動産登記令（平成 16 年政令第 379 号）及び不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）が平成 17 年 3 月 7 日から施行され、平成 17 年 2 月 25 日付け法務省民二第 456 号民事局長通達「不動産登記事務取扱手続準則の改正について」が発せられ以下については本通達の定めるところによることとされた。

- (1) 登記官による本人確認
- (2) 不正登記防止申出の取扱い
- (3) 登記済証の取扱い
- (4) 受領証の取扱い
- (5) 資格者代理人による本人確認情報の提供
- (6) 申請書等についての公証人の認証
- (7) 地図等に関する取扱
- (8) 土地所在図の訂正等
- (9) 表示に関する登記の添付情報の特則
- (10) 要役地の分筆の取扱い
- (11) 前の登記に関する登記事項証明書
- (12) 共同担保目録に係る事務の取扱い並びに不動産登記法第6条指定を受けた登記事務の取扱い（電子申請の受付の処理、審査の方法、登記識別情報の再作成、電子申請の補正の方法、電子申請の却下及び取下げ、却下又は取下げとなった場合の登記識別情報の還付、申請書等に記録すべき事項の処理、電子申請において送信された情報等の処理等）

平成17年2月25日 民二第457号民事局長通達

【97】民活と各省連携による地籍整備の推進の今後の方向性について

平成16年度から18年度にかけて実施された都市再生街区基本調査の成果が、平成19年度からは、国土交通省から民事局を経由して管轄登記所に送付されることから、その成果（街区成果データ）の活用等に関する今後の方向性が示された。

平成19年7月19日 民二第1459号民事局民事第二課長通知

【98】オンライン申請についての利用促進のための施策の一環として施行される不動産登記令の一部を改正する政令等に伴う登記事務の取扱いについて

オンライン申請についての利用促進のための施策の一環として平成20年1月15日から施行される不動産登記令の一部を改正する政令（平成20年政令第1号）及び不動産登記規則の一部を改正する省令（平成20年法務省令第1号）に伴う不動産登記事務の取扱い（電子申請における添付情報の提供方法の特例、登記識別情報の通知、電子申請における登記識別情報の提供及び受領の方法、送付の方法による添付書面の原本の還付、資格者代理人による登記識別情報に関する証明の代理請求）は、本通達の定めるところによることとされた。

平成20年1月11日 民二第57号民事局民事局長通達

【99】登記所備付地図作成作業と地籍調査との連携

都市部の地籍整備の推進には、登記所備付地図作成作業と地籍調査の連携強化が重要であり、作業の実施地区の周辺地域での地籍調査の働きかけの継続実施のほか、各都道府県又は各市区町村から作業の実施地区等の詳細な照会等があった場合は、積極的な情報等の提供をするなどして、地籍整備の連携に配慮する。

平成21年5月20日 民二第1225号民事局民事第二課長通知

【100】国土交通省の事業における用地実測図の登記所備付地図としての備付け

国土交通省の実施する事業において、事業の用地を取得するために実施する測量の成果については、国土調査法所定の手続に従って審査をし、同法第19条第5項の規定に基づき国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有することが認証された図面（用地実測図）を登記所に送付し、特別な事情のある場合を除き、これを不動産登記法第14条第1項に規定する地図として備え付けることとした。

平成24年4月4日 民二第904号民事局民事第二課長通知

【101】国土調査法第20条第1項の規定により送付された指定申請調査簿に基づく登記について

国土調査法第20条第1項の規定によって送付を受けた指定申請調査簿に基づき同法第20条第2項に規定する所要の登記をする場合においては、当該登記の内容については国土調査法による不動産登記に関する政令第1条第1項の規定による取扱いに準じて取り扱い、その登記記録には「国土調査法第19条第5項の指定」である旨を記録するのが相当である。

平成24年11月15日 民二第3111号民事局民事第二課長通知

【102】都市部官民境界基本調査による基準点の測量成果の活用について

都市部官民境界基本調査による基準点の測量成果（基準点に係る網図、成果表及び点の記）が送付された登記所は、事務室内の適宜の場所に書面に印刷された当該基準点の測量成果を備え付け、一般に公開されることとされた。

平成25年1月31日 民二第59号民事局民事第二課長通知

第2 土地の表示に関する登記

【103】境界線の確認困難な場合の地積更正登記申請の取扱いについて

地積更正登記の申請について、実地調査の結果、境界の確認ができない場合は、不動産登記法第49条第10号により却下する。

昭和38年1月21日 民事甲第129号民事局長回答

【104】（１）農地か否かの認定

現在は盛土等をして耕作を放棄していると見られるような土地（ただし、建物の敷地等他の特定の目的の用に供されているものを除く。）について、登記官が地目を認定するにあたって、必要があるときは、農業委員会の意見を聞くものとする。

（２）現況農地である旨の農業委員会の通報

農業委員会は、現況が農地であるが、土地登記簿（または土地台帳）に農地以外の地目が記載されていることを発見した場合は、書面をもってその旨を登記所に通報し、不動産登記事務取扱手続準則第 83 条の登記官の催告に資するものとする。

昭和 38 年 6 月 19 日 民事甲第 1740 号民事局長通達

【105】所有権以外の権利の登記のある土地の分筆後錯誤を原因とする分筆登記の抹消登記申請の可否について

抵当権の設定の登記のある土地の分筆の登記が錯誤により申請されたことを原因として分割前の状態に戻すためには、分筆登記の抹消の申請をすることができ

る。

昭和 38 年 12 月 28 日 民事甲第 3374 号民事局長通達

【106】分筆の場合の残地積の算出方法について

(1) 地積が尺貫法の単位で表示されている土地を分筆する場合の分筆前の地積は、小数点以下第二位までの平方メートルの換算値から、施行令第四条の端数処理を行わない分割地の求積値を控除して残地積を算出する。

(2) 合筆後の地積の定め方について

地積が尺貫法の単位で表示されている土地を合筆する場合の合筆後の地積は、登記簿上の地積をそのまま合算し、これを平方メートルに換算する。

昭和 41 年 9 月 30 日 民事三発第 604 号民事局第三課長回答

【107】現況農地である土地の登記簿の地目が農地以外の地目である場合の取扱いについて

(1) 現況地目である土地の登記簿の地目が農地以外の地目である場合、都道府県知事または農業委員会が送付した「地目変更一覧表」により、相当と認めたときは、職権で地目変更の登記をする。

(2) 上記の場合で土地の一部が現況農地のため、分筆の登記が必要な場合は、登記官は送付を受けた「分筆及び地目変更一覧表」を、準則第 86 条による催告の資料とするものとする。

昭和 48 年 6 月 7 日 民三第 4074 号民事局長通達

【108】登記官が地目を認定する場合における農地法との関連

農地について地目変更の登記申請が提出された場合には、登記官は当該土地の地目を認定するに当って、関係農業委員会の意見を聞くようにすること。

昭和 48 年 12 月 21 日 民三第 9199 号民事局長通達

【109】地目変更又は分筆の際の端数について

メートル法書替えにより朱抹された旧尺貫法による表示が登記簿にされている場合は、旧尺貫法の換算により、平方メートルまで記載されている土地の地目変更又は分筆の際は旧尺貫法を換算し、平方メートル以下二位まで求め処理すべきである。

昭和 54 年 1 月 8 日 民三第 343 号民事局長回答

【110】兵庫県南部地震による水平地殻変動と登記の取り扱い

地震による地殻の変動に伴い広範囲にわたって地表面が水平移動した場合には、土地の筆界も相対的に移動したものとして取り扱う。なお、局部的な地表面の土砂の移動（崖崩れ等）の場合には、土地の筆界は移動しないものとして取り扱う。

平成 7 年 3 月 29 日 民三第 2589 号民事局長回答

【111】測量法及び水路業務法の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて

測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 53 号）が平成 14 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、基本三角点等（不動産登記事務取扱手続準則 25 条 2 項）の公共座標値を用いて地積測量図を作成する場合の取扱い（申請人への協力依頼、調査処理上の留意点、登記所備付地図等への記入処理等）を定めた実施細目が発せられた。

平成 15 年 12 月 9 日 民二第 3641 号民事局第二課長通知

【112】土地区画整理事業施行地区内の土地の分筆登記の取扱いについて

- (1) 土地区画整理事業施行者が工事着手前に測量を実施し、現地を復元することができる図面（実測図）を作成し、保管している場合において、これに基づいて作成された当該従前地の地積測量図を添付してなされた、土地区画整理事業により仮換地指定を受けている従前地の分筆登記申請は受理することができる。ただし、地積測量図上の求積に係る各筆の面積比が分筆登記の申請書に記載された分筆後の各筆の地積の比と一致しないときは、この限りでない。
- (2) 従前地の地積測量図に、「本地積測量図は、事業施行者が保管している実測図に基づいて作成されたものであることを確認した。」旨の当該事業施行者による

証明がされているときは、の要件を満たすものと取り扱って差し支えない。
平成 16 年 2 月 23 日 民二第 492 号民事局民事第二課長通知

**【113】登記基準点を不動産登記規則第 10 条第 3 項に規定する「基本三角点等」
として取り扱うことについて**

登記官において、日本土地家屋調査士会連合会が認定した登記基準点を規則第 10 条第 3 項に規定する「基本三角点等」として取り扱って差し支えないとされた。
平成 20 年 6 月 12 日 民二第 16790 号民事局民事第二課長依命通知

【114】東北地方太平洋沖地震の被災沿岸地域における浸水部分に係る分筆の登記の嘱託の取扱いについて

1 分筆の登記の前提となる地図の修正

- (1) 被災沿岸地域における浸水部分に係る分筆の登記の嘱託については、被災沿岸地域の水際部分において確認することができる任意の街区点等について、登記官が検査測量を行った上、非浸水部分を対象とする街区単位修正作業及び土地の境界復元作業の必要性を検討することとする。なお、被災沿岸地域の浸水部分に隣接する非浸水部分において、街区点等を確認することができない場合には、街区単位修正等の作業をすることは要しない。
- (2) (1) により検討した結果、街区単位修正等の作業を実施する必要があると認められる場合には、当該作業を実施した上、被災沿岸地域の浸水部分と隣接する非浸水部分の街区の地図との間で不整合が生じないように、街区単位修正等の作業により浸水部分の地図の筆界点等の座標値を補正する。なお、登記記録上の地積と補正後の筆界点の座標値から算出される地積が、地積測定の公差の範囲内となるよう、当該地図の筆界点等の座標値を補正することとする。

2 実地調査の要否

用地実測の成果や用地計画図を地図に重ね合わせることによって作成された地積測量図が分筆の登記の嘱託情報と共に提供された場合には、当該地積測量図と当該地図との間に不整合が生じない限り、当該分筆の登記について実地調査をすることを要しないこととする。

平成 25 年 2 月 19 日 民二第 97 号民事局民事第二課長通知

第 3 建物の表示に関する登記

【115】建物曳行移動の場合の所在変更の取扱いについて

建物を同一敷地上の他の場所に曳行移動した場合には、建物所在図の訂正の手

続きに準じて取り扱うものとする。

昭和 37 年 7 月 21 日 民事甲第 2076 号民事局長通達

【116】天井高が一米五〇糎以上の中二階及び屋階と階数又は床面積の参入について

天井高が各々一米五〇糎以上ある中二階及び屋階は、いずれも階数、床面積に算入する。

昭和 37 年 12 月 15 日 民事甲第 3600 号民事局長通達

【117】仮換地上の建物の所在の記載方法について

仮換地に指定された土地に建物を建築し換地処分公告前にその登記をする場合の申請書に記載する建物の所在の記載は、「何市何町何番地の仮換地」の振合いにより、建物図面は、仮換地について作成する。

昭和 40 年 4 月 10 日 民事甲第 837 号民事局長回答

【118】仮換地上に建築された建物の所在の記載方法について

仮換地上に建築された建物を表示する場合、その所在地番はいわゆる底地の地番を記載する。なお、この場合、換地の予定地番をかつこ書で併記する。

昭和 43 年 2 月 14 日 民事甲第 170 号民事局長回答

【119】所属未定の埋立地に建築された建物の表示登記申請の受否について

所属未定の埋立地に建築された建物の表示登記申請は、当該敷地の編入されるべき行政区画が地理的に特に明白なときでも、受理することはできない。

昭和 43 年 4 月 2 日 民事甲第 723 号民事局長回答

【120】不動産登記法の一部を改正する法律の施行に伴う表示登記の申請書式について

- (1) 未登記建物と表示登記のみの建物との合体
- (2) 表示登記のみの建物同士の合体
- (3) 未登記建物と所有権のある建物との合体
- (4) 表示登記のみの建物と所有権の登記のある建物との合体
- (5) 所有権の登記のある建物同士の合体
- (6) 所有権の登記のある区分建物同士の合体

平成 5 年 9 月 29 日 民三第 6363 号民事局長通達

【121】区分所有建物の各階平面図添付の要否について

区分所有の建物の表示に関する登記の申請書には、当該区分建物の属する一棟

の建物の各階の平面図を添付することを要しない。

昭和 39 年 8 月 7 日 民事甲第 2728 号民事局長回答

【122】 数個の区分建物の表示登記申請における一棟の表示について

一棟の建物に属する数個の区分建物の表示の登記を同一申請書で申請する場合、一棟の建物の表示は便宜一個記載するのみでよい。

昭和 40 年 1 月 27 日 民事甲第 119 号民事局長通達

【123】 規約共用部分である旨の記載方法について

数棟の区分建物の所有者全員が、ある一棟に属する区分建物を共用部分とする旨の規約設定の登記をする場合における当該共用部分が他の登記用紙に登録したる建物の区分所有者の共用すべきものなる旨の記載は、一棟の建物の所在及びその建物の番号を用い当該一棟の建物に属する区分建物の所有者全員の共用部分である旨を記載してもさしつかえない。なお、この場合規約共用部分と同一の棟に属する区分建物の所有者についても、同様の記載をすべきである。

昭和 46 年 9 月 12 日 民事三発第 668 号民事局第三課長依命回答

【124】 マンションの管理受付室等の登記の取扱いについて

- (1) 管理受付室の内部に各専有部分を集中管理できる設備等がある場合は、管理受付室は、法定共用部分とするのが相当である。
- (2) 管理人の居宅を構造上の独立もなく管理受付室に利用しているような場合で、各区分所有者の合意がある場合には、規約共用部分とするのが相当である。
- (3) 管理人の居宅を管理受付室に利用している場合でも、その構造等の実態から判断して、上の 1 又は 2 のいずれか相当と考えられる取扱いをすること。

昭和 50 年 1 月 13 日 民三第 147 号民事局長通達

【125】 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部改正に伴う登記事務の取扱いについて

- (1) 区分建物の表示の登記の一括申請
- (2) 区分建物の表示の登記の代位申請
- (3) 区分建物の転得者からの申請
- (4) 一棟の建物の表題部の記載
- (5) 増築区分等による建物の表示の変更の登記
- (6) 表示の登記のない区分建物の所有権保存又は処分の制限の登記と区分建物の表示の登記の一括申請

- (7) 区分建物の一棟の建物の番号
- (8) 建物の表示の更正登記により敷地権の表示の登記を抹消する場合
- (9) 敷地権付区分建物の表示登記申請の添付書類
- (10) 区分建物の表題部の記載
- (11) 非区分建物の附属建物に係る敷地権の表示の登記
- (12) 敷地権たる旨の登記
- (13) 既存の区分建物等に関する経過措置（登記申請手続）
- (14) 既存の区分建物等に関する経過措置（既存専有部分等についての区分所有法の適用）
- (15) 区分建物の滅失の登記

昭和 58 年 11 月 10 日 民三第 6400 号民事局長通達

【126】スケルトン・インフィル分譲住宅等に係る登記上の取扱いについて

一部にスケルトン状態を含む区分建物の表示登記の申請に関して、スケルトン・インフィル完成の住戸の建物の種類は「居宅」、スケルトン状態の住戸の建物の種類は「居宅（未内装）」として登記をする。

平成 14 年 10 月 18 日 民二第 2474 号民事局民事第二課長依命通知

【127】ＡＴＭ（現金自動預払機）を保護するための建造物の取扱いについて

郵便局の敷地外に設置されているＡＴＭ（現金自動預払機）を保護するための建造物（ＡＴＭカプセル）は、主たる建物として登記の対象とならない。

平成 19 年 4 月 13 日 民二第 896 号民事局民事第二課長依命通知

第 4 筆界特定手続

【128】不動産登記法等の一部を改正する法律の施行に伴う筆界特定手続に関する事務の取扱いについて

不動産登記法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 29 号）等が平成 18 年 1 月 20 日から施行されることに伴う筆界特定手続に関する事務の取扱いについては、この通達の定めるところによる。

- (1) 一筆の土地の一部の所有権を取得した者について

一筆の土地の一部を時効取得した者、一筆の一部の所有権を売買その他の原因により承継取得した者のいずれも一筆の土地の一部の所有権を取得した者に該当し、当該申請人が所有権を取得した土地の部分が筆界特定の対象となる筆界に接していることを要しない。

- (2) 申請人の特定承継人からの地位承継の申出について

筆界特定の申請がされた後、筆界特定の手続が終了する前に申請人が対象土地の所有権登記名義人等でなくなった場合（特定承継があった場合）、当該申請は、法 132 条 1 項 2 号により却下されるが、当該特定承継人から地位承継の申出があったときは、特定承継人が筆界特定の申請人の地位を承継するものとして、筆界特定の手続を進めて差し支えない。

平成 17 年 12 月 6 日 民二第 2760 号民事局長通達

【129】筆界特定制度と土地家屋調査士会 ADR との連携に関する検討取りまとめ

- 1 趣旨
- 2 制度の現状及び連携の必要性
 - (1) 筆界特定制度
 - (2) 調査士会 ADR
- 3 連携の方策
 - (1) 事前相談
 - (2) 手続移行
 - (3) 情報の共有
 - (4) 広報
- 4 まとめ

平成 22 年 3 月 民二、日本土地家屋調査士会連合会

【130】大規模災害からの復興に関する法律等の施行に伴う筆界特定の手続に関する事務の取扱いについて

- 1 筆界特定の手続に関する事務の取扱い
 - (1) 筆界特定の申請に関する不登法の特例

復興法に基づく復興のための特別の措置として、復興整備事業の実施主体は、不登法第 131 条第 1 項の規定にかかわらず、次のアからウまでの要件の下に、筆界特定の申請をすることができる。

ア 申請人が復興法第 10 条第 6 項の規定により公表された復興計画に記載された復興整備事業の実施主体であり、当該事業が土地収用法第 26 条第 1 項、公共用地の取得に関する特別措置法第 10 条第 1 項又は都市計画法第 62 条第 1 項の規定より告示されたものであること。

イ その全部又は一部がアの復興整備事業の実施区域として定められた土地の区域内に所在する土地を不登法第 123 条第 3 号に規定する一筆の土地とするものであること。

ウ 対象土地の所有権登記名義人等（その所在が判明しない者を除く。）の承諾があること。この場合における所有権登記名義人等は、対象土地の

双方の所有権登記名義人等がこれに当たり、対象土地の一方又は双方が数人の共有に属するものであるときは、その共有者全員がこれに当たる。

(2) 筆界特定申請情報の特例

筆界特定の申請人が(1)に基づいて筆界特定の申請をする者であるときは、不登規則第207条第2項各号に掲げるもののほか、申請人が復興法第36条第1項の規定に基づいて申請をする者である旨を筆界特定申請情報としなければならない。

(3) 筆界特定添付情報の特例

ア 筆界特定の申請人が(1)に基づいて筆界特定の申請をする者であるときは、不登規則第209条第1項各号に掲げるもののほか、次の(ア)から(ウ)までに掲げる情報を法務局又は地方法務局に提供しなければならない。

(ア) 申請人が(1)の復興整備事業の実施主体であることを証する情報(具体的には、公表された復興計画の写し及び土地収用法等の規定による告示が掲載された公報等の写しがこれに当たる。)

(イ) 対象土地の全部又は一部が当該復興整備事業の実施区域として定められた土地の区域内に所在することを証する情報(具体的には、(ア)に掲げる公表された復興計画の写し及び土地収用法等の規定による告示が掲載された公報等の写しに、実施区域を表示する図面、図書等の写しを併せたものがこれに当たる。)

(ウ) 対象土地の所有権登記名義人等の承諾を証する当該所有権登記名義人等が作成した情報(具体的には、対象土地の所有権登記名義人等の承諾を証する当該所有権登記名義人等が作成した情報については、復興整備事業の実施主体である申請人が(1)の筆界特定を申請することを承諾する旨を記録した当該所有権登記名義人等が作成した情報がこれに当たる。)

対象土地の所有権登記名義人等のうちにその所在が判明しない者がある場合にあつては、その者についてはその所在が判明しないことを証する申請人が作成した情報(当該者が個人である場合にあつては、申請人が当該個人の所在を把握すべく実施した調査の内容及びその結果を記録した情報に当該調査の内容を裏付ける資料を添付したものが、当該者が法人である場合にあつては、申請人が当該法人の本店又は主たる事務所及びその代表者の所在を把握すべく実施した調査の内容並びにその結果を記録した情報にその調査の内容を裏付ける資料を添付したものが、それぞれこれに当たる。)

イ ア（ウ）の情報を記載した書面には、その作成者が署名し、又は記名押印しなければならない。なお、記名押印がされた当該書面には、当該記名押印した者の印鑑に関する証明書を添付することを要しない。

(4) 筆界特定の手続中に対象土地の所有権登記名義人等の所在が判明した場合の取扱い等

（１）による筆界特定の申請がされた場合における対象土地の所有権登記名義人等は、筆界特定の手続における関係人に当たるので、このうちその所在が判明しない者について筆界特定の申請の通知等を行う場合には、対象土地を管轄する法務局又は地方法務局の掲示場に掲示することによって行い、掲示を始めた日から２週間を経過したときに、当該通知が関係人に到達したものとみなされることとなる。

この場合において、筆界特定の手続開始後、当該者の所在が判明したときは、不登法第１３３条第２項後段の規定により筆界特定の申請の通知が関係人に到達したものとみなされる日から起算して１週間を経過する日までの間に、当該者から（１）による筆界特定の申請を承諾しない旨の書面による申出があったときに限り、不登法第１３２条第１項第２号に該当するものとして、当該申請を却下するものとする。なお、当該書面には、作成者が署名し、又は記名押印しなければならないものとする。

(5) 筆界特定の申請の手数料について

（１）による筆界特定の申請の手数料については、不登法第１３１条第１項の規定による通常の筆界特定の申請における手数料と同じである。

(6) その他の留意点

（１）の申請をしようとする復興整備事業の実施主体から事前相談がされた場合には、申請に係る筆界に関する資料の状況等について、積極的に応ずるものとする。また、筆界特定の手続中においても、申請人である復興整備事業の実施主体との間で、柔軟な協議を行うものとする。

２ 復興特区法に係る筆界特定の手続に関する事務の取扱い

復興法に係る筆界特定の手続に関する事務の取扱いは、復興特区法第７３条第１項の規定により復興整備事業の実施主体が申請する筆界特定の手続について準用するものとする。

平成 25 年 8 月 20 日 民二第 364 号民事局長通達

第５ その他

【131】土地家屋調査士補助者による登記識別情報の通知の受領の可否について

土地家屋調査士補助者が「補助者証」及び「特定事務指示書」を提示してする登記識別情報の通知を受領する取扱いは差し支えないとされた。

平成 17 年 11 月 9 日 民二第 2598 号民事局民事第二課長通知

【132】土地家屋調査士補助者による登記識別情報の通知の受領について

土地家屋調査士会補助者規則（モデル）の一部改正（土地家屋調査士会員が補助者に登記識別情報の通知を受領する事務（特定事務）を行わせるときは、6 か月以上継続して勤務している補助者に限定しているが、特定事務を行わせるための補助者の勤務期間を 2 か月に短縮する）

平成 24 年 4 月 27 日 民二第 1110 号民事局民事第二課長通知

【133】コンビニエンスストアにおいて交付された印鑑証明書及び住民票の写しの取扱いについて

コンビニエンスストアにおいて印鑑証明書及び住民票の写し（証明書等）を交付するサービス（コンビニ交付）による証明書等を用いて登記・供託の申請等の手続がされた場合の取扱い

- 1 コンビニ交付に係る証明書等を提供して不動産登記の申請がされた場合には、証明書等の「表面」について、地紋紙等の専用紙による証明書等に対して現在行っている審査と同様の審査を行い、「裏面」について、専用の読取機を使用して偽造防止検出画像の確認を行う。
- 2 上記の方法による審査を行ってもなお証明書等の真贋について疑義があるときは、当該証明書等を発行した市区町村に対して偽造の有無等を問い合わせて確認をする。この場合には、当該確認を行った旨を申請情報又は証明書等の適宜の欄に記載する。
- 3 商業・法人登記、動産譲渡登記、債権譲渡登記及び供託の事務においてコンビニ交付に係る証明書等が提出された場合には、不動産登記の場合に準じて取り扱う。

平成22年1月29日 民二・民商第240号民事局民事第二課長・民事局商事課長通知